

災害補償の手引

令和6年3月

地方公務員災害補償基金東京都支部

はじめに

本年は、地方公務員災害補償法が昭和42年12月に施行されて以来、57年目にあたりますが、この間、公務災害の発生状況も多様化し、過労やストレスによる精神疾患や心・脳血管疾患が年々増加しています。

地方公務員災害補償基金東京都支部は、災害が発生した場合のセーフティネットとして公務災害（通勤災害）の認定、各種補償の決定を行っていますが、被災職員に対して迅速かつ公正な補償がなされるためには、各任命権者（補償事務担当者）が、地方公務員災害補償制度に対する理解を深め、被災職員等に対して適切な指導、助言をタイミングよく行うことが大切です。

時代とともに災害の態様も変化し、事実関係の調査や確認など困難を伴う事例も増加傾向にありますが、皆様の協力を得て、今後も一層迅速・公正な補償の実施に努めていきたいと考えています。

この手引をご活用いただくことで、補償事務を円滑に進める一助となれば幸甚です。

最後となりますが、職員が災害に遭うこと自体、その職員や家族の生活はもちろん、職場にとっても大きな損失となりますので、組織を挙げて一層、災害の発生防止に努めていただきますようお願い申し上げます。

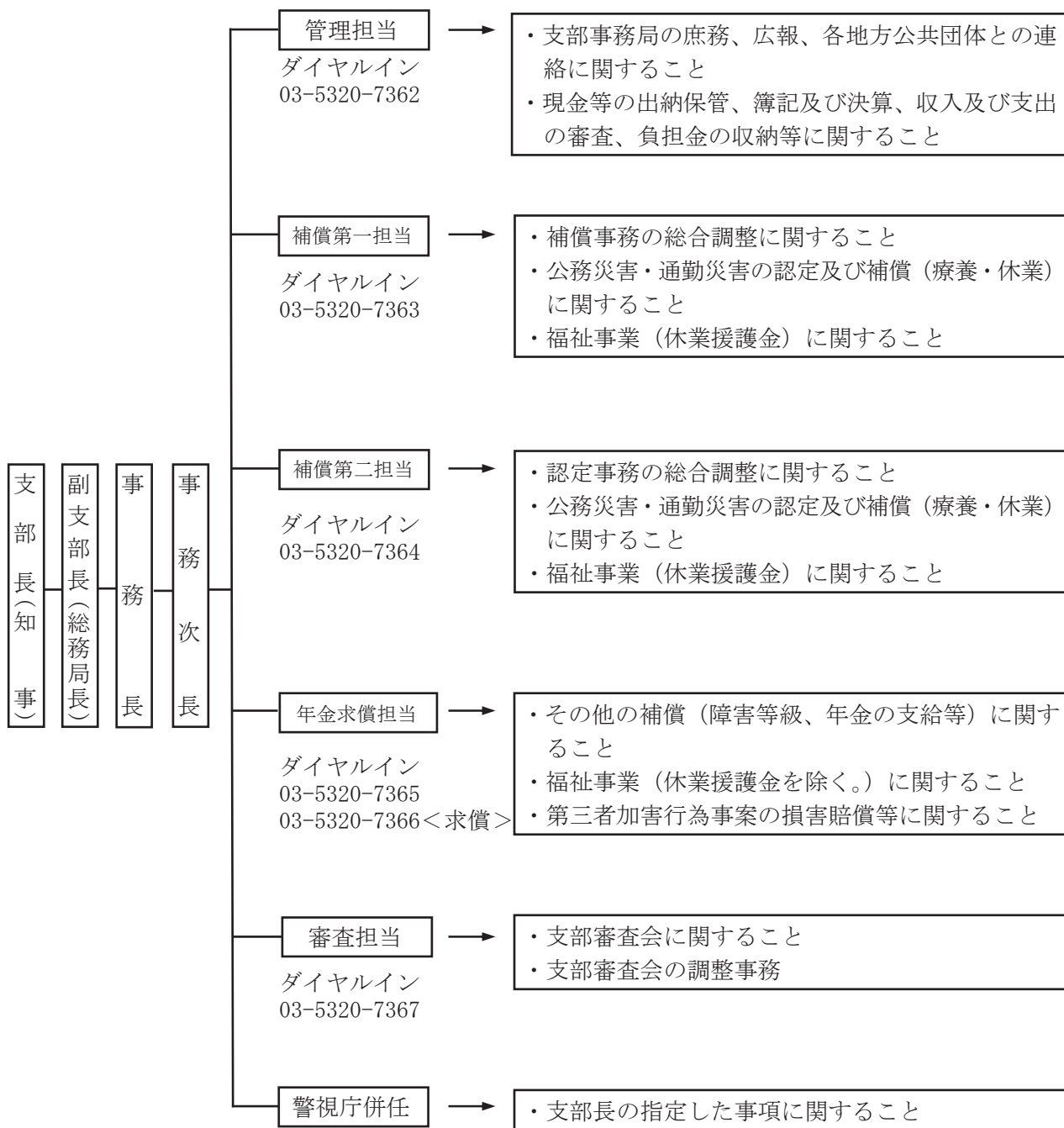
令和6年3月

地方公務員災害補償基金東京都支部

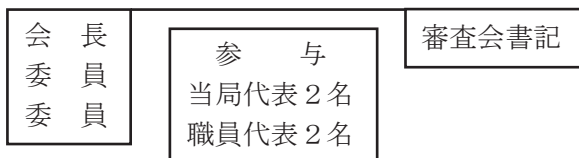
事務長 三木 暁朗

基金東京都支部事務分担表

(令和5年4月1日現在)



基金東京都支部審査会



目 次

第1章	地方公務員災害補償制度の概要	1
第1	地方公務員等の災害補償制度	1
1	地方公務員災害補償制度の目的及び特色	1
2	地方公務員災害補償制度の適用関係	1
3	地方公務員災害補償基金	4
第2	地方公務員災害補償の内容	5
1	補償	5
(1)	補償の種類	5
(2)	福祉事業の種類	7
2	補償を受ける手続	9
(1)	特色	9
(2)	認定手続	9
(3)	補償手続	9
(4)	標準処理期間	10
(5)	補償の流れ	12
3	時効	14
4	損害賠償との調整等	14
5	不服申立て等	15
(1)	補償に関する決定に対する不服申立て	15
(2)	福祉事業の決定に対する不服の申出	16
第3	費用の負担	17
1	負担金の意義	17
2	負担金の種類	17
3	負担金の算定	17
4	メリット制の概要	19
5	職種区分及び範囲	19
第4	基金における個人情報等の取扱い	22
1	文書（情報）の開示制度	22
2	個人番号（マイナンバー）について	22
3	その他	23
第2章	公務災害及び通勤災害の認定	25
第1節	公務災害の認定	25
第1	公務災害とは	25
第2	公務災害の認定基準	26
1	公務上の負傷の認定	26
(1)	自己の職務遂行中の負傷	26
(2)	職務遂行に伴う合理的行為中の負傷	27

(3) 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷	28
(4) 救助行為中の負傷	28
(5) 防護行為中の負傷	28
(6) 出張又は赴任の期間中の負傷	28
(7) 出勤又は退勤途上の負傷	29
(8) レクリエーション参加中の負傷	30
(9) 設備の不完全又は管理上の不注意による負傷	30
(10) 宿舍の不完全又は管理上の不注意による負傷	31
(11) 職務遂行に伴う怨恨による負傷	31
(12) 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷	31
(13) その他公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな負傷	31
2 公務上の疾病の認定	32
(1) 公務上の負傷に起因する疾病	32
(2) 規則別表第1第2号から第9号までに掲げる疾病	33
(3) 公務に起因することが明らかな疾病	36
3 公務上の障害又は死亡の認定	36
第3 特定の疾病等の認定基準等	37
○腰痛等の公務災害の認定について	37
○上肢業務に基づく疾病の公務災害の認定について	39
○心・血管疾患及び脳血管疾患の公務災害の認定について	41
○精神疾患等の公務災害の認定について	43
○石綿による健康被害にかかる公務災害の認定について	47
○針刺し事故等血液汚染事故の公務災害の取扱いについて	50
第4 認定請求の手續	53
第5 認定請求の取下げ	55
第6 認定及び結果の通知	56
○認定請求書添付資料一覧（公務災害）	57
○認定請求時のチェックポイント（公務災害の場合）	59
第2節 通勤災害の認定	60
第1 通勤災害とは	60
第2 通勤の範囲	62
1 「勤務のため」について	62
2 「住居」について	62
3 「勤務場所」について	63
4 通勤の「始点」、「終点」について	63
5 「合理的な経路及び方法」について	63
6 「逸脱」・「中断」について	64
7 「日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるもの」について	65
第3 通勤による災害の認定	68
第4 認定請求の手續	68

第5	認定請求の取下げ	69
第6	認定及び結果の通知	69
	○認定請求書添付資料一覧（通勤災害）	70
	○認定請求時のチェックポイント（通勤災害の場合）	71
第3節	追加・再発認定請求の手続	72
第1	追加認定請求の手続	72
第2	再発認定請求の手続	72
	記載例1 公務災害認定請求書（一般災害の場合）	74
	記載例2 公務災害認定請求書（腰部疾患の場合）	79
	記載例3 通勤災害認定請求書（住居と勤務場所との間の往復の場合）〔交通事故〕	87
	記載例4 通勤災害認定請求書（兼業及び単身赴任者の住居間の移動の場合）	92
	記載例5 追加の公務災害認定請求書	94
	記載例6 再発の公務災害認定請求書	96
	記載例7 第三者行為による災害届書	99
第3章	補償の内容及び請求手続等	109
第1節	療養補償	109
第1	療養補償の内容	109
1	診察	109
2	薬剤又は治療材料の支給	110
3	処置、手術その他の治療	111
4	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護	112
5	病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護	113
6	移送	114
第2	手続（療養の開始から終了まで）	115
1	療養の開始	115
2	療養中	117
3	療養の終了	117
	○療養補償の請求手続について	119
	○療養補償請求書（様式第6号）に添付する書類一覧	121
	○療養補償請求書（様式第6号）のチェックポイント	122
	○共済組合員証を提示して受診したときの手続きについて	125
	記載例8 療養の給付請求書	126
	記載例9 療養費請求書	127
	記載例10 療養費請求書（柔道整復師用）	129
	記載例11 療養補償請求書（診療費）（受領委任の場合）	131
	記載例12 療養補償請求書（薬局）（受領委任の場合）	136
	記載例13 療養補償請求書（診療費）（自己負担した場合）	139
	記載例14 療養補償請求書（その他の療養費）（自己負担した場合）	141
	記載例15 移送費明細書	143

記載例16	看護証明書	144
記載例17	同意書	145
記載例18	転医届	146
記載例19	個室・上級室証明書	147
記載例20	補装具証明書	148
記載例21	治ゆ報告書	149
第2節	休業補償	150
第1	休業補償の内容	150
1	内容	150
2	支給要件	150
3	支給額の算出方法	151
4	職員の受ける給与の額	153
5	給与水準の改定等による差額請求	154
6	他の法令による給付との調整	155
第2	休業援護金（福祉事業）	155
1	趣旨	155
2	支給対象	155
3	支給額の算出方法	156
4	給与水準の改定等による差額請求	156
第3	休業補償等の請求（申請）手続	156
1	手続の流れ	156
2	請求に際しての注意事項	157
第4	通勤災害に係る一部負担金	158
1	趣旨	158
2	内容	158
	○休業補償請求時のチェックポイント	159
記載例22	休業補償請求書（全部休業のみの場合）	160
記載例23	休業補償請求書（一部休業がある場合等）	163
記載例24	休業補償請求書（離職者用）	169
記載例25	休業補償請求書（差額）	173
第3節	傷病補償年金	178
第1	傷病補償年金の内容	178
1	支給要件	178
2	支給額	178
3	他の法令による給付との調整	179
4	支給期間等	179
5	休業補償との内払い	179
第2	傷病補償年金に伴う福祉事業	180
1	傷病特別支給金	180
2	傷病特別給付金	180

第3	傷病補償年金等の支給（申請）手続	181
1	傷病補償年金の支給手続	181
2	傷病補償年金に伴う福祉事業の申請手続	181
第4	受給権者の報告等	181
	記載例26 傷病特別支給金等申請書	182
第4節	障害補償	185
第1	障害補償の内容	185
1	支給要件	185
2	支給額	185
3	他の法令による給付との調整	188
4	支給期間等	188
第2	障害補償に伴う福祉事業	189
1	障害特別支給金	189
2	障害特別援護金	189
3	障害特別給付金	190
第3	障害補償等の請求（申請）手続	191
第4	受給権者の報告等	191
第5	障害補償年金前払一時金	192
第6	障害補償年金差額一時金等	193
1	障害補償年金差額一時金	193
2	障害差額特別給付金	194
	記載例27 障害補償年金請求書	197
	記載例28 障害補償一時金請求書	200
第5節	介護補償	203
第1	補償の内容	203
第2	介護を要する状態にある障害	203
第3	支給額	204
第4	請求手続等	205
	記載例29 介護補償請求書	207
第6節	遺族補償	208
第1	遺族補償の内容	208
1	遺族補償年金	208
2	遺族補償一時金	212
第2	遺族補償に伴う福祉事業	214
1	遺族特別支給金	214
2	遺族特別援護金	214
3	遺族特別給付金	214
第3	遺族補償等の請求（申請）手続	215
1	遺族補償年金等の請求（申請）手続	215
2	遺族補償一時金等の請求（申請）手続	216

第4	受給権者の報告等	216
第5	遺族補償年金前払一時金	216
第6	特例遺族	219
	○遺族補償請求書の添付書類一覧	220
	記載例30 遺族補償年金請求書	221
	記載例31-1,2 遺族補償一時金請求書（法第36条第1号該当）	224
	記載例32 遺族補償一時金請求書（法第36条第2号該当）	230
第7節	葬祭補償	234
第1	葬祭補償の内容	234
第2	葬祭補償の請求手続	234
	記載例33 葬祭補償請求書	235
第8節	未支給の補償	236
第1	未支給の補償の内容	236
第2	未支給の補償の請求手続	236
	記載例34 未支給の補償請求書	237
第9節	特殊公務に従事する職員の特例	238
第1	特殊公務災害の特例	238
第2	特殊公務災害に係る補償等の請求（申請）手続	239
第10節	船員である職員の特例	240
第1	船員の特例	240
第2	船員に係る補償等の請求（申請）手続	242
第11節	公務で外国旅行中の職員の特例	243
第12節	補償等の制限	244
第1	補償制限	244
第2	福祉事業の支給の制限	244
第4章	福祉事業	245
第1	福祉事業の内容	245
1	外科後処置	245
2	補装具	246
3	リハビリテーション	246
4	アフターケア	246
5	在宅介護を行う介護人の派遣（ホームヘルパー派遣事業）	264
6	長期家族介護者援護金	265
7	旅行費の支給	265
8	奨学援護金	266
9	就労保育援護金	268
10	公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助	269
11	公務上の災害を防止する対策の調査研究	270
12	公務上の災害を防止する対策の普及及び推進	270

13	補償に伴う福祉事業	270
第2	福祉事業の申請手続	271
1	原則として福祉事業の支給を求めるに当たり事前に承認を要するもの	271
2	申請により支給するもの	271
第3	未支給の福祉事業	271
1	未支給の福祉事業の内容	271
2	未支給の福祉事業の申請手続	272
	記載例35 福祉事業（補装具）申請書	273
	記載例36 福祉事業（奨学援護金）申請書	274
	記載例37 福祉事業（アフターケア）申請書	275
第5章	平均給与額	277
第1節	平均給与額の算定	277
第1	基本的事項	277
1	算定の基礎となる給与の種類	277
2	算定方法の種類	277
3	1か月当たりの通勤手当の算定方法	279
第2	各算定方法の内容	280
1	法第2条第4項本文による計算（原則計算）	280
2	法第2条第4項ただし書による計算（最低保障計算）	282
3	法第2条第6項による計算（控除計算）	284
4	規則第3条第1項による計算（過去3か月間に支払われた給与がない場合等の計算）	288
5	規則第3条第2項による計算（採用の日に災害を受けた場合の計算）	290
6	規則第3条第3項による計算（比較計算）	290
7	規則第3条第4項による計算 （災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償事由が生じた場合の計算）	292
8	規則第3条第6項による計算（基金が総務大臣の承認を得て定める場合の計算）	293
第3	その他の算定方法	293
1	最低保障額（規則第3条第7項）	293
2	休業補償に係る平均給与額の最低限度額及び最高限度額（法第2条第13項）	293
3	年金たる補償に係る平均給与額の自動改定（法第2条第9項）と 最低限度額及び最高限度額の適用（法第2条第11項）	294
4	派遣法による派遣の場合の平均給与額	294
5	派遣された職員が派遣をした地方公共団体等に復帰した場合における平均給与額の 計算の特例	294
第4	給与改定に伴う平均給与額の再計算	295
第5	平均給与額の最低限度額及び最高限度額	296
第6	平均給与額のスライド率早見表	298
第7	平均給与額の最低保障額早見表	299
第2節	平均給与額算定書の記入留意事項	300

第6章	第三者加害事案	305
第1	第三者加害事案の成立要件	305
1	第三者の定義	305
2	不法行為	305
第2	補償と損害賠償との調整	307
1	補償先行と示談先行	307
2	補償方針の選択	307
3	補償方針選択後の留意事項	308
第3	交通事故にあった場合の対応	310
1	警察に対する事故届	310
2	第三者の連絡先等の確認	310
3	第三者に対する公務（通勤）災害補償制度の説明	310
4	現場写真の撮影と目撃者の確保等	310
5	自動車保険の契約関係の把握	311
第4	損害保険	311
1	自賠責保険	311
2	任意保険	312
3	人身傷害補償保険	312
4	個人賠償責任保険（火災保険、自動車保険等）	313
第5	示談	313
1	示談の定義	313
2	示談の効果	313
3	請求可能な損害	313
4	示談交渉の相手方	314
5	示談の時期	314
6	示談書の作成	315
第7章	基金における不服審査制度	319
第1	不服申立制度	319
第2	支部審査会に対する審査請求	319
1	地方公務員災害補償制度と審査請求	319
2	支部審査会とその機構	320
3	審査請求をすることのできる処分	320
4	審査請求人	321
5	審査請求の提起・承継・取下げ	321
6	審理の手続	324
7	裁決	326
8	審査請求の効果	327
第3	本部審査会に対する再審査請求	328

1	再審査請求の根拠と審査機関	328
2	再審査請求の対象と再審査請求人	328
3	再審査請求手続と審理手続	328
第4	訴訟の提起	328
1	訴訟提起の対象となる処分等	328
2	訴訟を提起できる者と取消理由の制限	329
3	出訴期間	329
4	管轄裁判所	329
第5	福祉事業の決定に対する不服の申出	330
1	不服の申出	330
2	申出の方式	330
3	申出の審査	331
4	申出の審査の結果の措置	331
5	その他	331
	○審査請求書	332
	○委任状	334
参考	1 傷病等級早見表	335
	2 障害等級早見表	336
	3 主な指定医療機関及び指定福祉事業機関一覧表	340
事項索引		349

凡 例

地公災法又は法	地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）
施行令又は令	地方公務員災害補償法施行令（昭和 42 年政令第 274 号）
施行規則又は	地方公務員災害補償法施行規則（昭和 42 年自治省令第 27 号）
規定	地方公務員災害補償基金定款（昭和 42 年自治許第 591 号）
業 務 規 程	地方公務員災害補償基金業務規程（昭和 42 年地基規程第 1 号）
地 公 法	地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）
行 服 法	行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）
国 公 災 法	国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）
劳 災 法	労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
劳 審 法	労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和 31 年法律第 126 号）
行 訴 法	行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）
地 共 済 法	地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
裁 判 所 法	裁判所法（昭和 22 年法律第 59 号）
自 賠 法	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）
国 賠 法	国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）
民 法	民法（明治 29 年法律第 89 号）
道 交 法	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
派 遣 法	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和 62 年法律第 78 号）

第1章 地方公務員災害補償制度の概要

第1章 地方公務員災害補償制度の概要

第1 地方公務員等の災害補償制度

地方公務員等の災害補償に関する法律として、昭和42年12月1日に施行された地方公務員災害補償法（以下「法」という。）があります。この法律は、一般職、特別職を問わずほとんどの地方公務員等に適用され、国家公務員災害補償法、労働者災害補償保険法（以下「労災法」という。）とも均衡が図られています。

1 地方公務員災害補償制度の目的及び特色

地方公務員災害補償制度（以下「災害補償制度」という。）は、地方公務員等が公務^(注)上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、もって地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です（法第1条）。

この災害補償制度の大きな特徴は、公務上の災害について使用者の無過失責任主義をとり、地方公共団体等に過失がなくても補償義務が発生するものとされることです。民法上の損害賠償は原則として過失責任主義をとっており、この点において異なるものです。

また、通勤による災害についても、使用者の支配下でない通勤途上の災害について補償が行われるという点で、民法上の損害賠償とは異なります。

さらに、災害補償制度は、一部に年金制が採り入れられており、加えて、補償を超えた福祉事業も行うこととされており、被災職員及びその遺族の生活の安定と被災職員の社会復帰の促進を考慮した制度であり、賠償責任保険的な性格とは異なった制度となっています。

（注）「公務」には、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の業務を含みます。

2 地方公務員災害補償制度の適用関係

地方公務員等の公務上の災害（以下「公務災害」という。）又は通勤による災害（以下「通勤災害」という。）に対する補償は、法に定める「職員^(注)」については法の規定により地方公務員災害補償基金がその実施に当たり、非常勤職員については法に基づく条例又は労災法、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の規定により地方公共団体等が補償を実施する仕組みとなっています（法第1条、法第2条、法第69条、令第1条、地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について（昭和42年9月20日自治省告示第150号）第1号）。

（注）「職員」とは次に掲げる者をいいます。

1 常勤職員

(1) 常時勤務に服することを要する地方公務員

- (2) 一般地方独立行政法人の役員(地方独立行政法人法第 12 条に規定する役員をいう。) 及び一般地方独立行政法人に使用される者で、一般地方独立行政法人から給与を受けるもの(以下「一般地方独立行政法人の役職員」という。)のうち常時勤務することを要する者
- 2 非常勤職員のうち次の(1)、(2)又は(3)に該当する者
- (1) 定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者)、暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年 6 月 11 日 法律第 63 号)附則第 6 条)、任期付短時間勤務職員(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成 14 年 5 月 29 日 法律第 48 号)第 5 条)、地方公務員の育児休業等に関する法律における育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年 12 月 24 日 法律第 110 号)第 18 条第 1 項)
- (2) 常勤的非常勤職員
- ① 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日(昭和 63 年 4 月 1 日前の期間については 22 日、昭和 63 年 4 月 1 日から平成 4 年 5 月 1 日前の期間については 20 日)以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの(令第 1 条第 1 項第 2 号)
- ② 常時勤務することを要しない一般地方独立行政法人の役職員のうち、常時勤務することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日が 18 日以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの(令第 1 条第 2 項)
- (3) (1)及び(2)以外の常時勤務に服することを要しない地方公務員及び一般地方独立行政法人の役職員のうち、船員法(昭和 22 年法律 100 号)第 1 条に規定する船員であって労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)別表第一に掲げる事業に従事するもの

地方公務員等について、これら関係法令等の適用関係及び補償実施機関^(注)をまとめてみると、次ページのとおりです。

(会計年度任用職員等の非常勤職員は、上記「(2) 常勤的非常勤職員」に該当する場合のみ法適用となります。)

区分	身分	地方公務員				非公務員	
	所属	地方公共団体		特定地方独立行政法人		一般地方独立行政法人	
	職種	一般職	特別職	職員 (一般職)	役員等 (特別職)	職員	役員
常勤職員	全職員	地方公務員災害補償法					
常時勤務に服することを要しない職員	・定年前再任用 短時間勤務職員 ・暫定再任用 短時間勤務職員 ・任期付 短時間勤務職員 ・育児短時間勤務に伴う 短時間勤務職員	地方公務員 災害補償法		地方公務員 災害補償法			
	常勤的非常勤職員	地方公務員災害補償法					
	労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される船員法第1条に規定する船員	地方公務員災害補償法					
	議会の議員、行政委員会の委員、地方公共団体の附属機関の委員、統計調査員等他の法令の適用を受けない者 〔労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業に雇用される者〕	地方公務員災害補償法に基づく条例		労働者災害補償保険法			
	水道、交通、清掃、病院、学校など労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される者 (船員法第1条に規定する船員を除く)	労働者災害補償保険法		労働者災害補償保険法			
	・消防団員 ・水防団員		消防組織法、水防法及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律				
・学校医 ・学校歯科医 ・学校薬剤師		公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律			労働者災害補償保険法		

・この表は令和5年4月1日以降に係るもの。

(注) 「補償実施機関」は以下のとおり。
 ・地方公務員災害補償法(条例を除く。) …地方公務員災害補償基金
 ・労働者災害補償保険法 …国(厚生労働省所管)
 ・地方独立行政法人の使用者たる役員 …当該地方独立行政法人
 ・上記以外 …地方公共団体等

3 地方公務員災害補償基金

(1) 地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）は、法によって設置された法人で、職員が公務災害又は通勤災害を受けた場合にこれに対する補償の実施を被災職員の属する地方公共団体等に代わって行うものとされています。基金は、地方公共団体等の補償義務の代行機関であるといふことができます（法第3条）。このように基金を設置して補償を行わせることとしたのは、

- ① 多数分立している地方公共団体等又は各任命権者が、独自に補償を行うことによって生ずる決定（公務上外認定、障害等級決定、受給権者の決定等）の不均衡による弊害を全国的規模の観点から調整・排除することができること。
- ② 財政力の乏しい地方公共団体等においても、基金の設置によって負担金という経常的支出によって、支出の年度間調整を図ることができること。

以上のことから、補償の迅速かつ公正な実施を確保することができ、法第1条の目的を実現できるとしたからです。

(2) 基金は、主たる事務所（本部）を東京都に、従たる事務所（支部）を各都道府県及び政令指定都市に設置し、本部に理事長、支部に支部長を置いて、事務の運営を図っています（法第4条、法第8条、法第52条～第55条、定款第2条、定款第3条）。

(3) 基金は、理事長から、公務上外及び通勤災害該当・非該当の認定、補償の実施、求償権の行使、負担金の収納等の権限を支部長に委任しています（法第24条、定款第20条～第22条、業務規程第4条）。

(4) 補償に要する費用及び基金の事務に要する費用は、各地方公共団体からの負担金で賄われています（法第49条、法第50条）。

第2 地方公務員災害補償の内容

1 補償

(1) 補償の種類

基金により行われる補償の種類及びその内容の概略は次表のとおりです。

なお、船員法第1条に規定する船員である職員については、予後補償及び行方不明補償等の特例が設けられています（法第46条の2、令第3条～第8条）。

補償の種類	補償事由	補償内容	根拠規定
1 療養補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合	必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給します。療養の範囲は次のとおりです（療養上相当と認められるものに限る。）。 (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (6) 移送	法第26条 法第27条
2 休業補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務できない場合で、給与を受けないとき	1日につき平均給与額の60%に相当する金額を支給します。ただし、傷病補償年金を受ける者又は刑事施設等に拘禁若しくは収容されている者には行われません。	法第28条 法第28条の2第3項
3 傷病補償年金	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養の開始後1年6か月を経過しても治らず、その障害の程度が規則別表第2に定める傷病等級に該当する場合	第1級から第3級までの障害の状態に応じ、年金を支給します。	法第28条の2
4 障害補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき規則別表第3に定める程度の障害が残った場合	障害の程度により、第1級から第7級までは年金を、第8級から第14級までは一時金を支給します。	法第29条
5 介護補償	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者で、規則別表第4に定める程度の障害を有し、常時又は随時介護を受けている場合	常時又は随時介護を受ける場合に、通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を、当該介護を受けている期間（病院等に入院している間又は障害者支援施設等に入所している間を除く。）支給します。	法第30条の2

補償の種類	補償事由	補償内容	根拠規定
6 遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合	(1) 遺族補償年金 配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（ただし、妻以外の者にあつては18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの又は60歳以上のもの（一定の障害の状態にあるものを除く。))で、職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持していたものに対し、年金を支給します。 (2) 遺族補償一時金 ア (1)に掲げる要件に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹等に対し、一時金を支給します。 イ 遺族補償年金の受給権者の受給権が消滅し、他に同年金を受けることができる者がいないときは、アの場合に支給される一時金の額をまず算定し、その額から、既に支給した年金及び前払一時金の額の合計額を控除して残額があれば、これを一時金として上記アの者に支給します。	法第31条～第39条 法附則第7条 法附則第7条の2 令附則第2条
7 葬祭補償	公務又は通勤により死亡した場合	遺族等であつて社会通念上葬祭を行うとみられる者（現実に葬祭を行った者があるときは、その者）に対し、315,000円に平均給与額の30日分に相当する金額を加えた金額（この額が平均給与額の60日分に相当する金額に満たないときは、平均給与額の60日分に相当する金額）を支給します。	法第42条 令第2条の2 令附則第1条の2
8 障害補償年金差額一時金	障害補償年金の受給権者が死亡した場合	障害補償年金の受給権者が死亡した場合において、既に支給した年金及び前払一時金の額の合計額が一定の額に満たないときはその遺族に対し、その差額を支給します。	法附則第5条の2 規則附則第4条
9 障害補償年金前払一時金	障害補償年金の受給権者が申し出た場合	障害補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給します。	法附則第5条の3 規則附則第4条の2～第4条の4
10 遺族補償年金前払一時金	遺族補償年金の受給権者が申し出た場合	遺族補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給します。	法附則第6条 規則附則第4条の5～第4条の8

(2) 福祉事業の種類

基金は、公務災害又は通勤災害を受けた職員及びその遺族の福祉に関して必要な事業をするよう努めなければならないものとされています（法第 47 条、規則第 38 条）。

福祉事業は、金銭給付をもって定型的に行われる補償のみによっては、必ずしも十分に被災職員及びその遺族の生活の安定、福祉の維持向上を図り得ない面があると考えられるため講ぜられる施策ないし措置です。

基金により行われる福祉事業の種類及び内容の概略は次のとおりです。

福祉事業の種類	福祉事業の内容	根拠規定
1 外科後処置	規則別表第 3 に定める程度の障害が存する者のうち、義肢装着のための断端部の再手術等の処置が必要であると認められる者等に対して診察、薬剤又は治療材料の支給等の外科後処置を行います。	業務規程第 27 条
2 補装具の支給	規則別表第 3 に定める程度の障害が存する者に対し、義肢、義眼、補聴器、車椅子等の補装具の支給を行います。	業務規程第 27 条の 2
3 リハビリテーション	規則別表第 3 に定める程度の障害が存する者のうち、社会復帰のために身体的機能の回復等の措置が必要であると認められる者に対し、機能訓練等のリハビリテーションを行います。	業務規程第 27 条の 3
4 アフターケア	傷病が治癒した者のうち、外傷による脳の器質的損傷等一定の障害を有する者で規則別表 3 に定める程度の障害を有する者等に対し、円滑な社会生活を営むために必要な一定範囲の処置等を行います。	業務規程第 27 条の 4
5 休業援護金	休業による給与減等を補うことを目的として休業補償を受ける者等に対し、休業援護金を支給します。	業務規程第 28 条
6 在宅介護を行う介護人の派遣（ホームヘルパー派遣事業）	傷病補償年金の受給権者又は障害等級第 3 級以上の障害補償年金の受給権者のうち、居宅において介護を要する者に対し、基金の指定する事業者において介護人を派遣し、又は介護等の供与に必要な費用を支給します。	業務規程第 28 条の 3
7 奨学援護金	遺族補償年金の受給権者等であって学校等に在学する者等の学資の支弁を援護する目的で奨学援護金を支給します。	業務規程第 29 条
8 就労保育援護金	就業している遺族補償年金の受給権者等であって未就学である者の保育に係る費用を援護する目的で就労保育援護金を支給します。	業務規程第 29 条の 2
9 傷病特別支給金	傷病補償年金の受給権者に対し、見舞金の趣旨で傷病等級の区分に応じて傷病特別支給金を支給します。	業務規程第 29 条の 5
10 障害特別支給金	障害補償の受給権者に対し、見舞金の趣旨で障害等級の区分に応じて障害特別支給金を支給します。	業務規程第 29 条の 6
11 遺族特別支給金	遺族補償の受給権者に対し、弔慰・見舞金の趣旨で受給権者の区分に応じて遺族特別支給金を支給します。	業務規程第 29 条の 7
12 障害特別援護金	障害補償の受給権者に対し、生活を援護する趣旨で障害等級の区分に応じて障害特別援護金を支給します。	業務規程第 29 条の 8

福祉事業の種類	福祉事業の内容	根拠規定	
13 遺族特別援護金	遺族補償の受給権者に対し、生活を援護する趣旨で受給権者の区分等に応じて遺族特別援護金を支給します。	業務規程第29条の9	
14 傷病特別給付金	傷病補償年金の受給権者に対し、期末手当等の特別給を給付内容に反映させる趣旨で傷病特別給付金を年金として支給します。	業務規程第29条の10	
15 障害特別給付金	障害補償年金の受給権者に対しては年金として、障害補償一時金の受給権者に対しては一時金として、障害特別給付金を支給します(趣旨は傷病特別給付金に同じ。)	業務規程第29条の11	
16 遺族特別給付金	遺族補償年金の受給権者に対しては年金として、遺族補償一時金の受給権者に対しては一時金として、遺族特別給付金を支給します(趣旨は傷病特別給付金に同じ。)	業務規程第29条の13	
17 障害差額特別給付金	障害補償年金差額一時金を受けることとなった者等に対し、一時金として障害差額特別給付金を支給します。	業務規程第29条の14	
18 長期家族介護者援護金	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者(せき髄その他神経系統の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の著しい障害により、常に介護を要する者に限る。)が当該年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡した場合(その死亡が公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合を除く。)に、一定の要件を満たす遺族に対し、一時金として100万円を支給します。	業務規程第29条の19	
公務災害防止事業	19 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業	公務上の災害を防止するために必要な調査、研究、普及その他の活動を行う団体に対して、必要な情報の提供その他の援助を行います。	業務規程第29条の20
	20 公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業	公務上の災害に関する情報の収集、公務上の災害の発生状況、発生原因等の調査及び分析並びに公務上の災害を防止する対策の研究及び策定を行います。	業務規程第29条の21
	21 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業	地方公共団体等に対して、「公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業」による調査研究の成果の普及を行うとともに、公務上の災害を防止する対策を推進します。	業務規程第29条の22

2 補償を受ける手続

(1) 特 色

基金は、補償の事由が生じたときは、被災職員若しくは遺族又は葬祭を行う者(以下「被災職員等」という。)に対して補償を行う義務を負っています(法第 24 条第 1 項)。

補償の実施に当たって、傷病補償年金を除く各種補償(法第 25 条第 1 項)は、当該被災職員等の請求に基づいて行われる「請求主義」がとられています(法第 25 条第 2 項)。これは、基金が直接被災職員等と雇用関係を有せず、当該職員について補償事由が生じたことを最初から直接知り得る立場にないことから、被災職員等からの請求を待って初めて公務(通勤)災害の認定を行い、補償を行うというものです。

認定とは、災害が公務(通勤)災害によって生じたものであるか否かを判断する行為です。公務(通勤)災害は、災害が公務(通勤)によって生じたものであり、かつ公務(通勤)とその負傷(疾病)との間に相当因果関係があることが要件とされ、認定はすべての補償の基本となるものです。

(2) 認定手続

ア 被災職員等は、記載事項について所属長の証明を受け、任命権者を經由して、支部長に対し当該負傷又は疾病が公務災害又は通勤災害であるとの認定を求める請求を行います(規則第 30 条第 1 項、第 2 項、業務規程第 7 条)。

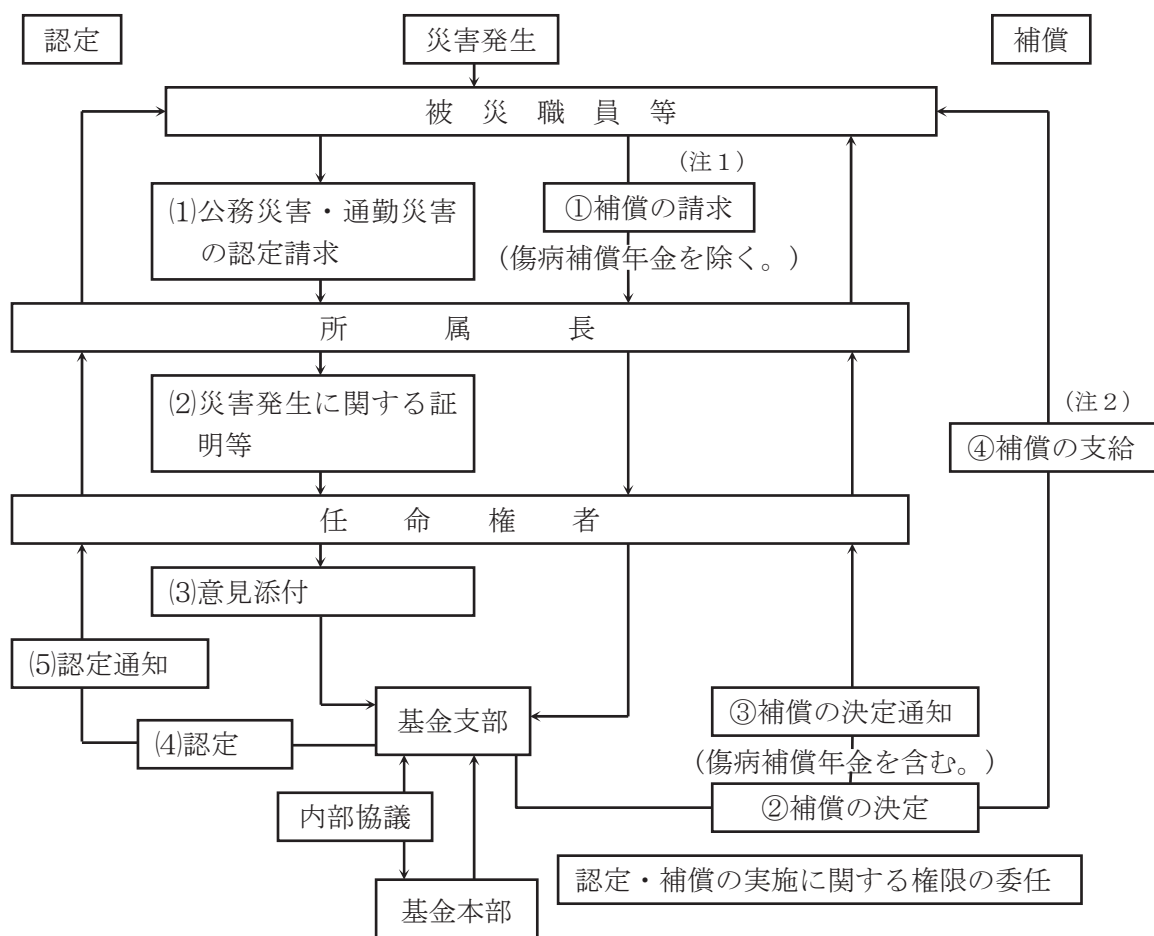
イ 任命権者は、提出されたこれらの請求書の記載内容を点検し、その職務上知り得た事実等から、当該災害の認定に関する意見を付し、支部長に送付します(法第 45 条第 2 項、業務規程第 7 条)。

ウ 支部長は、認定請求について内容を審査の上、当該災害が公務又は通勤により生じたものか否かを速やかに認定し、その結果を書面をもって被災職員等及び任命権者に通知します(法第 45 条第 1 項、規則第 30 条第 3 項、業務規程第 8 条)。

(3) 補償手続

被災職員等は、公務(通勤)災害であるとの認定を受けたら、直ちに所定の様式によって補償(傷病補償年金を除く。)の請求を行います。詳細は、P. 109～177「第 3 章 第 1 節 療養補償及び第 2 節 休業補償」を参照してください。

補償手続の流れを図示すると次のとおりです。



(注1) 福祉事業については「福祉事業の申請」となります。

(注2) 療養補償の請求手続及び書類の流れについては P. 119～120 を参照してください。

(4) 標準処理期間

行政手続法(平成5年法律第88号)第6条に基づき地方公務員災害補償の実施について、次ページのとおり標準処理期間が定められています。これによると任命権者における標準処理期間は「負傷」の場合1か月、「疾病」の場合は2か月とされていますので、事務担当者は、遺漏のないよう迅速かつ的確に処理することが必要です。

標準処理期間一覧

(単位：月)

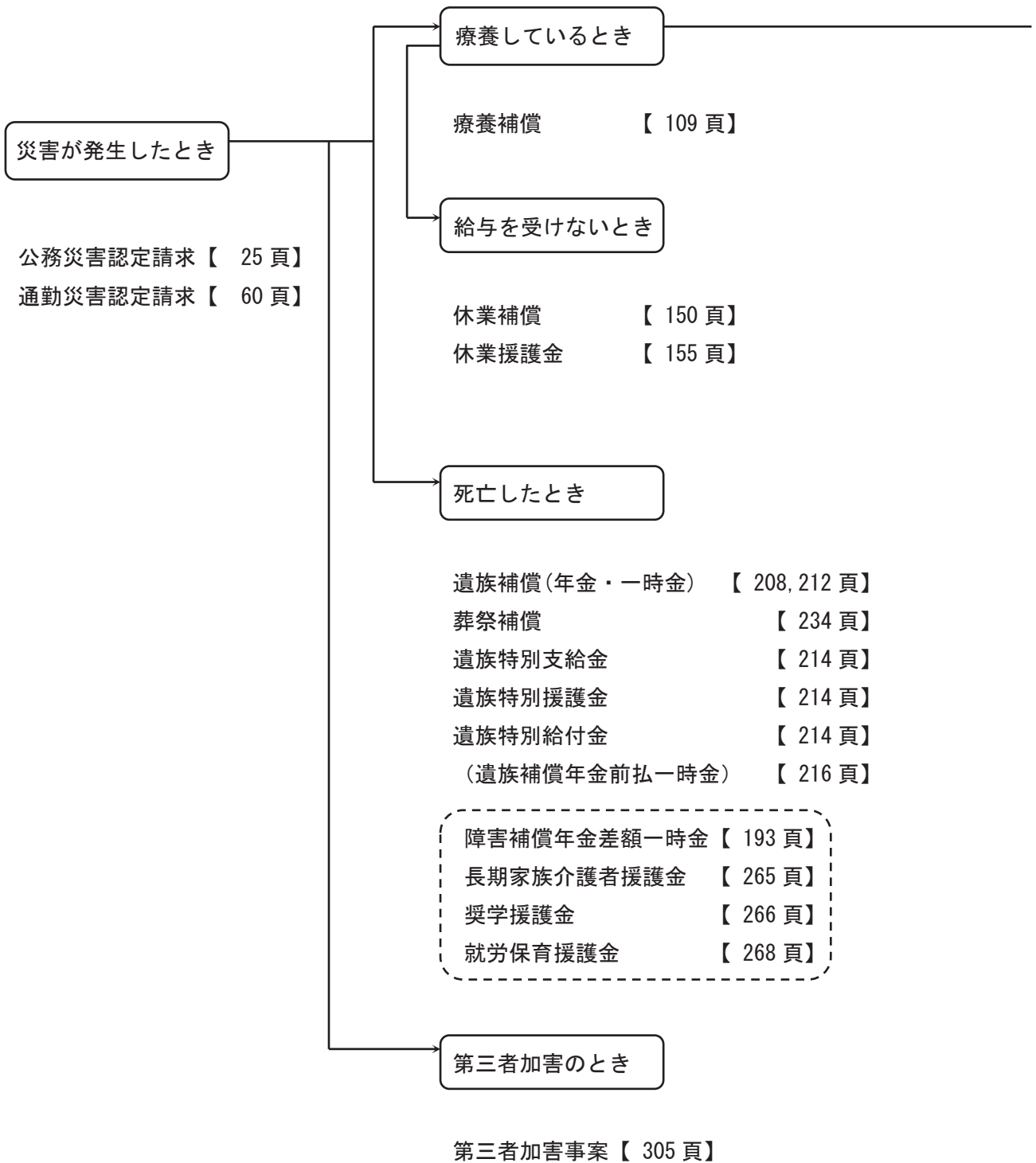
補償の種類	決 定 内 容	任命権者における標準処理期間	基金における標準処理期間	全体の標準処理期間	
療養補償 及び 休業補償	当初の支給(不支給)決定(負傷)	1	1	2	} ※1
	当初の支給(不支給)決定(負傷に起因する疾病等)	2	4	6	
	当初の支給(不支給)決定(精神疾病)	2	6	8	
	2回目以降の支給(不支給)決定	/	/	1	} ※2
障害補償	支給(不支給)決定	/	/	4	
介護補償	当初の支給(不支給)決定	/	/	4	
	2回目以降の支給(不支給)決定	/	/	1	
遺族補償 及び 葬祭補償	支給(不支給)決定(負傷による死亡)	2	2	4	
	支給(不支給)決定(負傷に起因する疾病等と相当因果関係をもって生じた死亡)	2	4	6	
	支給(不支給)決定(精神疾病と相当因果関係をもって生じた死亡)	2	6	8	

- (注) 1 この表において、「負傷に起因する疾病等」とは、規則第1条の3各号及び別表第1第1号から第8号までに規定する疾病をいい、「精神疾病」とは、同表第9号に規定する疾病をいいます。
- 2 療養補償及び休業補償の「当初の支給(不支給)決定」の標準処理期間には、公務上の災害(通勤による災害を含む。以下同じ。)であるかどうかの認定に要する期間も含まれます。
- 3 療養補償及び休業補償について、公務上の災害の認定後に当初の支給請求がなされた場合には、当該請求の支給(不支給)決定に要する標準処理期間は「2回目以降の支給(不支給)決定」の標準処理期間によります。
- 4 障害補償の「支給(不支給)決定」の標準処理期間には、等級決定に要する期間も含まれます。
- 5 介護補償の「支給(不支給)決定」の標準処理期間には、介護を要する状態の区分の決定に要する期間も含まれます。
- 6 遺族補償及び葬祭補償の「支給(不支給)決定」の標準処理期間には、公務上の災害であるかどうかの認定及び遺族の決定に要する期間も含まれます。
- 7 「任命権者における標準処理期間」とは、窓口において請求を受理してから支部に到達するまでの期間をいうものです。
- 8 「基金における標準処理期間」とは、任命権者から請求が到達してから支給する日又は不支給決定を通知した日までの期間をいうものです。

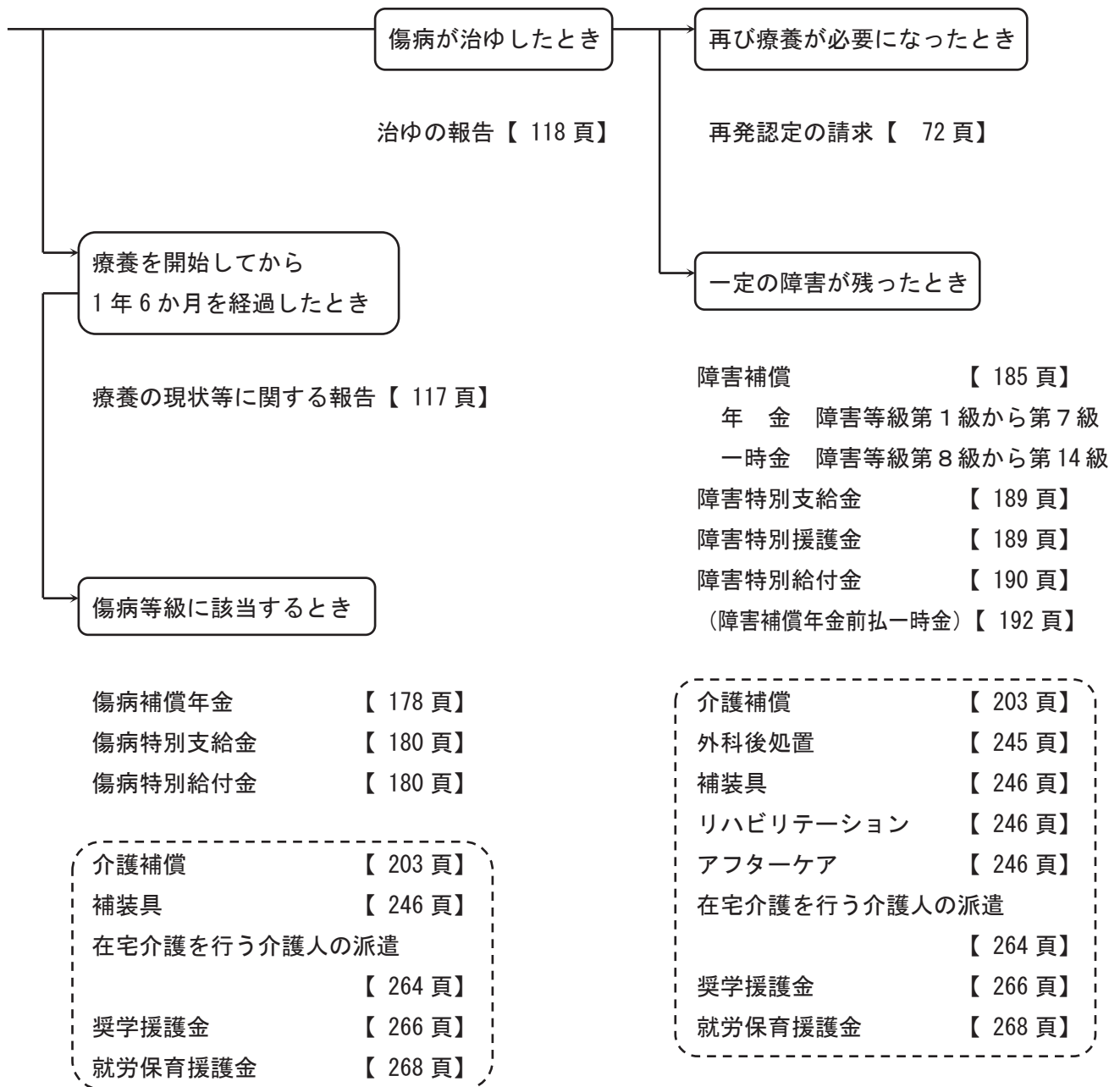
※1 公務災害又は通勤災害の認定請求の決定に関する期間です。

※2 療養補償又は休業補償の補償請求の決定に関する期間です。

補償の



流れ



注1 「-----」内のものについては、一定の要件（障害等級など）があります。

2 ()内のものについて支給を受ける場合は、その後に支払われる年金について一定の期間支給が停止されます。

3 時 効

補償を受ける権利は、2年間(障害補償及び遺族補償、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金については、5年間)行われなるときは、時効によって消滅することとされています(法第63条、法附則第5条の2～第6条)。ただし、補償を受ける原因となった災害について、補償の種類に応じて定められている時効の期間経過前に公務又は通勤による災害の認定を請求した場合は、基金が当該災害を公務又は通勤による災害と認定したことを当該認定請求者が知り得た日の翌日が当該補償に係る時効の起算日となります(ただし、その日が補償を受ける権利が発生した日の以前の日であるときはこの限りではありません。)。なお、傷病補償年金は職員の請求に基づかず、基金が職権でその支給決定を行うものであり、傷病補償年金を受ける権利については時効の問題は生じません。

「補償を受ける権利」とは、補償請求の事由となる災害が発生した場合に、補償の受給権者の要件に該当する者が基金に対して行う補償の支給決定の請求権です。これに対して、支給決定が行われた補償の給付金の支払を受ける権利については、法第63条の規定の適用はなく、金銭債権の一般規定である民法の規定が適用されることとなります(民法第167条、民法第169条)。

また、指定医療機関の基金に対する診療費の請求権は、基金との契約に基づく債権であり、法第63条の規定の適用はなく、民法第170条の規定により3年の消滅時効となります。

なお、時効の援用及び中断等については、法上明文の規定はないので、民法の定めるところによることとなります(民法第145条、民法第147条)。

【注意】民法の規定に基づく債権の消滅時効について

「民法の一部を改正する法律」(平成29年法律第44号)が平成29年5月26日に可決成立し、同年6月2日に公布されました。施行日は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日ですが、施行後は、現行の職業別の短期消滅時効が廃止され、消滅時効の期間が統一化(債権者が権利を行使できることを知った日から5年)されます。

4 損害賠償との調整等

(1) 地方公共団体が国家賠償法(以下「国賠法」という。)、民法その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合で、基金が法の定める補償を行ったときは、その補償の事由と同一の事由については、当該地方公共団体は、当該補償の価額の限度で、その損害賠償の責めを免れます。

また、補償を受けるべき者が、当該補償の事由と同一の事由について、当該地方公共団体から国賠法、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、基金は、その価額の限度で、補償の義務を免れます(法第58条)。

(2) 補償の原因となった災害が第三者(被災職員及び当該職員の所属する地方公共団体並びに基金以外のものをいう。以下同じ。)の行為によって生じた場合で、基金が第三者の損害賠償に先行して補償を行ったときは、基金は、その価額の限度で、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得します。

また、補償を受けるべき者が、第三者から当該補償の事由と同一の事由について損害賠償を受けたときは、基金は、その価額の限度で、補償の義務を免れます(法第59条)。

5 不服申立て等

(1) 補償に関する決定に対する不服申立て

① 概要

支部長は、被災職員等からの補償の請求に基づき、その内容を十分検討した上で、補償の請求の原因である災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定を行い、各種補償の支給決定を行う（傷病補償年金については、請求によらず支部長が職権で行う。）が、被災職員等の側からこれをみたとき、支部長の決定について納得できないという場合が考えられ、このような場合に被災職員が迅速かつ公正な手続きによって権利利益の救済が図れるよう、法は、不服申立ての制度を設けています（法第51条）。

② 不服申立ての対象となる処分

不服申立ての対象となる処分は、支部長が行う補償に関する決定であって、具体的には、公務外の災害の認定、通勤災害非該当の認定、各種補償の不支給の決定、補償の受給権者の決定等です。なお、福祉事業の決定や治ゆ認定は、ここでいう不服申立ての対象とはなりません、福祉事業の決定については、その決定を行った支部長に対して、不服の申出をすることができます。

③ 不服申立ての手続

不服申立ての手続等は、次のとおりですが、不服申立ての手続及び裁決の効力については、行審法の規定によります。なお、行審法は平成28年4月1日に全部改正されており、以下の記述は平成28年4月1日以降に処分があったものに係るものであり、それより前に処分があったものについては、なお従前の例によるものです。

ア 支部長が行った補償に関する決定に不服がある者は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に支部審査会に対して審査請求をすることができます。

イ 支部審査会は、審査請求があったときは、これを審査の上、裁決を行い、裁決書の謄本を請求人に送達します。

ウ 支部審査会の裁決に対して不服がある者は、

(ア) その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に審査会に対して再審査請求

(イ) 裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に裁判所に対して取消しの訴え

をすることができます。

なお、審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても支部審査会による裁決がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、再審査請求をすることができます。

また、行訴法第8条第2項第1号の規定により、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときは、取消しの訴えを提起することができます。

④ 審査会の裁決を経てもなお不服がある場合

審査会の裁決を経てもなお不服がある者は、行訴法の定めるところにより、審査会の裁決があったことを知った日から6か月以内であれば裁判所に対して取消しの訴えを提起することができます。

また、再審査請求をした場合には、審査会の裁決を経る前にも同様に、取消しの訴えを提起す

ることができます。

なお、支部長が行った補償に関する決定やその執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるときその他支部審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑤ 裁決の効力

支部審査会又は審査会の行った裁決は、支部長を拘束します。したがって、裁決によって原処分が取り消された場合、支部長は、裁決の趣旨に従って、改めて補償に対する決定をすることになります。

(2) 福祉事業の決定に対する不服の申出

福祉事業は、被災職員等からの申請に基づき、支部長がこれを承認するかどうかを通知して実施することとされています(規則第40条、定款第20条～第22条、業務規程第4条第2項)。

この支部長の決定は、福祉事業が補償のように法定の権利として認められていないものであるため、これを行政処分とみることはできないものとされています。したがって、福祉事業の決定に不服がある場合には、前述の本部審査会又は支部審査会が扱う基金又は支部長が行った「補償に関する決定」と異なり、本部審査会又は支部審査会に対して不服を申し立てることはできません(P. 330 参照)。

そこで、支部長が行った福祉事業に関する決定に不服がある場合には、被災職員等は当該「支部長」に対し、「不服の申出」を行うことになります。

第3 費用の負担

1 負担金の意義

基金の業務に必要な費用は、地方公共団体等が負担金として納付することとされています。基金は地方公共団体等に代わって補償業務を行う機関であり、これに要する費用は、本来の補償義務者である地方公共団体等が負担することとされたものです。

2 負担金の種類

負担金には、普通負担金と特別負担金とがあります。普通負担金は、療養、傷病、障害、遺族、葬祭及び被災後3年を超える休業補償費等に充てられるもので、特別負担金は、被災後3年間の休業補償費等に充てられるものです。両者は、それぞれ普通補償経理及び特別補償経理という別々の経理区分によって経理され、負担金の収納、補償の実施等に当たっては、それぞれ別立てで損益計算を行い、独立採算制に近い形で運用されています。

このように負担金の種類が2つに分かれているのは、療養のために休業する職員の生活保障をする方法として、当該団体が引き続き所定の給与を支給する場合と、団体が負担金を納付して基金が休業補償を行う場合とがあるからです。すなわち、給与を支給している団体は普通負担金のみを納付するのに対して、基金が休業補償を行っている団体は普通負担金に加えて特別負担金を納付することになります。

特別負担金を納付している団体は、業務規程で指定されており、その数は、都支部100団体（令和5年4月現在）のうち、東京都、23特別区、八丈町、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、臨海部広域斎場組合、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都公立大学法人、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター、地方独立行政法人東京都立病院機構の33団体です。

このように負担金が二本立てとなっている理由は、基金設立当時、休業期間中給与を支給していた団体と休業補償を実施していた団体とがあった経緯に鑑み、基金設立に当たり、現状を尊重してそのまま制度化したためです。

3 負担金の算定

地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が補償を実施する職員（「地公災対象職員」という。）は、法第2条、法施行令第1条、昭和42年自治省告示第150号により定められています。3ページの表（地公災補償制度の適用関係及び補償実施機関）もご参照ください。

負担金の額は、定款で定める職務の種類による職員の区分（職種区分）に応じ、当該職務の種類ごとの「地公災対象職員」に係る給与の総額（④退職手当及び児童手当を除く）に、定款（特別負担金は業務規程）で定める割合（以下「負担金率」という。）を、それぞれ乗じて得た額の合計額となっています。

負担金率は、補償費、事務費及びその他の事情を考慮して職種区分別に定款及び業務規程で定められています。

〔負担金の額〕 ＝ 〔 職種区分ごとの給与の総額 × 職種区分ごとの負担金率 〕 の合計

第 1 - 1 表：職員の区分と負担金率

職 員 の 区 分	普通補償経理の負担金率 (基金定款別表第 2)	特別補償経理の負担金率 (基金業務規程別表第 3)
義 務 教 育 学 校 職 員	千分の 1.00	千分の 0.05
義務教育学校職員以外の教育職員	千分の 1.07	千分の 0.10
警 察 職 員	千分の 3.39	千分の 0.56
消 防 職 員	千分の 2.45	千分の 0.14
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	千分の 1.65	千分の 0.09
運 輸 事 業 職 員	千分の 1.95	千分の 0.41
清 掃 事 業 職 員	千分の 4.18	千分の 0.96
船 員	千分の 4.12	千分の 1.05
そ の 他 の 職 員	千分の 1.08	千分の 0.09

(負担金率は令和2年4月1日から適用)

負担金の納付については、概算負担金及び確定負担金の制度がとられています。ここでは、令和5年度の事務である「令和5年度概算負担金」と「令和4年度確定負担金」を例に、説明します。

〔令和5年度概算負担金〕は、〔令和3年度決算の職員の給与の総額[㊤]退職手当及び児童手当を除く×負担金率[㊦]メット制適用団体は適用後の率〕に〔理事長が定める率[㊧]全国共通〕を乗じた額を基に算出する負担金です。

基金都支部の場合、令和5年2月15日付けの基金本部通知及び関係法令等に従い、令和5年3月8日付け支部長通知により、都支部管内の各団体等に対し、令和5年4月5日までに都支部へ報告書を提出することと、令和5年5月15日までに都支部へ負担金の納付をすることを依頼しました。ただし、東京都(都道府県)分の負担金は4月中に基金本部へ送金することから、都の各局については、期限を4月20日として納付をお願いしています。

〔令和4年度確定負担金〕は、〔令和4年度決算の職員の給与の総額[㊤]×負担金率[㊦]〕を基に算出する負担金です。当年春に概算額で報告納付を行った各団体等は、翌年夏に確定額(及び精算額)を報告し、既に納付された概算負担金に対する不足額を納付します。過納額は、基金から還付します。なお、確定額の報告は、5年に限り修正が可能です(事前相談をお願いします。)

基金都支部の場合、令和5年6月29日付けの本部通知及び法令等に従い、令和5年7月7日付け支部長通知により、管内の各団体等に対し、令和5年8月24日までに報告書に決算書等根拠を添えて確定負担金算出額を報告するとともに、不足額を令和5年9月25日までに納付するよう依頼しました。ただし、東京都(都道府県)分は都全体で端数調整を行うことから、都の各局については、報告書の提出期限は8月10日としました。なお、過納額については、基金本部に還付金所要資金を請求し、各団体等へ精算金の還付は、令和5年11月9日から11月20日の間に行いました。

第1-2表 負担金事務の流れ（令和5年度の事務）

	3月	4~5月	6月	7月	8月	9月
令和5年度概算負担金（当年春に概算）						
報告書提出・負担金納付の依頼	R5.3.8					
報告書の提出期限		R5.4.5				
負担金の納付期限※		R5.5.15（都局は4.20）				
令和4年度確定負担金（翌年夏に確定）						
報告書提出・負担金納付の依頼				R5.7.7		
報告書の提出期限					R5.8.24(都局は8.10)	
不足額の納付期限						R5.9.25

※6年度概算負担金は、負担金の納付期限がR6.5.2（都局は変更なし）と早まる予定です。

4 メリット制の概要

定款で定める負担金率は、職員区分ごとに全国一律ですが、任命権者の公務災害防止のための取り組みを促すことにより、公務災害の減少を図り、あわせて負担の公平も図るため、平成22年度から負担金の算定に係るメリット制が導入されています。算定方法は、適用団体の職員区分ごとに過去3年間における負担金に対する給付費の割合からメリット増減率を算出し、前記3による従来の負担金算定額に、このメリット増減率を乗じることで算出します。この制度によって、各職場において、公務災害防止への意識を向上させ事故を未然に防ぐことで、負担金の減額と財政負担の軽減が可能となりました。

（負担金算定額）＝〔職種区分ごとの給与の総額×職種区分ごとの負担金率〕×（メリット増減率）

メリット制の適用団体は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市、特例市、特別区、指定都市等加入一部事務組合等（指定都市、中核市又は施行時特例市を構成団体とする一部事務組合及び広域連合）となっており、基金都支部においては、都、23区及び八王子市が対象となっています。

5 職種区分及び範囲

負担金という職種区分は、「船員」を除くと、日常業務で我々が使っている職種とは異なり、個人に着目するのではなく、事業、組織に着目して区分されています。例えば「清掃事業職員」は、清掃事務所に在籍する現業職員のみでなく、本庁・事務所で清掃事業の予算管理や事業計画等を所管する一般事務職員も含まれます。職員の区分に応ずる職員の範囲は、第1-3表のようになっています。

それぞれの職員区分の内容については、次のとおりです。

- (1)「義務教育学校職員」とは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小・中学部などの職員で、義務教育費国庫負担法第2条及び第3条の規定により国が、経費の一部を負担する者をいいます。具体的には、これらの学校職員のうち、教

員、事務職員などはこれに該当しますが、給食作業員、学校用務職員などは除かれます。

- (2)「義務教育学校職員以外の教育職員」とは、義務教育学校職員以外の公立学校職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く）の職員です。公立学校とは、地方公共団体が設置する学校教育法第1条に規定する学校をいい、各種学校は含まれません。具体的には、公立の大学、高校、幼稚園の教職員、公立小中学校の給食作業員、学校用務職員など及び教育委員会事務局、図書館、教育センターの職員などが該当します。
- (3)「警察職員」とは、国家公務員とされている警視正以上の階級にある職員を除く警視庁の職員です。
- (4)「消防職員」とは、消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員です。
- (5)「電気・ガス・水道事業職員」とは、電気、ガス、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業に従事する職員です。
- (6)「運輸事業職員」とは、鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員をいいます。
- (7)「清掃事業職員」とは、清掃事業に従事する職員をいいます。これらの事業に従事している場合は、もっぱら事務に従事している職員であっても、すべて当該事業職員に含まれます。
- (8)「船員」とは、船員法第1条に規定する船員である職員です。
- (9)「その他職員」とは、上記職員以外のすべての職員です。

第1-3表 職員の区分と範囲

【職員の区分：定款第17条の2 職員の範囲：業務規程第33条】

職員の区分	職員の範囲	留意事項
義務教育学校職員	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって、義務教育費国庫負担法第2条及び第3条の規定により、国が経費の一部を負担する職員	公立の義務教育諸学校の職員で、国がその経費の一部を負担するものをいう。 例：校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員（都道府県が定める定数に基づき配置される職員）
義務教育学校職員以外の教育職員	義務教育学校職員以外の公立学校の職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員	例：公立の大学、高等学校、幼稚園等の職員、公立の小中学校の給食作業員、用務員などの職員、教育委員会事務局、図書館、教育センター等の職員
警察職員	都道府県警察の職員（国家公務員である職員を除く。）	
消防職員	消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員	
電気・ガス・	電気、ガス、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業に従事	当該事業に従事している場合は、現業の仕事とは別にもっぱら事務に従事す

水道事業職員	する職員	る職員であっても、すべて当該事業職員に含まれる。(例えば、交通局に所属する職員は、すべて「運輸事業職員」です。)
運輸事業職員	鉄道、軌道、索道、航空機、自動車、軽車両又は船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員	
清掃事業職員	清掃事業に従事する職員	
船員	業務規程第23条の2第1項に規定する船員(船員法第1条に規定する船員である法第2条第1項の職員)	
その他の職員	上記職員以外のすべての職員	

第4 基金における個人情報等の取扱い

地方公務員災害補償基金では、多くの個人情報を取り扱っています。個人情報とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの」（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号））のことで、地方公務員災害補償基金においても、定款第31条及び「地方公務員災害補償基金の保有する個人情報の保護に関する規程」に基づき、個人情報保護制度を運用し、個人情報の利用目的の明示、利用及び提供の制限などが義務づけられています。

1 文書（情報）の開示制度

地方公務員災害補償基金では、個人情報を厳重に保護する一方、その保有する文書を求めに応じて開示する文書の開示制度を設けています。制度は、大きく2つに分かれており、一つが情報公開、もう一つが保有個人情報の開示となっています。

まず、情報公開は、地方公務員災害補償基金が保有する文書、図面及び電磁的記録（電子情報等）の「法人文書」が開示対象となります。開示請求は、基本的に誰でも行うことができます。

それに対して、保有個人情報の開示は、基金の保有する自己を本人とする個人情報が開示対象となり、主に当該本人から開示請求ができるものです。

いずれも、開示請求に当たっては、本人確認の手続きのほか、所定の手続きが定められています。また、開示・不開示の決定は、原則として開示請求があった日から30日以内に行います。詳細については、基金都支部のホームページ「情報公開の案内」をご覧ください。

2 個人番号（マイナンバー）について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）の制定により、税・社会保障など多くの分野で個人番号が使われることになり、地方公務員災害補償基金において個人番号を利用できる事務は内閣府・総務省令で定められています。

次の様式を提出する際には、個人番号の記載をお願いします。また、基金都支部に、個人番号を提出する際には、交換便でなく、必ず書留郵便等を提出してください。

(1) 療養の請求に関する様式

ア「療養補償請求書」（様式第6号）

(2) 休業補償の請求に関する様式

ア「休業補償請求書 休業援護金申請書」（都支部様式第2号）

イ「休業補償請求書 休業援護金申請書」（一部休業がある場合等用）（様式第7号）

ウ「休業補償請求書 休業援護金申請書」（離職者用）（様式第8号）

エ「休業補償請求書 休業援護金申請書」（差額）（都支部様式第2号の2）

(3) 障害補償及び遺族補償の請求に関する様式

ア「障害補償年金請求書 障害特別支給金申請書 障害特別援護金申請書 障害特別給付金申請書」（様式第9号）

イ「遺族補償年金請求書 遺族特別支給金申請書 遺族特別援護金申請書 遺族特別給付金申請書」(様式第14号)

ウ「障害補償年金請求書 障害特別支給金申請書 障害特別援護金申請書 障害特別給付金申請書」(特殊公務災害・国際緊急援助活動特例災害関係)(様式第10号)

エ「遺族補償年金請求書 遺族特別支給金申請書 遺族特別援護金申請書 遺族特別給付金申請書」(特殊公務災害・国際緊急援助活動特例災害関係)(様式第15号)

(4)その他の様式

ア「療養の現状等に関する報告書」(様式第38号)

【番号法別表1】

個人番号を利用することができる者	個人番号を利用することができる事務 (→詳細は主務省令(内閣府・総務省令)で規定)
54 地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であって主務省令で定めるもの

【番号法別表1に基づく主務省令(地公災法関係)】(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)

第43条 番号法別表第1の54の項の主務省令で定める事務は次のとおりとする。

一 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)による補償(休業補償、障害補償年金及び遺族補償年金に限る。)の請求の受理又はその請求に係る事実についての審査に関する事務

二 地方公務員災害補償法第28条の2第1項の傷病補償年金の支給の決定に係る申請若しくは報告の受理又はその申請若しくは報告に係る事実についての審査に関する事務

三 地方公務員災害補償法による年金たる補償を受ける権利に係る申請、報告、届出若しくは請求の受理又はその申請、報告、届出若しくは請求に係る事実についての審査に関する事務

四 地方公務員災害補償法による年金たる補償の各支払期月(地方公務員災害補償法第40条第3項ただし書の場合においては、当該月)支払に関する事務

基金都支部のホームページでは、職場のご担当者様向けに、制度概要、請求書等様式集、よくある質問、補償統計データなどを掲載していますのでご活用ください。

○ ホームページアドレス <https://chikousai-tokyo.jp/>

第2章 公務災害及び通勤災害の認定

第2章 公務災害及び通勤災害の認定

第1節 公務災害の認定

第1 公務災害とは

- 1 負傷したり、疾病を発症したりした場合には、直ちに応急処置として病院・診療所等の医療機関を受診することとなりますが、それが公務災害として補償の対象となり得るためには、その災害が公務上の災害として認定されることを要します。
- 2 公務上の災害として認められるためには、災害発生時における「公務遂行性」が認められなければなりません。公務遂行性とは、一般的には、任命権者から通常又は臨時に割り当てられた職務を遂行している場合をいい、職務に付随する行為を遂行している場合などもこれに含まれますが、概念的には、具体的な時間的・場所的状态を指すだけのものではなく、職員が任命権者の支配管理下にある状態をいいます。
- 3 公務遂行性のあることを前提に、公務起因性が認められれば公務上の災害と認定されます。公務起因性とは、公務に内在する危険が現実化したものと経験則上認められること、すなわち公務と災害との間に相当因果関係があることです。
- 4 以上が、公務災害の基本的な考え方ですが、負傷の場合には、公務遂行性が証明され、公務起因性に対する反証がない場合には、公務起因性を認めることが経験則に反しない限り、一般的に公務による事故と認められるため、原則として、公務上の災害と認定されます。

これに対し、疾病の場合には、一般的に公務の場における有害因子の存在、有害因子へのばく露条件、発症までの時間的経過及び病態の各要件を満たしている場合には公務起因性が認められることとなります。つまり、公務起因性の判断が重要となり、公務の内容、素因の存在の有無、医学的判断などの検討が必要となります。特に、心・血管疾患、脳血管疾患及び精神疾患を発症した事案については、公務の過重性と素因とを比較して、どちらが相対的に有力な原因となったか慎重に判断する必要があります。※
- 5 地公災法上の「公務」とは何かについて、同法上具体的な明文規定はありませんが、公務上の災害か否かを判断する際には同法施行規則の定めのほか、「公務上の災害の認定基準について」（平成15年9月24日地基補第153号地方公務員災害補償基金理事長通知。以下「認定基準」という。）によることとされています。

この認定基準に沿って、どのような場合の災害が公務災害となるかについて、その概要を次項以降で説明します。

※公務起因性の反証事由となるのは、公務逸脱行為、公務離脱行為、恣意的行為、私用等の私的行為、自己又は他人の故意（未必の故意を除く。）、天災地変等の自然現象、流れ弾等の局外的事象、私的怨恨、素因等が考えられます。

第2 公務災害の認定基準

公務災害は、負傷、疾病、障害及び死亡の4つに大別することができます。

具体的にどのような場合が公務上の災害と認められるかについて、その認定基準の概要を示すと、次のとおりです。

1 公務上の負傷の認定

公務遂行中の負傷については、創傷などの外面的かつ可視的なものは、公務との間に直接的な因果関係の成立が認められるので、公務起因性を認めることができます。

したがって、その公務上外の認定は、原則として被災職員が職務遂行中、その他任命権者の支配管理の下にある状態で災害を受けたか否かを判断して行われ、次の(1)から(13)に掲げるような負傷の場合は、原則として公務上の災害とされます。

ただし、故意又は本人の素因によるもの、天災地変、すなわち暴風雨、水害、地震、土砂崩れ、雪害、落雷、噴火等によるもの(天災地変による事故発生^りの危険性が著しく高い職務に従事している場合及び天災地変による罹災地^りへ当該罹災地以外の地域から出張した場合におけるものを除く。)及び偶発的な事故によるもの(私的怨恨^{えんこん}によるものを含む。)であると明らかに認められるものは、公務上の災害とは認められません。

(1) 自己の職務遂行中の負傷

通常又は臨時に割り当てられた自己の職務を遂行している場合に発生した負傷は、公務上の災害となります。

職務を遂行している場合とは、

ア 法令又は権限ある上司の命令により職員に割り当てられた職務に従事している場合

イ 地公法第39条の規定による研修(一般地方独立行政法人にあっては、これに準じる研修)を受けている場合

ウ 地公法第42条の規定による職員の保健のための健康診断(一般地方独立行政法人にあっては、これに準ずる健康診断)を受けている場合

をいいます。

また、出張期間中の自己の職務遂行中に発生した負傷については、後述の(6)出張又は赴任の期間中の負傷の場合の認定基準により、その公務上外が判断されることとなります。

自己の職務の範ちゅうとしてとらえることが妥当であるかどうか困難なものとして、上司の私用を弁ずる行為があります。例えば、自動車運転手が上司を私的会合に送り届ける途中、事故を起こし負傷した場合には、運転手が自己の職務遂行中であつたかどうかは、一概にはいえません。結局は具体的事案に即して勤務時間と事故を起こした時間の関係やその他の諸条件を検討して判断することとなります。

特殊な場合としては宿直勤務があります。宿直勤務は通常の場合、時間的、場所的には職員を拘束していますが、職員の行為自体については相当広範な行為が許容されており、その間に私的行為が介在する余地があるので、宿直勤務時間内の災害であったとしても、すべてを公務上の災害と解することはできません。例えば、庁舎内巡回とか宿直日誌の記入などは当然職務として扱われますが、テレビを見ている時や同僚と雑談している時に、それらの行為自体によって負傷し

たと認められる場合には、原則として、公務外の災害と判断されます(ただし、設備の瑕疵又は管理上の不注意による災害と認められる場合は別です。)

しかし、私的行為中であっても、その行為自体から起きた災害ではなく、宿直勤務による場所的な制約からもたらされた災害、例えば、宿直室で仮眠中に強盗に入られ負傷したような場合には、職務の性格、環境的要素等を検討して判断することになります。

職員が、その職務遂行の上で必要な研修又は訓練(例えば、警察官の柔剣道の練習)中に発生した事故による負傷は、公務上の災害となります。訓練(研修)施設において教科目としての体育の時間が設けられていて、その際に負傷したような場合もこれに含まれます。

ここにいう訓練とは、責任者の統制下でのいわば職務の一環として行われるものをいい、同じ内容であっても職員が自発的、個別的に行う練習中の負傷は、これに該当しません。

(2) 職務遂行に伴う合理的行為中の負傷

職務の遂行に通常伴うと認められる合理的行為中に発生した負傷は、公務上の災害となります。

職務遂行に通常伴う合理的行為とは、職務付随行為又は職務随伴行為といわれるもので、職務待機中の行為、生理的必要行為(用便、飲水等)のための往復行為、反射的行為、公務達成のための善意行為などがあります。

職務待機中の行為については、私的行為とみられるような場合が多いことから職務の中断とする考えもありえますが、その行為が職務待機中としては著しく社会通念を逸脱した行為でない限り、原則的には職務との関係は解消していないものとして取り扱います。この場合、職務待機中の行為として、どの程度まで通常許容されるものの範囲を示すことは困難であるため、結局は社会通念に従って具体的な事実即して個々に判断せざるを得ません。

生理的必要行為については、用便や水を飲むための往復行為も含まれ、休憩時間中のこれらの行為についても、職務遂行に伴う合理的行為と認められます。

反射的行為とは、生命に危険が及ぶような突発的事故に遭遇し、時間的・場所的に極めて近接した状況下で、咄嗟に取った行為をいいます。

公務達成のための善意行為とは、自己の命じられた職務以外の公務を達成するために善意によって行う行為をいいます。その公務の緊急性又は必要性、その他客観的情勢からみて善良な職員であれば誰でもがそうするであろうと客観的に判断されるものであることを要し、一般的には、慣例的に同僚の職務を援助する行為あるいは本人の所属する組織体の業務の運営を阻害する状態を排除する行為等、組織体の業務能率により深い関係をもつ行為がこれに該当します。

なお、善意行為であっても、公務上の必要性のないいわゆる道義的立場からの善意行為にあたる場合は公務とみなされません。

上記以外に、次に掲げる行為は、職務遂行に伴う合理的行為とされます。

ア 勤務公署内に食事をする施設がない場合又は勤務公署内にある食事をする施設が不十分な場合において、勤務公署に近接する食堂を指定食堂としているとき及び勤務公署の近辺に数軒の食堂しかなく、職員がそれらの食堂を利用せざるを得ないような状況にあるときに、食事のため、当該勤務公署と食堂との間を合理的な経路及び方法により往復する行為(ただし、食事行為そのものは、公務ではなく私的行為です。)

イ 勤務公署内に医療機関がない場合又は勤務公署内にある医療機関が不十分な場合において、負傷又は疾病のため緊急の治療が必要であると認められる職員が所属部局の長の指示又は了解を受けて、当該治療のため、勤務時間を割いて当該勤務公署と最寄りの医療機関との間を合理

的な経路及び方法により往復する行為

(3) 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷

勤務時間の始め又は終わりにおいて職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為を行っている場合に発生した負傷は、公務上の災害となります。

準備行為には、更衣、機械器具の点検、作業環境の整備などの行為が含まれ、後始末行為には、機械器具の整備又は格納、作業環境の整備、更衣などの行為が含まれますが、必要以上に長時間にわたった場合や単なる私的行為は、準備行為又は後始末行為と評価できない場合があります。

(4) 救助行為中の負傷

勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為を行っている場合に発生した負傷は、公務上の災害となります。

このような救助行為を行うことは、合理的な必要行為であると考えられることから、そのとき発生した負傷を公務上の災害としたものです。

(5) 防護行為中の負傷

非常災害時において勤務場所又はその附属施設(公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舎を含む。)を防護する行為を行っている場合に発生した負傷は、公務上の災害となります。

非常災害発生時には、勤務場所等を災害から防護する緊急の必要性があることが多く、このような緊急時の合理的な必要行為中に発生した負傷は、公務上の災害となります。

(6) 出張又は赴任の期間中の負傷

出張又は赴任の期間中に発生した負傷は、次のア～ウに掲げる場合を除き、公務上の災害となります。

ア 合理的な経路又は方法によらない順路にある場合

イ アに該当する場合以外の場合において、恣意的行為を行っているとき

ウ 出張先の宿泊施設が地公災法第2条第2項に規定する住居としての性格を有するに至った場合において、当該宿泊施設内にあるとき又は当該宿泊施設と勤務場所との間の往復の途上にあるとき

なお、上記ウの往復の途上の場合、通勤災害の対象となります。

出張中の職員の行為を大別すると、

(ア) 出張用務そのものを遂行する行為

(イ) 旅行する行為

(ウ) 私用を弁ずる行為

の3つに分かれます。

(ア)の場合は、自己の職務遂行中に災害が発生した場合と同様に考えて差し支えありません。

(イ)の場合は、合理的経路上の災害であれば特に恣意的行為に起因したものでない限りは公務上の災害とされますが、車中で乗客と私的な理由で口論し殴られて負傷したような場合は、公務外の災害とされます。

合理的経路とは、旅費計算の基礎となった勤務場所 ⇔ 駅等 ⇔ 目的地間のことですが、勤務場所に寄らず自宅から直接目的地に赴き、目的地から直接自宅へ帰ることを任命権者に認められている場合には、自宅 ⇔ 駅等間も合理的経路として取り扱われます。

旅行命令によらない経路によった場合でも、①公務の必要又は天災等やむを得ない事情により変更された経路、②慣習的な経路、③その他その経路によったことが客観的に妥当と認められる

経路に当たる場合は、合理的経路として取り扱われます。

目的地においては、駅等、宿舎、用務先相互間が合理的経路となり、宿舎は出張の宿舎として社会通念上妥当な範囲内にあることが必要とされます。

(ウ)の場合は、①出張先で用務終了後に私的行為を行った後の帰路を出張の再開継続とみるか、私的行為により職務が終了したとみるかは判断が難しく、結局は、出張目的、私的行為の内容や時間的、場所的な要素を各事案ごとに検討して決定することになります。②宿泊施設内における通常の宿泊行為中の負傷は、宿泊行為を出張に伴う必然的行為と考え、特に恣意的行為によるものを除き、公務上の災害として取り扱われることになります。例えば、著しく^{めいてい}酩酊して階段から転落したような場合、映画を見に行き映画館内で負傷したような場合、あるいは、街で飲み歩いていて交通事故に遭ったというような場合等がこれに当たります。

出張中の災害に関する公務上外の認定の判断基準は前述のとおりですが、認定請求の際の添付資料としては、出張命令簿の写し、災害が合理的経路上で発生したものであるかどうかを確認するに足りる資料、交通機関等に乗車中の災害なら当該交通機関の選択が妥当であったかどうか(例えば、出張に自家用車の使用が禁止されているにもかかわらず、自家用車を使用して交通事故を起こした場合等がある。)等を判断するための資料が必要です。

赴任期間中の負傷については、上記出張の場合の取扱いに準じた扱いとなります。

(7) 出勤又は退勤途上の負傷

通勤は、勤務に伴うものであって、勤務との関連性は認められますが、任命権者の支配管理下にはないことから、通勤途上の災害は一般的には公務災害ではなく通勤災害として取り扱われます。

しかし、次に掲げる出勤又は退勤(住居(イの場合にあっては、職員の居場所を含む。)又は勤務場所を始点又は終点とする往復行為をいう。以下同じ。)の途上にある場合(合理的な経路若しくは方法によらない場合又は遅刻若しくは早退の状態にある場合を除く。)に発生した負傷は、公務上の災害となります。

ア 公務運営上の必要により特定の交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上

イ 突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は当該退勤の途上

ウ 午後 10 時から翌日の午前 7 時 30 分までの間に開始する勤務につくことを命ぜられた場合の出勤の途上

エ 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上

オ 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務につくため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上

カ 引き続いて 24 時間以上となった勤務が終了した場合の退勤の途上

キ 地公法第 24 条第 5 項の規定に基づく条例に規定する勤務を要しない日及びこれに相当する日(地方独立行政法人(地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)にあっては、地方独立行政法人が定める勤務を要しない日及びこれに相当する日をいう。以下「勤務を要しない日」という。)に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上

ク 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日に特に勤務することを命ぜられ

た場合(交替制勤務者等でその日に当然に勤務することとなっている場合を除く。)の出勤又は退勤の途上

ケ 勤務を要しない日とされていた日に勤務時間の割振りが変更されたことにより勤務することとなった場合(交替制勤務者等にあつては、その日前1週間以内に変更された場合に限る。)の出勤又は退勤の途上

コ アからケまでに掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤等特別の事情の下にある場合の出勤又は退勤の途上

アの場合は通勤自体に任命権者の強い拘束力が及んでおり、イの場合は通常の出勤とは異なる特命による出勤であるためであり、ウからケまでの場合は社会通念上特別な時間帯における通勤又は特別な勤務形態に伴う通勤途上であつて任命権者の支配拘束力の及ぶ状況下にあるものと解されることによります。

コの場合は、アからケまでの場合に準ずると認められる場合であり、例えば、特に命ぜられて1時間以上早く出勤する場合、通常勤務が終了した後に4時間以上時間外勤務に服した場合の退勤途上、通常と異なる時間帯を3時間以上含む勤務終了後の退勤途上等が、これに該当します。

(8) レクリエーション参加中の負傷

地公法第42条の規定に基づき、任命権者(地方独立行政法人にあつては、当該地方独立行政法人の理事長)が計画し、実施したレクリエーション又は任命権者が地共済法に基づく共済組合若しくは職員の福利厚生事業を行うことを主たる目的とする団体で、条例により設置され、かつ、地方公共団体の長等の監督の下にあるものと共同して行ったレクリエーションに参加している場合(2以上の任命権者が共同して行った運動競技会に代表選手として当該任命権者から指名されて参加している場合を含む。)、その他任命権者の支配管理の下に行われたレクリエーションに参加している場合に発生した負傷は、公務上の災害となります。

なお、任命権者が職員の福利厚生事業を行うことを主たる目的とする団体で、その設置が条例に基づかないものと共同して行った運動競技会、任命権者がその計画の立案のみを行い、その実施は共済組合等に委託して行った運動競技会等に参加中に発生した負傷については、任命権者の支配管理性の度合いが必ずしも明らかでないので個別事案に即して慎重に検討する必要があります。

(9) 設備の不完全又は管理上の不注意による負傷

次に掲げる場合に発生した負傷で、勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由によるものと認められるもの(前記(1)から(6)までに該当する場合のものを除く。)は、公務上の災害となります。

ア 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき(前記(7)のアに該当する場合を除く。)

イ 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合

ウ 休憩時間又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合

これは、任命権者の施設管理責任に着目したものです。

例えば、貯水池勤務の職員が帰宅途中に、施設内の危険な場所にもかかわらず、柵を設けていなかったため、当該貯水池に転落し、溺死した^{でき}場合、また、休憩時間に散歩中、構内のマンホールの蓋がこわれていたために当該マンホールに落ちて負傷した^{ふた}場合などは、当該災害が任命権者の管理下にある施設の不完全又は管理上の不注意という所属部局の責めに帰すべき事由によって

生じたものですから、これらの負傷は公務上の災害となります。

ただし、勤務を要しない日に私用で通常の勤務場所に出掛けて、同様の負傷をした場合には、公務との関連性はないので、公務上の災害とは認められません。

(10) 宿舎の不完全又は管理上の不注意による負傷

公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舎において、当該宿舎の不完全又は管理上の不注意によって発生した負傷は、公務上の災害となります。この場合も、任命権者の施設管理責任に着目したものです。

公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舎とは、看護師の寄宿舎、警察官の待機宿舎、その他特定の業務遂行のため職員に入居が義務付けられている宿舎がこれに該当します。

(11) 職務遂行に伴う怨恨による負傷

職務遂行に伴う怨恨により、第三者から加害を受けて発生した負傷は、公務上の災害となります。

ア 職務遂行中であっても、私的怨恨によって第三者から加害を受けたような場合には、私的行為が直接の原因で災害が発生したものであるため、公務外とされますが、職務遂行に伴う怨恨の場合は、執務中であるか否かにかかわらず発生する可能性があることから、公務上の災害として検討されます。

しかし、加害行為が職務遂行に伴う怨恨によるのか、私的感情のもつれによるか不明確な場合が多いので、公務上の負傷と認定されるためには、加害と職務行為との間に相当因果関係が証明されなくてはなりません。例えば、警察官や税務職員のように通常の職務を遂行することにより怨恨を抱かせる可能性が一般的に高いと認められる職務に従事している者の場合に比較的多く発生しますが、その他の職員の場合でも、職務と負傷との間に因果関係が明らかに証明できれば、公務上の災害として取り扱われます。

イ 第三者との関係では、窓口職員の応接の態度が悪いとの理由などから口論になり、殴られて負傷したような場合には、原則として、この職務上の怨恨による負傷には該当せず、上記(1)の自己の職務遂行中の負傷に該当することになります。

なお、加害者も同時に負傷している場合には、被災職員自身も加害者となり、いわば「けんか」とみるべき場合があります。「けんか」の場合には、災害の原因がすでに私怨^{えん}に発展していることが多いことから、発端は職務と関連があっても、職務との相当因果関係は既に失われているとみるのが通常です。

(12) 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した負傷は、公務上の災害となります。例えば、公務上の負傷又は疾病で療養中、機能回復訓練を行っているとき、当初の負傷又は疾病に基づき発生した負傷は、公務上の災害となります。

ただし、公務上の負傷をした職員が医者に行く途中、自動車事故でけがをした場合のように負傷そのものが当初の負傷に起因するとは認められないときは、公務外の災害として取り扱われません。

(13) その他公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな負傷

上記の(1)から(12)までに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生した負傷は、公務上の災害となります。

公務員に課せられた職務とその内容は分類整理が困難なほど多岐にわたっており、また、公務

そのものも行政需要に応じて複雑に変化しています。したがって、個々の職員ごとの公務遂行性の範囲は拡大傾向にあり、発生する事故等及び負傷も多種多様です。

この規定は、このような事実を考慮し、どのような事案が発生しても認定実務上対処するために設けられた包括的な規定ですので、具体的事案に即し、諸条件を検討し、判断することになります。

2 公務上の疾病の認定

公務上の疾病とは、公務に起因して発症した疾病をいい、その発症形態から、地方公務員災害補償法施行規則別表第1にある「公務上の負傷に起因する疾病」、「規則別表第1第2号から第9号までに掲げる疾病」及び「その他公務に起因することが明らかな疾病」の三つに分けられます。

公務上の負傷に起因する疾病は、公務と負傷との間の相当因果関係が認められていることが前提となります。

規則別表第1第2号から第9号までに掲げる疾病は、有害作用を受ける公務と、これに起因して生ずる疾病との間に医学的な因果関係の存在が確立されています。

その他の疾病は、発病に関し公務以外の原因(素因、基礎疾患、既存疾病など)が関与することが多いため、公務が相対的に有力な原因として作用したことが認められる場合に限って、公務上の災害としての取扱いがなされることとなります。(詳細は「第3 特定の疾病等の認定基準等 (P. 37～52)」を参照)

(1) 公務上の負傷に起因する疾病

公務上の負傷に起因する疾病は、次に掲げる場合、公務上の疾病となります。

ア 負傷した当時、何ら疾病の素因を有していなかった者が、その負傷によって発病した場合

イ 負傷した当時、疾病の素因はあったが発病する程度でなかった者が、その負傷により、その素因が刺激されて発病した場合

ウ 負傷した当時、疾病の素因があり、しかも早晩発病する程度であった者が、その負傷により、発病の時期を著しく早めた場合

エ 負傷した当時、既に発病していた者が、その負傷により、その疾病を著しく増悪した場合

なお、公務上の負傷に起因する疾病には、負傷によって直接発生する疾病(例えば、外傷性肋膜炎)だけでなく、その疾病が原因となって続発する疾病(例えば、外傷性敗血症からの脳膜炎)も含まれます。また、既往の私的疾病を負傷により著しく増悪した場合もこの基準によって取り扱われます。

公務上の負傷に起因する疾病の取扱いについて、上記ア～エを図示すると、P. 33 の図1～3のようになります。

図1 健康な職員が公務の有害因子により発病した場合（アの場合）

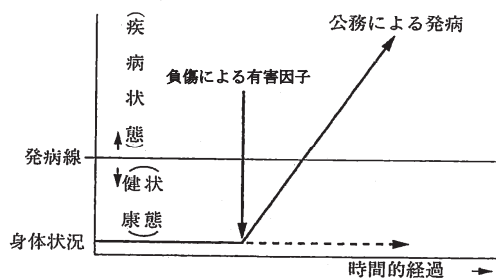
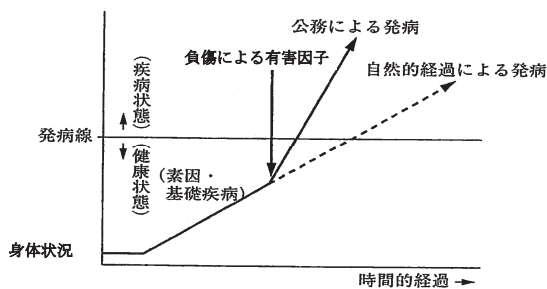


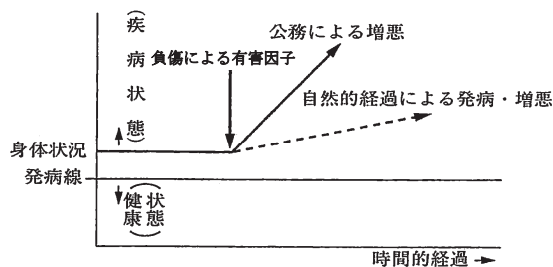
図1の場合は、通常、発病の原因である身体に加わった有害因子(負傷による有害因子)が顕著にとらえられるので、設定は比較的容易であって、その有害因子が公務上の負傷によるものであれば公務上の疾病とする。

図2 素因、基礎疾病等のある職員が発病した場合（イ及びウの場合）



素因、基礎疾病等があるものの、発病していなかった職員が、公務上の負傷による有害因子が有力に作用したことにより発病した場合又は発病の時期を著しく早めた場合は、公務上の災害となります。逆に、自然経過的に発病した場合は公務外となります。

図3 既存疾病のある職員が増悪した場合（エの場合）



既に、潜在性又は顕在性の疾病(既存疾病)があつて、これが自然経過的に発病又は増悪した場合には、公務遂行中であっても公務外となります。しかし、医学的にみて、公務上の負傷による有害因子が作用して自然経過を超えて発病又は著しく増悪したと認められれば、公務上の災害となる場合があります。

(2) 規則別表第1第2号から第9号までに掲げる疾病

次のアからク（ア⑬、イ⑤、ウ⑨、オ⑤及びカ⑰を除く。）までに掲げる疾病は、当該疾病に係るそれぞれの業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発症させる原因となるのに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上、当該原因によって生ずる疾病に特有な症状を呈した場合は、特に反証のない限り公務上のものとなります。反証とは、公務以外の事由によって発病したという証明のことです。

ア 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- ① 紫外線にさらされる業務に従事したため生じた前眼部疾患又は皮膚疾患
- ② 赤外線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
- ③ レーザー光線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
- ④ マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患
- ⑤ 基金の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再

生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害

- ⑥ 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務に従事したため生じた潜かん病又は潜水病
- ⑦ 気圧の低い場所における業務に従事したため生じた高山病又は航空減圧症
- ⑧ 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症
- ⑨ 高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷
- ⑩ 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷
- ⑪ 著しい騒音を発する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患
- ⑫ 超音波にさらされる業務に従事したため生じた手指等の組織え死
- ⑬ ①から⑫までに掲げるもののほか、物理的因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

イ 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- ① 重激な業務に従事したため生じた筋肉、けん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
- ② 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛
- ③ チェーンソー、ブッシュクリーナー、削岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害
- ④ 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

ウ 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- ① 基金の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であって、基金が定めるもの
- ② ふっ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
- ③ すず、鉍物油、漆、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患
- ④ たん白分解酵素にさらされる業務に従事したため生じた皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
- ⑤ 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
- ⑥ 綿、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患
- ⑦ 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚
- ⑧ 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症
- ⑨ ①から⑧までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

エ 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又は基金の定めるじん肺の合併症

オ 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- ① 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患
- ② 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾患
- ③ 湿潤地における業務に従事したため生じたワイル病等のレプトスピラ症
- ④ 屋外における業務に従事したため生じたつつが虫病
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

カ がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- ① ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
- ② ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
- ③ 4-アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
- ④ 4-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
- ⑤ ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- ⑥ ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- ⑦ ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- ⑧ 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮腫
- ⑨ ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病
- ⑩ 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ又は肝細胞がん
- ⑪ 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
- ⑫ オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん
- ⑬ 1, 2-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
- ⑭ ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん
- ⑮ 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫
- ⑯ すず、鉍物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん
- ⑰ ①から⑯までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

キ 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

ク 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病
上記の疾病について

- ① アからウまで及びオからキまでの「これらに付随する疾病」並びにクの「これに付随する疾病」とは、それぞれ当該例示する疾病に引き続いて発生した続発性の疾病その他当該例示する疾病との間に相当因果関係が認められる疾病をいい、イの「これらに付随する疾病」には、同イの③の手指、前腕等の運動器障害に付随して起こる粘液のうの疾患が含まれます。
- ② アの⑤の「基金の定める電離放射線」とは、次に掲げる粒子線又は電磁波をいいます。
- a アルファ線、重陽子線及び陽子線 b ベータ線及び電子線
c 中性子線 d ガンマ線及びエックス線
- ③ アの⑧の「熱中症」には、日射病及び熱射病が含まれます。
- ④ エの「じん肺の合併症」とは、じん肺と合併した次に掲げる疾病をいいます。
- a 肺結核 b 結核性胸膜炎 c 続発性気管支炎
d 続発性気管支拡張症 e 続発性気胸 f 原発性肺がん

(3) その他公務に起因することが明らかな疾病

(1)の公務上の負傷に起因する疾病及び(2)の規則別表第1第2号から第9号までに掲げる疾病のほか、公務に起因することが明らかな疾病は、公務上のものとされ、これに該当する疾病は次に掲げる疾病とされています。

ア 伝染病又は風土病に罹患する虞のある地域に出張した場合における当該伝染病又は風土病
イ 健康管理上の必要により任命権者が執った措置(予防注射及び予防接種を含む。)により発生した疾病

ウ 公務運営上の必要により入居が義務付けられている宿舍の不完全又は管理上の不注意により発生した疾病

エ 次に掲げる場合に発生した疾病で、勤務場所又はその附属施設の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発生したもの

- ① 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき
② 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合
③ 休息时间又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合

オ 職務の遂行に伴う怨恨によって発生した疾病

カ 所属部局の提供する飲食物による食中毒

キ アからカまでに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病
前述のうちア、イ、ウ、エ、オ又はカに該当する場合は、公務と相当因果関係をもって発生したものであることが明らかであるため、公務上の疾病とされます。

キに該当すると認められる疾病は、P. 33の図の場合と同じですが、負傷を契機としない疾病は、負傷の場合よりさらに発症を誘発した有害因子の大きさがとらえにくいとともに、本来、本人の素因がなければ発症しないものが多く、本人の日常生活又は健康管理等によっても増悪するものです。したがって、その認定は特に慎重に行う必要があります。公務上の災害と認定されるためには、有害因子の強さ又は業務の過重性が特に顕著であることと認められなければなりません。

3 公務上の障害又は死亡の認定

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな障害又は死亡は、公務上のものとされています。

第3 特定の疾病等の認定基準等

公務上外の認定については、前記「第2 公務災害の認定基準」で述べた認定基準によるほか、特に腰痛事案、上肢業務に基づく疾病事案、心臓・脳血管疾患事案、精神疾患事案及び石綿による健康被害事案にあつては別に基準が設けられており、認定に際してはそれぞれの基準に照らして取り扱うこととされています。

○ 腰痛等の公務災害の認定について

腰痛については、認定基準によるほか、「腰痛の公務上外の認定について」（昭和52年2月14日地基補第67号地方公務員災害補償基金理事長通知）（以下この項において「腰痛基準」という。）及び「『腰痛の公務上外の認定について』の実施について」（昭和52年2月14日地基補第68号地方公務員災害補償基金補償課長通知）に基づき判断することとされています。

人間は、骨盤の上にある脊柱（上から順に、頸椎骨、胸椎骨、腰椎骨、仙骨）で上半身を支えており、腰部では、常に上半身の重さ（負荷）を受けながら曲げたり、伸ばしたり、旋回したり等の運動が行われています。そのため、腰痛は、医学上、一般に発生の原因が多岐にわたる上、加齢により体幹の支持機構が弱くなるために起こることが多いとされ、業務中や日常生活上の別なく頻発し、また腰部に作用した力の程度にかかわらず発症するものであるとされています。

腰痛には、業務中の転落や転倒等の負傷に起因する腰痛、重量物の取扱い業務その他腰部に過度の負担がかかる作業に長時間従事する間に徐々に発症してくる腰痛などがあり、腰痛基準では、負傷に起因する腰痛を「災害性の原因による腰痛」と、重量物の取扱い業務等に従事して発症した腰痛（職業性疾病）を「災害性の原因によらない腰痛」とに分類しています。

また、腰痛の公務災害認定請求においては、災害性の原因が明確でない事案や職業性疾病の対象業務に従事していない職員が、日常業務上の範囲内のささいな災害的出来事・動作等によって発生したとする事案が多くみられ、その特徴として、大部分の症例が腰痛を発生させる既往症等を有し、傷病名も腰椎椎間板ヘルニア、腰椎椎間板症、変形性脊椎症など脊柱にかかるものとなっています。

これらの疾病は、一般的には椎間板等が長期にわたり加齢とともに徐々に退行変性することなどによって発症するものですので、公務上外の認定に当たっては、事故等の態様、重量物の負荷の状況、業務内容、業務環境、その他諸事情を総合的に評価した上で、「公務に起因することが明らかな疾病」として、増悪させた部分としての急性症状に限り、公務上の災害と認められる場合があります。

具体的には、以下のとおり取り扱うこととされています。

1 災害性の原因による腰痛について

公務上の負傷（急激な力の作用による内部組織の損傷を含む。以下同じ。）に起因して発症した腰痛で、次の(1)及び(2)に掲げる要件のいずれをも満たし、かつ、医学上療養を必要とするものは、公務上の疾病として取り扱います。

- (1) 腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、公務遂行中に突発的なできごととして生じたと明らかに認められるものであること。

- (2) 腰部に作用した力が腰痛を発症させ、腰痛の既往症を再発させ、又は基礎疾患を著しく増悪させたとき医学的に認めるに足りるものであること。

2 災害性の原因によらない腰痛について

- (1) 次に掲げる業務等腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間（おおむね3か月から数年以内をいう。）に従事する職員に発症した腰痛で、当該職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められ、かつ、医学上療養を必要とするものは、公務上の疾病として取り扱います。
- ア 重量物（おおむね20kg以上のものをいう。）又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務
 - イ 腰部にとって極めて不自然又は極めて非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務
 - ウ 腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を長期間にわたり持続して行う業務
 - エ 腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務
- (2) 重量物を取り扱う業務（おおむね30kg以上の重量物を勤務時間の3分の1程度以上取り扱う業務又はおおむね20kg以上の重量物を勤務時間の半分程度以上取り扱う業務をいう。）又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務（重量物を取り扱う業務と同程度以上に腰部に負担のかかる業務をいう。）に相当長期間（おおむね10年以上をいう。）にわたって継続して従事する職員に発症した慢性的な腰痛のうち、胸腰椎に著しく病的な変性（高度の椎間板変性や椎体の辺縁隆起等）が認められ、かつ、その程度が通常に加齢による骨変化の程度を明らかに超えるもので、当該職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められ、かつ、医学上療養を必要とするものは、公務上の疾病として取り扱います。

【参考1】 公務上外の認定に当たって

腰痛を起こす負傷又は疾病は多種多様であるので、基金では、認定に当たり、傷病名にとらわれることなく、症状の内容及び経過、負傷又は作用した力の程度、業務内容、作業態様（取扱い重量物の形状、重量、作業姿勢、持続時間、回数等）、作業従事歴、従事時間、当該職員の身体的条件（性別、年齢、体格等）、素因又は基礎疾患等認定上の客観的な条件の把握に努めています。また、必要な場合は専門医の意見を聴く等の方法により認定の適正を図っています。

【参考2】 治療について

(1) 治療法

通常、腰痛に対する治療は、保存的療法（外科的な手術によらない治療方法）を基本とすべきですが、適切な保存的療法によっても症状の改善が見られないものの中には、手術的療法が有効な場合もあります。

ただし、この場合の手術方法は、腰痛の原因となっている腰部の病変の種類によってそれぞれ違うものであり、手術によって腰部の病変を改善することができるか否かについては医学上慎重に考慮する必要があります。

(2) 治療の種類

腰痛の既往症又は基礎疾患のある職員に上記 1 又は 2 の事由により腰痛が発症し増悪した場合の治療の範囲は、原則としてその発症又は増悪前の状態に回復させるためのものに限り、

ただし、その状態に回復させるための必要上、既往症又は基礎疾患の治療を要すると認められるものについては、治療の範囲に含まれることもあります。

(3) 治療の期間

公務上の腰痛は、上記 2 の(2)に該当する腰痛を除き、適切な治療によれば、ほぼ 3、4 か月以内にその症状が軽快するのが普通であり、特に症状の回復が蔓延する場合でも 1 年程度の治療で消退又は固定するものと考えられています。

相当長期にわたり療養しているものについては、基金都支部において当該傷病の状況その他必要な事項を調査したうえで、治ゆ (P.117 参照) していると認められる場合には、治ゆと認定することがあります(「傷病の治ゆ認定の手続について」平成 26 年 3 月 26 日地基補第 83 号)。

【参考 3】 頸部痛について

頸部痛(頸部捻挫、外傷性頸部症候群など)も、その発症に素因、基礎疾患等が関与することが多いため、認定の考え方、治療の範囲・期間について、腰痛に準じた取扱いをする場合があります。

○ 上肢業務に基づく疾病の公務災害の認定について

上肢業務に基づく疾病については、認定基準によるほか、「上肢業務に基づく疾病の取扱いについて」(平成 9 年 4 月 1 日地基補第 103 号地方公務員災害補償基金理事長通知)及び「『上肢業務に基づく疾病の取扱いについて』の実施について」(平成 9 年 4 月 1 日地基補第 104 号地方公務員災害補償基金補償課長通知)に基づき判断することとされています。

上肢業務に基づく疾病とは、上肢等に過度の負担のかかる業務(以下この項において「上肢業務」という。)によって、後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕、手及び指に発生した運動器の障害(以下この項において「上肢障害」という。)とされており、その診断病名は多種多様にわたり、代表的なものとして、書痙、書痙様症状、腱炎、腱鞘炎、手関節炎、上腕骨外(内)上顆炎、頸肩腕症候群、肘部管症候群、回外(内)筋症候群、手根管症候群などがあります。

また、上肢業務を伴う上肢障害は、加齢や日常生活とも密接に関連しており、その発症には、業務以外の個体要因(例えば、年齢、素因、体力等)や日常生活要因(例えば、家事労働、育児、スポーツ等)が関与しています。さらに、上肢業務と同様な動作は、日常生活の中にも多数存在しています。このため、公務上外の認定は、単に診断病名のみをもってなされることはなく、これらの要因も検討された上で、専門医によって詳細に把握された症状及び所見に従って行われます。その結果、上肢業務に従事した職員が、業務により上肢等を過度に使用したことが原因となって発症したと認められる上肢障害は、施行規則別表第 1 第 3 号の 4 又は同号の 5 に該当する公務上の疾病として取り扱うこととされています。

1 認定要件

次のいずれの要件も満たし、医学上療養が必要であると認められることが必要となります。

- (1) 上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものであること。

- (2) 発症前に過重な業務に従事したこと。
- (3) 過重な業務への従事と発症までの経過が、医学上妥当なもの認められること。

2 認定要件の運用

- (1) 「上肢等に負担のかかる作業」とは、次のいずれかに該当する上肢等を過度に使用する必要のある作業が該当します。

- ア 上肢の反復動作の多い作業
- イ 上肢を上げた状態で行う作業
- ウ 頸部、肩の動きが少なく、姿勢が拘束される作業
- エ 上肢等の特定の部位に負担のかかる状態で行う作業

- (2) 「相当期間従事した」とは、一般的には、発症までに6か月程度以上上肢業務に従事したことをいいます。

なお、腱鞘炎等については、業務従事期間が6か月程度に満たない場合でも、短期間のうちに集中的に過度の負担がかかった場合には、発症することがあるので留意する必要があります。

- (3) 「過重な業務」とは、上肢等に負担のかかる作業を主とする業務において、医学経験則上、上肢障害の発症の有力な原因と認められる業務量を有するものであって、原則として次のア又はイに該当するものをいいます。

ア 当該勤務所における同種の他の職員と比較して、平均的な1か月の業務量のおおむね10%以上業務量が増加し、その状態が発症直前に3か月程度継続している場合

イ 業務量が1か月の平均又は1日の平均では通常の日常の範囲内であっても、1日の業務量が一定せず、例えば次の(ア)又は(イ)に該当するような状態が発症直前に3か月程度継続しているような場合

(ア) 通常の1日の業務量のおおむね20%以上業務量が増加した日が1か月のうち10日程度あることが認められる状態

(イ) 1日の勤務時間の3分の1程度にわたって、業務量が通常の当該時間内の業務量のおおむね20%以上増加した日が1か月のうち10日程度あることが認められる状態

- (4) 「過重な業務」の判断に当たっては、発症前の業務量に着目して上記の(3)の要件を示していますが、業務量の面から過重な業務とは直ちに判断できない場合であっても、通常業務による負荷を超える一定の負荷が認められ、次のアからオに掲げた要因が顕著に認められる場合には、それらの要因も総合して評価します。

- ア 長時間作業、連続作業
- イ 他律的かつ過度な作業ペース
- ウ 過大な重量負荷、力の発揮
- エ 過度の緊張
- オ 不適切な作業環境

- (5) 上記(3)のアの「同種の他の職員と比較して」とは、原則として、当該勤務所における同性の職員であって、業務態様、年齢及び熟練度が同程度のものの平均的な業務量との比較をいいます。

○ 心・血管疾患及び脳血管疾患の公務災害の認定について

「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」（令和3年9月15日地基補第260号地方公務員災害補償基金理事長通知）（以下この項において「脳・心基準」という。）に基づき判断することとされています。

医学的知見によれば、心・血管疾患及び脳血管疾患（以下「心臓・脳血管疾患」という。）は、高血圧等の医学上の危険因子、加齢、性別等の属性、食事、睡眠、家庭生活等の一般生活上の要因、過重な長時間勤務、重労働等の職務上の要因が、相加・相乗に作用することにより、発症の基礎となる高血圧症、血管病変等の病態が増悪して、発症に至るものであり、勤務中、休息中、睡眠中の別なく発症するものであるとされています。

このため、脳・心基準においては、公務に起因することが明らかな疾病（公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病）として公務上の災害と認定されるためには、公務による精神的又は肉体的に過重な負荷が、被災職員が有している発症の基礎となる高血圧症、血管病変等の病態を加齢や一般生活等によるいわゆる自然的経過を早めて著しく増悪させ、発症に至らしめたと医学的に認められることが必要とされています。このような、医学経験則上、高血圧症、血管病変等をいわゆる自然的経過を早めて著しく増悪させ、心臓・脳血管疾患の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷を、脳・心基準では「過重負荷」と規定しています。公務により過重負荷を受けていたと認められるとともに、過重負荷を受けてから心臓・脳血管疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が医学上妥当と認められる場合には、心臓・脳血管疾患の発症に当たって公務が相対的に有力な原因になったもの、すなわち、公務と心臓・脳血管疾患との間に相当因果関係があるものと認められ、公務上の災害として認定されます。

1 認定要件

(1) 次のいずれかに該当したことにより、医学経験則上、心・血管疾患及び脳血管疾患の発症の基礎となる高血圧症、血管病変（動脈硬化症等をいう。以下同じ。）等の病態を加齢、一般生活によるいわゆる自然的経過を超えて著しく増悪させ、当該疾患の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷（以下「過重負荷」という。）を受けていたことが明らかに認められることが必要です。

ア 発症前に、職務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと。

イ 発症前に、通常の日常の職務（被災職員が占めていた職に割り当てられた職務であって、1日当たり平均概ね8時間（1週当たり平均概ね40時間）勤務内に行う日常の職務をいう。以下同じ。）に比較して特に過重な職務に従事したこと。

(2) 「過重負荷」を受けてから、心・血管疾患及び脳血管疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が医学上妥当と認められることが必要です。通常は、「過重負荷」を受けてから24時間以内に症状が顕在化しますが、症状が顕在化するまでに2日程度以上を経過する症例もあるので、個別事案に係る疾病の発症機序等に応じ、鑑別を行う必要があります。

2 認定対象疾病

脳・心基準が認定対象とする心・血管疾患及び脳血管疾患（これらの疾患のうち負傷に起因するものを除く。以下「対象疾患」という。）は、次に掲げるものをいいます。

- (1) 心・血管疾患
 - ア 狭心症
 - イ 心筋梗塞
 - ウ 心停止（心臓性突然死を含む。）
 - エ 重症の不整脈（心室細動等）
 - オ 重篤な心不全
 - カ 肺塞栓症
 - ク 大動脈解離
- (2) 脳血管疾患
 - ア くも膜下出血
 - イ 脳出血
 - ウ 脳梗塞
 - エ 高血圧性脳症

3 認定要件の具体的事項等の運用

- (1) 1の(1)のアの「異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと」とは、当該出来事・事態によって急激な血圧変動や血管収縮等を引き起こすことが医学上妥当と認められるものであり、次に掲げる場合とされています。
 - ア 医学経験則上、対象疾患を発症させる可能性のある爆発物、薬物等による犯罪又は大地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な状態に職務に関連して遭遇したことが明らかな場合
 - イ 日常は肉体的労働を行わない職員が、勤務場所又はその施設等の火災等特別な事態が発生したことにより、特に過重な肉体的労働を必要とする職務を命じられ、当該職務を行っていた場合
 - ウ 暴風、豪雪、猛暑等異常な気象条件下で長時間にわたって職務を行っていた場合
 - エ 極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす事態に職務に関連して遭遇した場合
 - オ 急激で著しい肉体的負荷を強いられる事態又は急激で著しい作業変化の下で職務を行っていた場合
- (2) 1の(1)のイの「通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事したこと」とは、医学経験則上、対象疾患を発症させる可能性のある特に過重な職務に従事したことをいい、勤務形態・時間、業務内容・量、勤務環境、精神的緊張の状況及び疲労の蓄積等の面で特に過重な職務の遂行を余儀なくされた、次に掲げる場合等です。
 - ア 発症前1週間程度から数週間（「2～3週間」をいう。）程度にわたる、特に過重で長時間に及ぶ時間外勤務を行っていた場合
 - イ 発症前1か月程度にわたる、過重で長時間に及ぶ時間外勤務（発症日から起算して、週当たり平均25時間程度以上の連続）を行っていた場合
 - ウ 発症前1か月を超える、過重で長時間に及ぶ時間外勤務（発症日から起算して、週当たり平均20時間程度以上の連続）を行っていた場合
- (3) 3の(2)のアからウに掲げる時間外勤務の評価のほか、次に掲げる職務従事状況等が評価要因と

され、医学経験則に照らして、精神的、肉体的過重性が認められる場合は、それらが時間外勤務の評価に加えられて総合的に評価されます。

ア 交替制勤務職員の深夜勤務（22時から翌朝5時までの勤務）中の頻回出勤及び深夜勤務時間数の著しい増加・仮眠時間の著しい減少等の職務従事状況

イ 著しい騒音、寒暖差、寒冷、暑熱等不快・不健康な勤務環境下における職務従事状況

ウ 緊急呼出による勤務、勤務を要しない日も勤務したことによる連続勤務、勤務間インターバルが短い勤務、拘束時間が長い勤務、不規則な勤務・交代制勤務・深夜勤務等の勤務時間が不規則な職務への従事状況

エ 頻回出張、時差を伴う出張等の勤務公署外における移動を伴う職務への従事状況

オ その他、精神的又は肉体的負荷を伴う職務への従事状況

(4) 3の(2)及び(3)の場合において、特に過重な職務等への従事状況の評価については、被災職員と職種、職、職務経験及び年齢等が同程度の職員（以下「同種職員等」という。）にとっても、特に過重な職務に従事したと認められるか否かについて客観的に行われます。

この場合、同種職員等には、健康な状態にある者のみならず、対象疾患の発症の基礎となる血管病変等を有しているものの、通常の日常の職務の遂行に特に支障がない程度の職員も含まれています。

○ 精神疾患等の公務災害の認定について

精神疾患等については、「精神疾患等の公務災害の認定について」（平成24年3月16日地基補第61号地方公務員災害補償基金理事長通知）、「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について（平成24年3月16日地基補第62号地方公務員災害補償基金補償課長通知）及び「精神疾患等の公務起因性判断のための調査要領について」（平成24年3月16日地基補第63号地方公務員災害補償基金補償課長通知）（以下この項において「精神基準」という。）に基づき判断することとされています。

精神疾患の場合は、①対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けたことが認められること、②業務以外の負荷及び個体側要因により対象疾病を発症したとは認められないこと、の2つが要件とされており、この要件に該当するか否かは、精神基準に基づく具体的な調査結果を検討した上で判断することとなります。

なお、自殺については、公務と精神疾患との間に相当因果関係が認められ、かつ、当該精神疾患と自殺との間に相当因果関係が認められるときに、公務起因性が認められます。

精神基準においては、精神疾患等が公務上の災害と認定されるためには、次の要件に該当することが必要とされています。

1 認定要件

公務が原因で精神疾患を発症したとして公務災害認定請求のあった事案（以下「精神疾患事案」という。）においては、当該精神疾患が対象疾病に該当し、かつ、次の(1)及び(2)の要件をいずれも満たして発症したときに、規則別表第1第9号に該当する疾病として取り扱います。

(1) 対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けたことが認められること。

この「業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けたこと」とは、具体的に、次のア又はイ

のような事象を伴う業務に従事したことをいいます。

ア 人の生命にかかわる事故への遭遇

イ その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象

(2) 業務以外の負荷及び個体側要因により対象疾病を発症したとは認められないこと。

また、要件を満たす対象疾病に併発した疾病については、対象疾病に付随する疾病として認められるか否かを個別に判断し、これらが認められる場合には当該対象疾病と一体のものとして、地方公務員災害補償法施行規則別表第1第9号に該当する疾病として取り扱ふとされています。

2 認定対象疾病等

(1) 対象疾病

国際疾病分類第10回修正版（以下「ICD-10」という。）第V章「精神および行動の障害」に分類される精神疾患。ただし、器質性のもの及び有害物質に起因するものを除きます。

（厚生労働省「疾病、傷害及び死因の統計分類」2.ア.ICD-10（2013年版）準拠 基本分類表第5章精神及び行動の障害（F00-F99）<https://www.mhlw.go.jp/toukei/sippeit/> 参照）

(2) 業務との関連で発症する可能性のある精神疾患

上記(1)のうち、F2からF4までに分類される精神疾患。ただし、器質性の精神疾患及び有害物質に起因する精神疾患（表1のF0及びF1に分類される精神疾患）については、頭部外傷、脳血管疾患、中枢神経変性疾患等の器質性脳疾患に付随する疾病、化学物質による疾病等として認められるか否かを個別に判断することになります。また、いわゆる心身症は含まれません。

(3) 疾患名等の判断

疾患名等については、公務災害認定請求時における疾患名等にこだわらず、被災職員に係る具体的な病態等に関する事実関係により、客観的に判断します。

3 認定要件の検討

2の対象疾病が1の認定要件に該当するか否かを判断するためには、次の(1)から(3)までの検討を行います。

(1) 業務による負荷の検討

ア 具体的な検討方法

(ア) 業務による精神的又は肉体的負荷（以下「業務による負荷」という。）について判断するため、対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、対象疾病の発症に関与したと考えられる業務による出来事（対人関係のトラブルを含む。）として、具体的にどのようなものがあったのかを把握し、その出来事に対応した適当な着眼事項に基づいて分析した上で、その負荷の強さを検討します。

その結果、その出来事が次の①又は②に該当するときは、1(1)又は(2)に該当する事象があったものと判断できます。

① 人の生命にかかわる事故への遭遇（業務による負荷の類型及び程度がこれと同種、同程度のものを含む。）

a 生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残すような業務上の病気やけがをしたと認められる場合

b aに準ずるような出来事に遭遇したと認められる場合

② その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象

- a 第三者による暴行、重大な交通事故等の発生により、おおむね2か月以上の入院を要する、又は地方公務員災害補償制度の障害補償年金に該当する若しくは原職への復帰ができなくなる後遺障害を残すような業務上の病気やけがをしたと認められる場合
- b 発症直前の2週間程度以上の期間において、いわゆる不眠・不休の状態下で行う、犯罪の捜査若しくは火災の鎮圧又は、危険、不快、不健康な場所等において行う、人命の救助その他の被害の防禦等に従事したと認められる場合（1日当たりの勤務時間が特に短い場合、手待時間が多い等の勤務密度が特に低い場合を除く。）
- c bの職務遂行中における二次災害、重大事故等の発生への対処等に従事したと認められる場合
- d 発症直前の1か月におおむね160時間を超えるような、又は発症直前の3週間におおむね120時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合（手待時間が多い等の勤務密度が特に低い場合を除く。）
- e 発症直前の連続した2か月間に1月当たりおおむね120時間以上の、又は発症直前の連続した3か月間に1月当たりおおむね100時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合
- f 発症直前の1か月以上の長期間にわたって、質的に過重な業務を行ったこと等により、1月当たりおおむね100時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合
- g 上司、同僚、部下等の事故、傷病等による休業又は欠員が発生し、かつ、それに対して職場の適切な支援・協力等がなされなかったこと等により、bからfまでに準ずる肉体的過労等を生じさせる業務に従事したと認められる場合
- h 組織の責任者として連続して行う困難な対外折衝又は重大な決断等を伴う業務に従事したと認められる場合
- i 機構・組織等の改革又は人事異動等による、急激かつ著しい職務内容の変化を伴う業務に従事したと認められる場合
- j 職場でひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を執拗に受けたと認められる場合
- k 重大な不祥事が発生し、責任者としてその対応に当たったと認められる場合
- l aからkまでに準ずるような業務による負荷があったと認められる場合

(4) (ア)の検討に当たって、時間外勤務を評価する場合には、時間外勤務の命令を受けて行った業務のみを対象とします。ただし、その必要性等を客観的な根拠によって判断できる活動については、時間外勤務時間数に加えて評価することができます。

イ 業務による負荷の判断基準とする職員

業務による負荷を受けたことが認められるか否かは、被災職員ではなく、被災職員と職種、職、業務経験等が同等程度の職員を基準にして客観的に判断します。

(2) 1の(2)の「業務以外の負荷及び個体側要因」の検討は、次のア及びイのとおり行います。

ア 業務以外の負荷の検討

対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、被災職員自身の出来事（離婚等の家庭問題、事故・事件、けが・病気等）、被災職員の家族の出来事（配偶者や子どもの死亡・けが・病気等）、金銭関係（財産の損失、収入の減少等）などの業務以外の出来事が認められる場合には、それらの出来事が客観的に対象疾病を発症させるおそれのある程度のもものと認められるか否かにつ

いて検討します。

イ 個体側要因の検討

精神疾患の既往歴、社会適応状況における問題（すなわち、過去の学校生活、職業生活等における適応に困難が認められる場合）、アルコール等依存症、性格傾向における偏り（ただし、社会適応状況に問題がない場合を除く。）が認められる場合には、それらの個体側要因が客観的に対象疾病を発症させるおそれのある程度のもものと認められるか否かについて検討します。

(3) 公務起因性についての考え方

被災職員が対象疾病を発症し、かつ、(1)及び(2)の検討の結果、次のア又はイに該当する場合は、1の認定要件を満たすものとします。

ア 業務による強度の精神的又は肉体的負荷が認められ、かつ、業務以外の負荷及び個体側要因が特段認められない場合

イ 業務による強度の精神的又は肉体的負荷が認められ、かつ、業務以外の負荷及び個体側要因の両方又はそのいずれかが認められるものの、それらが明らかに対象疾病の発症の有力な原因となったとは認められない場合

なお、「個体側要因が明らかに対象疾病の発症の有力な原因となった」場合とは、例えば、就業年齢前の若年期から精神疾患の発症と寛解を繰り返しており、公務災害認定請求に係る精神疾患がその一連の病態である場合、重度のアルコール依存状況がある場合等、個体側要因によって発症したことが医学的にみて明らかであると判断できる場合をいいます。

4 精神疾患の悪化の公務起因性

既に公務外で精神疾患を発症して治療が必要な状態にある者については、極めて強い業務による負荷を生じさせる出来事（例えば、3の(1)ア②dに該当するような極めて過重な時間外勤務への従事等）が認められる場合であって、その出来事後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められるときに限り、その出来事が悪化の原因であると推認して、悪化した部分について公務起因性を認めることもありえます。

5 精神疾患に係る治ゆ等の取扱い

(1) 治ゆ

ア 業務による負荷を原因とする精神疾患は、その原因を取り除き、適切な療養を行えば治ゆするケースが多いため、治ゆについては、主治医の治療内容、経過等を参考にして、また必要に応じて他の専門医等の意見も聴きつつ、適切に判断します。

イ 精神疾患に係る治ゆ（症状固定を含む。以下同じ。）については、その症状が治療により消失し、その状態が医学経験則に照らし安定したと認められる場合のほか、急性期を経て回復はしたが軽度の残存症状を残したまま安定期に移行した場合についても、通常の勤務が可能と判断される状態となり、その状態が医学経験則に照らし将来においても継続することが見込まれるときは、治ゆしたものと取り扱います。

(2) 治ゆ後再び対象疾病を発症した場合

業務による負荷が原因で発症した対象疾病が治ゆした後再び対象疾病を発症した場合については、発症のたびにその時点を基準として、業務による負荷、業務以外の負荷及び個体側要因を第3により検討し、公務起因性を判断することになります。

6 自殺の取扱い

(1) 自殺の公務起因性の考え方

精神疾患が原因で自殺したとして公務災害認定請求のあった事案（以下「自殺事案」という。）においては、①公務と精神疾患との間に相当因果関係が認められ、かつ、②当該精神疾患と自殺との間に相当因果関係が認められるときに、自殺についての公務起因性を認めるものとします。

I C D - 10のF 0からF 4までに分類される多くの精神疾患では、その病態としての自殺念慮が出現する蓋然性が高いと医学的に認められるため、公務に起因して精神疾患を発症した者が自殺を図った場合には、当該精神疾患によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で自殺が行われたものと推定し、原則として、自殺についての公務起因性が認められます。

ただし、公務に起因して発症した精神疾患と認められる場合であっても、発症後療養等が行われ相当期間経過した後の自殺については、治ゆの可能性やその経過の中での業務以外の様々な負荷要因の発生の可能性があり、当該精神疾患と自殺との相当因果関係については、さらに療養の経過、業務以外の負荷要因の内容等を総合して判断する必要があります。

なお、I C D - 10のF 0からF 4までに分類される精神疾患以外の精神疾患にあつては、必ずしも一般的に強い自殺念慮を伴うとまではいえないため、当該精神疾患と自殺の関連については、医学的な因果関係の判断を特に慎重に行う必要があります。また、公務に関連する自殺であっても、精神疾患に起因しない自殺は、公務起因性は認められません。

(2) 自殺前に医師の診断等を受けていない場合の取扱い

自殺前に医師の診断、診療を受けていない場合にあつては、精神疾患発症の可能性の有無、疾病の性質等について、医学経験則に照らして合理的に推定して判断します。

7 認定の手続

3の(3)及び6の(1)の公務起因性の判断については、支部長が理事長に協議し、理事長は、医学専門家から精神疾患の疾患名、発症時期、発症機序、鑑別診断等に関する医学的知見を徴するものとします。

8 調査

(1) 調査事項

精神疾患事案及び自殺事案については、次のアからオまでの事項を調査します。

ア 一般的事項（被災職員の氏名、年齢、所属等）

イ 災害発生（精神疾患事案の場合は精神疾患の発症、自殺事案の場合は自殺行為による死亡等をいう。以下同じ。）の状況

ウ 災害発生前の勤務状況

エ 災害発生前の身体・生活状況

オ その他の事項

(2) 調査に当たっての留意事項

精神基準の適正な運用のためには詳細な調査が必要となりますが、その特別な性質に鑑み、関係者等に対して調査を実施する際には、特にプライバシーの保護に配慮するとともに、収集した諸資料の保全に注意してください。

なお、調査事項等によっては、遺族等の同意を得ておくことが望ましい場合もあります。

○ 石綿による健康被害にかかる公務災害の認定について

石綿による疾病の認定基準については、地公災法上では、独自に「石綿ばく露作業」従事による疾病発症についての公務上外を判断する基準はありませんが、労働者災害補償制度における「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日基発第0329第2号）（第2次改正 令和5年3月1日基発0301第1号）に準じて判断することとされており、次の1～3のとおりです。この基準を満たしている場合は、いわゆる職業性疾病として公務上の災害として取り扱うこととされています。

なお、「石綿による疾病の認定基準について」に該当しない場合でも、「公務に起因することが明らかな疾病」として取り扱われる場合があります。

1 石綿による疾病と石綿ばく露作業

(1) 石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病は、次に掲げるものをいいます。

ア 石綿肺 イ 肺がん ウ 中皮腫 エ 良性石綿胸水 オ びまん性胸膜肥厚

(2) 石綿ばく露作業

石綿ばく露作業とは、次に掲げる作業をいいます。

- ア 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- イ 倉庫内における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業
- ウ 以下の石綿製品の製造工程における作業
 - (ア) 石綿糸、石綿布等の石綿紡績製品
 - (イ) 石綿セメント又はこれを原料として製造される石綿スレート、石綿高压管、石綿円筒等のセメント製品
 - (ウ) ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品
 - (エ) 自動車、捲揚機等のプレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
 - (オ) 電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品（電線絶縁紙、保温材、耐酸建材等に用いられている。）又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充填剤、塗料等の石綿を含有する製品
- エ 石綿の吹付け作業
- オ 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- カ 石綿製品の切断等の加工作業
- キ 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業
- ク 石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業
- ケ 石綿を不純物として含有する鉱物（タルク（滑石）等）等の取扱い作業
- コ アからケまでに掲げるもののほか、これらの作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業
- サ アからコまでの作業の周辺等において、間接的なばく露を受ける作業

2 認定要件

- (1) 石綿肺（石綿肺合併症を含む。）

石綿ばく露作業に従事しているか又は従事したことのある労働者（以下「石綿ばく露労働者」という。）に発生した疾病であって、じん肺法(昭和 35 年法律第 30 号)第 4 条第 2 項に規定するじん肺管理区分が管理 4 に該当する石綿肺又は石綿肺に合併したじん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第 6 号）第 1 条第 1 号から第 5 号までに掲げる疾病（じん肺管理区分が管理 4 の者に合併した場合を含む。）は、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）別表第 1 の 2（以下「別表第 1 の 2」という。）第 5 号に該当する業務上の疾病として取り扱います。

(2) 肺がん

石綿ばく露労働者に発症した原発性肺がんであって、次のアからはカまでのいずれかに該当する場合には、最初の石綿ばく露作業（労働者として従事したものに限らない。）を開始した時から 10 年未満で発症したものを除き、別表第 1 の 2 第 7 号 8 に該当する業務上の疾病として取り扱います。

ア 石綿肺の所見が得られていること（じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第 1 型以上である石綿肺の所見が得られていること。以下同じ。）。

イ 胸部エックス線検査、胸部 C T 検査等により、胸膜プラークが認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間（石綿ばく露労働者としての従事期間に限る。以下同じ。）が 10 年以上あること。ただし、1 の(2)のウの作業に係る従事期間の算定において、平成 8 年以降の従事期間は、実際の従事期間の 1 / 2 とする。

ウ 次の(ア)から(オ)までのいずれかの所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が 1 年以上あること。

(ア) 乾燥肺重量 1 g 当たり 5,000 本以上の石綿小体

(イ) 乾燥肺重量 1 g 当たり 200 万本以上の石綿繊維（5 μ m 超）

(ウ) 乾燥肺重量 1 g 当たり 500 万本以上の石綿繊維（1 μ m 超）

(エ) 気管支肺胞洗浄液 1 ml 中 5 本以上の石綿小体

(オ) 肺組織切片中の石綿小体又は石綿繊維

エ 次の(ア)又は(イ)のいずれかの所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業の従事期間が 1 年以上あること。

(ア) 胸部正面エックス線写真により胸膜プラークと判断できる明らかな陰影が認められ、かつ、胸部 C T 画像により当該陰影が胸膜プラークとして確認されるもの。

胸膜プラークと判断できる明らかな陰影とは、次の a 又は b のいずれかに該当する場合をいう。

a 両側又は片側の横隔膜に、太い線状又は斑状の石灰化陰影が認められ、肋横角の消失を伴わないもの。

b 両側側胸壁の第 6 から第 10 肋骨内側に、石灰化の有無を問わず非対称性の限局性胸膜肥厚陰影が認められ、肋横角の消失を伴わないもの。

(イ) 胸部 C T 画像で胸膜プラークを認め、左右いずれか一侧の胸部 C T 画像上、胸膜プラークが最も広範囲に描出されたスライスで、その広がり胸壁内側の 1 / 4 以上のもの。

オ 1 の(2)の石綿ばく露作業のうち、ウの(ア)、(イ)若しくはエのいずれかの作業への従事期間又はそれらを合算した従事期間が 5 年以上あること。ただし、従事期間の算定において、平成 8 年以降の従事期間は、実際の従事期間の 1 / 2 とする。

カ 2 の(4)の要件を満たすびまん性胸膜肥厚を発症している者に併発したもの。

(3) 中皮腫

石綿ばく露労働者に発症した胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫であって、次のア又はイに該当する場合には、最初の石綿ばく露作業（労働者として従事したものに限らない。）を開始したときから10年未満で発症したものを除き、別表第1の2第7号8に該当する業務上の疾病として取り扱います。

ア 石綿肺の所見が得られていること。

イ 石綿ばく露作業の従事期間が1年以上あること。

(4) びまん性胸膜肥厚

石綿ばく露労働者に発症したびまん性胸膜肥厚であって、次のアからウまでのいずれの要件にも該当する場合には、別表第1の2第4号7に該当する業務上の疾病として取り扱います。

ア 胸部CT画像上、肥厚の広がり、片側にのみ肥厚がある場合は側胸壁の1/2以上、両側に肥厚がある場合は側胸壁の1/4以上あるものであること。

イ 著しい呼吸機能障害を伴うこと。

この著しい呼吸機能障害とは、次のア又はイに該当する場合をいうものであること。

(ア) パーセント肺活量（%VC）が60%未満である場合

(イ) パーセント肺活量（%VC）が60%以上80%未満であって、次のa又はbに該当する場合

a 1秒率が70%未満であり、かつ、パーセント1秒量が50%未満である場合

b 動脈血酸素分圧（PaO₂）が60Torr以下である場合又は肺泡気動脈血酸素分圧較差（AaDO₂）が別表の限界値を超える場合

ウ 石綿ばく露作業への従事期間が3年以上あること。

3 認定に当たっての留意事項

地方公務員災害補償基金関係通達集「＜参考＞石綿による疾病の認定基準について『第3 認定に当たっての留意事項』」を参照

○ 針刺し事故等血液汚染事故の公務災害の取扱いについて

公務災害の認定は、傷病が発症（発生）し、治療が必要な場合に行われることが原則です。

しかし、病院等において、肝炎・エイズ等感染力が強く、感染した場合の治ゆが難しい疾病に感染した患者に使用した注射針を、誤って自分の指などに刺してしまう等の、いわゆる針刺し事故等血液汚染事故については、感染の可能性が極めて高いと判断された場合、公務上の災害として取り扱われ、特例として発症以前の検査等も補償の対象とされます。ただし、経過観察に係る検査は、当該ウイルスに関する検査に限られ、医学的に必要と認められる最小限度の期間（受傷後6か月～1年以内）とされています。その認定は、他の災害と同様に認定基準に基づき、当該感染症の特殊性に着目して、検討されることとなります。

また、疾病が発症した場合には、他の疾病と同様に認定基準に則して「公務上の疾病」に該当するか否かを検討することとなります。この場合も当該感染症の特殊性に着目して、検討することとなります。

1 B型肝炎

(1) 感染・発症前

B型肝炎については「抗HBs人免疫グロブリン製剤及びB型肝炎ワクチンに関する療養補償の取扱いについて」（昭和62年10月12日地基企第27号地方公務員災害補償基金理事長通知）

に基づき、検討することとなります。以下の場合において、治療の一環として、縫合、消毒、洗浄等の処置とともに、抗HBs人免疫グロブリン製剤の注射が行われたとき又は抗HBs人免疫グロブリン製剤の注射に加えてB型肝炎ワクチンの接種が行われたときは、公務上の災害として取り扱い、当該処置が行われた直後の検査及びその後の経過観察に係る検査は療養補償の対象となります。

ア 病院、保健所、研究所等に勤務する職員（以下「医療従事者等」という。）が公務上負傷し、当該負傷を原因としてHBs抗原陽性血液による汚染を受け、HBウイルス感染の危険が極めて高いと判断された場合

イ 医療従事者等の既存の負傷に、公務に起因してHBs抗原陽性血液が付着し、HBウイルス感染の危険が極めて高いと判断された場合

※ 負傷を伴わずに単にHBs抗原陽性血液が皮膚に付着した等、感染の危険が少ない事故の場合、汚染事故前に予防を目的としてワクチン接種等が行われた場合は、公務災害の対象とはなりません。

(2) 感染・発症後

以下の要件をすべて満たす場合は、公務上の災害として取り扱うこととされています。

ア B型急性肝炎の症状を呈していること。

イ HBVに汚染された血液等に接触する機会のある公務に従事し、又は当該血液等に接触した事実が認められること。

ウ HBVに感染したと推定される時期からB型急性肝炎の発症までの時間的間隔がB型急性肝炎の潜伏期間と一致すること。

エ HBs抗原、HBe抗原等、又はHBV-DNAが陽性と診断されていること。

オ 公務以外の原因による可能性がないこと。

2 C型肝炎

(1) 感染・発症前

C型肝炎については「HCV又はHIVに汚染された血液等に接触した場合における療養補償の取扱いについて」（平成6年1月31日地基企第5号地方公務員災害補償基金企画課長通知）に基づき、検討することとなります。以下の場合には、公務上の災害として取り扱い、当該処置が行われた直後の検査及びその後の経過観察に係る検査は療養補償の対象となります。

ア 医療従事者等がHCVに汚染された血液等を含む注射針等（感染性廃棄物を含む。）により手指等を公務上受傷した場合又は医療従事者等の既存の負傷部位、眼球等に公務に起因して当該血液等が付着した場合において、当該受傷又は血液等の付着（以下、この項において「受傷等」という。）の後、その部位に洗浄、消毒等の処置が行われた場合

イ 受傷等の後、HCV抗体検査等の検査（受傷等の直後に行われる検査を含む。）が行われた場合（ただし、受傷等以前から既にHCVに感染していたことが判明している場合のほか、受傷等の直後に行われた検査により、当該受傷等以前からHCVに感染していたことが明らかとなった場合には、その後の検査は療養補償の対象とはなりません。）

(2) 感染・発症後

以下の要件をすべて満たす場合は、公務上の災害として取り扱うこととされています。

ア C型急性肝炎の症状を呈していること。

イ HCVに汚染された血液等に接触する機会のある公務に従事し、又は当該血液等に接触した事実が認められること。

ウ HCVに感染したと推定される時期からC型急性肝炎の発症までの時間的間隔がC型急性肝炎の潜伏期間と一致すること。

エ HCV抗体、HCV-RNAが陽性と診断されていること。

オ 公務以外の原因による可能性がないこと。

※ C型慢性肝炎の場合、上記ア～オの要件をすべて満たすC型急性肝炎の既往の事実が確認できる場合、公務上の災害として取り扱われます。

3 エイズ（後天性免疫不全症候群）

(1) 感染前

エイズについても「HCV又はHIVに汚染された血液等に接触した場合における療養補償の取扱いについて」に基づき、検討することとなります。以下の場合には、公務上の災害として取り扱い、当該処置が行われた直後の検査及びその後の経過観察に係る検査は療養補償の対象となります。

ア 医療従事者等がHIVに汚染された血液等を含む注射針等（感染性廃棄物を含む。）により手指等を公務上受傷した場合又は医療従事者等の既存の負傷部位、眼球等に公務に起因して当該血液が付着した場合において、当該受傷又は血液等の付着（以下、この項において「受傷等」という。）の後、その部位に洗浄、消毒等の処置が行われた場合

イ 受傷等の後、HIV抗体検査等の検査（受傷等の直後に行われる検査を含む。）が行われた場合（ただし、受傷等以前から既にHIVに感染していたことが判明している場合のほか、受傷等の直後に行われた検査により、当該受傷等以前からHIVに感染していたことが明らかとなった場合には、その後の検査は療養補償の対象とはなりません。）

ウ 受傷等の後、HIV感染の有無が確認されるまでの間に行われた抗HIV薬の投与が、感染の危険に対し有効であると認められる場合

(2) 感染後

HIVについては感染をもって発症とみますが、以下の要件を満たす場合は、公務上の災害として取り扱うこととされています。

ア HIVに汚染された血液等に接触する機会のある公務に従事し、かつ、当該血液等に接触した事実が認められていること。

イ HIVに感染したと推定される時期から6週間ないし8週間を経てHIVの抗体が陽性と診断されていること。

ウ 公務以外の原因によるものでないこと。

4 その他

以下のような場合については、上記に準じて取り扱います。

(1) 梅毒に汚染された血液の場合で、医師が感染の可能性が高いと判断してペニシリンを投与し、かつ医師が経過観察が必要と認めた場合

(2) 汚染状況が不明な針の場合で、針に付着していた血液等が前述のウィルス等に汚染されている客観的な危険性があり、感染の危険性が高いと医師が判断した場合（血液汚染事故による検査は、特例として療養補償の対象とされていることから、当該針が前述のウィルス等に汚染されている客観的な危険性が判断できず、「念のため」等の理由で経過観察が行われた場合は療養補償の対象とは認められません。）

第4 認定請求の手続

1 発生した災害が公務上の災害か否かについては、まず、被災職員あるいはその遺族（以下「被災職員等」という。）が、当該災害が公務によるものであることの認定を求める請求を、任命権者を經由して、支部長に対して行わなければなりません。この請求を公務災害の認定請求といいます。

なお、この請求に当たり、被災職員自身の入院、死亡等のため、本人自らが認定請求の手続をとることができない場合には、任命権者あるいは所属部局の長は、被災職員等に対し、必要書類の準備など適正な手続をとるための指導・援助を行うことが必要です。

職員に生じた災害は、被災職員等から提出された公務災害の認定請求に基づき、支部長がその内容を調査の上、公務に基づくものであると認定して初めて各種補償の対象となります。

2 公務災害の認定請求の手続について特に留意すべき点等は、次のとおりです。

(1) 被災職員等は、まず、公務災害認定請求書を任命権者を經由して支部長に提出します。任命権者を經由するのは、請求において被災職員等が申し立てていることが事実であることの証明を求めるためのみならず、被災職員のその後の身分取扱上の問題、遺族の実態把握、さらには安全衛生管理等、任命権者として常に配慮すべき問題について、認識を深めてもらう等の意図もあるからです。

(2) 認定請求書に記載すべき事項は、次のとおりです（業務規程第7条第1項）。

- ① 職員の氏名、生年月日及び職名
- ② 所属する地方公共団体、地方独立行政法人及び部局の名称
- ③ 災害発生の日時及び場所
- ④ 傷病名並びに傷病の部位及びその程度
- ⑤ 災害発生の状況

これらの記載事項は、基金がその災害を公務上の災害か否かを認定する際の重要な資料となるものですから、ありのままの事実が具体的に記載されている必要があり、単なる推定、憶測に基づく記入は誤認定の原因ともなるので厳に慎まなければなりません。

なお、認定請求書の記載事項は、請求者本人が記入する場合、代理人が記入する場合等のいずれの場合においても、内容について必ず所属部局の長の証明を必要とすることになっています。これは、当該記載内容について正確・公正を期する必要があるからです（業務規程第7条第2項）。

ただし、所属部局の長において災害の発生状況等についての把握が困難であり、認定請求書等の記載内容について証明ができない箇所がある場合は、当該箇所が証明困難である旨を認定請求書等の所属部局の長の証明欄等に記載の上、速やかに任命権者を經由して支部長に当該認定請求書等を提出してください。

なお、被災職員等が証明を受けようとして、認定請求書等を所属部局の長に提出したにもかかわらず、長期間証明がなされない等、やむを得ない事情により証明がなされないまま被災職員等から支部長に対して公務災害等の認定請求がなされる場合も想定されます。このような場合には、基金において、その状況を確認することがあります。

(3) 所属の收受印等を押印します。

認定請求書が所属部局へ提出された際に收受印を押し、收受日を明らかにしておきます。

(4) 認定請求書には、さらに添付資料が必要です。

公務上外の認定に際しては、負傷については、比較的容易に判断できる場合が多くみられます。

しかし、疾病、特に循環器系の疾病、腰痛、頸肩腕症候群、精神疾患等については、その認定に高度の医学的判断を要し、当該疾病と公務との間に相当因果関係が成立するか否かを解明するのは、困難な場合が少なくありません。

例えば、循環器系の疾病等の場合は、通常業務に比較して、特に過重な業務であったため当該疾病を発症したものであるという理由で請求がなされるのが通例です。このため、発症原因が請求どおりであるかどうか、すなわち当該疾病が公務と相当因果関係をもって生じたか否かは、「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上災害の認定について」等に基づき公務過重性について検討した上で判断することになります。

この意味から、必要となる資料は、個々の事案によって異なりますので添付資料一覧（P.××）を参照してください。

(5) 任命権者は、被災職員等から提出された認定請求に関する一件資料を支部長に送付することとなります。その際、任命権者は、必ず意見を付して送付する必要があります（地公災法第45条第2項）。

(6) 補償の迅速な実施には、迅速な認定請求が必要であることはいうまでもありません。そのため、被災職員等は、迅速に認定請求をすることが必要です。しかし、往々にして経由機関が多い等の理由で、認定請求書が任命権者側に提出されてから支部長がこれを受け付けるまでにかかりの日時を要している場合が見受けられます。迅速な処理に留意していただくよう特に関係各位にお願いいたします。

(7) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）が平成17年4月1日から施行されたことに伴い、個人情報の取得に際して利用目的の明示等が義務付けられました（同法第18条第2項）。

したがって、公務災害の認定請求書等の用紙を被災職員に渡す場合は、必ず、「個人情報の利用目的についての説明書」を渡し、「地方公務員災害補償基金は、取得した個人情報について、地方公務員等の公務災害及び通勤災害の認定、補償及び福祉事業の実施、不服申立てに係る審査、訴訟追行、第三者加害事案に係る求償・免責、災害補償統計の作成に利用いたします。」との旨を説明してください。

また、基金が被災職員本人に代わって共済組合、医療機関等や任命権者など本人以外の者から個人情報を取得する必要がある場合は、本来、取得先が本人の同意を得ないで基金に情報提供できるものです（同法第27条第1項、地公災法第60条）。しかし、取得先が基金の要請に応じやすい環境を整え、円滑に事務を進める必要がありますので、取得先に示すため、本人（死亡している場合は、その遺族）に個人情報の取得に関する同意書を提出してもらう必要があります。

第5 認定請求の取下げ

被災職員は、支部長が公務上外の認定を行うまでの間であれば、いつでも公務災害の認定請求を取り下げることができます。認定請求を取り下げる場合の届出は、A4用紙に請求者の氏名（自署又は押印）・所属団体名・所属部署名、請求傷病名、作成年月日等を記入したうえで、任命権者を經由して速やかに届け出てください。

【記載例】

地方公務員災害補償基金東京都支部長 殿

取 下 書

令和5年5月25日付けで、貴職あてに請求した下記の公務災害認定請求を取り下げます。

令和5年8月1日

住 所	東京都〇〇市〇〇町1-2
氏 名	新 宿 太 郎
被災職員との続柄	本人 (自署又は押印)

記

1 被災職員に関する事項

所属団体名	東京都
所属部局・課・係名	〇〇局〇〇部〇〇課〇〇係
職名・氏名	主事 新 宿 太 郎

2 請求に係る災害

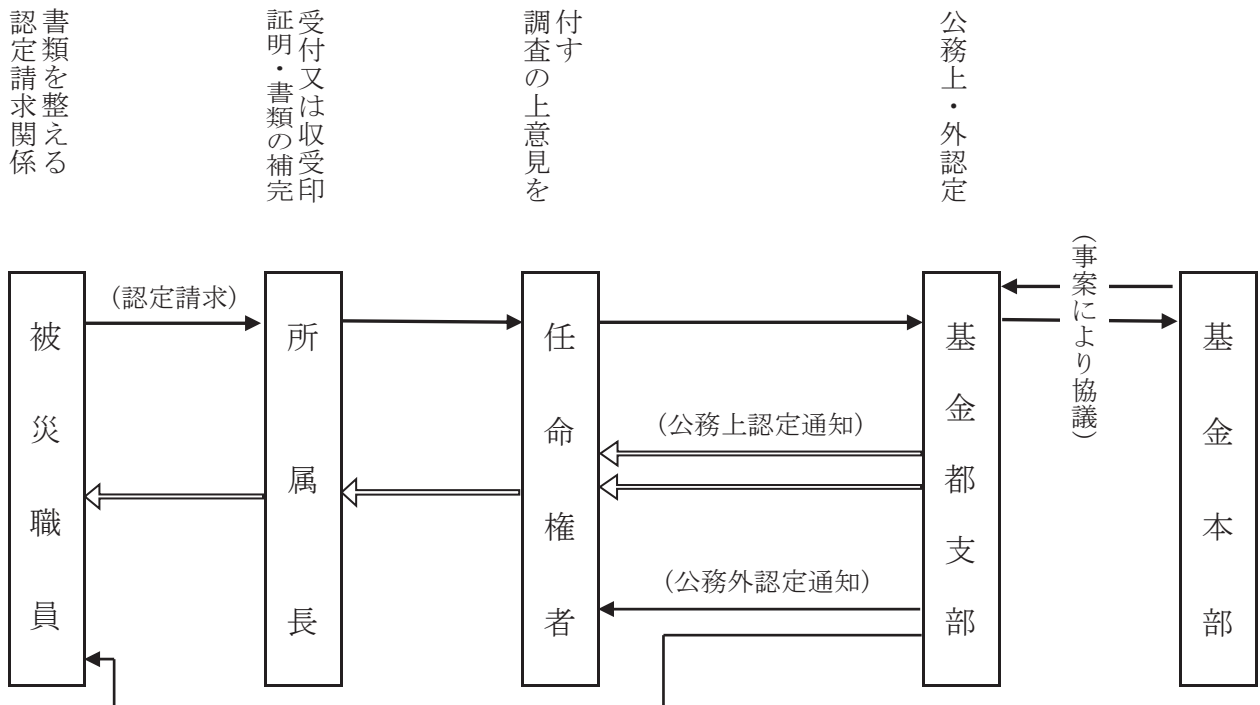
発生日時	令和5年5月2日午後3時00分ごろ
傷病名	右下腿骨骨折

第6 認定及び結果の通知

任命権者から認定請求書の送付を受けた支部長は、請求書の内容と添付資料に基づき、慎重に調査の上、任命権者の意見を参考として、当該請求に係る災害が公務上のものか否かの認定を行います。認定の結果は、認定通知書によって請求者及び任命権者に通知することになっています（地公災法第45条第1項）。一連の事務の流れは下図のとおりです。

なお、この認定に不服のある請求者は、認定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に支部審査会に審査請求をすることができます（地公災法第51条、行服法第18条第1項）。不服審査制度については、第7章を参照してください。

認定請求事務の流れ



認定請求書添付資料一覧（公務災害）

資 料	(注1)	(注2)														その他の 添付資料
	診 断 書 (※都支 部専用紙)	現 認 書 証 又 明 書	災 害 発 生 状 況 図	症 状 経 過 書	既 往 病 歴 報 告 書	時 間 外 勤 務 し	命 令 簿 の 写 し	宿 日 直 勤 務 し	命 令 簿 の 写 し	勤 務 割 表 の 写 し	勤 務 時 間 規 程	通 勤 届 の 写 し	経 路 図 (縮尺 地図の コピー)	出 張 命 令 簿 の 写 し	出 勤 簿 の 写 し	
負 傷	勤務時間中	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	
	時間外 (休日)勤務	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	
	宿日直勤務	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	○	○	
	交替制勤務	○	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	
	通勤途上	○	○	○	○	○	(○)	(○)	(○)	(○)	○	(注3) ○	-	○	○	
	出張中	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	(注4) ○	○	○	
	研修中 訓練中 レクリエーション 参加中	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	研修又は訓練 実施に関する 文書の写し (注5)参照
疾 病	(災害性) 腰痛	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	
	(非災害性) 腰痛	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	(注6)参照
	上肢障害	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	(注7)参照
	熱中症・熱射病	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	〃
	過換気症候群	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	〃
	結核菌感染	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	〃
	脳・心臓疾患	○	○	○	○	○	○	(○)	-	-	○	-	-	○	○	〃
	精神疾患 (自殺含む)	○	○	○	○	○	○	(○)	-	-	○	-	-	○	○	〃

注意事項

- は、必ず添付してください。(○)は必要なものを添付します。
- 産休育休代替職員、定年前再任用短時間勤務職員、期限付きで任用されている職員の場合は、「発令通知書」の写しが必要です。
- 上記のほかにも事案によって、さらに必要となる資料があります。なお、基金から医療機関等に対し、被災職員の傷病等について照会を行うことがありますので、本人(本人が死亡している場合は、その遺族)の「同意書」を提出してください。(「災害補償事務請求書等様式集」P.16～17)
- 特に、第三者加害事案(交通事故・傷害行為など)の場合には、上記のほか、①「第三者行為による災害届書」、②「交通事故証明書(人身事故用)」(あるいは「人身事故証明書入手不能理由書」)又は「事故(事実)証明書」、③「念書」等が必要となります。また、交通事故の場合は、災害発生状況見取図についても、「第三者加害事案・交通事故用」に記入してください。なお、自動車に関係する同僚加害事案の場合(道路上の事故、ドア挟み等)は、「車検証」、「自賠責保険証」の写しも必要となります。(「災害補償事務請求書等様式集」P.23～29)

- (注1) 1 都支部専用の様式の診断書を用います。
 2 傷病名が「〇〇疑い」と記載されている場合は取り扱えません（医師に確定診断傷病名を記載するよう依頼すること）。
 3 死亡の場合、死体検案書をもって代えることができます。
- (注2) 第三者加害事案で交通事故の場合、災害発生状況見取図は「第三者加害事案・交通事故用」に記入してください。
- (注3) 通勤経路図の書き方は、通勤災害の添付資料一覧（「災害補償の手引き」P.70）を参照してください。
- (注4) 出張命令簿がない場合は、公用車使用簿・作業日誌等の写し
- (注5) 「レクリエーション参加中」
 1 年間実施計画
 2 当該レクリエーションの実施計画
 3 実施要綱
 4 通知文
 5 参加者名簿
 6 勤務時間中の場合は、勤務上の取扱いに関する証明
 7 運営委員・役員の任命、指名に関する文書
 8 当日のレクリエーション実施のために従事した職員の名簿（勤務時間中の場合は、さらに勤務上の取扱いに関する証明）
 9 試合の組合せ表
 10 共同主催の場合は、役割分担表
- (注6) 「非災害性腰痛」
 1 職歴及び当該職務の従事期間（履歴カードの写し）
 2 職務の状況
 (1) 職務の内容
 (2) 職員の数・配置状況
 (3) 業務量（特に、過重性、業務量の大きな波がみられるかどうか）
 (4) その他特別な事情
 3 作業の態様
 (1) 作業時間（1日、1週間のスケジュール）
 (2) 作業姿勢、動作
 (3) 作業管理基準
 (4) その他特別な事情
- 4 作業環境
 (1) 施設の構造
 (2) 騒音及び照明
 (3) 室温及び職場環境
 (4) その他特別な事情
- 5 勤務の状況
 (1) 休憩、休息時間のとり方
 (2) 休憩、休息施設の有無、状態
 (3) 請求者の出勤簿、時間外勤務命令簿の写し（自覚症状発生の1年前から初診日まで）
 (4) 同僚職員の出勤簿、時間外勤務命令簿の写し（自覚症状発生の1年前から初診日まで）
 (5) その他特別な事情
- 6 当該疾病の状況
 (1) 自覚症状が出始めてから発症に至るまでの症状の経過
 (2) 発症時の状況
 (3) 発症後の症状、療養の経過
- 7 身体の状況
 (1) 健康診断の結果
 (2) 体格（身長、体重）、体質
 (3) 当該勤務所において同様の症状を訴えている同種職員の有無、及びそれらの職員の療養の状況
- 8 生活の状況
 (1) 生活環境
 (2) 家庭状況（構成、職業等）
 (3) 結婚、出産、転居等の事情
 (4) 通勤事情
 (5) 趣味、けいごと、スポーツ歴等
- 9 その他、X線フィルム等
- (注7) 各調査票等添付資料は、地方公務員災害補償基金東京都支部HP「請求様式集」に掲載していますので、参照してください。

認定請求時のチェックポイント

〔 各所属・任命権者において、被災職員から提出された認定請求書を確認
するときに活用してください。 〕

(公務災害の場合)

- 1 認定請求書に記載・自署又は押印・レ点等のもれはないか。(郵便番号、各種年月日・氏名のふりがな・休業(始期及び終期)・非休業、所属部局の長の証明(文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)、任命権者の証明(文書番号又は公印))
- 2 各年月日には整合性があるか。
災害発生日 ≤ 請求年月日 ≤ 所属部局の長の証明年月日 ≤ 任命権者の意見年月日
※ 災害発生日から任命権者の意見年月日までの間が2か月以上経過しているときは、遅延の理由を記載した書面を提出すること。
- 3 災害発生の状況は具体的で誰にでもよく理解できるように記載されているか。
特に、災害性(通常の動作とは異なる要素は何か。どのように負傷したのか、ひねった場合はどちら側にどのくらいひねったのか等)が客観的かつ明確に記載されているか。
- 4 公務遂行性が確認されているか。
〔出張中の場合 ――― 出張命令簿・経路図等は添付されているか〕
〔時間外勤務の場合 ――― 時間外勤務命令簿等は添付されているか〕
等を確認する。
- 5 「傷病名」欄は、診断書の内容と合致しているか(傷病名に「疑い」が付記されている場合は傷病名が確定したものではないため、確定診断傷病名が記載された診断書が必要となる。)
- 6 発生状況の内容から考えられないような傷病名がついていることはないか。
- 7 認定請求書と添付書類間において、事実関係、時間等に食い違いはないか。
- 8 現認書又は事実証明書の内容は、被災日からその現認者又は証明者の立場において適切に表現されているか。なお、「被災職員に関する事項」欄の氏名が誤って現認者等の氏名になっていないか。
- 9 症状経過書の内容は、被災日から基金への書類提出日の直近までの状況(又は、治癒した日までの状況)が分かるものになっているか。また、転医している場合、医療機関等の内容が詳しく記載されているか。
- 10 添付資料はP. 57 認定請求書添付資料一覧(公務災害)に示されたものが添付されているか。発生状況の説明のため、現場写真等を添付することも有用である。
- 11 第三者加害事案に該当しないか。該当する場合は、必要書類を添付する。

第2節 通勤災害の認定

第1 通勤災害とは

1 通勤災害は、交通事情の悪化など社会環境等が変化してきたことにより、勤務のための通勤行為に限って、これに伴う社会的危険によって生じた災害を保護の対象とする目的で、通勤災害の補償制度が昭和48年12月1日に創設されました。

2 通勤災害とは、通勤による災害、すなわち職員が、勤務のため、(1)住居と勤務場所との間の往復、(2)勤務場所等から他の勤務場所への移動、(3)(1)に先行し又は後続する住居間の移動を、合理的な経路及び方法により行うことに起因する災害をいいます。したがって、その往復の経路を逸脱し、又はその移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の移動中の災害は、通勤災害とはされません。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き、通勤災害とされます。

(2)の勤務場所等から他の勤務場所への移動については、①(1)の勤務場所から他の勤務場所への移動、②労働者災害補償保険法の適用事業にかかる就業の場所から勤務場所への移動、③国家公務員災害補償法に規定する職員の勤務場所から勤務場所への移動、④その他の勤務場所並びに②及び③に掲げる就業の場所に類するものから勤務場所への移動とされており、地方公務員法、教育公務員特例法及び地方独立行政法人法に定める兼業規制に違反して就業している職員については、除外されているものです。

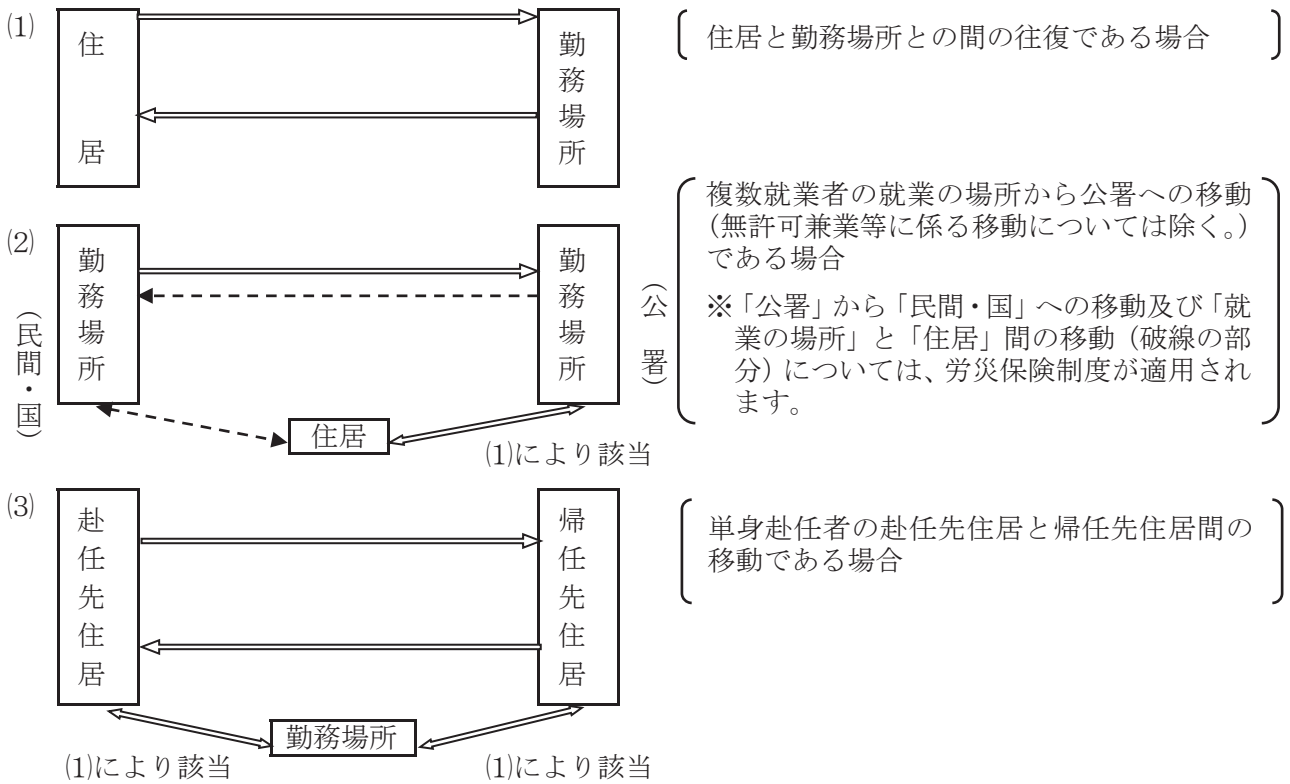
(3)の(1)に先行し又は後続する住居間の移動については、単身赴任手当の支給を受ける職員及び当該職員と均衡上必要があると認められる職員が行う移動とされているものです。

これを図に示すと P. 61 の通勤災害認定基本図のようになります。

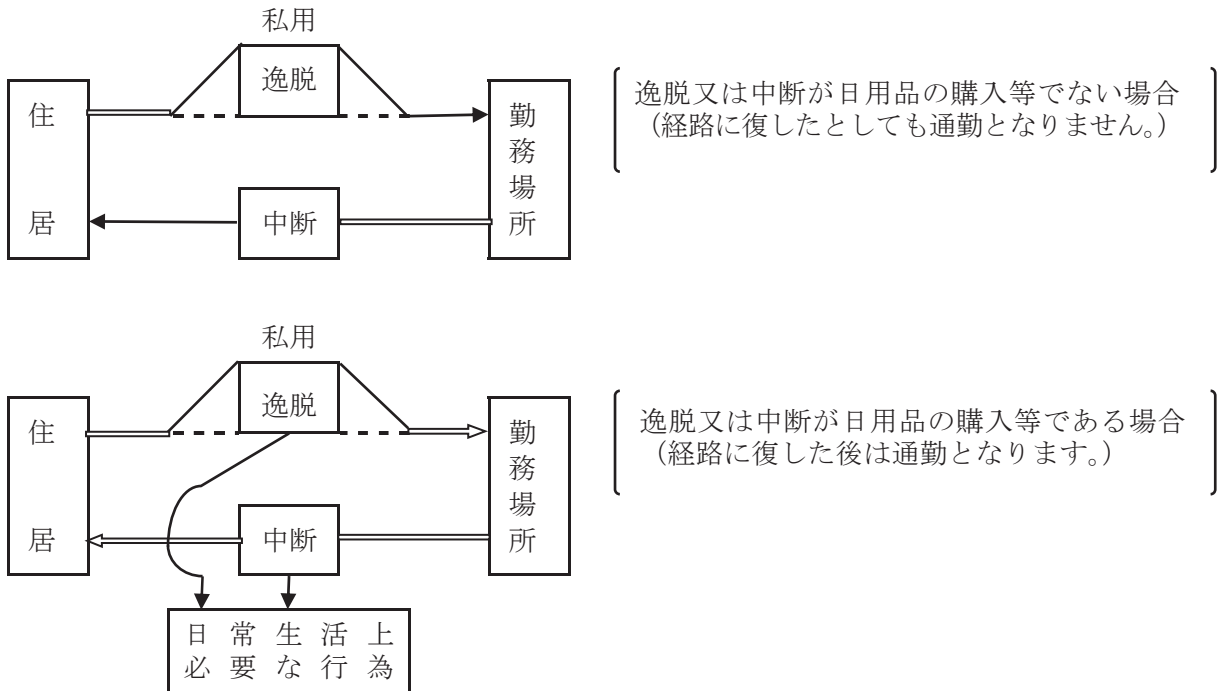
3 通勤災害は、その性格上、所属部局の長等がその事実関係を確実に把握することが困難な場合が少なくありません。しかも、交通事故によるものが多いことから、示談、後遺障害等で後日に問題となる場合が考えられるので、その取扱いについては、実情に応じ適正に処理する必要があります。

なお、突発的な事由等により直ちに出勤を命ぜられた場合等の出退勤途上で生じた災害については、「公務上の災害」として取り扱われる場合があるため、確認が必要です (P. 29～30 参照)。

通勤災害認定基本図



○ 「逸脱」・「中断」について（P. 64 参照）



注 ⇒線部分での被災は、「通勤災害」に該当します。

第2 通勤の範囲

1 「勤務のため」について

「勤務のため」とは、勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる移動をいうものです。すなわち、当該移動が、全体としてみても、勤務と密接な関連性をもって行われるものをいいます。したがって、通常の勤務のための移動のほか、公務災害扱いとなるレクリエーション（地公法第42条の規定に基づき、任命権者が計画し、実施したレクリエーション等任命権者の支配管理の下に行われたレクリエーションをいう。）に参加するための移動などがこれに該当します。しかし、勤務終了後、当該勤務公署で、相当時間にわたり私用を弁じた後帰宅する場合などは、勤務との直接的関連性が失われるので、勤務のためとは認められません。また、地公災法第2条第2項第3号の移動のうち、当該移動が勤務に就く当日若しくは前日又は勤務に従事した当日若しくは翌日に行われた場合は、原則として「勤務のため」の移動と認められるものですが、当該移動が勤務に就く前々日以前から行われた場合又は勤務に従事した翌々日以後に行われた場合については、交通機関の状況等の合理的理由が認められるときに、「勤務のため」の移動と認められるものです。その範囲の具体例は次のとおりです。

(1) 「勤務のため」と認められる場合

- 通勤の途中で作業衣、定期券等、勤務又は通勤に関係のあるものを忘れたことに気づき、これを取りに戻る場合
- 交通途絶、スト等の交通事情により許可を受けて引き返す場合
- レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）に参加する場合
- 次の勤務時間までの間に相当の間隔がある場合において、住居との間を移動する場合
- 遅刻して出勤し又は早退する場合
- 単身赴任者が、月曜日からの勤務に備え、日曜日に帰任先住居から赴任先住居に移動する場合

(2) 「勤務のため」と認められない場合

- 出勤途中で自己の都合により引き返す場合
- 休日等に勤務公署の運動施設を利用するため住居と勤務公署の間を移動する場合
- 任意参加の親ぼく会等に参加する場合
- 勤務終了後相当時間にわたり囲碁、将棋等私用を弁じた後、帰宅する場合
- 単身赴任者が日曜日の私的な用事のため、土曜日に帰任先住居から赴任先住居に移動する場合（勤務日が月曜日の場合）

2 「住居」について

「住居」とは、職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋のほか、勤務の都合その他特別な事情がある場合において特に設けられた宿泊の場所などをいいます。また、単身赴任者等が勤務場所と帰任先住居（家族の住む自宅）との間を移動する場合には、単身赴任手当の支給を受ける職員その他当該職員と均衡上必要があると認められる職員として合理的な理由があり、かつ、当該移動行為に反復・継続性がある場合は、帰任先住居が自宅に該当します。その範囲の具体例は次のとおりです。

(1) 「住居」と認められるもの

- 家族と共に生活している家等、通常勤務のための出勤の始点
- 単身赴任者がいわゆる毎月継続的週末帰宅型の通勤をしている場合の家族の住む自宅について

は、①往復に一般的な通勤手段が用いられていること、②住居を2か所に置かなければならない合理的理由があること、③週末帰宅型の通勤がほぼ毎月継続的に行われていることの要件をすべて満たした場合に限る

- 通常の勤務のために、又は長時間の残業、早出出勤等に備えて設けた宿泊場所
- 交通事情等のために一時宿泊する旅館、ホテル等
- 家族が長期入院し看病する必要がある場合の病院
- 台風等で避難した場所から出勤する場合の当該避難場所

(2) 「住居」と認められないもの

- 地方出身者の一時的帰省先
- 単身赴任者が年末年始のみ家族と共に過ごす場合の家族の住居
- 家族と共に郷里の実家に行き、そこから出勤する場合の当該実家

3 「勤務場所」について

「勤務場所」とは、職員が職務を遂行する場所として、明示又は黙示の指定を受けた場所をいいます。この場合、通常の勤務公署のほか、外勤職員の外勤先等もこれに該当するものであり、その範囲の具体例は次のとおりです。

(1) 「勤務場所」と認められる場所

- 通常の勤務提供の場所
- レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）の場所

(2) 「勤務場所」と認められない場所

- 同僚との懇親会、同僚の送別会の会場

4 通勤の「始点」、「終点」について

通勤の「始点」、「終点」とは、通勤が、住居と勤務場所との間を往復などの移動であるとされていることから、「住居」、「勤務場所」がそれぞれ「始点」、「終点」になります。通勤の始点・終点に係る境界については、原則として一般人の通行が自由に認められている地域であるか否かで判断し、「住居」又は「勤務場所」の門をもって判断することとされています（門扉主義）。「住居」の場合の境界は、一戸建住宅においては門が、マンション等においては自室のドアがその地点とされているところです。「勤務場所」の場合は、原則として勤務場所の敷地の門とされています。しかし、勤務場所の敷地内に複数の建物（庁舎）がある場合や敷地内にバス・タクシー乗り場、広場などがあり、一般人の通行が自由に認められる場合は、勤務する建物の入口（玄関）とされています。

5 「合理的な経路及び方法」について

「合理的な経路及び方法」とは、社会通念上、勤務のための移動を行う場合に、一般に職員が用いると認められる経路及び方法をいいます。したがって、定期券による経路、通勤届による経路などのほか、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路、自動車通勤者がガソリン補給のためにガソリンスタンドに立ち寄る場合などの通勤に伴う合理的必要行為のための経路などは、合理的経路に該当します。しかし、特別の事情がなく著しく遠回りとなる経路などは、合理的経路とは認められません。

また、電車、バスなどの公共交通機関の利用、自家用自動車などの使用、徒歩による場合など通常通勤に利用する方法は、合理的な方法に該当します。しかし、運転免許を受けていない者の運転

する自動車を利用する場合などは、合理的な方法とは認められません。その範囲の具体例は次のとおりです。

(1) 「合理的な経路」と認められる経路

① 経路の合理的解釈によるもの

- 定期券による経路
- 通勤届による経路
- 定期券又は通勤届による経路ではないが、通常これと代替することが考えられる経路

② 通勤事情によるもの又は通勤に伴う合理的必要行為

- 経路上の道路工事等、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路
- 事故、スト等の場合の代替輸送機関による経路
- 座席確保や急行列車利用のため1～2駅戻る経路
- 誤って1～2駅乗り越して戻る経路
- 乗降駅以外の駅へ定期券を購入しに行く経路
- 通常の経路を少し離れた場所にある便所へ行く経路
- 自動車通勤の者がガソリン補給のためにガソリンスタンドに立ち寄る経路
- 自動車通勤の者がその自動車の修理のため最小限度の迂回をする経路

③ その他

- 職員が子供を託児所に連れて行く経路

(2) 「合理的な経路」と認められない経路

- 交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路

(3) 「合理的な方法」と認められる場合

- 電車、バス等公共交通機関を利用する場合
- 自家用自動車（友人のものに同乗する場合を含む。）、自転車等を使用する場合
- 徒歩による場合

(4) 「合理的な方法」と認められない場合

- 運転免許を受けていない者の運転する自動車を利用する場合
- 飲酒運転又はそれを知りながら同乗する場合

6 「逸脱」・「中断」について

「逸脱」とは、通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれることをいい、「中断」とは、合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うことをいいます。したがって、通勤の途中で観劇をするなど次の具体例のような場合は、逸脱又は中断に該当し、当該逸脱又は中断の間及びその後の移動中の災害は通勤災害とはされません。

- 通勤途中で娯楽等のため麻雀、ゴルフ練習、ボウリング、料亭等での飲食等をする場合
- 観劇等のため回り道をする場合
- 同僚の送別会に行く場合
- 冠婚葬祭に行く場合

ただし、当該逸脱又は中断が、次の項で説明する「日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるもの」に該当する行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き通勤災害とされます。

なお、経路上の店で、タバコ、雑誌などを購入する場合、駅構内でソバ等を立食するなどのささ

いな行為や前記(1)の②の通勤に伴う合理的必要行為は、逸脱又は中断には当たりません。

上記の関係を図示すると次のとおりです。

区 分	当該行為中	当該行為後
逸脱・中断に当たらない（ささいな行為）場合	○	○
逸脱又は中断に該当するが、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当する場合	×	○ （経路に復した後）
逸脱又は中断に該当し、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当しない場合	×	×

（備考） ○印は通勤災害該当 ×印は通勤災害非該当

7 「日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるもの」について

(1) 「日用品の購入その他これに準ずる行為」について

「日用品の購入その他これに準ずる行為」とは、飲食料品、衣料品、家庭用燃料品など、職員又はその家族が日常生活の用に充てるものであって、日常しばしば購入するものを購入する行為、又は家庭生活上必要な行為であり、かつ、日常行われ、所要時間も短時間であるなど、前記日用品の購入と同程度に評価できる行為をいいます。したがって、日用品の購入のほか、やむを得ず通勤途中で食事をする場合、理髪店、美容院へ行く場合などがこれに該当します。その範囲の具体例は次のとおりです。

① 「日用品」に該当するもの

- パン、米、酒類等の飲食料品
- 家庭用薬品
- 下着、ワイシャツ、背広、オーバー等の衣料品
- 石油等の家庭用燃料品
- 身廻り品
- 文房具、書籍等
- 電球、台所用品
- 子供の玩具

② 「日用品」に該当しないもの

- 装飾品、宝石等の奢侈品
- テレビ、冷蔵庫、ピアノ、自動車、机、たんす等の耐久消費財
- スキー、ゴルフ等のスポーツ用品

③ 「日用品の購入に準ずる行為」に該当するもの

- 独身職員が通勤途中で食事をする場合
- クリーニング店に立ち寄る場合
- 理髪店、美容院に行く場合
- テレビ、冷蔵庫等の修理を依頼しに行く場合
- 税金、光熱水費等を支払いに行く場合
- 市役所等に住民登録、戸籍抄本等を取りに行く場合
- 単身赴任者が、帰任先住居と勤務場所間の移動又は帰任先住居と赴任先住居間の移動に際し、これらの移動に長時間要することにより、食堂で食事をする場合や自家用自動車内等で仮眠

を取る場合

④ 「日用品の購入に準ずる行為」に該当しないもの

- 同僚の送別会に行く場合
- 冠婚葬祭に行く場合

(2) 「学校教育法(昭和22年3月29日法律第26号)第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法(昭和44年7月18日法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するものを受ける行為」について

「学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するものを受ける行為」とは、高等学校、大学、高等専門学校等において行われる教育を受ける行為、国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校において行われる職業訓練を受ける行為のほか、学校教育法第124条の専修学校における教育及び職業能力開発促進法第27条の職業能力開発総合大学校における職業訓練を受ける行為又はこれらと同程度に評価できる行為をいい、その範囲の具体例は次のとおりです。

① 「学校教育法第1条に規定する学校」に該当するもの

- 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校

② 「職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設」に該当するもの

- 職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校

③ 「上記に準ずる教育訓練であつて職業能力の向上に資するもの」に該当するもの

- 学校教育法第124条に規定する専修学校における教育
- 職業能力開発促進法第27条に規定する職業能力開発総合大学校における職業訓練
- 学校教育法第134条に規定する各種学校における教育で、一般的に職業に必要な技術に関し1年以上の修業期間を定めて行われるもの
- 上記のほか、教育訓練の内容及び形態がこれらに準ずると認められる教育訓練
ただし、趣味又は娯楽のためのものは、これに該当しません。

(3) 「病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為」について

「病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為」とは、病院又は診療所において通常の比較的短時間の診療を受ける行為に限られず、人工透析など比較的長時間を要する行為をも含むほか、施術所において、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の施術を受ける行為をも含むものであり、その範囲の具体例は次のとおりです。

① 「病院又は診療所において診察又は治療を受けること」に該当するもの

- 人工透析を受けるため病院等に立ち寄る行為

② 「病院又は診療所において診察又は治療を受けることに準ずる行為」に該当するもの

- 接骨、あん摩、はり、きゅう等の施術を受けるため施術所に立ち寄る行為
- 家族の見舞等のため病院等に立ち寄る行為

(4) 「選挙権の行使その他これに準ずる行為」について

「選挙権の行使その他これに準ずる行為」とは、国政選挙及び地方選挙における選挙権の行使

のほか、最高裁判所裁判官の国民審査権の行使、住民の直接請求権の行使等の行為がこれに該当します。その範囲の具体例は次のとおりです。

① 「選挙権の行使」に該当するもの

○衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長等の選挙の投票に行く行為

② 「選挙権の行使に準ずる行為」に該当するもの

○最高裁判所裁判官国民審査法の規定による最高裁判所裁判官の審査の投票に行く行為

○地方自治法第76条、第80条又は第81条の規定による地方公共団体の議会の解散の請求、議員の解職の請求又は長の解職の請求の署名を行う行為又は投票に行く行為

○地方自治法第74条、第75条又は第86条の規定による条例の制定、改廃の請求、事務の監査の請求又は主要公務員の解職の請求の署名を行う行為

(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む。）、子、父母、配偶者の父母及び次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）について

ア 孫、祖父母及び兄弟姉妹

イ 職員と同居している職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員と同居している職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者（子の配偶者、配偶者の子、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者）

① 「介護」に該当するもの

○歩行が不可能であり、食事や着替えにも一部介助を必要とする母の介護を行うために、母と同居している姉の住む家に立ち寄る場合

○人に暴力をふるう、しばしば興奮し騒ぎ立てる等の状況にある祖父が、施設に一時的に入所したことから、介護を行うために当該施設に立ち寄る場合

② 「介護」に該当しないもの

○単に様子を見に行く場合

○通常介護を行っている者に代わって、たまたま介護を行う場合

なお、「介護」の必要性については、事案ごとに検討します。

第3 通勤による災害の認定

通勤災害とは、通勤に起因する負傷、疾病、障害又は死亡のことです。その起因性については、一般的に公務災害の場合と同様に考えてよいとされています。

1 通勤による負傷

負傷については、通勤に内在する危険が存することを前提として、本人の故意・素因、天災地変、偶発的事故、積極的私的行為、恣意的行為及び私的怨恨によるものを除き、原則として通勤による負傷とされます。

2 通勤による疾病

通勤による負傷に起因して生じた疾病及び通勤に起因することが明らかな疾病が、これに該当します。

3 通勤による障害又は死亡

通勤による負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな障害又は死亡が、これに該当します。

第4 認定請求の手続

1 通勤災害の認定請求の手続については、公務災害の認定請求の手続とほぼ同じですが、特に留意すべき点は、次のとおりです（P.70の添付資料一覧参照）。

(1) 認定請求書の添付資料として、通常の公務災害の認定請求の場合の提出資料のほかに、

- ① 通常の通勤経路・所要時間・交通手段を示す通勤届の写し
- ② 通勤届以外に被災職員が使用していた通勤経路・所要時間・交通手段を示す資料
- ③ 通勤経路における道路の混雑状況等を示す資料

等の資料を添付する必要があります。

(2) 通勤途上の災害は、その性格上、事故に対する目撃者、同僚等の証言が重要となる場合が多いですが、これら現認者がいない場合は、警察署等の公的機関によって作成された書類によって事実関係の確認をする必要があります。

(3) 認定請求に際し、必要とされるものはおおむね上記のとおりですが、その災害が第三者の行為によって発生したものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所が不明なときは、その旨）を記載した書類（第三者行為による災害届書等）も必要となります（業務規程第7条第3項）。

これは、その災害が通勤災害かどうかの認定資料として有益であるばかりでなく、その災害に関して第三者が被災職員に対して損害の賠償をした場合には、基金が行う補償と同一の事由による賠償であれば基金が免責される場合も予想され、また、基金が補償を先行した場合には、第三者に基金が求償しなければならないので、それらの手続を進めるためにも必要とされるものです。

2 その災害が自動車及び自転車事故の場合には、さらに次の資料を添付する必要があります。

① 第三者行為による災害届書（記載例はP. 99）

② 自動車安全運転センター都道府県事務所長の発行する交通事故証明書（人身事故用）

最寄りの警察署、交番又は駐在所で交付申請書がもらえます。

警察に報告しなかったために証明書が得られない場合には、これに代わるものとして相手方から人身事故証明書入手不能理由書等（記載例はP. 103）を徴して提出します。

③ 念書

損害賠償に関係した示談の締結そのものについては、本来は事故の当事者間の自由意思にゆだねられるべきものです。しかし、あらかじめ当事者間で損害賠償請求権を放棄するような示談の締結をすると、基金は求償ができなくなることがありますので、基金に補償を求める場合には、被災職員から念書（記載例はP. 106）を提出させることとなります。

あわせて、第三者からの念書（記載例はP. 107～108）も求償権の円滑な確保のために提出させるようにします。

ただし、被災職員の過失が相手方より多い等のため相手方が「念書」の提出を拒む場合には、これに代わるものとして被災職員が「念書入手不能理由書」（記載例はP. 104）を作成して提出します。

また、同僚間の事故でお互いに職務遂行中の事故については、地方公共団体に代わって補償を行う基金としても基本的には求償しないので、相手方の念書は不要です（この場合も被災職員の念書は提出することとなります。さらに自動車に関係する同僚加害事案の場合は、交通事故証明書のほか、車検証、自賠責保険証の写しを提出してください。）。

④ 示談成立のときは、示談書の写し

特に、交通事故の場合、損害賠償の示談については、基金が行う補償との間に求償・免責などの複雑な法律関係が生じます。安易な示談によって、被災職員等に不利な結果を招来すること等もないとはいえませんので、任命権者側においては基金東京都支部（年金求償担当）と相談の上、あらかじめ被災職員に対し適切な指導を行うことが特に望まれます。

第5 認定請求の取下げ

被災職員は、公務災害の場合と同様に、支部長が通勤災害該当・非該当の認定を行うまでの間であれば、いつでも認定請求を取り下げることができます。この場合の届出書について特に指定の様式はありませんが、A4用紙に請求者の氏名（押印）・所属団体名・所属部署名、請求傷病名、作成年月日等を記入したうえで、任命権者を經由して速やかに届け出てください（P. 55 参照）。

第6 認定及び結果の通知

認定の結果は、公務災害の場合と同様に、請求者及び任命権者に認定通知書によって通知することとされています（地公災法第45条第1項）。

なお、この認定に不服のある請求者は、認定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に支部審査会に審査請求をすることができます（地公災法第51条、行服法第18条第1項）。

認定請求書添付資料一覧（通勤災害）

資料 区分	診 断 書 （ 都 支 部 専 用 ）	現 事 実 認 証 書 又 明 は 書	災 害 発 生 状 況 図	見 取 書	症 状 経 過 書	既 往 病 歴 報 告 書	出 勤 簿 の 写 し	通 勤 届 の 写 し	通 勤 経 路 図 （ 注 1 ）	第 三 者 行 為 書	念 書 （ 被 災 職 員 ・ 第 三 者 ）	同 意 書	そ の 他
一般的な負傷 （自損等）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	
出・退勤時間 が通常と異なる 場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	理由を証明する資料（時間外勤務命令簿等）
交通事故	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(○)	(○)	○	(注2)
その他の事故	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(○)	(○)	○	事故(事実)証明書等
疾 病	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	各調査票・診療録等

※ ○は、必ず添付してください。(○)は必要なものを添付します。

※ なお、基金から医療機関等に対し、被災職員の傷病等について照会を行うことがありますので、本人（本人が死亡している場合は、その遺族）の「同意書」を提出してください（地方公務員災害補償基金東京都支部HP「請求様式集」に掲載）。

(注1) 通勤経路図には、自宅・勤務場所・災害発生場所（×印）の三地点を明記した縮尺地図に被災当日の順路（赤線で示す）及びそれぞれの時刻を記入してください。ただし、被災当日通勤届と異なる経路又は交通手段であった場合は、その理由（別紙）と通勤届の経路を青線で記入してください。

(注2) 第三者行為によって発生した交通事故の場合は、上記のほかに、自動車安全運転センターの交通事故証明書（人身事故用）あるいは（人身事故証明書入手不能理由書）又は事故（事実）証明書、念書等が必要となります。

災害発生状況見取図については、「第三者加害事案・交通事故用」を使用してください。これは、自転車による交通事故の場合も同様です。

また、自動車による同僚加害事案の場合は、車検証、自賠責保険証の写しも提出してください。

認定請求時のチェックポイント

各所属・任命権者において、被災職員から提出された認定請求書を確認するときに活用してください。

(通勤災害の場合)

- 1 認定請求書に記載、自署又は押印、レ点のもれはないか。(特に郵便番号、各種年月日・氏名のふりがな・休業(始期及び終期)・非休業)所属部局の長の証明(文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)、任命権者の証明(文書番号又は公印)
- 2 各年月日には整合性があるか。
災害発生日 ≤ 請求年月日 ≤ 所属部局の長の証明年月日 ≤ 任命権者の意見年月日
※ 災害発生日から任命権者の意見年月日までの間が2か月以上経過しているときは、遅延の理由を記載した書面を提出すること。
- 3 災害発生の状況は具体的で誰にでもよく理解できるように記載されているか。
特に、災害性(通常の動作とは異なる要素は何か。どのように負傷したのか、ひねった場合はどちら側にどのくらいひねったのか等)が客観的かつ明確に記載されているか。
- 4 合理的な方法・経路で通勤がなされていたか。
- 5 逸脱・中断の事実がなかったか。あった場合はそれについての説明がなされているか。「理由、距離、その他の行動」
- 6 勤務の開始又は終了の時刻に誤りはないか(特別な勤務時間の者には、それを証明する書類(例えば勤務割表の写し、時間外勤務命令簿等)を添付する。)
- 7 住居及び勤務場所を離れた時刻に誤りはないか。
- 8 「傷病名」欄は、診断書の内容と合致しているか(傷病名に「疑い」が付記されている場合は、確定した傷病名にする必要がある。そのためには確定した傷病名の診断書が必要となる。)
- 9 発生状況の内容から考えられないような傷病名がついていることはないか。
- 10 認定請求書と添付書類間において、事実関係、時間等に食い違いはないか。
- 11 現認書又は事実証明書の内容は、その現認者又は証明者の立場において、適切に表現されているか。なお、「被災職員に関する事項」欄の氏名が誤って現認者等の氏名になっていないか。
- 12 症状経過書の内容は、被災日から基金への書類提出日の直近までの状況(又は、治ゆした日までの状況)が分かるものになっているか。また、転医している場合、医療機関等の内容が詳しく記載されているか。
- 13 添付資料はP.70 認定請求書添付資料一覧(通勤災害)に示されたものが添付されているか。発生状況の説明のため、現場写真等を添付することも有用である。
- 14 第三者加害事案に該当しないか。該当する場合は、必要書類を添付する。

第3節 追加・再発認定請求の手続

第1 追加認定請求の手続

認定請求を行った後に、

- 1 本来診断されているべき傷病名が、当初の診断書に記載されていなかったとき
 - 2 既に認定請求をした傷病に起因して、療養中に新たに別の傷病が発生したとき
- など、当初の災害と同一の事由に起因する傷病名が追加して診断された場合には、追加認定請求を行う必要があります。この場合の請求は、公務又は通勤災害認定請求書（左上に追加認定と朱書きすること。）に、診断書（その傷病と当初の災害との関係について担当医師の意見を付記してあるものが望ましい。）及び当初の災害から追加診断がなされるまでの経緯等を説明する資料（「症状経過書」等）を添付して行います（記載例はP. 94～95）。

第2 再発認定請求の手続

再発とは、公務又は通勤により生じた傷病がいったん治った後において、その傷病又はその傷病と相当因果関係をもって生じた傷病に関し、

- 1 私的な原因もなく自然的経過により、再び症状が出現したり悪化し、再び療養を必要とするに至ったとき
 - 2 もはや医療効果が期待できないため、治ゆとした後に、医学水準の進歩等により医療効果が期待されるようになり、再び療養を必要とするに至ったとき
- をいいます。

この場合、再発認定請求を行う必要があります。

なお、傷病の治ゆ後に、別の災害を受けた場合あるいは治ゆ判断に瑕疵があり、実際には、いまだ治ゆしていない場合は、ここにいう再発には当たりません。また、初発傷病と再発傷病とは必ずしも同一の傷病名である必要はなく、初発傷病と相当因果関係をもって生じた傷病であることが、医学的に認められれば再発として取り扱うこととなります。

再発の例としては、脊髄損傷患者における尿路感染症等がこれに当たります。便宜上再発として取り扱う例として骨折に対し髄内釘による骨接合術を施し、治ゆ後にその装着金属を抜去する場合があります。

認定請求は、公務又は通勤災害認定請求書に診断書及び次に掲げる資料等を添付して行います（左上に再発と朱書きし、災害発生の日時記載欄は、初発傷病発生年月日を記入し、その下に再発傷病発生年月日を併記すること。記載例はP. 96～98）。

- ① 初発傷病発生の日時、場所及びその状況並びにその傷病名、傷病の部位及びその程度に関する資料（初発「認定請求書」の写し）
- ② 初発傷病の治ゆ年月日及び治ゆ時の状況に関する資料（「治ゆ報告書」の写し）
- ③ 再発傷病発生の日時及び場所、その傷病名、傷病の部位及びその程度に関する資料（認定請求書に記載）
- ④ 初発傷病の治ゆから再発傷病の発生までの間の経過及び再発時の状況に関する資料（症状経過

書)

- ⑤ 担当医師等の所見、定期健康診断の記録等（診断書等）
- ⑥ 事実証明書
再発の報告を受けた所属等の事実証明
- ⑦ 初発傷病の認定通知書の写し

公務災害認定請求書

	* 認定 番号	
地方公務員災害補償基金 東京都支部長殿 下記の災害については、通勤により生じたものであることの認定を請求します。	請求年月日(注1) 令和 5 年 5 月 25 日 〒000-0000 電話 000(000)0000 請求者の 住 所 東京都〇〇市〇〇町1-2 ふりがな(注2) <small>しんじゅく たろう</small> 新宿 太郎 (自署又は押印) 被災職員との続柄 本人	
1 被災 職員 に 関 する 事 項	所属団体名 (注3) 東京都	所属部局・課・係名、電話 000(000)0000 (注4) 〇〇局〇〇部〇〇課〇〇係
	(注5) 共済組合員証 健康保険組合員証記号番号 都 第 12345678 号	
	(注6) <small>しんじゅく たろう</small> 平成 2 年 2 月 2 日生 <small>ふりがな</small> 氏 名 新宿 太郎 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 (33 歳)	
	職 名 <input checked="" type="checkbox"/> 常 勤 (注7) [職層名] 主 事 [職務名] 一般作業 <input type="checkbox"/> 令第1条職員	
	(注8) 災害発生の日時 令和 5 年 5 月 2 日 (金 曜日) 午 <small>前</small> (後) 3 時 00 分ごろ	
	(注9) 〒 000-0000 災害発生の場所 〇〇市〇〇町2-3-4先交差点	
	(注10) 傷 病 名 右下腿骨々折	
	傷病の部位及びその程度 (注11) 右足約4週間の入院加療 <input checked="" type="checkbox"/> 休業 (令和 5 年 5 月 3 日～ 令和 5 年 5 月 30 日) <input type="checkbox"/> 非休業	

*受 理 (到達した年月日)	所 属 部 局	任 命 権 者	基 金 支 部
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
*通 知	年 月 日	*認 定	年 月 日 <input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非 該 当

[注意事項]

- 1 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
- 3 令第1条職員とは、定年前再任用短時間勤務職員等及び常勤的非常勤職員をいう。
- 4 「2災害発生の状況」又は「*5任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には、「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。

共済組合員証（健康保険証）を使用	<input checked="" type="checkbox"/> した（理由：公務災害になることを知らなかった為） <input type="checkbox"/> しない
------------------	--

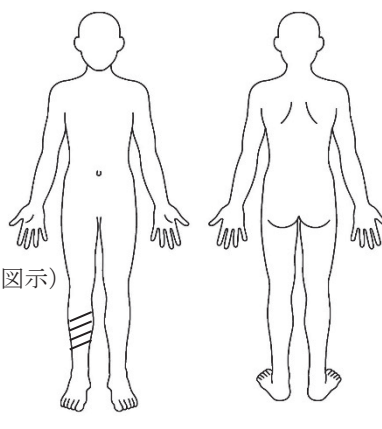
(注17) 共済組合証を使用「した」場合は、その理由を記載してください。

(注12) 2 災 害 発 生 の 状 況	当日、午後1時30分から私は〇〇区〇〇〇5-6-1先公園予定地を杭で囲う作業に従事していた。積み上げられた杭(直径約12cm、長さ150cm)をとったところ、突然、杭の山が崩れだし、その中の1本が飛び跳ねて、右足のすねに強く当たって、激痛を感じ、動けなくなった。	
	すぐに近所の電話で上司に事故の報告をしてから、作業を同僚職員に頼んで、近くの整形外科で診察を受けた。	
(注16) *3 所 長 の 部 局 の 証 明 の	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 文書番号 50000第〇〇号 令和5年5月27日 (注13) 所属部局の { 所在地 〇〇区4-2-1 名 称 東京都〇〇局〇〇部 長の職・氏名 〇〇部長 〇〇 〇〇 (文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)	
	(注14) 4 添付する資料名	<input checked="" type="checkbox"/> 診断書 <input checked="" type="checkbox"/> 現認書又は事実証明書 <input type="checkbox"/> 交通事故証明書 <input type="checkbox"/> 第三者加害報告書 <input type="checkbox"/> 時間外勤務命令簿の写 <input checked="" type="checkbox"/> 出勤簿の写 <input checked="" type="checkbox"/> 災害発生状況見取図 <input type="checkbox"/> 経路図 <input type="checkbox"/> 関係規程 <input type="checkbox"/> 定期健康診断記録簿の写 <input checked="" type="checkbox"/> 既往病歴報告書 <input type="checkbox"/> X線写真 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 示談書 <input checked="" type="checkbox"/> 症状経過書 <input checked="" type="checkbox"/> その他(旅行命令簿)
*5 任 命 権 者 の 意 見	9 1 6 (注15) 本件は調査の結果、公務上の災害に該当するものとする。 令和5年5月30日 任命権者の職・氏名 東京都知事 〇〇 〇〇 (文書番号又は公印)	文書番号 50000第〇〇号

〇〇課
5年5月25日
收受

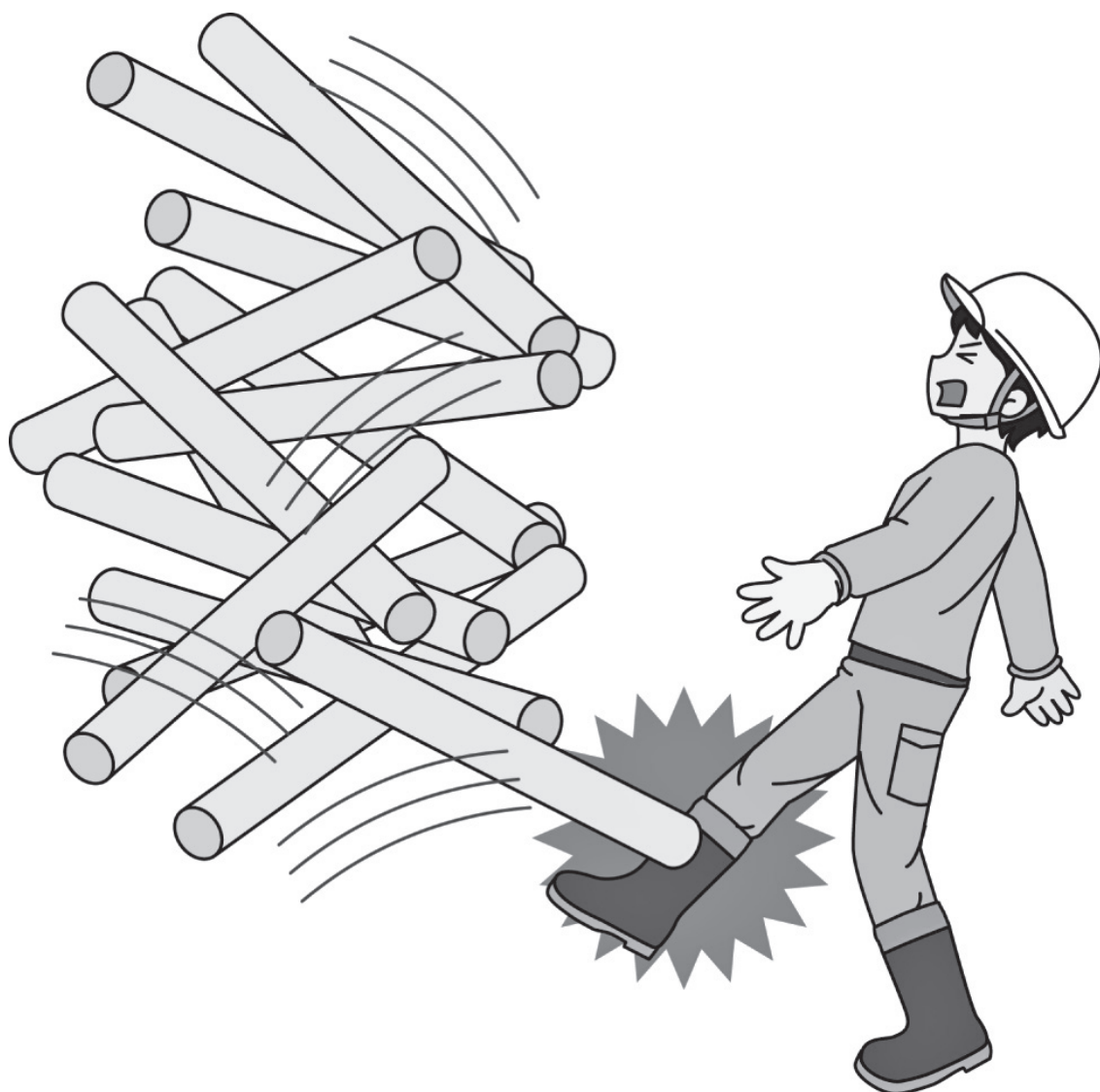
5 「*3所属部局の長の証明」の欄の証明が困難である場合の取扱いは、地方公務員災害補償基金に相談すること。
6 「*5任命権者の意見」の欄中 □□□□には、下記の9種類の区分番号を記入すること。
1 義務教育学校職員 2 義務教育学校職員以外の教育職員 3 警察職員 4 消防職員
5 電気・ガス・水道事業職員 6 運輸事業職員 7 清掃事業職員 8 船員 9 その他の職員
7 「*5任命権者の意見」の欄中 □□□□□には、下記の16種類の区分番号を記入すること。
01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師・助産師 04 その他の医療技術者
05 保育士・寄宿舎指導員等 06 船員 07 土木技師・農林水産技師・建築技師
08 調理員 09 運転士・車掌等 10 義務教育学校教員 11 義務教育学校以外の教員
12 その他の教育公務員 13 警察官 14 消防吏員 15 清掃職員 16 その他の職員
8 「請求者の氏名」の欄は、自署又は押印をすること。所属部局の長の証明は、文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印を押印すること。任命権者の意見の欄は文書番号又は公印を押印すること。
9 年月日の記載には元号を用いる。

診 断 書 (施 術 証 明 書)

被災職員	氏 名 <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">新宿 太郎</p> 生年月日 平成 2 年 2 月 2 日 (33 歳)	傷病名 <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">右下腿骨骨折</p>
災害発生日 令和 5 年 5 月 2 日		初診日 令和 5 年 5 月 2 日
問診内容 (初診) 積み上げられた杭を取ったところ、突然、杭の山が崩れし、その中の1本が飛び跳ねて、右足のすねに強く当たって激痛を感じ動けなくなった。		
身体所見 脊 柱 神経学的症状 運動障害 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 知覚障害 (右図示) 腱反射異常 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 筋萎縮 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (部位:)	関節 可動域の状況 可動域制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 ()	 <p style="font-size: 0.8em;">痛みの部位 (右図示) 運動痛 (○印) 圧痛 (×印) 自発痛 (△印)</p>
検査所見 (X線・MRI・CT・血液等) X-P上、骨折所見		
治療内容・経過 固定(シーネ)		
本件傷病の主な発症原因 (素因・既往病歴との因果関係の有無) 杭が当たったことによる		
・療養見込み 令和 5 年 5 月 3 日から約 3 日・ <u>ヶ月</u> の療養を要する見込み ・休業見込み 令和 5 年 5 月 3 日から約 27 <u>日</u> ・ <u>ヶ月</u> の休業を要する見込み		
現在又は最終診断日 (令和 5 年 5 月 3 日現在) の所見及び今後の見通し <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">骨癒合が認められれば、治ゆ</p>		
本診断書 (施術証明書) 記載日の状態 <input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input checked="" type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 転医 (医療機関名:) <input type="checkbox"/> 不明 (理由:) 治ゆ見込 令和 5 年 8 月頃		
上記のとおり診断 (証明) します。 令和 5 年 5 月 3 日	所在地 千代田区永田町〇-〇-〇 名 称 関東整形外科病院 医師名 関東 次郎 (柔道整復師)	
		(自署又は押印)

注 1 公務災害・通勤災害の認定請求をされる場合、診断書(施術証明書)は、原則としてこの用紙を使用してください。
 2 診断書(施術証明書)等の作成にあたっては、裏面を参照してください。
 3 全診療科共通の様式です。(柔道整復師の場合は施術証明書になります。)

災害発生状況見取図



杭の直径 約 12cm
長さ 150cm
1本の重さ 約〇〇kg

被災職員の身長 168 cm
体 重 56 kg

作成者 氏 名 四 谷 花 子

記載上の注意

記載例1 公務災害認定請求書（一般災害の場合）

- (注1) 認定請求書を所属に提出する日を記入してください。
- (注2) 死亡の場合は遺族となります。氏名は自署又は押印の上、氏名にふりがなをつけてください。
- (注3) 被災時に被災職員が所属していた地方公共団体名、地方独立行政法人名を記入してください。
- (注4) 被災時に所属していた部局課係名を記入してください。
なお、請求時に所属している部局課係名が被災時と異なるときは、その旨を注記してください。
- (注5) 該当のものを○で囲み、記号と番号を記入してください。
- (注6) 氏名にはふりがな、年齢は被災時の年齢を記入してください。
- (注7) 職員が災害を受けた当時の職名を記入してください。
(例) 巡査・消防士・土木作業・教諭・船員・医師等。都・区市職員の場合は職層名（理事・参事・副参事・主事）と職務名（一般事務・保育士・看護師・給食調理）を記入してください。
次により該当する□に✓印を付けてください。
□常勤……常時勤務に服することを要する者
□令第1条職員……再任用短時間勤務職員等及び常勤的非常勤職員をいう。(P. 2～3参照)
- (注8) 負傷した日（負傷の原因となった事故の発生した日）を記入してください。
なお、疾病の場合は医師の診断によって確定した日を記入してください。
- (注9) 負傷した場所（負傷の原因となった事故の発生した場所）を記入してください。
- (注10) 認定請求用の「診断書（施術証明書）」に医師（柔道整復師）が記載した傷病名を記入してください。
- (注11) 認定請求用の「診断書（施術証明書）」に医師（柔道整復師）が記載した部位及びその程度を記入してください。
- (注12) 具体的かつ客観的に、災害発生時の状況がわかるように詳しく記入してください。（記入しきれない場合は、別紙を用いて記入し、その別紙に所属部局の長の証明を受けてください。）
負傷の場合は、①どの場所で ②どのような作業を行っているときに ③どのような物又は環境に ④どのような危険又は有害な状態があって ⑤どのようにして災害が発生したか。
疾病の場合は、身体的素因と勤務状況等を明らかにすることが必要です。
- (注13) 1及び2に記載されたことを所属部局の長（被災職員の管理者である課長以上の職又はこれに相当する職にある者）がその事実を調査し証明してください。所属部局の長の証明は文書番号の記載、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印を押印してください。
- (注14) 添付に必要な資料名の□に✓印を付してください。その他の場合は、添付する資料名を記入してください。
- (注15) 公務上の災害であるかどうか、疑義がある場合は、その旨の意見を記入してください。
(例) 本件は調査の結果、公務に起因する疾病であるか否か判断が困難である。
- (注16) 所属に提出があったときに収受印等を押印して、収受日を明らかにしてください。
- (注17) 公務災害の場合、原則として共済組合員証（健保）を使用することはできません。

※ これらの注意事項は、記載例2から記載例6までの場合についても参照してください。

公務災害認定請求書

	* 認定 番号		
地方公務員災害補償基金 東京都支部長 殿 下記の災害については、通勤により生じたものであることの認定を請求します。	請求年月日 令和 5 年 6 月 14 日 〒000-0000 電話 000(000)0000 請求者の 住 所.....〇〇県〇〇市〇〇町 123-4 ふりがな <small>しんじゆく じろう</small> 氏 名.....新宿 次郎 (自署又は押印) 被災職員との続柄.....本人		
	所属団体名 〇〇区	所属部局・課・係名、電話 000(000)0000 〇〇部〇〇清掃事務所〇〇係	
1 被 災 職 員 に 関 す る 事 項	共済組合員証 健康保険組合員証記号番号 都 第 12345678 号 ふりがな <small>しんじゆく じろう</small> 昭和 55 年 5 月 5 日生 氏 名 新宿 二郎 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 (44 歳) 職 名 <input checked="" type="checkbox"/> 常 勤 [職層名] 主事 [職務名] 一般技能 <input type="checkbox"/> 令第 1 条職員 災害発生の日時 令和 5 年 5 月 9 日 (火 曜日) 午 ^前 10 時 50 分ごろ 〒 000-0000 災害発生の場所 〇〇区〇〇〇3-15 集積所 傷 病 名 腰椎捻挫 傷病の部位及びその程度 腰部 約2週間の安静加療 <input checked="" type="checkbox"/> 休業 (令和 5 年 5 月 10 日～ 令和 5 年 5 月 19 日) <input type="checkbox"/> 非休業		
*受 理 (到達した年月日)	所 属 部 局 年 月 日	任 命 権 者 年 月 日	基 金 支 部 年 月 日
*通 知	年 月 日	*認 定 <input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非 該 当	年 月 日 <input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非 該 当

〔注意事項〕

- 1 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡查、消防士等と記入すること。
- 3 令第 1 条職員とは、定年前再任用短時間勤務職員等及び常勤的非常勤職員をいう。
- 4 「2 災害発生の状況」又は「*5 任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には、「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。

共済組合員証（健康保険証）を使用	<input checked="" type="checkbox"/> した（理由：公務災害になることを知らなかった為） <input type="checkbox"/> しない
------------------	--

2 災 害 発 生 の 状 況	<p>当日私は〇〇区〇〇3-15の現場で、可燃ゴミの収集作業に従事していました。この現場は飲食店が集中していて、大量の厨茶ごみが出されており、ゴミ袋から油が染み出しているせいで路上はかなりベタベタしている状態でした。</p> <p>ゴミ袋(重さ約〇kg)を収集車の近くに運び、収集車の前で持ち上げたとき、路上に広がった油で右足が滑り、バランスを崩してしまいました。ゴミ袋を落とさないよう踏ん張ったときに腰に激痛が走り、ゴミ袋は何とか落とさずに積み込みましたが、あまりの痛さに、その場にうずくまってしまいました。</p> <p>ゴミ袋がまだ残っていたため、我慢して作業を続けましたが、痛みが治まらないので、事務所に電話して技能長に報告し、一度事務所に戻ってから、〇〇整形外科で受診を受けました。</p>	
*3 所 長 の 証 明 の	<p>1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 文書番号 5〇〇〇〇第〇〇号 令和5年6月19日</p> <p>所属部局の { 所在地 〇〇区1-31-20 名 称 〇〇区〇〇部〇〇清掃事務 長の職・氏名 〇〇所長 〇〇 〇〇 (文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)</p>	
4 添 付 す る 資 料 名	<p><input checked="" type="checkbox"/>診断書 <input checked="" type="checkbox"/>現認書又は事実証明書 <input type="checkbox"/>交通事故証明書 <input type="checkbox"/>第三者加害報告書 <input type="checkbox"/>時間外勤務命令簿の写 <input checked="" type="checkbox"/>出勤簿の写 <input checked="" type="checkbox"/>災害発生状況見取図 <input type="checkbox"/>経路図 <input type="checkbox"/>関係規程 <input type="checkbox"/>定期健康診断記録簿の写 <input checked="" type="checkbox"/>既往病歴報告書 <input type="checkbox"/>X線写真 <input type="checkbox"/>写真 <input type="checkbox"/>示談書 <input checked="" type="checkbox"/>症状経過書 <input checked="" type="checkbox"/>その他(旅行命令簿)</p>	
*5 任 命 権 者 の 意 見	<p>9 1 6</p>	<p>文書番号 5〇〇〇〇第〇〇号</p> <p>本件は調査の結果、公務上の災害に該当するものとする。</p> <p>令和5年6月23日</p> <p>任命権者の職・氏名 〇〇区長 〇〇 〇〇</p> <p>(文書番号又は公印)</p>

〇〇課
5年6月14日
收受

- 5 「*3所属部局の長の証明」の欄の証明が困難である場合の取扱いは、地方公務員災害補償基金に相談すること。
- 6 「*5任命権者の意見」の欄中 □□□には、下記の9種類の区分番号を記入すること。
- 1 義務教育学校職員 2 義務教育学校職員以外の教育職員 3 警察職員 4 消防職員
5 電気・ガス・水道事業職員 6 運輸事業職員 7 清掃事業職員 8 船員 9 その他の職員
- 7 「*5任命権者の意見」の欄中 □□□□には、下記の16種類の区分番号を記入すること。
- 01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師・助産師 04 その他の医療技術者
05 保育士・寄宿舎指導員等 06 船員 07 土木技師・農林水産技師・建築技師
08 調理員 09 運転士・車掌等 10 義務教育学校教員 11 義務教育学校以外の教員
12 その他の教育公務員 13 警察官 14 消防吏員 15 清掃職員 16 その他の職員
- 8 「請求者の氏名」の欄は、自署又は押印をすること。所属部局の長の証明は、文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印を押印すること。任命権者の意見の欄は文書番号又は公印を押印すること。
- 9 年月日の記載には元号を用いる。

現 認 書
 事 実 証 明 書

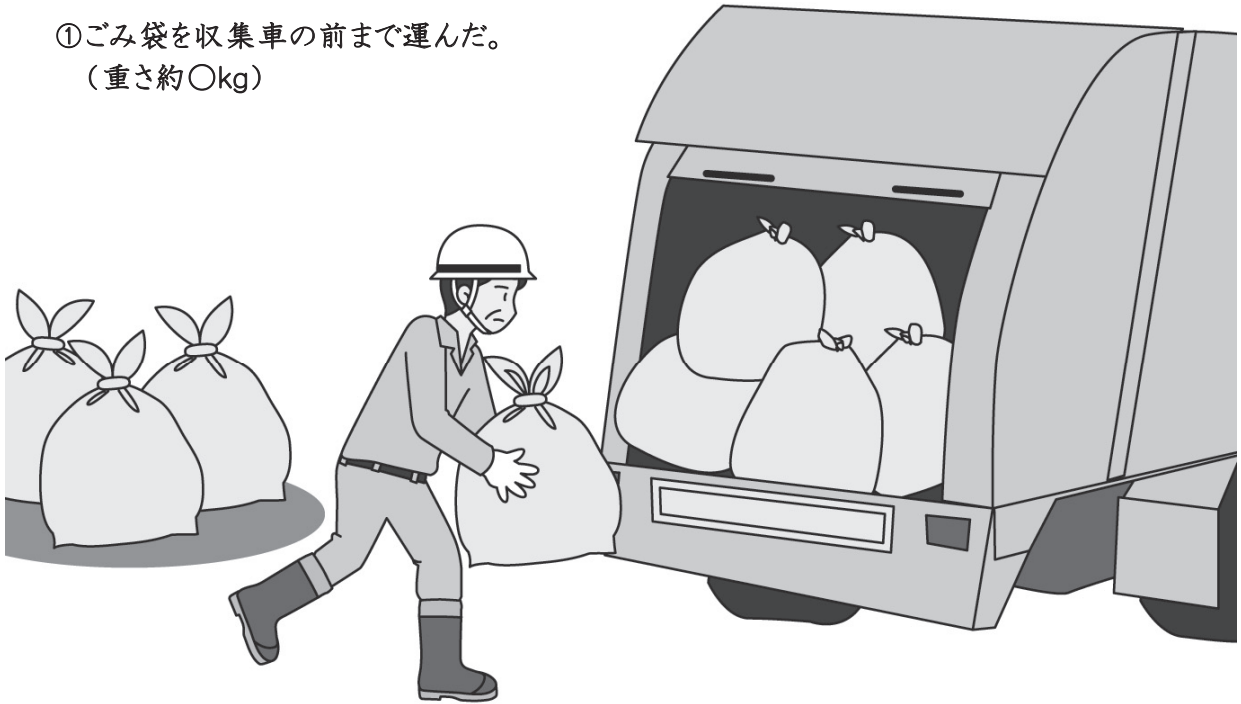
1	被災職員氏名	新宿 二郎
	災害発生の日時	令和 5 年 5 月 9 日（火） 午 前 10 時 50 分ごろ
	災害発生の場所	〇〇区 〇〇3-15 集積所
2 現 認 及 び 報 告 ・ 連 絡 の 状 況	午前 10 時 50 分頃、私は新宿二郎主事と二人で可燃ごみ収集 作業に従事していました。新宿さんが収集車の前でゴミ袋を持ち上げ たとき、足下の油で滑ってバランスを崩しているのを見ました。その場にう ずくまっていたので、「大丈夫ですか」と声をかけたところ、新宿さんは 「腰を痛めてしまった」と言っていました。	
	注 1：現認者が、いつ、どこで、何をしていたときに、被災 職員に何が起き、どのような結果が生じたか(5W1H)、 現認者が被災職員の災害発生について目撃した状況をで きるだけ詳細に記入してください。	
	注 2：事実証明書の記載例は P. 89 を参照してください。	
3	<input checked="" type="checkbox"/> 現認しました。 1 及び 2 について、 <input type="checkbox"/> 事実を証明します。	
令和 5 年 6 月 14 日 〇〇区〇〇部〇〇清掃事務所 所属・職・氏名 主事 中野 一郎		

注 1 原則として、「現認書」は現認した所属職員が作成すること。現認者がなく、災害発生の連絡があったときは、「事実証明書」として、連絡を受けた職員が聞き取った内容を記載して証明すること。

2 3 の 1 及び 2 の証明について現認又は事実証明にチェックを付けて下さい。

災害発生状況見取図

- ①ごみ袋を収集車の前まで運んだ。
(重さ約〇kg)



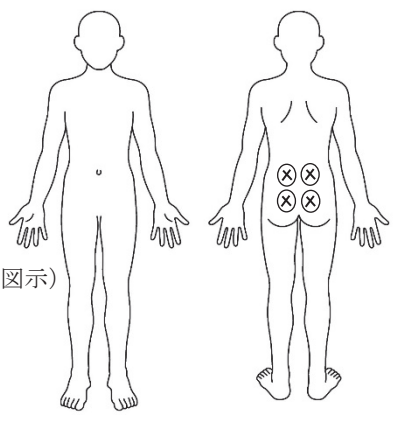
- ②収集車に積み込もうとごみ袋を持ち上げたとき、油で右足が滑ってバランスを崩し、腰に激痛が走った。



被災職員の身長 177 cm
体重 75 kg

作成者 氏名 杉並 花子

診 断 書 (施 術 証 明 書)

被災職員	氏 名 <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">新宿 二郎</p> 生年月日 昭和 55 年 5 月 5 日 (44 歳)	傷病名 <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">腰椎捻挫</p>
災害発生日 令和 5 年 5 月 9 日		初診日 令和 5 年 5 月 9 日
問診内容 (初診) ゴミを運んでいるとき、足を滑らせて腰を捻った。		
身体所見 脊 柱 神経学的症状 運動障害 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 知覚障害 (右図示) 腱反射異常 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 筋委縮 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (部位 :)	関節 可動域の状況 可動域制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 ()	 <p>痛みの部位 (右図示) 運動痛 (○印) 圧 痛 (×印) 自発痛 (△印)</p>
検査所見 (X線・MRI・CT・血液等) 単純 X 線上、特記すべき所見なし。		
治療内容・経過 腰部の運動痛、圧痛著明。湿布処方の上、腰部固定。		
本件傷病の主な発症原因 (素因・既往病歴との因果関係の有無) 素因・既往との因果関係はないと考えられる。作業中に体勢を崩したため、筋肉等に損傷が起きたものと思われる。		
・療養見込み 令和 5 年 5 月 10 日から約 21 日 (目)・ヶ月の療養を要する見込み ・休業見込み 令和 5 年 5 月 10 日から約 10 日 (目)・ヶ月の休業を要する見込み		
現在又は最終診断日 (令和 5 年 5 月 18 日現在) の所見及び今後の見通し 安静加療により疼痛軽減の見込み。		
本診断書 (施術証明書) 記載日の状態 <input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input checked="" type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 転医 (医療機関名 :) <input type="checkbox"/> 不明 (理由 :) 治ゆ見込 令和 5 年 6 月頃		
上記のとおり診断 (証明) します。 令和 5 年 5 月 18 日	所在地 千代田区永田町〇-〇-〇 名 称 関東整形外科病院 医師名 関東 次郎 (柔道整復師) (自署又は押印)	

注 1 公務災害・通勤災害の認定請求をされる場合、診断書(施術証明書)は、原則としてこの用紙を使用してください。
 2 診断書(施術証明書)等の作成にあたっては、裏面を参照してください。
 3 全診療科共通の様式です。(柔道整復師の場合は施術証明書になります。)

症 状 経 過 書

年 月 日	症 状 等	医療機関名・所在地・治療等
令和 5 年 5. 9	腰に激痛があり、整形外科受診。	関東整形外科病院 千代田区永田町〇-〇-〇 レントゲン、湿布、腰をベルトで固定
5. 12	痛みはさらに悪化	東京整形外科病院 新宿区西新宿〇-〇-〇 MRI 撮影、〇〇処方、引き続きベルトで固定
5. 17	痛みはだいぶ和らぎ、歩くのも楽になってきた。	通院
5. 24	痛みがほとんどなくなってきた。	通院
6. 1	主治医より、治ゆと診断される。	通院

被災（発症）時から初診時及び現在までの症状経過は上記のとおりです。

令和 5 年 6 月 14 日

地方公務員災害補償基金

東京都支部長 殿

所 属 〇〇区〇〇部〇〇清掃事務所

請求者

氏 名 新宿 二郎

- 注 1 原則として日単位で記入し、長期にわたるときは、適宜週又は月単位で記入すること。
 2 「症状等」欄は、痛み等の自覚症状が体のどの部分にあったかを記入すること。
 3 「医療機関名・所在地・治療等」欄は、医療機関名（転医するごとに記入する）、住所、治療については投薬・湿布・手術等の手当・治療・レントゲン検査・CT・生化学検査などの諸検査の名称を記入すること。
 4 書ききれない場合は、適宜別紙に記入すること。

既往病歴報告書

傷病名	発症時期	発症原因・症状・治療経過 ・休業期間等	治ゆ時期	医療機関名 ・所在地
腰椎捻挫	令和 3 年 2 月 15 日	粗大ゴミの収集作業中に腰を痛める。 公務災害認定 認定番号 0000-0000	令和 3 年 3 月 8 日	△△病院 (初診:令和3年 2月15日) 〇〇区△△1-2 -3
右足関節捻挫	令和 4 年 11 月 27 日	収集作業の途中で路肩の段差を踏 みはずして足首を捻る。 公務災害認定 認定番号 0000-0000	令和 4 年 12 月 16 日	〇〇整形外科 (初診:令和4年 11月28日) 〇〇区〇〇2 -29-8

私の既往歴について以上のとおり報告します。

令和 5 年 6 月 14 日

地方公務員災害補償基金

東京都支部長 殿

所属 〇〇区〇〇部〇〇清掃事務所

氏名 新宿 二郎

- 注 1 医師にかかっていない場合でも、売薬等を用いていたときは薬品名等を記入すること。
 2 公務（通勤）災害に認定された傷病にはその旨を記し、認定番号を付記すること。
 3 現在療養中の傷病及び請求傷病と同一部位の傷病については、必ず記載すること。

既往病歴報告書

傷病名	発症時期	発症原因・症状・治療経過 ・休業期間等	治ゆ時期	医療機関名 ・所在地
糖尿病	平成 29 年 4 月	のどが渇き、体のだるさが続くので病院で診察を受ける。 約1年半通院投薬を受ける。		〇〇病院 〇〇区△△ 2-3-4
狭心症	令和 2 年 2 月	朝起きたとき、急に胸が痛み息苦しくなり入院。(約2ヶ月間)		〇〇病院 〇〇区△△ 2-3-4
高血圧症	令和 4 年 3 月	頭が重く、めまいがたびたび起こるので、医院で診療を受ける。通院により投薬を受ける。		××病院 〇〇区×× 12-4-5

私の既往歴について以上のとおり報告します。

令和 5 年 6 月 14 日

地方公務員災害補償基金
東京都支部長 殿

所属 〇〇区〇〇部〇〇清掃事務所

氏名 新宿 二郎

- 注 1 医師にかかっていない場合でも、売薬等を用いていたときは薬品名等を記入すること。
 2 公務（通勤）災害に認定された傷病にはその旨を記し、認定番号を付記すること。
 3 現在療養中の傷病及び請求傷病と同一部位の傷病については、必ず記載すること。

通災 通勤災害認定請求書

〔法第2条第2項第1号関係
住居と勤務場所との間の往復の場合〕

* 認定
番号

地方公務員災害補償基金 東京都支部長殿 下記の災害については、通勤により生じたものであることの認定を請求します。	請求年月日 令和5年8月30日 〒000-0000 電話 000(000)0000 請求者の住所 東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇 氏名 <small>ふりがな</small> <small>しんじゅく さぶろう</small> 新宿 三郎 (自署又は押印) 被災職員との続柄 本人
	所属団体名 〇〇市 所属部局・課・係名、電話 〇〇(000)0000 〇〇部〇〇課〇〇係
1 被災 職員 に 関 する 事 項	共済組合員証・健康保険組合員証記号番号 記号〇〇 第 012345 号
	氏名 <small>ふりがな</small> <small>しんじゅく さぶろう</small> 新宿 三郎 平成8年7月12日生 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 (27歳)
	職名 <small>〔職層名〕</small> 主事 <small>〔職務名〕</small> 一般事務 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員
	災害発生の日時 令和5年8月2日(水曜日) 午 <small>前</small> 6時00分ごろ (後)
	〒 000-0000 災害発生の場所 〇〇市〇〇町2-3-4先交差点
	傷病名 頭部外傷 頸椎捻挫
	傷病の部位及びその程度 頸椎捻挫により通院中
	<input checked="" type="checkbox"/> 休業(令和5年8月5日～令和5年8月23日) <input type="checkbox"/> 非休業

*受 理 <small>(到達した年月日)</small>	所 属 部 局	任 命 権 者	基 金 支 部
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
*通 知	年 月 日	*認 定	年 月 日 <input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非 該 当

〔注意事項〕

- 1 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
- 3 令第1条職員とは、定年前再任用短時間勤務職員等及び常勤的非常勤職員をいう。
- 4 この様式において「通勤」とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい(公務の性質を有するものを除く。)、職員が、この往復の経路を逸脱し、又はこの往復を中断した場合においては、その逸脱又は中断の間及びその後の往復は、上記の通勤には該当しないこと。
 ただし、その逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱又は中断の間を除き、この限りでないこと。
 したがって、「2 災害発生の状況等」の欄には、災害が上記の通勤により生じたものであることが明らかとなるよう、その状況を記入すること。
- 5 「2 災害発生の状況等」又は「*5 任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。

共済組合員証(健康保険証)を使用	<input type="checkbox"/> した (理由:) <input checked="" type="checkbox"/> しない
------------------	---

2 災 害 発 生 の 状 況 等	(1) 災害発生の日の勤務開始（予定）時刻 又は、勤務終了の時刻	午 <input checked="" type="radio"/> 前 <input type="radio"/> 後 5 時 15 分 ごろ
	(2) 災害発生の日に住居を離れた時刻	午 <input type="radio"/> 前 <input type="radio"/> 後 時 分 ごろ
	(3) 災害発生の日に勤務場所を離れた時刻	午 <input checked="" type="radio"/> 前 <input type="radio"/> 後 5 時 30 分 ごろ
	(4) 災 害 発 生 の 状 況	
	8月2日午後6時00分頃、職場から自宅へ自転車で帰宅	
	途中、〇〇市〇〇町2-3-4の横断歩道上を信号が青に	
	なったので、自転車を押して渡っていたところ、前方から右折して	
	きた乗用車に追突され、左側に転倒し、頭部を強く打ちつけて	
	しまった。	
	相手方が呼んだ救急車で〇〇病院へ運ばれた。	
*3 所 属 部 局 の 証 明 の	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 文書番号 5〇〇〇第〇〇号 令和 5 年 9 月 1 日 所属部局の { 所在地 〇〇市〇〇1-1-1 名 称 〇〇部〇〇課 長の職・氏名 〇〇課長 〇〇〇〇 (文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)	
4 添付する資料名	<input checked="" type="checkbox"/> 診断書 <input checked="" type="checkbox"/> 現認書又は事実証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 交通事故証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者加害報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 通勤届の写 <input type="checkbox"/> 時間外勤務命令簿の写 <input checked="" type="checkbox"/> 出勤簿の写 <input checked="" type="checkbox"/> 災害発生状況見取図 <input checked="" type="checkbox"/> 経路図 <input type="checkbox"/> 関係規程 <input type="checkbox"/> 定期健康診断記録簿の写 <input checked="" type="checkbox"/> 既往病歴報告書 <input type="checkbox"/> X線写真 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 示談書 <input checked="" type="checkbox"/> 症状経過書 <input type="checkbox"/> その他	
*5 任 命 権 者 の 意 見	9 1 6	文書番号 5〇〇〇第〇〇号 本件は通勤による災害に該当するものと考える。 令和 5 年 9 月 6 日 任命権者の職・氏名 市長 〇〇 〇〇 (文書番号又は公印)

〇〇課
5年8月30日
收受

- 6 「2 災害発生の状況等」の(1)の欄には、災害が出勤の際に生じたものである場合は、勤務開始（予定）時刻を、災害が退勤の際に生じたものである場合は、勤務終了の時刻を記入すること。また、(2)の欄は、災害が出勤の際に生じた場合に、(3)の欄は、災害が退勤の際に生じた場合にそれぞれ記入すること。
- 7 「*3所属部局の長の証明」の欄の証明が困難である場合の取扱いは、地方公務員災害補償基金に相談すること。
- 8 「*5任命権者の意見」の欄中 には、下記の9種類の区分番号を記入すること。
1 義務教育学校職員 2 義務教育学校職員以外の教育職員 3 警察職員 4 消防職員
5 電気・ガス・水道事業職員 6 運輸事業職員 7 清掃事業職員 8 船員 9 その他の職員
- 9 「*5任命権者の意見」の欄中 には、下記の16種類の区分番号を記入すること。
01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師・助産師 04 その他の医療技術者
05 保育士・寄宿舎指導員等 06 船員 07 土木技師・農林水産技師・建築技師 08 調理員
09 運転士・車掌等 10 義務教育学校教員 11 義務教育学校以外の教員 12 その他の教育公務員
13 警察官 14 消防吏員 15 清掃職員 16 その他の職員
- 10 「請求者の氏名」の欄は、自署又は押印をすること。所属部局の長の証明は、文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印を押印すること。任命権者の意見の欄は文書番号の記載又は公印を押印すること。
- 11 年月日の記載には元号を用いる。

現 認 書
 事 実 証 明 書

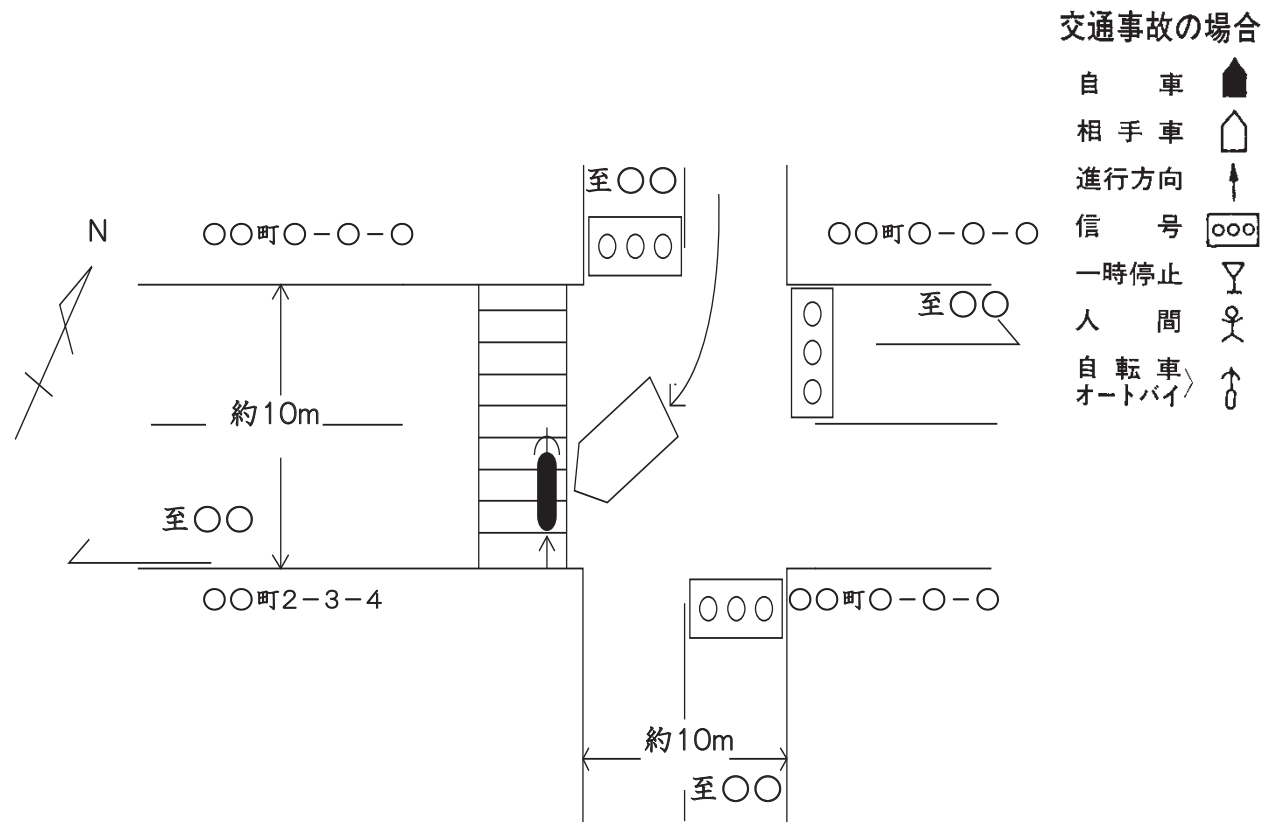
1	被災職員氏名	新宿 三郎
被災職員に 関する事項	災害発生の日時	令和 5 年 8 月 2 日（水） 午 ^前 _後 6 時 00 分ごろ
	災害発生の場所	〇〇市 〇〇町2-3-4先 交差点
2 現認 及び 報告・ 連絡の 状況	令和5年8月3日（木）午前8時15分頃、本人より電話があり、昨日の午後6時00分頃自転車で帰宅途中、〇〇市〇〇町2-3-4付近の横断歩道を自転車を押して横断中、前方から右折してきた乗用車と接触をしたため転倒し、負傷したとの報告を受けた。	
	注1：被災職員が、いつ、どのような方法で、被災職員に、いつ、どこで、何が起き、どのような結果が生じたとの連絡（報告）を受けたかをできるだけ詳細に記入してください。 2度に分けて報告を聞いた時はその日時ごとに記載してください。	
	注2：現認書の記載例はP.81を参照してください。	
3 現認 職員 又は 事実 証明 職員	1及び2について、 <input type="checkbox"/> 現認しました。 <input checked="" type="checkbox"/> 事実を証明します。	
	令和 5 年 8 月 30 日 〇〇部〇〇課〇〇係 所属・職・氏名 係長 〇〇 〇〇	

注1 原則として、「現認書」は現認した所属職員が作成すること。現認者がなく、災害発生の連絡があったときは、「事実証明書」として、連絡を受けた職員が聞き取った内容を記載して証明すること。

2 3の1及び2の証明について現認又は事実証明にチェックを付けて下さい。

災害発生状況見取図（交通事故用）

災害発生場所の略図（被災職員・第三者の行動、信号・標識・道路幅等周囲の状況をわかりやすく描いてください。）



災害発生の状況図

被災職員の身長 170 cm

体 重 65 kg

作成者 氏 名 新宿 三郎

目撃者	<input type="checkbox"/> いる (氏名 ○○ ○○ 連絡先 ○○○-○○○○-○○○○) <input type="checkbox"/> ない				
ドライブレコーダー	<input type="checkbox"/> ある (自車にある ・ <input type="checkbox"/> 相手車にある) <input type="checkbox"/> ない				
天 候	晴・ <input type="checkbox"/> 曇・雨・雪・霧	交通状況	混雑・ <input type="checkbox"/> 普通・閑散	明 暗	昼間・夜間・明け方・ <input type="checkbox"/> 夕方
道 路 状 況	舗装 <input type="checkbox"/> あり・なし / 歩道 (<input type="checkbox"/> 両・片) <input type="checkbox"/> あり・なし / <input type="checkbox"/> 直線・カーブ / 見通し <input type="checkbox"/> 良い・悪い <input type="checkbox"/> 平坦・坂(上り・下り) / 積雪・凍結 / 砂利道・道路欠損・工事中 その他 ()				
信 号 又 は 標 識	信号 <input type="checkbox"/> あり・なし / 駐停車禁止 <input type="checkbox"/> されている・されていない 標識 一時停止・追い越し禁止・一方通行・その他標識 () その他 ()				
速 度	第三者の車両 10 km/h (制限速度 30 km/h) / 自車車両 1~2 km/h (制限速度 km/h)				
自車の直前の行為と状態	事前に警笛を 鳴らした・鳴らさない / ブレーキを かけた (スリップ m)・かけなかった 方向指示灯 した・しない <input type="checkbox"/> 正常・疲労・よそ見 (原因:)・居眠り その他参考事項 (歩行者用信号の青信号に従い横断歩道を横断していた)				
相手車両の直前の行為と状態 ※相手が歩行者の場合は記載不要	交通違反 <input type="checkbox"/> した (違反名 横断歩行者妨害)・しない / 方向指示灯 <input type="checkbox"/> した・しない 正常・疲労・ <input type="checkbox"/> よそ見 (原因: 進行方向右側の歩行者に気を取られた)・居眠り・飲酒 その他参考事項 ()				
事故発生直後の警察への届出	<input type="checkbox"/> あり ※担当者 ○○警察署 ○○係・氏名 ○○ ○○(巡查部長) 連絡先 ○○-○○○○-○○○○ <input type="checkbox"/> なし ※理由 (例) 事故発生当時、体に痛みがなく自転車も壊れていなかったことから、大丈夫だと思い、相手とそこで連絡先だけ交換し別れてしまったため。)				

通災 通勤災害認定請求書

〔法第2条第2項第1号関係
住居と勤務場所との間の往復の場合〕

* 認定
番号

地方公務員災害補償基金 東京都支部長殿 下記の災害については、通勤により生じたものであることの認定を請求します。	請求年月日 令和5年6月30日 〒000-0000 電話 000(000)0000 請求者の住所 ○○県○○市○○町○-○-○ 氏名 <small>ふりがな</small> <small>しんじゅく しろう</small> 新宿 四郎 (自署又は押印) 被災職員との続柄 本人
1 被災職員に関する事項	所属団体名 東京都公立大学法人○○○○ 所属部局・課・係名、電話 000(000)0000 ○○学部○○コース 健康保険組合員証記号番号 公立東京 第 12345678 号 氏名 <small>ふりがな</small> <small>しんじゅく しろう</small> 新宿 四郎 昭和40年4月1日生 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 (58歳) 職名 教授 [職務名] <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員 災害発生の日時 令和5年6月5日(月曜日)午 前 2時30分ごろ 〒000-0000 災害発生の場所 ○○区○○1-2-3-4 ○○駅構内 傷病名 右足首捻挫 傷病の部位及びその程度 右足首捻挫により通院中 <input type="checkbox"/> 休業(令和 年 月 日～ 年 月 日) <input checked="" type="checkbox"/> 非休業

*受理 (到達した年月日)	所属部局 年 月 日	任命権者 年 月 日	基金支部 年 月 日
*通知	年 月 日	*認定	年 月 日 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当

〔注意事項〕

- 1 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
- 3 令第1条職員とは、定年再任用短時間勤務職員等及び常勤的非常勤職員をいう。
- 4 この様式において「通勤」とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい(公務の性質を有するものを除く。)、職員が、この往復の経路を逸脱し、又はこの往復を中断した場合においては、その逸脱又は中断の間及びその後の往復は、上記の通勤には該当しないこと。
 ただし、その逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱又は中断の間を除き、この限りでないこと。
 したがって、「2 災害発生の状況等」の欄には、災害が上記の通勤により生じたものであることが明らかとなるよう、その状況を記入すること。
- 5 「2 災害発生の状況等」又は「*5 任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。

共済組合員証(健康保険証)を使用	<input type="checkbox"/> した(理由:) <input checked="" type="checkbox"/> しない
------------------	--

〇〇課
5年6月30日
収受

2 災 害 発 生 の 状 況 等	(1) 災害発生の日の勤務開始（予定）時刻 又は、勤務終了の時刻	午 前 後 時 分 ごろ
	(2) 災害発生の日に住居又は就業場所を離れた時刻	午 前 後 1 時 00 分 ごろ
	(3) 災害発生の日に勤務場所を離れた時刻	午 前 後 時 分 ごろ
	(4) 災 害 発 生 の 状 況	
	6月5日午前中に、国立大学法人〇〇大学(〇〇区〇〇	
	4-5-6)で、非常勤講師として講義を行い終了したので、勤	
	務地である、〇〇〇〇の〇〇校舎へ戻るため、〇〇駅の階段	
	を下りている時、ステップにひっかかりバランスを崩し転倒した。そ	
	の時、右足首を捻り、病院で診察を受けたところ、右足首捻挫	
	と診断された。	
*3 所 長 の 証 明 の	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 文書番号 5〇〇〇第〇〇号 令和5年7月3日 所属部局の { 所在地 〇〇市〇〇1-1 名 称 東京都公立大学法人〇〇〇〇 長の職・氏名 学長 〇〇 〇〇 (文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)	
4 添付する資料名	<input checked="" type="checkbox"/> 診断書 <input checked="" type="checkbox"/> 現認書又は事実証明書 <input type="checkbox"/> 交通事故証明書 <input type="checkbox"/> 第三者加害報告書 <input type="checkbox"/> 通勤届の写 <input type="checkbox"/> 時間外勤務命令簿の写 <input checked="" type="checkbox"/> 出勤簿の写 <input checked="" type="checkbox"/> 災害発生状況見取図 <input checked="" type="checkbox"/> 経路図 <input type="checkbox"/> 関係規程 <input type="checkbox"/> 定期健康診断記録簿の写 <input checked="" type="checkbox"/> 既往病歴報告書 <input type="checkbox"/> X線写真 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 示談書 <input checked="" type="checkbox"/> 症状経過書 <input checked="" type="checkbox"/> その他（旅行命令簿）	
*5 任 命 権 者 の 意 見	2 1 2	文書番号 5〇〇〇第〇〇号 本件は通勤による災害に該当するものと考える。 令和5年7月7日 東京都公立大学法人〇〇〇〇 任命権者の職・氏名 理事長 〇〇 〇〇 (文書番号又は公印)

- 6 「2 災害発生の状況等」の(1)の欄には、災害が出勤の際に生じたものである場合は、勤務開始（予定）時刻を、災害が退勤の際に生じたものである場合は、勤務終了の時刻を記入すること。また、(2)の欄は、災害が出勤の際に生じた場合に、(3)の欄は、災害が退勤の際に生じた場合にそれぞれ記入すること。
- 7 「*3所属部局の長の証明」の欄の証明が困難である場合の取扱い、は、地方公務員災害補償基金に相談すること。
- 8 「*5任命権者の意見」の欄中□には、下記の9種類の区分番号を記入すること。
1 義務教育学校職員 2 義務教育学校職員以外の教育職員 3 警察職員 4 消防職員
5 電気・ガス・水道事業職員 6 運輸事業職員 7 清掃事業職員 8 船員 9 その他の職員
- 9 「*5任命権者の意見」の欄中□には、下記の16種類の区分番号を記入すること。
01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師・助産師 04 その他の医療技術者
05 保育士・寄宿舎指導員等 06 船員 07 土木技師・農林水産技師・建築技師 08 調理員
09 運転士・車掌等 10 義務教育学校教員 11 義務教育学校以外の教員 12 その他の教育公務員
13 警察官 14 消防吏員 15 清掃職員 16 その他の職員
- 10 「請求者の氏名」の欄は、自署又は押印をすること。所属部局の長の証明は、文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印を押印すること。任命権者の意見の欄は文書番号の記載又は公印を押印すること。
- 11 年月日の記載には元号を用いる。

公務災害認定請求書

(注1)

追加認定

* 認定番号 (注2) 0000-0000

地方公務員災害補償基金 東京都支部長殿 下記の災害については、公務により生じたものであることの認定を請求します。	請求年月日 令和 5 年 7 月 5 日
	〒000-0000 電話 000(000)0000 請求者の住所 東京都〇〇区〇〇2-3-4 氏名 <small>ふりがな</small> <small>しんじゅく ごろう</small> 新宿 五郎 (自署又は押印) 被災職員との続柄 本人
所属団体名 (注3) 東京都	所属部局・課・係名、電話 (注4) 000(000)0000 〇〇局〇〇部〇〇課〇〇係
1 被災職員に関する事項	共済組合員証・健康保険組合員証記号番号 都 第 56789012 号 氏名 <small>ふりがな</small> <small>しんじゅく ごろう</small> 新宿 五郎 昭和 61 年 4 月 4 日生 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 (37 歳) 職名 [職層名] 主事 [職務名] 建築技術 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員 災害発生の日時 令和 5 年 4 月 5 日 (水曜日) 午後 11 時 30 分ごろ (追加診断日) 令和 5 年 6 月 7 日(水曜日) 〒000-0000 災害発生の場所 東京都〇〇区〇〇3-4-5(改修中の〇〇庁舎) 傷病名 (追加認定請求傷病名) 尾骨骨折 傷病の部位及びその程度 臀部 全治1カ月 <input checked="" type="checkbox"/> 休業 (令和 5 年 4 月 6 日～ 令和 5 年 6 月 15 日) <input type="checkbox"/> 非休業

* 受理	平成 年 月 日	* 認定	平成 年 月 日
* 通知	平成 年 月 日		<input type="checkbox"/> 公務上 <input type="checkbox"/> 公務外

【注意事項】

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
- 令第1条職員とは、再任用短時間勤務職員等及び常勤的非常勤職員をいう。(P.2~3参照)
- 「2 災害発生の状況」又は「*5 任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。

共済組合員証（健康保険証）を使用	<input checked="" type="checkbox"/> した (理由:) <input type="checkbox"/> しない
------------------	---

注意事項

- (注1) この位置に必ず朱書きで記入してください。
 (注2) 最初の認定番号を必ず記入してください。
 (注3,4) 災害発生時、被災職員が所属していた地方公共団体名、部局について記入してください。
 (注5) 別紙に災害発生から追加認定請求時までの症状経過、療養状況（必要に応じて勤務状況）を経時的に記入してください。別紙にも、所紙にも、所属部局の証明が必要です。
 (注6) その他各項目の記入に際しては、P.76の「記載例1 公務災害認定請求書」の「記載上の注意」を参照してください。

2 災 害 発 生 の 状 況	令和5年5月16日付けで認定(傷病名、臀部打撲・挫傷)を受け、〇〇医院(整形外科)で療養を続けてきましたが、臀部の痛みが長びき回復が遅いため、主治医の紹介で、6月7日(火)〇〇病院整形外科で精密検査を受けたところ、尾骨骨折と診断されました。	
	これは4月5日の災害が原因と考えられますので、追加認定の請求をします。	
	なお、災害発生から追加認定請求傷病の診断を受けるまでの臀部の症状経過は、別紙症状経過書のとおりです。	
*3 所 長 の 証 明 の 部 局 の	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。文書番号 5〇〇〇第〇〇号 令和5年7月7日 所属部局の { 所在地 〇〇区〇〇1-2-3 名称 〇〇局〇〇部〇〇課 長の職・氏名 〇〇課長 〇〇〇〇 (文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)	
4 添付する資料名	<input checked="" type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 現認書又は事実証明書 <input type="checkbox"/> 交通事故証明書 <input type="checkbox"/> 第三者加害報告書 <input type="checkbox"/> 時間外勤務命令簿の写 <input type="checkbox"/> 出勤簿の写 <input type="checkbox"/> 見取図 <input type="checkbox"/> 経路図 <input type="checkbox"/> 関係規程 <input type="checkbox"/> 定期健康診断記録簿の写 <input type="checkbox"/> 既往病歴報告書 <input type="checkbox"/> X線写真 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 示談書 <input checked="" type="checkbox"/> 症状経過書 <input type="checkbox"/> その他	
*5 任 命 権 者 の 意 見	9 1 6	文書番号 5〇〇〇第〇〇号 本件は調査の結果、公務上の災害に該当するものとする。 令和5年7月11日 任命権者の職・氏名 東京都知事 〇〇 〇〇 (文書番号又は公印)

〇〇課
5年7月5日
收受

- 6 「*5任命権者の意見」の欄中 □□□□ には、下記の9種類の区分番号を記入すること。
- 1 義務教育学校職員 2 義務教育学校職員以外の教育職員 3 警察職員 4 消防職員
5 電気・ガス・水道事業職員 6 運輸事業職員 7 清掃事業職員 8 船員 9 その他の職員
- 7 「*5任命権者の意見」の欄中 □□□□□□□□ には、下記の16種類の区分番号を記入すること。
- 01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師、助産師 04 その他の医療技術者
05 保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等 06 船員 07 タイピスト・キーパンチャー
08 電話交換手 09 調理員 10 道路補修員 11 特別支援学校教員
12 特別支援学校教員以外の教育公務員 13 警察官 14 消防吏員 15 清掃業務員 16 その他の職員
- 8 「請求者の氏名」の欄は、自署又は押印をすること。所属部局の長の証明は、文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印を押印すること。任命権者の意見の欄は文書番号又は公印を押印すること。
- 9 年月日の記載には元号を用いる。

必ず朱書きで記入してください。

再発

公務災害認定請求書

		* 認定番号	0000-0000
地方公務員災害補償基金 東京都支部長殿		請求年月日	令和5年11月1日
下記の災害については、公務により生じたものであることの認定を請求します。		〒000-0000 電話	000(000)0000
		請求者の住所	東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇
		氏名	江戸桜 (自署又は押印)
		被災職員との続柄	本人
1 被災職員に関する事項	所属団体名	〇〇市	
	所属部局・課・係名、電話	000(000)0000 〇〇部〇〇課〇〇係	
	共済組合員証・健康保険組合員証記号番号	都 第 7777777 号	
	氏名	江戸桜 平成6年8月8日生	
	職名	主事 保健師 (29歳)	
	災害発生の日時	令和4年11月11日(金曜日) 午後10時30分ごろ	
	(再発診断日)	令和5年9月29日(金曜日)	
	災害発生の場所	〒000-0000 東京都〇〇区〇〇〇3-4-5 〇〇保健所2階階段	
	傷病名	左脛骨々折のボルト除去術	
	傷病の部位及びその程度	左脛骨を固定したボルト除去手術(ボルト除去)のため、約1週間の入院予定	
<input checked="" type="checkbox"/> 休業(令和5年9月29日～令和5年10月5日) <input type="checkbox"/> 非休業			
*受理 (到達した年月日)	所属部局 年 月 日	任命権者 年 月 日	基金支部 年 月 日
*通知	年 月 日	*認定	年 月 日 <input type="checkbox"/> 公務上 <input type="checkbox"/> 公務外

【注意事項】

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えば自動車運転手、車掌、守衛、主事、技師、教諭、船員、用務員、作業員、巡査、消防士等と記入すること。
- 令第1条職員とは、定年前再任用短時間勤務職員等及び常勤的非常勤職員をいう。
- 「2災害発生の状況」又は「*5任命権者の意見」の欄の記入に当たって別紙用紙を用いるときは、本欄には、「別紙のとおり」と記入し、その別紙について所属部局の長の証明を受け、又は任命権者の意見の記入を求めること。

共済組合員証(健康保険証)を使用	<input type="checkbox"/> した(理由:) <input checked="" type="checkbox"/> しない
------------------	--

2 災 害 発 生 の 状 況	令和4年11月11日(金)、2階から会議で使用したファイル 20 冊を抱えて1階に下りる際、足下がよく見えなかったために階段の上から3段目を踏み外して転倒し、左脛骨を骨折した。即日入院し、骨折部を金属(ボルト)で接合する手術を受け、療養した結果、令和5年5月1日(月)に治癒した。	
	今回は、骨折部融合により、接合していた金属(ボルト)の除去手術を行う。	
*3 所 長 の 証 明 の 部 局	1 及び 2 については、上記のとおりであることを証明します。 文書番号 5000第000号 令和 5 年 11 月 7 日 所属部局の { 所在地 〇〇区3-4-5 名 称 〇〇区〇〇部〇〇課 長の職・氏名 〇〇課長 〇〇 〇〇 (文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)	
4 添付する資料名	<input checked="" type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 現認書又は事実証明書 <input type="checkbox"/> 交通事故証明書 <input type="checkbox"/> 第三者加害報告書 <input type="checkbox"/> 時間外勤務命令簿の写 <input type="checkbox"/> 出勤簿の写 <input type="checkbox"/> 災害発生状況見取図 <input type="checkbox"/> 経路図 <input type="checkbox"/> 関係規程 <input type="checkbox"/> 定期健康診断記録簿の写 <input type="checkbox"/> 既往病歴報告書 <input type="checkbox"/> X線写真 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 示談書 <input checked="" type="checkbox"/> 症状経過書 <input type="checkbox"/> その他	
*5 任 命 権 者 の 意 見	<div style="border: 1px dashed black; display: inline-block; padding: 2px;">9</div> <div style="border: 1px dashed black; display: inline-block; padding: 2px;">0</div> <div style="border: 1px dashed black; display: inline-block; padding: 2px;">3</div>	文書番号 5000第〇〇号 本件は調査の結果、公務上の災害に該当するものとする。 令和 5 年 11 月 10 日 任命権者の職・氏名 〇〇区長 〇〇 〇〇 (文書番号又は公印)

〇〇課
5年11月1日
收受

- 5 「*3所属部局の長の証明」の欄の証明が困難である場合の取扱いは、地方公務員災害補償基金に相談すること。
- 6 「*5任命権者の意見」の欄中 には、下記の9種類の区分番号を記入すること。
 - 1 義務教育学校職員 2 義務教育学校職員以外の教育職員 3 警察職員 4 消防職員
 - 5 電気・ガス・水道事業職員 6 運輸事業職員 7 清掃事業職員 8 船員 9 その他の職員
- 7 「*5任命権者の意見」の欄中 には、下記の16種類の区分番号を記入すること。
 - 01 医師・歯科医師 02 看護師 03 保健師・助産師 04 その他の医療技術者
 - 05 保育士・寄宿舎指導員等 06 船員 07 土木技師・農林水産技師・建築技師
 - 08 調理員 09 運転士・車掌等 10 義務教育学校教員 11 義務教育学校以外の教員
 - 12 その他の教育公務員 13 警察官 14 消防吏員 15 清掃職員 16 その他の職員
- 8 「請求者の氏名」の欄は、自署又は押印をすること。所属部局の長の証明は、文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印を押印すること。任命権者の意見の欄は文書番号又は公印を押印すること。
- 9 年月日の記載には元号を用いる。

現 認 書
 事 実 証 明 書

1	被災職員氏名	江戸 桜
	災害発生の日時	令和 4 年 11 月 11 日（金） 午 ^前 10 時 30 分ごろ 後
	災害発生の場所	東京都〇〇区 〇〇3-4-5 保健所2階階段
2	現 認 及 び 報 告 ・ 連 絡 の 状 況	令和4年11月11日（金）執務中に階段にて転倒し、左脛骨を骨折した。即日入院し、骨折部を（金属）ボルトで接合する手術を受け、療養した結果、令和5年5月1日（月）に治癒した。
		今回は、骨折部融合により、接合していた金属（ボルト）の除去手術を行うとのことを、本人の申出及び診断書により確認した。
3	現 事 実 証 明 職 員 又 は 職 員	1 及び 2 について、 <input type="checkbox"/> 現認しました。 <input checked="" type="checkbox"/> 事実を証明します。 令和 5 年 11 月 1 日 所属・職・氏名 〇〇課〇〇係 係長 〇〇 〇〇

※1 原則として、「現認書」は現認した所属職員が作成すること。現認者がなく、災害発生の連絡があったときは、「事実証明書」として、連絡を受けた職員が聞き取った内容を記載して証明すること。

※2 3の1及び2の証明について現認又は事実証明にチェックを付けて下さい。

第三者行為による災害届書

令和 5 年 8 月 30 日

地方公務員災害補償基金東京都支部長 殿

届出者の住所 東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇
氏 名 新宿 三郎 (自署又は押印)

地方公務員災害補償法施行規則第 47 条の規定により届け出ます。

① 被災職員	
所属団体名	<input checked="" type="checkbox"/> 届出者に同じ <input type="checkbox"/> 届出者以外 被災職員の氏名 _____ 届出者と被災職員の関係 _____
② 災害	
災害発生の日時 令和5年8月2日午後6時00分ごろ	
災害発生の場所 東京都〇〇市〇〇町2-3-4先交差点	
③ 補償方針 必ずどちらかを選択し、□に印	
<p>私（届出者）は、補償方針の内容を理解した上で、次のとおり選択します。</p> <p><input type="checkbox"/> 示談先行【相手方（保険会社等）が、被災職員に損害を補てんする場合】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 補償先行【基金が被災職員に補償した後、基金が相手方に損害賠償を請求する場合】</p> <p>⇒ 次の項目に該当する場合は、相手の主張や交渉状況等を具体的に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生原因（事故原因）や責任割合（過失割合）について、お互いの主張が異なっている。 ・ 第三者が損害賠償について難色を示す言動をしている。 ・ 第三者（保険会社を含む）からすでに保険金を受領している。 <p>私は、信号のある交差点において、青色信号に従い自転車を押しながら横断しましたが、相手方は、「こちらの右折用信号の方が青色だった」などと主張している</p>	
④ 第三者（相手）	
ふりがな氏名	三田 太郎 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 生年月日 昭和 41 年 1 月 1 日生 （57 歳）
住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町3-4-5
職 業	<input checked="" type="checkbox"/> 業務中 <input type="checkbox"/> 業務外 社員(〇〇〇〇株式会社)
怪 我 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 (交渉状況)	
⑤ 第三者 <input checked="" type="checkbox"/> 勤務先の代表者（雇用主） <input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	
ふりがな氏名	(役職等) 代表取締役 三林 次郎 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 生年月日 昭和 34 年 1 月 2 日生 （64 歳）
住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町7-8-9
商 号	株式会社東京 業務内容 製造業

所属事務担当者	課・係	〇〇課〇〇担当	担当者	〇〇 〇〇	電話	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
---------	-----	---------	-----	-------	----	--------------

⑥ 第三者（相手）の車両 ※交通事故の場合に記載

車種	〇〇〇〇 〇〇〇〇	登録番号	品川500せ1100
所有者	<input type="checkbox"/> 第三者（相手）本人 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者（相手）以外 氏名 <u>株式会社東京</u> 第三者との関係 <u>事業主</u>		
	住所 <u>東京都〇〇区〇〇〇7-8-9</u> 電話 <u>〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇</u>		

⑦ 第三者（相手）の自賠責保険 加入 未加入 ※交通事故（自転車事故を除く）の場合に記載

保険会社名	〇〇海上火災保険株式会社	保険証明書番号	第0002599845号
保険会社所在地（住所）	〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 東京都港区〇〇-〇-〇 〇〇ビル〇階		
保険契約期間	自 令和2年9月10日 至 令和7年10月9日		
保険契約者	氏名 <u>株式会社東京</u> 住所 <u>東京都〇〇区〇〇〇7-8-9</u>		

⑧ 第三者（相手）の任意保険 加入 未加入 ※交通事故以外でも必ず記載

保険会社名	〇〇損害保険株式会社	保険証明書番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
保険会社所在地（住所）	〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区〇〇-〇-〇 〇〇保険ビル〇階		
	担当者	<u>保険 一郎</u>	保険契約者 <u>三田 太郎</u>

⑨ 被災職員の人身傷害保険 加入 未加入

保険会社名	〇〇保険株式会社	保険証明書番号	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red;"> ※人身傷害補償保険とは、被災職員 又はその家族等が加入する任意の自動車保険の一つです。 </div>
保険会社所在地（住所）	〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 神奈川県〇〇区〇〇市〇-〇-〇		
	担当者	<u>人身 太郎</u>	保険契約者 <u>新宿 三郎</u>
請求の予定	<input type="checkbox"/> 請求しない <input checked="" type="checkbox"/> 請求予定 <input type="checkbox"/> 請求済 …支給金額が分かる支払通知書等の写しを提出		

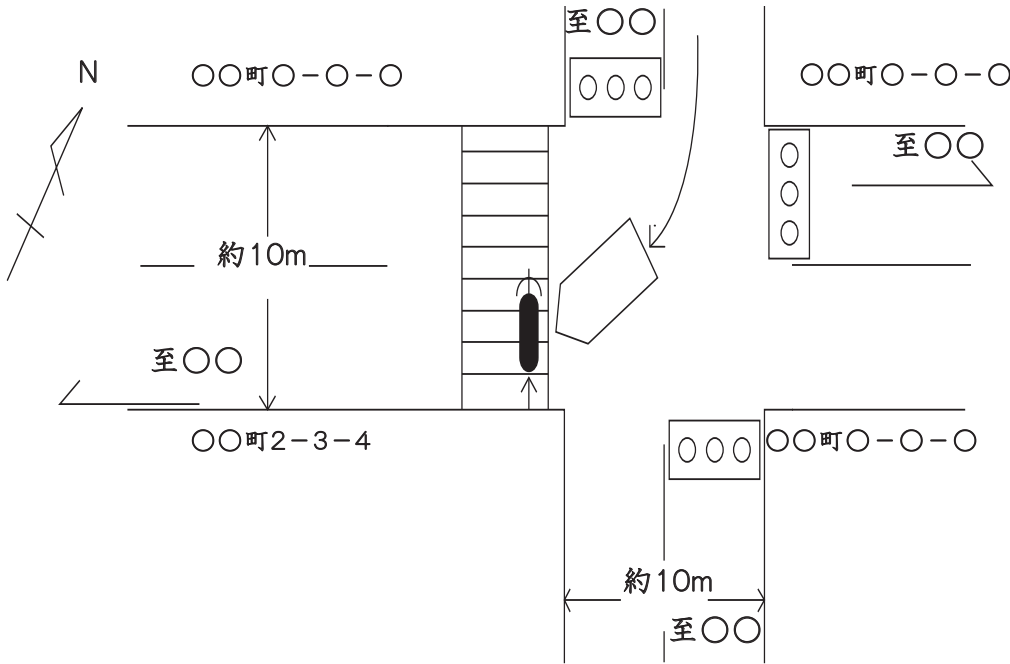
1. 交通事故の場合（自転車事故を含む）は、
 - i 自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書を添付してください。
 - ii ⑥⑦⑧⑨を必ず記載してください。
2. ③は、必ずどちらかの補償方針を選択してください。
3. 相手方に怪我があれば、④に交渉状況を記載してください。
4. ④の第三者が業務中の場合や未成年の場合は、⑤を記載してください。
5. ⑥は、自動車検査証（車検証）等の写しを添付する場合は、記載を省略できます。
6. ⑥は、第三者（相手）の車両が次の場合は、該当の書類を添付してください。
 - i 原動機付自転車の場合は「標識交付証明書」の写し
 - ii 250 cc未満の自動二輪車等検査対象外軽車両の場合は「軽自動車届出済証」の写し
7. ⑦⑧⑨は、保険証明書等の写しを添付する場合は、記載を省略できます。
8. 交通事故以外の場合でも、⑧を必ず記載してください（個人賠償保険等）。
9. ⑨は被災職員自身（又は家族）が加入している保険になります（任意自動車保険の特約等）。

災害発生状況見取図（交通事故用）

災害発生場所の略図（被災職員・第三者の行動、信号・標識・道路幅等周囲の状況をわかりやすく描いてください。）

交通事故の場合

- 自 車 
- 相手車 
- 進行方向 
- 信 号 
- 一時停止 
- 人 間 
- 自 転 車
オートバイ 



災害発生の状況図



被災職員の身長 170 cm
体 重 65 kg

作成者 氏 名 新宿 三郎

目撃者	<input type="checkbox"/> いる (氏名 ○○ ○○ 連絡先 ○○○-○○○○-○○○○) <input type="checkbox"/> ない				
ドライブレコーダー	<input type="checkbox"/> ある (自転車にある ・ <input type="checkbox"/> 相手車にある) <input type="checkbox"/> ない				
天 候	晴・ <input type="checkbox"/> 曇・雨・雪・霧	交通状況	混雑・ <input type="checkbox"/> 普通・閑散	明 暗	昼間・夜間・明け方・ <input type="checkbox"/> 夕方
道 路 状 況	舗装 <input type="checkbox"/> あり・なし / 歩道 (<input type="checkbox"/> 両・片) <input type="checkbox"/> あり・なし / <input type="checkbox"/> 直線・カーブ / 見通し <input type="checkbox"/> 良い・悪い <input type="checkbox"/> 平坦・坂(上り・下り) / 積雪・凍結 / 砂利道・道路欠損・工事中 その他 ()				
信号又は標識	信号 <input type="checkbox"/> あり・なし / 駐停車禁止 <input type="checkbox"/> されている・されていない 標識 一時停止・追い越し禁止・一方通行・その他標識 () その他 ()				
速 度	第三者の車両 10 km/h (制限速度 30 km/h) / 自転車車両 1~2 km/h (制限速度 km/h)				
自転車の直前の行為と状態	事前に警笛を 鳴らした・鳴らさない / ブレーキを かけた (スリップ m)・かけなかった 方向指示灯 した・しない <input type="checkbox"/> 正常・疲労・よそ見 (原因:)・居眠り その他参考事項 (歩行者用信号の青信号に従い横断歩道を横断していた)				
相手車両の直前の行為と状態 ※相手が歩行者の場合は記載不要	交通違反 <input type="checkbox"/> した (違反名 横断歩行者妨害)・しない / 方向指示灯 <input type="checkbox"/> した・しない 正常・疲労・ <input type="checkbox"/> よそ見 (原因: 進行方向右側の歩行者に気を取られた)・居眠り・飲酒 その他参考事項 ()				
事故発生直後の警察への届出	<input type="checkbox"/> あり ※担当者 ○○警察署 ○○係・氏名 ○○ ○○ (巡査部長) 連絡先 ○○-○○○○-○○○○ <input type="checkbox"/> なし ※理由 (例) 事故発生当時、体に痛みがなく自転車も壊れていなかったことから、大丈夫だと思い、相手とそこで連絡先だけ交換し別れてしまったため。)				

人身事故証明書入手不能理由書

第三者を記入する。

被災職員を記入する。

必ず届出警察署、担当、届出年月日を記入する。

原則、第三者に記載させる。
※不可能な場合は、被災職員が記載。

当 事 者 甲	住 所	東京都〇〇区〇〇町3-4-5		
	氏 名	三田 太郎	生年月日	昭和 35 年 1 月 1 日
	自賠償保険契約先	〇〇海上火災保険株式会社		
	自賠償保険証明書番号	第0002599845号		
	登録番号	品川500せ1100	車台番号	0048-437-YR-00001
当 事 者 乙	住 所	東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇		
	氏 名	新宿 三郎	生年月日	平成 8 年 7 月 12 日
	自賠償保険契約先			
	自賠償保険証明書番号			
登録番号	自転車	車台番号		
発生年月日	令和 5 年 8 月 2 日 午前(午後) 6 時 00分ころ			
発生場所	東京都〇〇市〇〇町2-3-4先交差点			
届出警察	〇〇 警察署 担当 〇〇	届出年月日	令和 5 年 〇月 〇日	
人身事故証明書入手不能理由				
〔例1〕 事故当時は警察に届けなかったが、認定請求時に必要だとわかり、1ヶ月後に警察に届けたが、証明できないとして受理されなかったため				
〔例2〕 私有地内(道路以外)での事故であり、警察では証明できないとして受理されなかったため				
上記理由により人身事故証明書は取得していませんが、人身事故の事実には相違ありません。				
令和 5 年 〇月 〇日				
住所 東京都〇〇区〇〇町3-4-5				
運転手 氏名 三田 太郎 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇				
(自署又は押印)				

地方公務員災害補償基金
東京都支部長殿

[注意事項]
この理由書は、人身事故の交通事故証明が得られなかった際に作成してください。
自転車による事故も交通事故となります。

第三者の念書が入手できない場合の措置について

第三者が念書の提出を拒んだり、第三者を特定することができない等の理由により、第三者の念書が入手できない場合は、次の内容を調査し、報告してください。

1 第三者が念書の提出を拒んでいる場合

念書の提出を拒んでいる具体的な理由と第三者との交渉の経過を報告してください。

－理由の例－

- ・ 第三者は、自分の過失を全く認めていない。
- ・ 被災職員の方が過失が大きいと主張している。
- ・ 損害額が明らかになっていないのに念書など出せないと主張している。
- ・ 第三者は、賠償に応じる資力が無いと言っている。
- ・ 面会しようとしても全く応じず、第三者に誠意が見られない。

2 第三者を特定することができない場合

事故直後、第三者が住所、氏名を告げずに立ち去った場合など、第三者を特定できないときは、次の内容を明らかにしておいてください。

(1) 第三者本人の人相や服装

- ・ 性別、年齢、身長、体格、頭髪、服装、持ち物等

例えば、「30歳位、身長170㎝位の小太り、七三分けのグレーのスーツを着た一見会社員風の男」等記憶している事項を明らかにしてください。

(2) 第三者の運転していた車両

- ・ 車両ナンバー
- ・ ナンバーが不明な場合は、車種、社名、車の色、形、乗車人員、その他の特徴

例えば、「材木を積んだ白色のトヨタ普通貨物2トン車で荷台に〇〇材木店と書いてあった」等と記入してください。

(記載例)

念書入手不能理由書	
令和〇年〇月〇日	
1 被災職員氏名	新宿 三郎
2 災害発生日時	令和5年8月2日午後6時00分頃
3 第三者氏名、住所等	三田 太郎 東京都〇〇区〇〇町3-4-5
4 入手不能理由	第三者は、～と主張し、～ ～であるとして念書の提出を拒否している。
東京都〇〇局〇〇部〇〇課〇〇係 新宿 三郎	
(自署又は押印)	

事故（事実）証明書

1 災害発生の日時

令和〇年〇月〇日 午前・(午後)〇時〇分ごろ

2 災害発生場所

東京都〇〇区〇〇町2-10先公園予定地

3 当事者の住所・職業・氏名・年齢

(甲) 東京都〇〇区〇〇町3-4-5
会社員 三田 太郎 (63歳)

(乙) 東京都〇〇市〇〇町1-2
地方公務員 新宿 太郎 (46歳)

4 事故の概要

[例] 上記日時場所において作業中、散歩中であつた(甲)所有の犬(首輪及び1mほどの首縄を付けていた。)が突然(乙)に咬みつき(乙)が負傷した。

5 その他

(乙)は、(甲)所有の犬に対し、何ら挑発行為などしていない。

上記に相違ありません

令和 〇年 〇月 〇日

(甲) 三田 太郎

(自署又は押印)

(乙) 新宿 太郎

地方公務員災害補償基金東京都支部長 殿

(自署又は押印)

[注意事項]

この証明書は、飼犬による咬傷事故、殴打事故、校内暴力等の第三者行為による災害の場合に適宜作成してください。

警察等への届け出をしていない場合は、その旨及び理由についても、5 その他 欄に記載願います。

(被災職員用)

念書(兼同意書)

災害発生日	令和 5 年 8 月 2 日	災害発生場所	東京都〇〇市〇〇町 2-3-4 先交差点	
被災職員氏名	新宿 三郎		相手方氏名	三田 太郎

- 上記災害に関して、基金への補償請求に当たり以下の事項を遵守することを誓約します。
 - 相手方と示談を行おうとする場合は必ず前もって貴職に連絡します。
 - 相手方に白紙委任状を渡しません。
 - 相手方から金品を受けたときは、受領の年月日、内容、金額（治療費、休業費、慰謝料等の受領種類別に）を漏れなく、かつ、遅滞なく貴職に連絡します。
 - 基金からの照会及び関係書類の作成依頼等には、誠実に対応します。
- 上記災害に関して、私が地方公務員災害補償法による補償を受けた場合には、私の有する損害賠償請求権及び保険会社等（相手方もしくは私が損害賠償請求できる者が加入する自動車保険・自賠責保険会社（共済）等をいう。以下同じ。）に対する被害者請求権を、同法第 59 条の規定によって基金が補償の価額の限度で取得し、損害賠償金を受領することについては承知しました。
同損害賠償請求に関し、基金からの照会及び関係書類の作成依頼等には、誠実に対応します。
また、相手方が基金からの請求に応じないことなどから訴訟となった場合には、陳述書の作成及び証人として基金に協力します。
- 私が保険金請求権を有する人身傷害補償保険取扱保険会社から保険金を受けようとする場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出ます。
- 上記災害に関して、私の個人情報及びこの念書（兼同意書）の取扱いにつき、以下の事項に同意します。
 - 貴職が、私の基金への請求、補償決定及び補償（その見込みを含む。）の状況等について、私が保険金請求権を有する人身傷害補償保険等取扱保険会社（共済）に対して提供すること。
 - 貴職が、私への基金の補償及び上記 2 の業務に関して必要な事項（保険会社等から受けた金品の有無及びその金額・内訳（その見込みを含む。）等）について、保険会社等から提供を受けること。
 - 貴職が、私への基金の補償及び上記 2 の業務に関して必要な事項（補償額の算出基礎となる資料等）について、保険会社等に対して提供すること。
 - この念書（兼同意書）をもって(2)に掲げる事項に対応する保険会社等への同意を含むこと。
 - この念書（兼同意書）を保険会社等へ提示すること。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

地方公務員災害補償基金

東京都支部長 殿

住所 東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇

氏名 新宿 三郎



[注意事項] この「念書」は被災職員が作成（記入・押印）してください。

都支部様式第35号

(第三者交通事故用)

念 書

令和〇年〇月〇日

地方公務員災害補償基金

東京都支部長 殿

住 所 東京都〇〇区〇〇〇7-8-9

氏 名 三林 次郎 (自署又は押印)

当事者(乙)との関係 (運行供用者)

私は、下記事故により甲(及び甲の遺族)に生じた損害につき賠償の義務のあることを認め、当該事故により貴基金が地方公務員災害補償法に基づき甲(あるいは甲の遺族)に対して補償を行った場合には、同法第59条に基づき貴基金の取得した損害賠償請求権の価額の限度において、貴基金からの請求により支払うことを誓約します。

記

当事者	甲	住所	東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇
		氏名	新宿 三郎
	乙	住所	東京都〇〇区〇〇町3-4-5
		氏名	三田 太郎
事故発生日時		令和5年8月2日午後6時00分頃	
事故発生場所		東京都〇〇市〇〇町2-3-4先交差点	
事故発生の状況		上記日時場所において、信号機のある交差点の横断歩道上を自転車を押して直進していた甲と、右折をしていた乙が運転する乗用車が衝突したものの。	

[注意事項]

通常、加害者本人から念書を徴することとなりますが、加害者が業務執行中の場合には、車両の運行供用者(事業主等)から念書を徴してください。

また、加害者が未成年の場合は加害者の親権者から徴してください。

なお、加害者に代わって、加害者加入の保険会社で念書を作成するケースもあります。

念 書

令和 5 年 〇 月 〇 日

地方公務員災害補償基金

東京都支部長 殿

住 所 東京都〇〇区〇〇町3-4-5

氏 名 三田 太郎

(自署又は押印)

当事者 (乙) との関係 (本人)

私は、下記事案により甲 (及び甲の遺族) に生じた損害につき賠償の義務のあることを認め、当該事案により貴基金が地方公務員災害補償法に基づき甲 (あるいは甲の遺族) に対して補償を行った場合には、同法第 59 条に基づき貴基金の取得した損害賠償請求権の価額の限度において、貴基金からの請求により支払うことを誓約します。

記

当事者	甲	住所	東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇
		氏名	新宿 三郎
	乙	住所	東京都〇〇区〇〇町3-4-5
		氏名	三田 太郎
事故発生日時		令和5年〇月〇日午後〇時〇分頃	
事故発生場所		東京都〇〇市役所〇〇課〇〇窓口	
事故発生の状況		上記日時場所において、窓口での待ち時間が長かったためについかっとなつて甲を殴ってしまったもの。	

第3章 補償の内容及び請求手続等

第3章 補償の内容及び請求手続等

第1節 療養補償

第1 療養補償の内容

療養補償は、職員が公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合に、それが治癒するまで、必要な療養を行い(現物補償)、又は必要な療養の費用を支給(金銭補償)して行われます(法第26条)。現物補償、金銭補償のいずれによる場合も被災職員は、費用を負担することなく必要な療養を受けることができます。

この療養の範囲についての考え方は、基本的には健康保険における療養の給付と同様であり、健康保険の対象外となるものについては原則として療養補償の対象外となります。ただし、医学的判断の下に必要な療養であると認められている場合には、例外的に療養補償の対象となり得る場合もあります。

具体的には、次に掲げるものであって療養上相当と認められるものであり、その内容は個々の傷病に即して医学上、社会通念上妥当と認められるものでなければなりません(法第27条)。したがって、被災職員が転医した場合の取扱いについては、医療上又は勤務上必要と認められる場合は、転医後の病院での診療も原則として補償の対象となりますが、医療上又は勤務上必要と認められない自己都合による転医の場合等は、初診料、各種検査料等の転医前の病院と重複する部分は補償の対象となりません。

また、一つの医療機関に通院していながら医学的にその必要がないのに別の医療機関に通院するような場合についても、重複診療となるため、療養補償の対象となりません。同様に慎重を期する意味等の理由により、他の病院での再検査を行いたい旨、被災職員が希望している場合においても、当該再検査が医学的にみても相当の必要があり、社会通念上からも相当なものでなければ、療養補償の対象となりません。

なお、療養補償は、消費税法施行令第14条第19項及び地方公務員災害補償法第65条により、消費税は非課税となっています。

1 診察

(1) 医師及び歯科医師の診察(往診を含む。)

診察には、内科、外科その他すべての診療科に属する診察及び歯科医師の診察が含まれます。

また、障害等級の決定(変更に関する決定を除く。)に必要な診察等についても療養補償の対象となります。

(2) 療養上の指導及び監視

(3) 診断上又は診療上必要な各種検査

検査については、現在の医学水準からみて診療上必要な検査に限られ、診療と直接関係のない検査は必要な療養とは認められません。

なお、病院における針刺し事故等の公務上の負傷(汚染血液が既存負傷部位等に付着した場合を

含む。)に係る検査については、P.50(第2章 第1節 第3「○ 針刺し事故等血液汚染事故の公務災害の取扱いについて」)を参照してください。

(4) 診断書等の文書料

診断書その他意見書等の文書料については、補償の実施上必要な文書(正本)に限り、療養補償の対象として認められます。

他の目的、例えば、保険請求に使用するものや病気休暇取得のため職場に提出するもの等は療養補償の対象となりません。

＜文書料が補償対象となる例＞

- 認定請求時の診断書(原則1通のみ)
- 休業補償証明、転医届証明、移送費明細書証明
- 障害補償請求時の診断書
- 交通事故証明書(人身事故用) 等

＜文書料が補償対象とならない例＞

- 個人の傷害保険請求に使用する診断書
- 服務関係で職場に提出する診断書 等

2 薬剤又は治療材料の支給

(1) 薬 剤

内服薬及び外用薬の支給については、医師が必要と認めるものに限り、原則として療養補償の対象となります。被災職員自ら売薬を求めた場合の費用については、医師が必要と認め、その具体的指導の下に購入、服用するものに限り、療養補償の対象として認められます。

(2) 治療材料

治療材料とは、一般に治療に伴う処置に使用される消耗品の類、例えばガーゼ、包帯、油紙、容器、コルセット、固定装具、副木等のことであり、医師が治療上必要と認めるもの又は直接治療に関係があると認められるものに限り、療養補償の対象となります。便器、氷のう、水枕、ゴム布等の療養器材についても医師が療養上必要と認めるもの及び直接関係があると認められるものが療養補償の対象となります。療養中でなくても日常生活に必要とされるような洗面器、コップ、タオル等は原則として療養補償の対象となりません。

(3) 歯科補綴^{ほてつ}

金等の健康保険対象外の材質を使用する場合、歯科補綴の効果又は技術上の特別の必要からこれを使用することを相当とする場合に限り、療養補償の対象となります。したがって、審美的な目的等、自己都合により健康保険対象外の材質を使用した場合は、療養補償の対象とはなりません。

【例1】

問 被災職員が歯科補綴において、健康保険対象外の材質であるセラミックを用いて治療を行いました。主治医によれば「健康保険適用の材質より、セラミックの方が耐用年数が長いため」とのことでした。この場合、療養補償の支給対象となりますか。

答 療養の範囲についての考え方は、基本的には健康保険における療養の給付と同様であり、健康保険対象外の治療等については、原則として療養補償の対象となりません。

本件についてみると、主治医の意見は、単に耐用年数を理由としただけであり、被災

職員がセラミックで治療しなければならない医学的理由（例えば、被災職員が金属アレルギーのため健康保険適用の治療材料が使用できない等）は確認されません。

したがって、本件については療養補償の対象となりません。

なお、本件のように、被災職員の希望により健康保険対象外の治療材料を使用した場合であっても、歯科補綴の治療の必要性はあるため、健康保険における療養給付によった場合の所要額を参考にして療養補償を支給することはできます。

【例2】

問 公務上の災害において、上顎前歯一本を欠損した被災職員が、歯科医院においてインプラント手術を行いました。主治医によると「健康保険適用のブリッジによる治療は可能だが、患者は健康な歯を削りたくないとのことで、インプラントの必要性を認める。」とのことでした。この場合、療養補償の支給対象となりますか。

答 インプラント手術については、平成24年3月5日付厚生労働省告示第76号により、特定の要件を満たした場合は健康保険の対象になるとされています。本件については、この要件を満たさず、健康保険の適用はされないと考えられます。

また、主治医の意見によると、被災職員の意思でインプラント手術を選択しており、健康保険適用の治療方法によることができない医学上の理由は確認されません。

したがって、本件の場合には、医学上または社会通念上、インプラント手術が必要かつ相当であると認められる理由が確認されないため、療養補償の対象とはなりません。

なお、歯科補綴の治療材料が療養補償の対象とならない場合は、共済給付によった場合の所要額を参考にして、療養補償の支給ができることとなっていますが、これは治療材料に限った取扱いであり、本件の場合には、他の治療方法等を想定して療養補償を支払うということとはできません。

3 処置、手術その他の治療

(1) 包帯の巻き替え等の処置

包帯の巻き替え、薬の塗布、患部の洗浄、あん法、点眼、注射、輸血、酸素吸入等の処置が療養補償の対象となります。

なお、輸血には、輸血の処置費、血液の料金、輸送費、検査料等が含まれ、家族等による輸血の場合も、一般の保存血液による輸血の場合と同様に療養補償の対象となります。

(2) 切開、創傷処理及び手術並びにこれらに伴う麻酔

手術等については、現在の医学通念からみて、一般にその治療効果が認められている方法によることが必要です。

(3) その他の治療

ア 熱気療法、温浴療法、紫外線療法、放射線療法、日光療法、機械運動療法、高原療法等
医学上必要と認められるもので、医師の指導の下に行われることが必要です。

イ 柔道整復師による施術

接骨院、整骨院等において施術を受ける場合、柔道整復師による脱臼又は骨折の患部に対する施術(ただし、応急手当を除く。)は、医師の同意がなければ行えないため、医師の同意の有無を確認する必要があります。この場合の医師の同意については、医師の同意を得た旨が施術

録等に記載されていることが認められれば、医師の「同意書（都支部様式第44号）」を添付する必要はありません。脱臼、骨折以外の施術は、柔道整復師限りで施術を行うことができ、療養上必要であると認められれば、療養補償の対象となります。

ウ 温泉療法

温泉の化学的作用等によりその治療効果が期待できるような疾病の場合に限られ、その適応する温泉の選択、入浴方法等について医師の直接の指導が必要です。したがって、原則として、温泉病院、温泉療養所において行うものに限られ、療養補償の対象となります。

エ マッサージ、はり、きゅう

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師による施術については、医師が必要と認めるもの限り、療養補償の対象となります。療養費の請求に当たっては医師の「同意書（都支部様式第44号）」（P.145 参照）を添付する必要があります。

なお、マッサージ療法については、医師が必要と認めた期間に限ります。

4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

(1) 居宅における療養上の管理

居宅において療養を行っている者（通院の困難なものに限る。）に対する病院又は診療所の医師が行う計画的な医学管理は、療養補償の対象となります。

(2) 居宅における療養に伴う世話その他の看護

ア 居宅において継続して療養を受ける状態にある者で、医師が必要と認めた場合の看護師等の行う療養上の世話又は診療の補助（訪問看護事業者によるものを含む。）は、療養補償の対象となります。

この看護（療養上の世話又は診療の補助）とは、医療機関が行う在宅患者訪問看護等及び訪問看護事業者による訪問看護をいうものであり、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づく内容を対象とし、看護師等の行う看護のほか、理学療法士及び作業療法士が行う診療の補助も含まれます。

イ 重症のため医師が常に看護師（看護師がいないためにこれに代わって看護を行う者を付した場合を含む。）の看護を要するものと認めた場合の看護料（アに掲げるものを除く。）は、療養補償の対象となります。

「看護を要するものと認めた場合」とは、次の①から③までのいずれかに該当する場合であり、これらに該当する旨の医師の証明には、看護を必要とする理由及びその必要とする期間が明示されていることが必要です。

- ① 病状が重篤であって、絶対安静を必要とし、看護師等が常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要があると医師が認めた場合
- ② 病状は必ずしも重篤ではないが、手術等により比較的長時間にわたり、看護師等が常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要があると医師が認めた場合
- ③ その他体位変換又は床上起座が常時不可又は不能であるもの、食事及び用便について常時介助を必要とするもの等で、看護師等の看護が特に必要、かつ、相当と医師が認めた場合
なお、イに掲げる看護料は、当該地方の看護師の慣行料金によります。

また、被災職員が、有料職業紹介機関を通じて看護師等を求めたときに受付手数料又は紹介手数料等を負担した場合は、社会通念上当該地域において妥当と認められる額の範囲内で実際

に負担した額が療養補償の対象となります。

看護料等に食事が含まれていない場合には、一日につき 1,800 円の範囲内で現実に要した食事の費用について療養補償の対象となります。

看護師等の往復旅費については、被災職員がその療養の地域から看護師等を求めることができないため、やむを得ず当該地域以外の地域から看護師等を求めた場合であって、かつ、看護師等の雇入れ期間を通じ 1 回に限り、看護師等の居住地から被災職員の療養の地までの 1 往復に要する額で被災職員が実際に負担した額(社会通念上当該地域において妥当と認められる額の範囲内に限る。)が療養補償の対象となります。

5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

(1) 病院又は診療所への入院

ア 入院(入院に伴う食事を含む。)

イ 入院中に死亡した場合の死体安置

入院は、普通室の使用を原則としています。個室又は上級室の使用は、次の①から④までのいずれかに該当する場合であって、当該個室又は上級室に被災職員を収容せざるを得ないと認められる事情の存する必要最小限の期間についてのみ、療養補償の対象となります。

① 療養上、他の患者から隔離しなければ適切な診療を行うことができないと認められる場合

② 傷病の状態から隔離しなければ他の患者の療養を著しく妨げると認められる場合

③ 普通室が満床で、かつ、緊急に入院療養させる必要があると認められる場合

④ その他特別な事情があると認められる場合

なお、個室とは 1 人、上級室とは 2 人以上の患者を収容する室で普通室以外のものをいいます。

個室又は上級室を使用し、差額室料がかかる場合は、「療養費請求書」等に個室又は上級室の使用理由が明記されている場合を除き、医師の証明を得る必要があります。

また、個室又は上級室の使用料については、社会通念上当該地域において妥当と認められる額の範囲内(具体的には、労働者災害補償保険診療費算定基準に定める額を上限とする。)で被災職員が実際に負担した額が療養補償の対象となります。

入院中の冷暖房費、電気代、ガス代等で入院料とは別に医療機関から当然に請求されるものについては、療養補償の対象となります。ただし、当該器具の使用等について、被災職員を選択にまかせられているもの、例えばテレビ使用料、お茶代等については、療養補償の対象とはなりません。

入院中の寝具料については、入院した医療機関から寝具の貸付けを受け、これを使用した場合又は貸寝具業者から寝具を借用し、賃借料を負担した場合に、当該地域における標準的な賃借料の範囲内で被災職員が実際に負担した額が療養補償の対象となります。

(2) 病院又は診療所における療養に伴う世話その他の看護

ア 重症のため医師が常に看護師(看護師がいないためにこれに代わって看護を行う者を付した場合を含む。)の看護を要するものと認めた場合の看護料

この場合における看護は、被災職員が入院している医療機関の看護要員以外の看護師等による看護であり、健康保険における入院基本料の届出をした医療機関に入院している場合には原則として必要な療養とは認められないものですが、特別な事情があると認められる場合はこの限りではありません。

また、被災職員 1 人につき看護師等 2 人以上による同時の看護の場合についても同様です。

なお、「看護を要するものと認めた場合」の取扱い並びに看護料、有料紹介機関を通じて看護師等を求めたときの紹介手数料及び看護師等の往復旅費の取扱いについては、4 の(2)のイと同様です。

イ 看護師又はこれに代わって看護を行う者を得られないために家族が付添った場合の費用付添いの費用は、当該地方において看護師に代わって看護を行う者の慣行料金によります。

6 移送

療養補償として認められる移送の範囲は、次の(1)から(5)までに掲げるところです。

移送については、移送それ自体の必要性和移送手段の妥当性の双方が認められなければなりません。このため、医学上の理由もなく遠隔地の病院へ行った場合や、被災職員が恣意により転医した場合は、前者の意味での妥当性を欠くことから療養補償の対象となりません。また、電車で十分通院できる程度の症状であるのにタクシーを使用した場合等は、後者の意味で妥当性を欠くことから療養補償の対象となりません。

(1) 災害の発生場所から病院、診療所等まで移送する場合又は療養中他の病院、療養所等へ転送を必要とする場合の交通費、人件費及び宿泊料

特殊な検査のため遠方の病院に移送するとき等において、その距離、被災職員の症状等から宿泊を必要とすると認められる場合には、社会通念上、当該地域で妥当と認められる額の範囲内で被災職員が実際に負担した額が支給されます。

(2) 病院、診療所等への受診又は通院のための交通費

原則として、電車、バス等の公共交通機関の利用についてのみ認められます。ただし、傷病の部位及び程度、地理的条件及び当該地域の交通事情等を総合的に勘案し、やむを得ずタクシーを利用しなければならなかったと認められる場合には、療養補償の対象となります。この場合、その額は、社会通念上当該地域において妥当と認められる額の範囲内で被災職員が実際に支払った額とします。

自家用車の利用についても、タクシーと同様にやむを得ずこれを利用しなければならないと認められる場合に限り、病院等までの区間における最も合理的かつ経済的な通常の経路による往復の距離 1 キロメートルにつき 37 円を乗じた額を限度として、実際に負担した額が補償の対象となります。やむを得ず友人等の自家用車を使用して謝礼を支払った場合も、同様です。

補償の対象となる通院の経路は、自宅又は勤務公署と病院等との往復の経路に加え、自宅から病院に行き治療を受けた後に勤務公署に出勤する場合の病院から勤務公署までの経路も補償の対象となります。ただし、移送費が支給されるためには、実際に交通費を負担していることが必要であり、当該経路について通勤手当を受けている場合は、補償の対象となりません。

タクシー利用の場合には、領収書の徴収が可能ですので、請求の際には添付する必要があります。交通費については、移送の事実が立証でき、かつ、当該交通機関の料金が別途立証できれば領収書等を添付する必要はありません。ただし、当該料金に IC カードと切符、現金との間に差がある場合には、最も低廉な料金を支給します。

問 職員が公務災害により負傷し、A病院で入院治療を受けていましたが、この職員は、A病院では症状が好転しないと自分で判断してB病院に転医しました。このときの交通費

は療養補償の対象となりますか。

答 移送費の支給における「療養上相当」の範囲については、移送自体の妥当性と移送手段の妥当性の双方を満たす必要がありますが、恣意により転医した場合の交通費については、移送自体の妥当性が認められないため、療養補償の対象とはなりません。転医が、医師の指示による場合及び社会通念上妥当であると認められる場合を除き、被災職員の判断又は都合で転医した場合は、原則として、恣意によるものと認められます。

問の事例の場合、職員自らが症状が好転しないと判断しており、医師の指示によるものとは認められず、他に特別の事情も存しないことから、療養補償の対象とはなりません。

(3) 独歩できない場合の介護付添に要する費用

給与を受けている者が付き添った場合は、付き添ったことによりその者が失った給与の額に相当する額が介護付添料として支給されます。ただし、その額が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1に定める日当の最低額に満たない場合は、当該日額の最低額とします。給与を受けていない者が付き添った場合も同様です。また、介護付添人の交通費、宿泊料については、被災職員の場合と同様です。

(4) 災害の発生場所、病院又は診療所などから自宅までの死体運搬の費用

(5) その他必要と認められる移送の費用で現実に要したもの

例えば、入院・退院のための寝具、日用品等の運送費についても、療養補償の対象となります。

第2 手続(療養の開始から終了まで)

1 療養の開始

受診する医療機関が指定医療機関であるか否かによりその後の手続が異なるので注意する必要があります。

(1) 指定医療機関を受診する場合(P.119「療養補償の請求手続について」フロー図参照)

指定医療機関とは、公務(通勤)災害と認定された被災職員が、費用を負担することなく療養を受けることができるよう、基金があらかじめ指定した病院等のことです。指定医療機関で療養を受けた場合、これに要した費用は、基金と指定医療機関との協定に従い、原則として、基金から直接、指定医療機関に支払われます。

ア 初診時の手続

① 指定医療機関に、公務(通勤)災害の認定請求手続中であることを告げ、認定されるまでの間についても、自己負担なく治療を受けられるよう依頼します。

② 認定請求用の診断書への記載を依頼します(所定の様式を持参します。)

イ 認定された後の手続(P.120「療養補償請求書類の流れ、書類の流れA」参照)

① 公務(通勤)災害と認定されたら、認定番号、認定傷病名等を主治医等に通知します。

② 所要事項を記載した「療養費請求書(都支部様式第1号)(指定の接骨院等の場合は都支部様式第1号の2)」(P.127~130参照)を指定医療機関に持参し、原則、療養した月毎の療養費請求書の作成を依頼します。

③ 療養費請求書は、医療機関から基金都支部へ（東京都医師会に加入していれば、東京都医師会経由で）送付されます。

※ 指定医療機関において療養を受けるためには、所要事項を記載した「療養の給付請求書（様式第5号）」（P. 126 参照）を、指定医療機関を経由して、基金に提出しなければなりません。初回請求時には、「療養の給付請求書（様式第5号）」と一緒に提出してください。

(2) 指定医療機関以外の医療機関（歯科医、薬局を含む。）を受診する場合（P. 119「療養補償の請求手続について」フロー図参照）

ア 初診時の手続

① 医療機関に公務（通勤）災害認定の請求手続中であることを告げ、費用の取扱いについて確認します。具体的には、被災職員がいったん自己負担するのか、又は認定されるまで支払を保留してもらい、認定されてから受領委任の方法にするのかについて相談します。

なお、「受領委任」とは、医療機関との話し合いにより被災職員が医療機関に費用を支払わず、基金に請求する費用の受領を医療機関に委任して、基金から直接医療機関に支払がされるようにする方法のことです。この方法によれば、実質的には指定医療機関で療養を受ける場合と同様の効果をもつこととなります。

② 認定請求用の診断書への記載を依頼します（所定の様式を持参します。）。

イ 認定された後の手続（P. 120「療養補償請求書類の流れ、書類の流れB」参照）

① 公務（通勤）災害と認定されたら、認定番号、認定傷病名等を主治医等に通知します。

② 所要事項を記載した「療養補償請求書（様式第6号）」（P. 131～142 参照）を医療機関等に持参し、原則、療養した月毎の療養補償請求書の作成及び証明を依頼します。

③ 療養補償請求書は、医療機関等から返戻を受け、所属（任命権者）経由で基金都支部へ提出してください。

※ 所属では、請求書に記載すべき事項がもれなく記載されているか、添付すべき資料が添付されているかについて確認の上、基金都支部へ提出してください（P. 122～124「療養補償請求書（様式第6号）のチェックポイント」参照）。

(3) 共済組合員証を使用したとき

負傷や疾病が公務（通勤）災害に該当する場合には、共済組合証を使用することはできません。所属の公務災害事務担当者は、日頃からこの旨を職員に周知してください。

しかし、当初は負傷や疾病が公務（通勤）災害に該当するか否かの判断が難しかったなどの理由により、やむを得ず共済組合員証を提示して受診せざるを得ない場合は、P. 125「公務災害又は通勤災害の療養を共済組合員証を提示して受診したときの手続について」に記載された手続きを必ず行ってください。

(4) 移送費、補装具購入等で自己負担したとき

病院、診療所等への受診又は通院のための交通費について自己負担した場合は、「療養補償請求書（様式第6号）」に「移送費明細書（都支部様式第42号）」（P. 143 参照）を添付して請求します。なお、タクシーを利用した場合は領収書も一緒に添付します。補装具等を購入した場合も同様に、「療養補償請求書（様式第6号）」に必要性について証明を受けるか又は「補装具証明書（都支部様式第47号）」（P. 148 参照）と領収書を添付した上で所属（任命権者）を経由して基金に請求します。

2 療養中

(1) 療養状況の把握

療養中、所属担当者は、被災職員や医療機関と連絡を密にし、療養状況の把握に努める必要があります。療養中に被災職員が退職又は死亡した場合には、基金都支部に必ず連絡してください。

(2) 療養の現状等に関する報告書

療養の開始後1年6か月を経過した日において治癒していない者は、同日後1か月以内に「療養の現状等に関する報告書（様式第38号）」を提出しなければなりません。また、療養の開始後1年6か月を経過した日後において傷病等級に該当すると推定できる場合又は障害の程度に変更があると推定できる場合等において基金が必要と認めて通知した者もこの報告書を提出しなければなりません（規則第35条の2、業務規程第24条の3）。なお、実務上の事務手続については、基金都支部から任命権者を通して対象となる被災職員へ調査を依頼します。

(3) 転医

転医については、医療上又は社会通念上必要であると認められるものに限り、療養補償の対象となります。したがって、医療上又は社会通念上必要であると認められない転医をした場合には、転医後の医療機関でかかった初診料、検査料等の転医前の医療機関と重複する費用及び転医前の医療機関から転医後の医療機関への移送費等は支給されません（P.114 第3章 第1節 第1「6移送」参照）。

具体的に、医療上又は社会通念上必要であると認められる場合とは、次のような場合です。

ア 災害のあった最寄りの医療機関で応急手当を受けた後、勤務先又は自宅からの通院に便利な医療機関に転医する場合

イ 受診している医療機関には、療養に必要な医療設備等がないため、必要な医療設備のある医療機関に転医する場合

なお、転医したときは、速やかに「転医届（都支部様式第45号）」（P.146参照）に医師の証明を受け、基金都支部に提出してください。

MR I撮影や手術のために一時的に転医し、元の医療機関に復する場合は一時的に転医する医療機関への転医届のみ必要となります。よって、転医先の医療機関から元の医療機関への転医届を取得する必要はありません。

3 療養の終了

(1) 治癒

療養補償は、当該傷病が治癒したときをもって終了します。

地方公務員災害補償制度において、治癒とは、いわゆる「完全治癒」のほか、次の場合も治癒として取り扱っています。

ア 症状固定

一般的に認められている医療行為では現在の症状を将来に向かって軽減していく効果が期待できず、その医療行為を中止しても現在の症状が将来変化しないと見込まれる状態になったとき。

<症状固定の例>

頰椎捻挫、腰部捻挫等において、しびれ、痛み等の神経症状が残っていても月1～2回対症療法（一時的に痛みを抑えるだけの治療）だけを行う状態になったとき。

イ 急性症状消退

素因又は基礎疾病等を有していた者が公務(通勤)災害により、新たに発病した場合や症状を増悪させた場合において、急性期の痛み等の症状が消滅したとき。

<急性症状消退の例>

腰椎椎間板ヘルニア、腰椎分離症等の既往症又は基礎疾患のある職員が、腰痛を発症した場合において、慢性的な痛み等が残っているものの、急性期の痛みがなくなった状態となったとき(P. 37 第2章 第1節 第3「○ 腰痛等の公務災害の認定について」参照)。

なお、治ゆ後、対症療法、経過観察等のため通院が必要な場合には、共済組合員証を使用して受診することとなります。

(2) 治ゆ報告書

治ゆしたら、速やかに「治ゆ報告書(都支部様式第8号)」(P. 149 参照)を、所属(任命権者)を経由して基金都支部へ提出してください。

治ゆ日については、主治医等に確認して記載する必要があります。

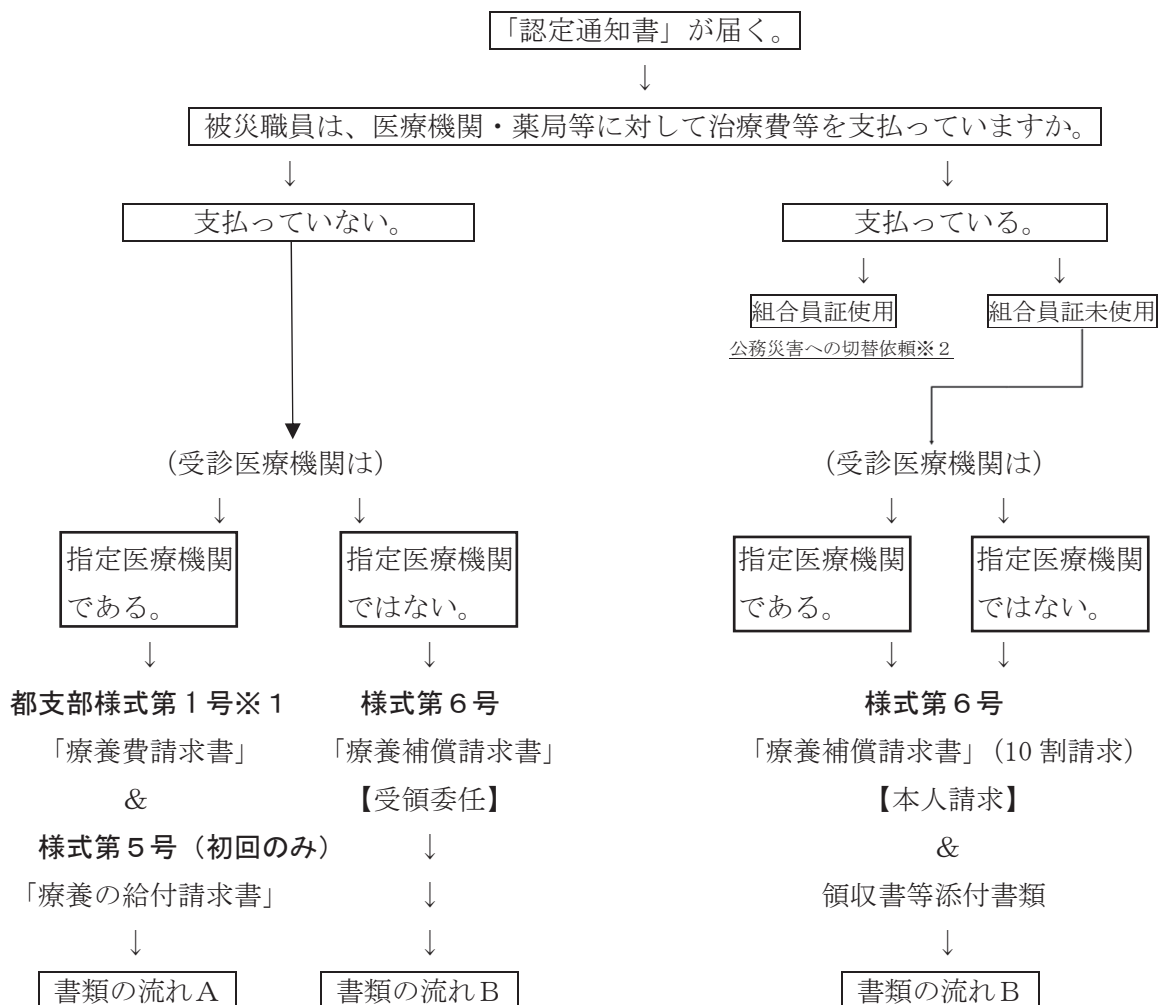
(3) 治ゆ認定

「治ゆ報告書(都支部様式第8号)」の提出がない場合でも、相当長期にわたって療養を継続している被災職員については、基金都支部が当該傷病の状況その他必要な事項の調査を行い、完全治ゆ又は症状が固定しもはや医療効果が期待し得ないと認められる場合には、治ゆと認定します(「傷病の治ゆ認定の手続について」平成26年3月26日地基補第83号)。

治ゆと認定した場合は、治ゆの年月日を明らかにした通知を被災職員に送付します。

治ゆ認定後に対症療法等を受ける場合については、共済組合員証を使用して受診することとなります。

療養補償の請求手続について



※1 指定医療機関のうち、下記の③接骨院等は都支部様式第1号の2を使用します。

また、指定医療機関において療養を受けるためには、初回の請求時のみ療養の給付請求書(様式第5号)を必ず添付してください(転医により、新たに指定医療機関を受診した場合も同様です)。

※2 組合員証を使用した場合は、必ず医療機関等の窓口において、公務災害への切替を依頼してください。窓口において切替ができない場合は、書類の流れBにおいて、3割の自己負担額を請求してください。

●指定医療機関とは

① 公益社団法人東京都医師会に加入している医療機関(東京都医師会に加入している会員が開設又は管理する病院及び診療所です。)

* 都内にある大部分の医療機関はこれに該当しますが、受診する際には、都医師会に加入している医療機関かどうか確認してください(請求用紙が異なりますので注意してください)。

② 地方独立行政法人東京都立病院機構の病院(P.340参照)

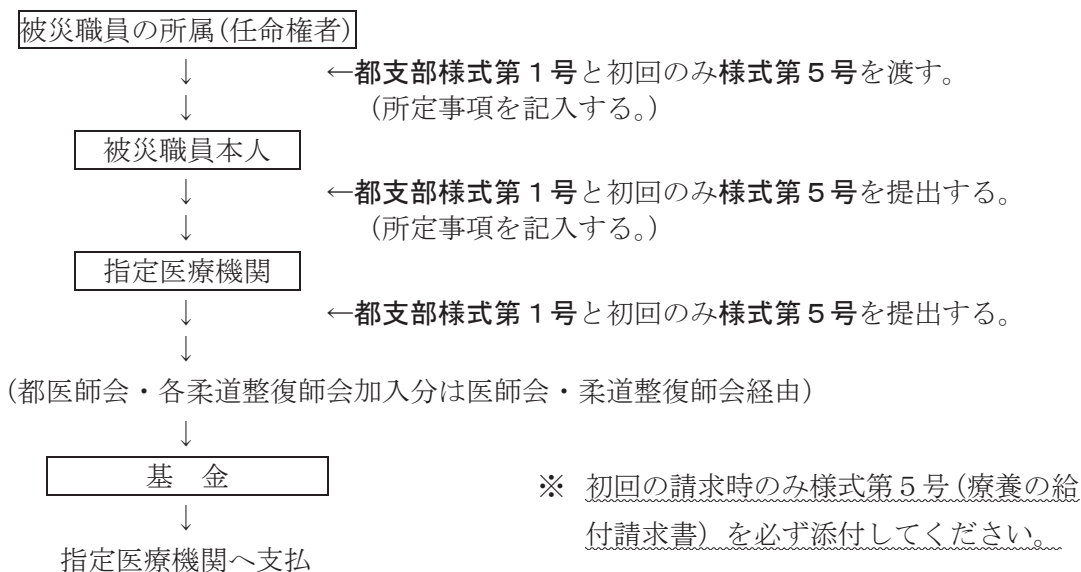
③ 公益社団法人東京都柔道整復師会及び公益社団法人埼玉県柔道整復師会に加入している接骨院等(P.341参照)

④ 独立行政法人国立病院機構の病院、職員共済組合病院及び労災病院等、地方公務員災害補償基金本部指定医療機関及び指定福祉事業機関(P.342~347参照)

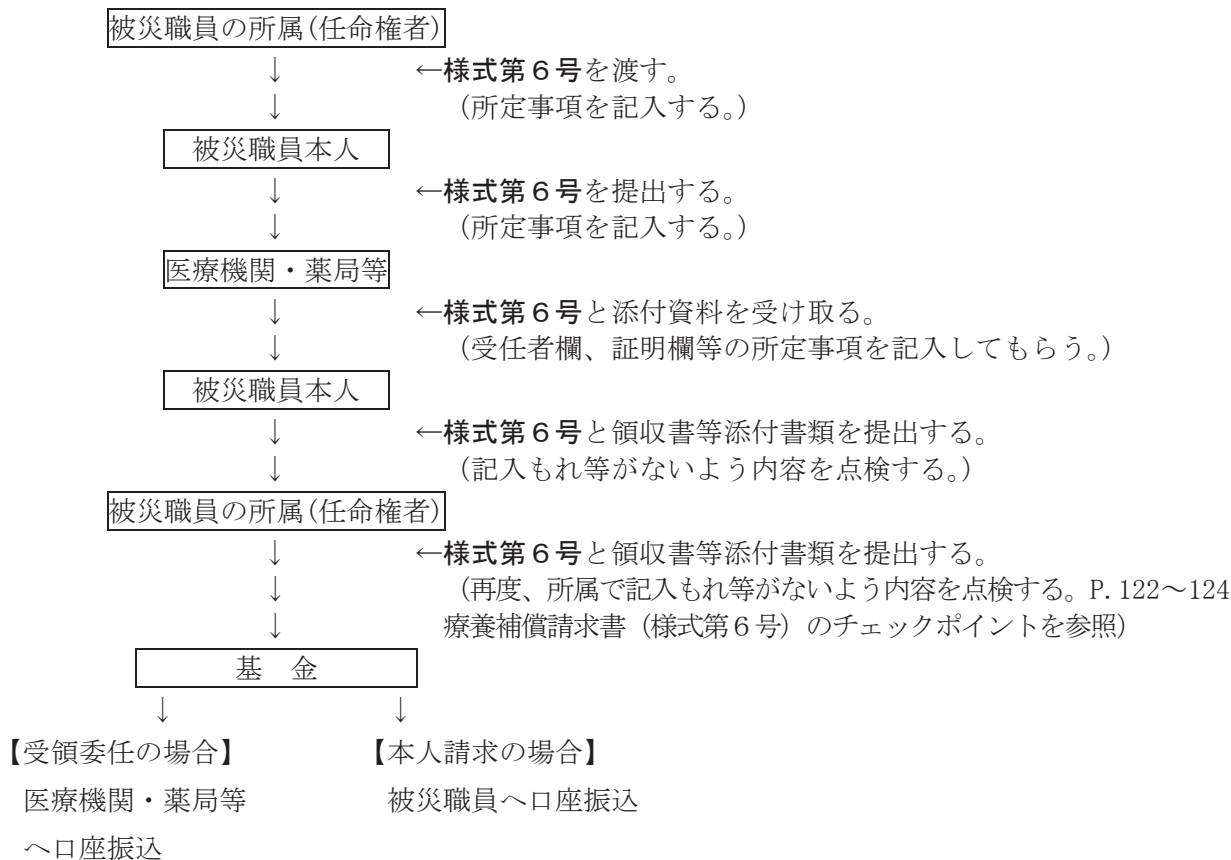
療養補償請求書類の流れ

書類の流れA 都支部様式第1号「療養費請求書」&初回のみ様式第5号

(指定の接骨院等の場合は、都支部様式第1号の2を使用する。)



書類の流れB 様式第6号「療養補償請求書」



療養補償請求書（様式第6号）に添付する書類一覧

請 求 の 内 容	添付書類	添 付 書 類 の 内 容
① コルセット、固定装具等を購入した場合	補装具証明書 (都支部様式第47号)	医師がその理由を記載したもの
② 被災職員自ら売薬を求めた場合	医師の証明 (様式第6号「2号紙」摘要欄に記載)	〃
③ 歯科補綴で金の使用等保険適用外の処置を受けた場合	医師の証明(様式第6号「[診療費請求明細]歯科用」摘要欄に記載)	〃
④ 温泉病院・温泉療養所において治療した場合	医師の証明 (様式第6号「2号紙」摘要欄に記載)	医師がその理由及び予定期間を記載したもの
⑤ マッサージ・はり等の施術をした場合	同 意 書 (都支部様式第44号)	〃
⑥ 入院で個室又は上級室を使用した場合(指定医療機関での療養で、都支部様式第1号で請求する場合を除く。)	個室・上級室証明書 (都支部様式第46号)	〃
⑦ 看護を必要とした場合	看 護 証 明 書 (都支部様式第43号)	〃
⑧ 通院に際し、電車、バス等の公共交通機関を使用した場合	移送費明細書 (都支部様式第42号)	医療機関等が通院日について証明したもの
⑨ 通院に際し、タクシー等を使用した場合		医師がタクシー等を必要とする理由、期間及び回数について記載したもの
⑩ その他特に基金が必要と認められた場合	その他の証明書	
⑪ 上記①～⑩の費用及びその他の治療費等を被災者自ら負担した場合	領 収 書 コピー不可	

[注意事項]

- 1 証明書類等は「原本」を添付してください。
- 2 自己負担した場合は「領収書」を添付してください。ただし、移送費の請求で通院に際し、電車・バス等の公共交通機関を利用した場合については、領収書の添付は必要ありません。

療養補償請求書（様式第6号）のチェックポイント

基金に提出する前に、任命権者・所属において、療養補償請求書（様式第6号）を確認してください。

- ※ 受診する前に、当該医療機関が指定医療機関かどうか確認の上、被災職員が正しい様式をもれなく医療機関に持参するよう指導してください。
- ※ 指定医療機関を受診して「療養の給付」を受ける場合は、都支部様式第1号、様式第5号を使用し、指定医療機関から直接、基金に請求します。なお、移送費や補装具など本人負担の療養費の請求については、指定医療機関であっても療養補償請求書（様式第6号）を使用します。

● 表面（1号紙）について・・・職員本人及び医療機関・薬局が記入		チェック欄	
	項 目	受領委任	自己負担
1	認定番号、請求回数、請求年月日及び住所について記入しているか。 ふりがな氏名について、自署又は押印しているか。		
2	「1 補償費用の受領委任」欄について、すべて記入しているか。		/
3	「2 被災職員に関する事項」欄について、すべて記入しているか。		
4	「3 診療費」～「8 療養補償請求金額（3～7の合計額）」欄について、2号紙以下の明細と照合して矛盾なく記入しているか。		
5	<p>【受領委任】 「9 送金希望の口座等」欄について、「任意の口座を指定する。」欄にレ点を付けて、受任者の医療機関・薬局等の口座情報（普通・当座の別、フリガナ等）をもれなく記入しているか。 「公金受取口座を利用する」欄の個人番号に記入がないことを確認する。記入されていた場合は、黒塗り等により消去すること。</p>		/
6	<p>【自己負担】 「9 送金希望の口座等」欄について、 1 「任意の口座を指定する。」場合 当該欄にレ点を付けて、職員本人の口座情報（普通・当座の別、フリガナ等）をもれなく記入しているか。 ※ 必要のない個人番号が記載されていないか、任命権者において確認する。 記載されていた場合は、黒塗り等により消去すること。 2 「公金受取口座を利用する」場合 請求者がマイナンバーカードの公金受取口座を登録しており、その口座を口座振込先とする場合には、当該欄にレ点を付けて個人番号を記入すること。任命権者は、請求者が公金受取口座を登録している事を確認すること。 ※ 個人番号（マイナンバー）を記載した書類を任命権者から基金都支部へ提出する場合、簡易書留または封入・持参すること。 ※ 「公金受取口座を利用する」を選択する場合は、事前に都支部へご連絡ください。</p>		/

● 裏面（2号紙）について・・・診療費について医療機関が記入

※ 医療機関が電算で打ち出したもの等を添付して差し支えない。

チェック欄

	項目	受領 委任	自己 負担
1	「傷病名」欄に、認定通知書記載の認定傷病名を正しく記入しているか。 ※認定されていない傷病（私病等）に関する療養は補償の対象外なので、「傷病名」欄に記載しないこと。		
2	「診療開始日」「診療期間」「診療実日数」を記入しているか。また、災害発生前あるいは治ゆ後の診療ではないか。		
3	「診療費請求合計額」は1号紙の「3 診療費」の額と同額であるか。		
4	「診療報酬点数表により計算できるもの」の合計点数は、添付してある領収書の合計点数と同点であるか。		
5	添付してある領収書の合計金額は1号紙の「3 診療費」の額と同額であるか。		
6	診療機関の証明は、「医師の氏名」欄について、医師本人により自署又は押印されているか。 （※診療機関が電算で打ち出したもの等を添付している場合も、診療機関の証明は必要）		

● 別葉（3号紙）について・・・調剤費について薬局が記入

※ 薬局が電算で打ち出したもの等を添付して差し支えない。

チェック欄

	項目	受領 委任	自己 負担
1	「処方せんを交付した診療機関の名称、所在地」「担当医氏名」を記入しているか。		
2	「調剤期間」を記入しているか。また、災害発生前あるいは治ゆ後の調剤ではないか。		
3	「合計金額」は1号紙の「4 調剤費」の額と同額であるか。		
4	「合計点数」は添付してある領収書の合計点数と同点であるか。		
5	添付してある領収書の合計金額は1号紙の「4 調剤費」の額と同額であるか。		
6	薬局による証明がされており、「薬剤師の氏名」欄について、薬剤師本人により自署又は押印されているか。 （※薬局が電算で打ち出したもの等を添付している場合も、薬局の証明は必要）		

● 別葉〔診療費請求明細〕 歯科用について・・・診療費について歯科の診療機関が記入

※ 診療機関が電算で打ち出したもの等を添付して差し支えない。

チェック欄

	項目	受領 委任	自己 負担
1	職員氏名、診療月、診療実日数、診療日を記入しているか。また、災害発生前あるいは治ゆ後の診療ではないか。		
2	「傷病名部位」欄に認定傷病名を正しく記入しているか。 (※認定されていない傷病(私病等)に関する療養は、補償の対象外)		
3	「請求額」は1号紙の「3 診療費」の額と同額であるか。		
4	「点数で算定するものの合計」の点数は、添付してある領収書の合計点数と同点であるか。		
5	添付してある領収書の合計金額は1号紙の「3 診療費」の額と同額であるか。		
6	診療機関の証明は、「歯科医師の氏名」欄について、歯科医師本人により自署又は押印されているか。 (※診療機関が電算で打ち出したもの等を添付している場合も、診療機関の証明は必要)		

● その他のチェック事項

チェック欄

1	自己負担分を請求する場合、領収書を添付しているか。	
2	移送費については、医師が通院日を(タクシーの場合は理由についても)証明した「移送費明細書」の添付があるか。また、経路は合理的で、通勤手当との重複支給はないか。	
3	コルセット、固定装具等購入については、当該装具の必要性に関する医師の証明があるか。また、購入年月日と被災日・治ゆ日とに矛盾がないか。(なお、「補装具証明書」に代えて、療養補償請求書の2号紙の摘要欄等に医師が記入してもよい。)	
4	個室・上級室利用については、その理由、期間に関する医師の証明があるか(なお、「個室・上級室証明書」に代えて、療養補償請求書の2号紙の摘要欄等に医師が記入してもよい。)	
5	文書料について、保険請求や職場に提出するための診断書料等を請求していないか。	

公務災害又は通勤災害の療養を共済組合員証を 提示して受診したときの手続きについて

負傷や疾病が公務（通勤）災害に該当する場合には、共済組合員証を使用することはできません（P.116「第3章 第1節 第2 1 (3)共済組合員証を使用したとき」参照）が、やむを得ず共済組合員証を提示して受診せざるを得ない場合の手続きは以下のとおりです。

1 認定前の手続

受診後、速やかに共済組合に対し、受診した医療機関、受診開始日等を連絡してください。

2 認定後の手続

(1) 負傷や疾病が公務（通勤）災害として認定された場合は、その旨を医療機関に伝え、公務（通勤）災害の取扱いに直ちに切り替えてください。

(2) これまでの医療費をさかのぼって公務（通勤）災害扱いに切り替えられるかどうか医療機関に必ず相談してください。

ア 切り替えられる場合

被災職員が負担していた一部負担金等について医療機関から返金を受け、当該療養費は、公務（通勤）災害の「療養の給付」又は「療養費の請求」により改めて請求します。

イ 切り替えられない場合

(ア) 自己負担した費用は、「療養補償請求書（様式第6号）」に領収書を添付し、医療機関の証明を受けた上で所属（任命権者）を経由して、基金に請求します（P.122～124「療養補償請求書（様式第6号）のチェックポイント」参照）。

(イ) 切り替えられない分について所属担当者は下記共済組合に次の①から③を連絡し、認定通知書の写しを2通送付してください。

① 医療機関の名称・所在地・電話番号

② 受診期間（外来・入院の別ごと）

③ 組合員証番号

○ 東京都職員共済組合

年金保険部医療保険課給付担当 03(5320)7328

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎北塔 39 階

○ 公立学校共済組合東京支部

給付貸付課短期給付担当 03(5321)1111 内線 53-683 直通 03(5320)6827

又は東京都教育庁福利厚生部福利厚生課公務災害担当 内線 53-617 直通 03(5320)6819

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎南側 14 階

○ 警察共済組合警視庁支部

給付課医療給付係 03(5635)1211

〒135-0016 江東区東陽 7-3-5 3 階

○ 東京都市町村職員共済組合

保険福祉課保険担当 042(528)2194

〒190-8573 立川市錦町 1-12-1 ホテル日航立川東京(共済会館) 5 階

記載例 8 療養の給付請求書

様式第 5 号

※指定医療機関で初回請求の時のみ必要です。
療養費請求書（都支部様式第 1 号又は第 1 号の 2）と一緒に渡してください。

認定後転医した場合も、必ず記入後、
指定医療機関に提出すること。

療 養 の 給 付 請 求 書				認 定 番 号	〇〇〇〇-〇〇〇〇
地方公務員災害補償基金東京都支部長.....殿			請求年月日 令和 5 年 〇 月 〇 日		
下記の指定医療機関等における療養の給付を請求します。			請求者の住所 東京都〇〇市〇〇町1-2		
			氏名 <small>ふりがな</small> <small>しんじゅく たろう</small> 新宿 太郎 (自署名又は押印)		
1 被災職員に関する事項	所属団体名 東京都		所属部局名 〇〇局〇〇部		
	氏名 新宿 太郎		職名 主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 令第 1 条職員		
	平成 〇 年 〇 月 〇 日生 (22 歳)		負傷又は発病の年月日 令和 5 年 7 月 5 日		
2 療養を受けようとする指定医療機関等	(新)	所在地	千代田区永田町〇-〇		
		名称	関東整形外科病院		
	(旧)	所在地			
		名称			
* 受 理 (到達した年月日)		所属部局 年 月 日	任命権者 年 月 日	基金支部 年 月 日	
* 通 知	年 月 日	* 決 定	年 月 日 <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給		

本人記入

〔注意事項〕

- 1 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「2 療養を受けようとする指定医療機関等」の欄には、請求者が療養を受けようとする指定医療機関等の所在地及び名称を記入し、現在療養を受けている指定医療機関等を変更しようとする場合には、新旧の指定医療機関等の所在地及び名称を記入すること。
- 3 「請求者の氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができる。
- 4 令第 1 条職員とは、定年前再任用短時間勤務職員等及び常勤の非常勤職員をいう。(P.2~3 参照)
- 5 都支部様式第 1 号または第 1 号の 2 による初回請求時に添付してください。
- 6 年月日の記載には元号を用いてください。

※ この請求書は、療養費請求書と一緒に（東京都医師会に加入している会員が開設又は管理している医療機関は医師会を経由して）基金に送付するよう医療機関等の方に依頼してください。

地方公務員災害補償

療 養 費 請 求 書

保険医療機関コード

地方公務員災害補償基金

東京都支部長 殿

下記の療養費を請求します。

年 月 日

医療機関の { 郵便番号
所在地
名称
氏名
電話

請求額	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---

(請求金額の内訳は裏面のとおり)

※ 負傷又は発病年月日	令和 5 年 7 月 5 日	※ 認定番号	〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
※ 所属団体・部局	東京都〇〇局〇〇部	※ 被災者氏名	新宿 太郎

送金先	振込先銀行	銀行	支店
	預金科目	<input type="checkbox"/> 普通預金 No.	<input type="checkbox"/> 当座預金 No.
	(フリガナ) 預金名義		

注 1 医療機関の方へ

- この請求書は、医療機関等との協定に基づき、公務上又は通勤により負傷し又は疾病にかかった地方公務員が診療を受ける際に使用するものです。
なお、療養に要した費用は、地方公務員災害補償基金東京都支部から、口座振替の方法により直接支払いますから、**本人には請求しないでください。**
- この請求書は、月ごとに次の区分により提出してください。
ア 東京都医師会に加入している会員が開設又は管理する病院又は診療所（下記の病院等を除く。）
…………… 〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-2-2 住友商事竹橋ビル 13 階
公益社団法人東京都医師会 あて (Tel 03-6256-0256 (代表))
イ 地方独立行政法人東京都立病院機構の病院、都職員共済組合直営診療所、三楽病院、関東中央病院、労災病院、国家公務員共済組合連合会直営病院、厚生労働省所管の国立病院及び診療所、日赤病院及び日赤診療所、済生会病院及び済生会診療所、厚生年金病院等、地方公務員災害補償基金本部指定医療機関及び指定福祉事業機関
…………… 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-2 東京都庁第一本庁舎北塔 35 階
地方公務員災害補償基金東京都支部 あて (Tel 03-5320-7363)
- 療養費は協定料金により支払います。
- 「送金先」の欄は、明確に記入してください。なお、「預金名義」の欄は、通帳に記入してあるとおりに正しく記入してください。
- 請求に当り疑義のある場合は、地方公務員災害補償基金東京都支部 (Tel 03-5320-7363) にお問い合わせください。
- 年月日の記載には元号を用いてください。

2 被災職員（所属事務担当者）へ

- この請求書用紙は、上記の 1 の(2)のア及びイに掲げる医療機関で受診する場合にのみ使用してください。
- ※印欄は、被災職員（所属事務担当者）が記入してください。
- 初診の際（認定後）は、この用紙のほかに療養の給付請求書（様式第 5 号）を必ず提出してください。

※ 所属事務担当者	係名	〇〇部 △△課□□係	氏名	田中 太郎	電話	03-1234-5656
-----------	----	---------------	----	-------	----	--------------

必ず所属で記入してから医療機関に提出すること

診療費の内訳

1か月ごとに作成します。

(年 月分)

初請求

継続請求

診療期間	年 月 日から 年 月 日まで	診療日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	診療日数	日
(傷病名)	(現在の状態) 年 月 日現在 <input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 転医	(傷病の経過) 1 現在の状態と治療内容		2 今後の療養予定	
認定傷病名					
診療内容	点数(点)	診療内容	金額		
①初診 <input type="checkbox"/> 時間外 <input type="checkbox"/> 休日 <input type="checkbox"/> 深夜		①初診 年 月 日 (救急医療管理加算 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 外来)	円		
②再診 外来診療料 × 回 継続管理加算 × 回 外来管理加算 × 回 時間外 × 回 休日 × 回 深夜 × 回		②再診	円		
③指導		③指導	円		
④在宅 往診 夜間 緊急・深夜 在宅患者訪問診療 その他 薬剤	回 回 回 回	文書料 <input type="checkbox"/> 認定時診断書 <input type="checkbox"/> 療養給付請求書(様式第5号) <input type="checkbox"/> 転医証明(転医先) <input type="checkbox"/> 移送費証明(年 月分) <input type="checkbox"/> 休業補償証明 (年 月~ 年 月分) <input type="checkbox"/> その他()	円		
⑤投薬 ①内服 (薬剤 調剤) 単位 回 ②屯服 薬剤 単位 回 ③外用 (薬剤 調剤) 単位 回 ④調剤 ⑤処方 ⑥麻毒 ⑦調基	回 回 回	⑤食事 基準 <input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> 特別管理 <input type="checkbox"/> 特別食 <input type="checkbox"/> 食堂 円× 日間 円× 日間 円× 日間	円		
⑥注射 ①皮下筋肉内 ②静脈内 ③その他	回	食事療養 日	円		
⑦処置 薬剤	回	室料加算 <input type="checkbox"/> 個室 <input type="checkbox"/> 2人部屋 <input type="checkbox"/> 3人部屋 <input type="checkbox"/> 4人部屋 (<input type="checkbox"/> 他の患者から隔離が必要 <input type="checkbox"/> 他の患者の療養を著しく妨げるのを防ぐ <input type="checkbox"/> 普通室が満床で、かつ、緊急入院が必要 由) <input type="checkbox"/> その他特別な事情()	() 円 × () 円		
⑧手術・麻酔 薬剤	回	月 日~ 月 日	円		
⑨検査 薬剤	回	小計	(p) 円		
⑩画像診断 薬剤	回	診療費の合計	(i) + (p) 円		
⑪その他 処方せん 薬剤	回 回	摘 要			
⑫入院	入院年月日 年 月 日				
	病診衣 入院期間 月 日~ 月 日	日間			
	⑬入院基本料 × 日間 × 日間 × 日間				
	⑭入院基本料加算 × 日間 × 日間 × 日間 × 日間				
⑮特定入院料・その他					
小計	点 (i)	円			

基金に提出する書類以外は認められません。

消費税は非課税です。

医師会審査印

注 1 印の該当するところには、✓で表示してください。
2 診療日欄は、実際に診療した日を○で囲み、日数を実日数欄に記載してください。
3 診断書の文書料は、認定時の1通分のみ支払います。他の診断書については自己負担となります。
4 明細書等書ききれない場合は、別紙を添付してください。

療 養 費 請 求 書

（柔 道 整 復 師 用）

地方公務員災害補償基金							
東京都支部長 殿							
下記の療養費を請求します。							
年 月 日							
医療機関の			郵便番号				
			所在地				
			名称				
			氏名				
電 話							
請 求 額	百	十	万	千	百	十	円
(請求金額の内訳は裏面のとおりに)							
※ 負傷又は 発病年月日	令和5年7月5日			※ 認定番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇		
※ 所属部局	東京都〇〇局〇〇部			※ 被災者 氏 名	新宿 太郎		
送 金 先	振込先銀行	銀行					支店
	預金科目	<input type="checkbox"/> 普通預金 No.		<input type="checkbox"/> 当座預金 No.			
	フリガナ 預金名義						

必ず所属で記入してから医療機関に提出すること

- 注 1 この請求書は、公益社団法人東京都柔道整復師会又は公益社団法人埼玉県接骨師会との協定に基づき、その会員である柔道整復師から地方公務員が診療を受ける際に使用するものです。
 なお、診療費は、地方公務員災害補償基金東京都支部から、口座振替の方法により直接支払いますから、本人には請求しないでください。
- 2 この請求書は、月ごとに所属する公益社団法人東京都柔道整復師会又は公益社団法人埼玉県接骨師会へ提出してください。
- 3 療養費は協定料金により支払います。
- 4 「送金先」の欄は、明確に記入してください。なお、「預金名義」欄は、通帳に記入してあるとおりに正しく記入してください。
- 5 預金科目欄は、普通預金または当座預金いずれか該当するものにレ印をつけ、通帳番号を記入してください。
- 6 「預金名義」の欄は、明確に正しく記入し、必ずフリガナを記入してください。
- 7 請求に当たり疑義のある場合は、地方公務員災害補償基金東京都支部（TEL 03-5320-7363）にお問い合わせください。
- 8 ※印欄は、被災職員（所属事務担当者）が記入してください。
- 9 年月日の記載には元号を用いてください。

※ 所属事務 担当者	係名	〇〇部 △△課□□係	氏名	田中 太郎	電話	03-1234-5656
---------------	----	---------------	----	-------	----	--------------

初請求

継続請求

療 養 費 の 内 訳										(年 月 分)					
認 定 傷病名					負傷の 原 因										
診 療 期 間	年 月 日から		診療日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31										診 療 実日数	日
現在の 状 態	年 月 日			傷病の 経 過											
	<input type="checkbox"/> 治 癒 <input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 中 止 <input type="checkbox"/> 転 医														
施術の種類	回 数	一回の料金	加 算 料 金		施 術 料 金		施 術 を 行 っ た 期 間								
初 検 料			深 夜		円	月 日									
			時 間 外												
再 検 料					円	月 日									
指 導 管 理 料					円	月 日									
運 動 療 法					円	月 日									
整 復 固 定 処 置 及 び 初 回 処 置					円	月 日									
後 療 料					円	月 日									
罨 療 料					円	月 日									
電 療 料					円	月 日									
検 査 料					円	月 日									
					円	月 日									
文 書 料	<input type="checkbox"/> 認定請求用 <input type="checkbox"/> 休業証明 <input type="checkbox"/> その他 ()						円								
そ の 他															
療 養 費 の 合 計								円							

消費税は非課税です。

- 注 1 印の該当するところには、印で表示してください。
 2 診療日数は、実際に診療した日を○印で囲んでください。○印で囲んだ数と診療実日数とは一致します。
 3 傷病の経過欄はなるべく具体的に詳しく書いてください。

記載例11 療養補償請求書（診療費）（受領委任の場合）
様式第6号

1号紙

療養補償請求書		認定番号	〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
		請求回数	第 1 回 (令和5年 1 月分)	
地方公務員災害補償基金東京都支部長 殿 下記の療養補償を請求します。		請求年月日	令和 5 年 2 月 15 日	
		請求者の住所	〒111-1111 東京都〇〇市〇〇町1-2	
		フリガナ 氏名	シンジユク クロウ 新宿 太郎 (自署又は押印)	
1 受補償費用の 受領委任の	この請求書による療養補償の費用の受領を 委任者の氏名		東海整形外科・東海 一夫 新宿 太郎 に委任します。	
	上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求します。			
	受任者の	医療機関等の名称	東海整形外科	
	所在地	東京都〇〇市〇〇町10-1		
	氏名(代表者名)	東海 一夫		
2 関被す災 る職員 事項に	所属団体名	東京都		フリガナ 氏名
	所属部局名 (電話番号	〇〇局〇〇部 03-5432-1111)		シンジユク クロウ 新宿 太郎
	職名	主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員		平成 5 年 2 月 2 日生 (〇〇歳) 負傷又は発病の年月日 令和 5 年 1 月 6 日
3 診療費	内訳は「*10 診療費請求明細」欄記載のとおり		20,650 円	
4 調剤費	内訳は「*11 調剤費請求明細」欄記載のとおり 円			
5 看護料	<input type="checkbox"/> 訪問看護 内訳は「*12 訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり		円	
	年 月 日から	年間	看護士の資格 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
6 移送費	<input type="checkbox"/> 交通費		<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復 回	
	から	まで	km 円	
<input type="checkbox"/> その他の移送費		円		
7 上記以外の療養費 (3~6以外)	円		8 療養補償請求金額 (3~7の合計額)	20,650 円
9 送金希望 口座等	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する			
	金融機関名	〇〇銀行		本支店等名 〇〇支店
	口座種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		口座番号 0 1 2 3 4 5 6
	口座名義人	法人機関又は役職の名称(フリガナ) イリョウホウジンシンゲン〇〇カイ リジョウ トウカイ カズオ 氏名(フリガナ) 医療法人社団〇〇会 理事長 東海 一夫		
	<input type="checkbox"/> その他			
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する (個人番号は公金受取口座を利用する場合のみ記載してください。)			
	個人番号			
* 受理	所属部局	任命権者		基金支部
(到達した年月日)	年 月 日	年 月 日		年 月 日
* 決定金額	円	* 通知	年 月 日	* 支払
			年 月 日	

本人記入

医療機関で記入

- 〔注意事項〕
- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
 - 「認定番号」の欄は、1回目の請求においては、記入する必要はないこと。
 - 「1 補償費用の受領委任」の欄は、診療に当たった医師若しくは医療機関等、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護を行った訪問看護事業者が療養補償の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記入すること。
 - 令第1条職員とは、定年前再任用短時間勤務職員等及び常勤的非常勤職員をいう。
 - 「5 看護料」及び「6 移送費」については、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
 - 「7 上記以外の療養費(3~6以外)」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食料及び「3 診療費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、併せてその領収書及び明細書を添付すること。
 - 「9 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。なお、「法人機関又は役職の名称」については、個人名義の場合は記入不要であること。
 - 「*10 診療費請求明細」、「*11 調剤費請求明細」又は「*12 訪問看護事業者の証明」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師若しくは柔道整復師、薬剤師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよいこと。
 - 「診療報酬点数により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細(例えば診断書料、入院室料差額等)を記入すること。なお、本様式の取扱手数料は発生しません。
 - 「請求者の氏名」の欄は、自筆による署名でない場合、本人確認を行うことがあります。
 - 年月日の記載には元号を用いる。

※本様式は被災職員が任命権者経由で提出する書類です。各機関で証明後は、被災職員にお渡しください。

*10 診療費請求明細		(職員氏名)				
傷病名	ア 右下腿骨骨折	診療開始日	ア 令和5年9月15日	診療期間	令和5年9月15日から	
	イ 認定傷病名		イ 年 月 日		令和5年9月30日まで	
	ウ		ウ 年 月 日		診療実日数	2 日
初診	時間外・休日・深夜	回	点			
再診	再診	1 × 1 回	1 点	傷病の経過		
	外来診療料	× 1 回	1 点			
	継続管理加算	× 1 回	1 点			
	外来管理加算	× 1 回	1 点			
	時間外	× 1 回	1 点			
休日	× 1 回	1 点				
深夜	× 1 回	1 点				
指導				転帰	年 月 日	
在宅	往診	回		治 癒	継 続	転 医
	深夜・緊急	回		中 止	死 亡	
	在宅患者訪問診察	回		摘 要		
投薬	内服	× 1 回	1 点	認定傷病以外のものは認められません。	初診料 3,820 円	
	外用	× 1 回	1 点		再診料 1,400 円	
	処方	× 1 回	1 点		再診時療養管理指導料 920 円	
	麻毒調基	× 1 回	1 点		-----	
注射	皮下	回		小計 6,120 円		
	静脈	回				
処置	薬剤	2 回	848 点	処置	*四肢ギブスシーネ(半肢)(片) 780×1	
	創傷	回	6 点		創傷処置(100 cm ² 未満)	
検査	薬剤	回		画像	労災(1.5倍)(処置) 68×1	
	薬剤	回			イソジン液 10% 4 ml	
画像	薬剤	1 回	244 点	ゲンダシン軟膏 0.1% 1 mg 4g 6×1		
	その他	2 回	136 点	*(下腿) 224×2		
入院	入院年月日	年 月 日		単純撮影(デジタル撮影)2回		
	病・診・衣	入院基本料・加算		単純撮影の写真診断 2回		
	×	日間		電子媒体保存撮影 2回		
	×	日間		電子画像管理加算(単純撮影)		
	×	日間		その他 *処方せん料 68×2		
特定入院料・その他				食事	基準	円× 日間
						円× 日間
						円× 日間
診療報酬点数表により計算できるもの		合計点数	1215 × 12 ^{1点単価}	14,580 円		
診療報酬点数により計算できないもの		診断書料・入院室料差額等		20,700 円		
診療費請求合計額				6,120 円		
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。(この欄の記入は、診療に当たった診療機関に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。)						
年 月 日				所在地 診療機関の 名称 氏 名		(自署又は押印)

医療機関で記入

明細(薬品名・検査名・治療材料等)を記入

消費税は非課税です。

※ 本様式への記載に代えて医療機関が電算で打ち出したもの等を明細として添付することができます。また、歯科医院の場合は、歯科用「診療費明細書」、接骨院・整骨院の場合は柔道整復師用「診療費明細書」を添付することができます。

〔診療費請求明細〕 歯科用

(職員氏名)														年 月分 (診療実日数 日)																	
診療日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
傷病名 部位	認定傷病名を必ず記載してください。																								転 帰						
初診	加算 (時間外 ・休日 ・深夜 ・その他 ())																								点						
再診	加算 (時間外 ・休日 ・深夜 ・その他 ())																														
管理	歯管		義管		歯清		歯実		F局		F洗		医管		その他																
投薬・注射	内屯外注				調				処方		情		処		注																
X 線 検 査	顎	枚	模	S 培		平測		基 本 検 査		精 密 検 査		そ の 他																			
	片顎	枚	写	顎運動																											
	標	EMR																													
	パ																														
処 置 ・ 手 術	う触		覆罩		填塞		除去		知覚過敏		咬調																				
	抜 髄	感 染 根 処		根 管 貼 薬		根 充		抜 髄 即 充		感 根 即 充		加 圧 根 充		生 切		失 切															
		SC	SRP 前		小		大																								
	PCur	前		小		大		SPT		P処																					
	拔牙	乳		前		白		難		理		切開																			
	その他													特定薬剤																	
麻酔	伝麻		浸麻		その他																										
歯 冠 修 復 及 び 欠 損 補 綴	補診		維持管理				印象																								
	歯 冠 形 成	生 活	前 歯	失 活	前 歯	窩 洞	充 形	咬 合	試 適																						
									支 台	メ タ ル	前 小	大																			
	乳前小銀		TEK		充 填																										
	前小バ		硬 ジ		充 填		充 I																								
	前小二		ジ		材 料		充 II																								
	大バ		修 理		充 III		そ の 他																								
	大銀		装 着		リ フ ー																										
	大ニ		装 着		材 料		仮 着																								
	1 4 K		仮 着																												
ポ ン テ ィ ッ ク	鑄	バ	バ		小	Br	装 着		バ	鑄	パ	ニ																			
	造	ニ	銀		銀					屈	社	下																			
前装		バ		ニ		銀				不 特		保																			
有 床 義 歯	1~4歯		床 裏 装		鑄 造 鉤		線 鉤		人 工 歯																						
	5~8歯																														
	9~11歯																														
	12~14歯										床 修 理																				
	総義歯																														
その他																															
その他																															
合 計 点 数 ①																										点					
(点数で算定できないもの等については、裏面に記載してください。)																															

医療機関で記入

療 養 費 の 内 訳													(年 月 分)							
認定傷病名	認定傷病名						負傷の原因													
診療期間	年	月	日から	診療日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	診療 実日数	日				
	年	月	日まで		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20						
					21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			31			
現在の 状態	年 月 日		傷病の 経過																	
<input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 中止	<input type="checkbox"/> 継続中 <input type="checkbox"/> 転医																			
施術の種類	回数	1回の料金	加算料金		施術料金				施術を行った期間											
初検料			深夜					円	(始)	月	日									
			時間外						円	(終)	月	日								
再検料							円	(始)	月	日	(終)	月	日							
指導管理料							円	(始)	月	日	(終)	月	日							
運動療法							円	(始)	月	日	(終)	月	日							
整復固定処置 及び初回処置							円	(始)	月	日	(終)	月	日							
後療料							円	(始)	月	日	(終)	月	日							
罨療料							円	(始)	月	日	(終)	月	日							
電療料							円	(始)	月	日	(終)	月	日							
検査料							円	(始)	月	日	(終)	月	日							
文書料	<input type="checkbox"/> 施術証明書		<input type="checkbox"/> 休業証明		<input type="checkbox"/> その他 ()				円											
その他																				
療養費の合計													円							
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。(この欄の記入は、施術に当たった柔道整復師または接骨院・整骨院に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。)																				
年 月 日																				
接骨院・整骨院の <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td style="padding-left: 5px;">所在地</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 5px;">名称</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 5px;">柔道整復師の氏名</td> </tr> </table>															{	所在地		名称		柔道整復師の氏名
{	所在地																			
	名称																			
	柔道整復師の氏名																			
(自署又は押印)																				

接骨院・整骨院等で記入

消費税は非課税です。

- 注1 印の該当するところには、印で表示して下さい。
- 2 診療日数は、実際に診療した日を○印で囲んで下さい。○印で囲んだ数と診療実日数とは同一数値となります。
- 3 傷病の経過欄は、なるべく具体的に詳しく書いて下さい。

※ 本様式への記載に代えて接骨院・整骨院が電算で打ち出したもの等を明細として添付することができます。

療 養 補 償 請 求 書

		認定番号	〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
		請求回数	第 1 回（令和5年 1 月分）	
請求年月日		令和 5 年 2 月 15 日		
請求者の住所		〒111-1111 東京都〇〇市〇〇町1-2		
フリガナ 氏 名		シンジユク クロウ 新宿 太郎		
地方公務員災害補償基金東京都支部長 殿 下記の療養補償を請求します。		（自署又は押印）		
1 受補償費用の 委任の	この請求書による療養補償の費用の受領を 委任者の氏名		千代田調剤薬局 新宿 太郎	
	上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求します。			
受任者の	医療機関等の名称	千代田調剤薬局		
	所在地	千代田区永田町〇-〇		
氏名（代表者名）	千代田 一郎			
2 関被 す災 る職 事員 項に	所属団体名	東京都	フリガナ	シンジユク クロウ
	所属部局名 （電話番号	〇〇局〇〇部 03-5432-1111	氏 名	新宿 太郎
	職 名	主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員	氏 名	新宿 太郎
		負傷又は発病の年月日	平成 5 年 2 月 2 日生（〇〇歳） 令和 5 年 1 月 6 日	
3	診 療 費	内訳は「*10 診療費請求明細」欄記載のとおり		円
4	調 剤 費	内訳は「*11 調剤費請求明細」欄記載のとおり		2,700 円
5	看 護 料	<input type="checkbox"/> 訪問看護 内訳は「*12 訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり		円
		年 月 日から 日間	看護師の資格 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	円
6	移 送 費	<input type="checkbox"/> 交通費		円
		から まで km	<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復	
<input type="checkbox"/> その他の移送費				
7	上記以外の療養費 （3～6以外）	円	8 療養補償請求金額 （3～7の合計額）	2,700 円
9 送金希望 口座等	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する			
	金融機関名	〇〇銀行	本支店等名	〇〇支店
	口座種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	0 0 5 0 4 3 2
口座名義人		法人機関又は役職の名称（フリガナ） 氏名（フリガナ）		
		チヨグチヨウザイヤッキョク チヨグ イチロウ 千代田調剤薬局 千代田 一郎		
<input type="checkbox"/> その他				
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（個人番号は公金受取口座を利用する場合のみ記載してください。）				
個人番号				
* 受 理	所 属 部 局		任 命 権 者	
（到達した年月日）	年 月 日	年 月 日	基 金 支 部	
* 決 定 金 額	円	* 通 知	年 月 日	* 支 払 年 月 日

本人記入

医療機関で記入

〔注意事項〕

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
 - 「認定番号」の欄は、1回目の請求においては、記入する必要はないこと。
 - 「1 補償費用の受領委任」の欄は、診療に当たった医師若しくは医療機関等、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護を行った訪問看護事業者による療養補償の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記入すること。
 - 令第1条職員とは、定年前再任用短時間勤務職員等及び常勤の非常勤職員をいう。
 - 「5 看護料」及び「6 移送費」については、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
 - 「7 上記以外の療養費（3～6以外）」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食事料及び「3 診療費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、併せてその領収書及び明細書を添付すること。
 - 「9 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。なお、「法人機関又は役職の名称」については、個人名義の場合は記入不要であること。
 - 「*10 診療費請求明細」、「*11 調剤費請求明細」又は「*12 訪問看護事業者の証明」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師若しくは柔道整復師、薬剤師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよいこと。
 - 「診療報酬点数により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細（例えば診断書料、入院室料差額等）を記入すること。なお、本様式の取扱手数料は発生しません。
 - 「請求者の氏名」の欄は、自筆による署名でない場合、本人確認を行うことがあります。
 - 年月日の記載には元号を用いる。
- ※本様式は被災職員が任命権者経由で提出する書類です。各機関で証明後は、被災職員にお渡ししてください。

*10 診療費請求明細		(職員氏名)			
傷病名	ア 右下腿骨骨折	診療開始日	ア 年 月 日	診療期間	年 月 日から
	イ 認定傷病名		イ 年 月 日		年 月 日まで
	ウ		ウ 年 月 日		
初診	時間外・休日・深夜 回 点			診療実日数	日
再診	再診 再診 再診	傷病の経過			
	再診 再診 再診				
指導	往診 夜間 深夜・緊急 在宅患者訪問診察 その他 薬 剤	転帰	年 月 日		
在宅	往診 夜間 深夜・緊急 在宅患者訪問診察 その他 薬 剤	治	ゆ	継	続
		摘 要			
投薬	内服 {薬剤 調剤 × 単位 回				
	外用 {薬剤 調剤 × 単位 回				
注射	皮下 筋肉 内 静脈 内 その他 回				
処置	薬剤 回				
手術・麻酔	薬剤 回				
検査	薬剤 回				
画像診断	薬剤 回				
その他					
入院	入院年月日 年 月 日				
	病・診・衣 入院基本料・加算 × 日間 × 日間 × 日間 × 日間 × 日間				
特定入院料・その他	食事	基準	円× 日間	円× 日間	円× 日間
診療報酬点数表により計算できるもの	合計点数 × 1点単価	円			
診療報酬点数表により計算できないもの	診断書料・入院室料差額等	円			
診療費請求合計額		円			
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。(この欄の記入は、診療に当たった診療機関に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。)					
年 月 日		診療機関の		所在地 名称 氏名 (自署又は押印)	

記入の必要なし

消費税は非課税です。

認定傷病名

*11 調剤費請求明細		(職員氏名) 新宿 太郎						
処方せんを交付した診療機関の		名称	東海整形外科					
		所在地	東京都〇〇市〇〇町 15-1					
担当医師氏名		1. 東海 茂雄		3.		4.		
調剤期間		令和 5 年 9 月 5 日から令和 5 年 9 月 28 日まで 24 日間 調剤実日数 2 日						
医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調 剤 報 酬 点 数		
			医薬品名・規格・用量・剤型・用法	単位薬剤料		調剤料	薬剤料	加算料
					点	点	点	点
1	9・5	9・5	ロキソプロフェンNa 錠 60 mg 3T	2	7	35	14	
			内服 分三 毎食後服用					
1	9・5	9・5	タッチロンパップ 30 14 枚	16	1	10	16	
			外用 貼付剤 1日2枚7日分					
1	9・28	9・28	ゲンダシン硫酸塩軟膏	15	1	10	15	
			0.1% タイヨー 20 mg					
			外用 塗布剤					
処方せん受付回数		回	摘 要					
調剤基本料 (点)		時間外加算等 (点)		指導料 (点)		合計点数		
薬 A 82				薬 A 1 薬 D1		270 点		
				88		合計金額 2,700 円		
<p>上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 (この欄の記入は、調剤に当たった薬剤師に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。)</p> <p>年 月 日</p> <p>薬局の { 所在地 名 称 薬剤師の氏名</p> <p style="text-align: right;">(自署又は押印)</p>								

薬局で記入

※認定傷病以外に係る処方認められません。

消費税は非課税です。

※ 本様式への記載に代えて薬局が電算で打ち出したもの等を明細として添付することができます。

記載例13 療養補償請求書（診療費）
様式第6号

（自己負担した場合）

1号紙

療養補償請求書		認定番号	〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
		請求回数	第 1 回（令和5年 1 月分）	
地方公務員災害補償基金東京都支部長 殿 下記の療養補償を請求します。		請求年月日	令和5年 2 月 15 日	
		請求者の住所	〒111-1111 東京都〇〇市〇〇町1-2	
		フリガナ 氏 名	シンジユク タロウ 新宿 太郎	
			(自署又は押印)	
1 受補償費用の 受領委任の	この請求書による療養補償の費用の受領を.....に委任します。 委任者の氏名			
	上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求します。 受任者の { 医療機関等の名称 所在地 氏名（代表者名）			
2 関係する被災 職員事項に	所属団体名	東京都		フリガナ シンジユク タロウ
	所属部局名 (電話番号	〇〇局〇〇部 03-5432-1111		氏 名 新宿 太郎
	職 名	主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員	平成5年 2 月 2 日生 (〇〇歳) 負傷又は発病の年月日 令和5年 1 月 6 日	
3 診療費	内訳は「*10 診療費請求明細」欄記載のとおり		20,650 円	
4 調剤費	内訳は「*11 調剤費請求明細」欄記載のとおり		2,100 円	
5 看護料	<input type="checkbox"/> 訪問看護 内訳は「*12 訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり		円	
	年 月 日から	日間	看護士の資格 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
6 移送費	<input type="checkbox"/> 交通費		<input type="checkbox"/> 片道 <input checked="" type="checkbox"/> 往復	
	から	まで	km	円
7 上記以外の療養費 (3~6以外)		円	8 療養補償請求金額 (3~7の合計額)	22,750 円
9 送金希望口座等	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する			
	金融機関名	〇〇銀行	本支店等名	〇〇支店
	口座種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	6 5 4 3 2 1 0
口座名義人		法人機関又は役職の名称（フリガナ） 氏名（フリガナ）		
		シンジユク タロウ 新宿 太郎		
<input type="checkbox"/> その他				
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する (個人番号は公金受取口座を利用する場合のみ記載してください。)				
個人番号				
* 受理 (到達した年月日)	所 属 部 局		任 命 権 者	
	年	月	日	年 月 日
* 決定金額	円	* 通知	年 月 日	* 支払
			年 月 日	

本人記入

記入不要

※任意の口座を指定する場合は、口座名義等を正確に記入し、その他の欄には記載しないでください。

〔注意事項〕
 1 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
 2 「認定番号」の欄は、1回目の請求においては、記入する必要はないこと。
 3 「1 補償費用の受領委任」の欄は、診療に当たった医師若しくは医療機関等、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護を行った訪問看護事業者に療養補償の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記入すること。
 4 令第1条職員とは、定年前再任用短時間勤務職員等及び常勤的非常勤職員をいう。
 5 「5 看護料」及び「6 移送費」については、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
 6 「7 上記以外の療養費（3～6以外）」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食料及び「3 診療費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、併せてその領収書及び明細書を添付すること。
 7 「9 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。なお、「法人機関又は役職の名称」については、個人名義の場合は記入不要であること。
 8 「*10 診療費請求明細」、「*11 調剤費請求明細」又は「*12 訪問看護事業者の証明」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師若しくは柔道整復師、薬剤師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよいこと。
 9 「診療報酬点数により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細（例えば診断書料、入院室料差額等）を記入すること。なお、本様式の取扱手数料は発生しません。
 10 「請求者の氏名」の欄は、自筆による署名でない場合、本人確認を行うことがあります。
 11 年月日の記載には元号を用いる。
 ※本様式は被災職員が任命権者経由で提出する書類です。各機関で証明後は、被災職員にお渡しください。

領収書を必ず添付してください。

2号紙

*10 診療費請求明細		(職員氏名)			
傷病名	ア 右下腿骨骨折 イ 認定傷病名 ウ	診療開始日	ア 令和5年9月15日 イ 年 月 日 ウ 年 月 日	診療期間	令和5年9月15日から 令和5年9月30日まで
初診	時間外・休日・深夜 回 点	傷病の経過		診療実日数	2 日
再診	再診 1 × 1 回 1 外来診療料 × 回 継続管理加算 × 回 外来管理加算 × 回 時間外 × 回 休日 × 回 深夜 × 回	転帰	年 月 日		
指導		治ゆ	継続	転医	中止
在宅	往診 回 夜間 回 深夜・緊急 回 在宅患者訪問診察 回 その他 回 薬剤 回	摘要			
投薬	内服 { 薬剤調剤 × 単位回 屯服 { 薬剤調剤 × 単位回 外用 { 薬剤調剤 × 単位回 処方麻毒調基 × 回	初診料	3,820 円		
注射	皮下筋肉内 回 静脈内 回 その他 回	再診料	1,400 円		
処置	薬剤 2 回 848 6	再診時療養管理指導料	920 円		
手術・麻酔	薬剤 回	小計	6,120 円		
検査	薬剤 回	処置	*四肢ギプスシーネ(半肢)(片) 780 × 1 創傷処置(100 cm ² 未満) 労災(1.5倍)(処置) 68 × 1 イソジン液 10% 4 ml ゲンタシン軟膏 0.1% 1 mg 4g 6 × 1		
画像診断	薬剤 1 回 244	画像	*(下腿) 224 × 2 単純撮影(デジタル撮影)2回 単純撮影の写真診断2回 電子媒体保存撮影2回 電子画像管理加算(単純撮影)		
その他	処方せん 2 回 136	その他	*処方せん料 68 × 2		
入院	入院年月日 年 月 日 病・診・衣 入院基本料・加算 × 日間 × 日間 × 日間 × 日間	食事	基準 円 × 日間 円 × 日間 円 × 日間		
入院	特定入院料・その他	合計点数	1215 × 12 1点単価	14,580 円	
		診療報酬点数により計算できないもの	診断書料・入院室料差額等	20,700 円	
		診療費請求合計額		6,120 円	

医療機関で記入

認定傷病以外のもは認められません。

明細(薬品名・検査名・治療材料等)を記入

消費税は非課税です。

上記の事項は事実と相違ないことを証明します。(この欄の記入は、診療に当たった診療機関に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。)

所在地 診療機関の { 名称
氏名

年 月 日 (自署又は押印)

※ 本様式への記載に代えて医療機関が電算で打ち出したもの等を明細として添付することができます。ただし、この場合でも証明は必要です。

記載例14 療養補償請求書（その他の療養費）
様式第6号

（自己負担した場合）

1号紙

療養補償請求書		認定番号	〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	
		請求回数	第 1 回（令和5年 1 月分）	
地方公務員災害補償基金東京都支部長 殿 下記の療養補償を請求します。		請求年月日	令和 5 年 2 月 15 日	
		請求者の住所	〒111-1111 東京都〇〇市〇〇町1-2	
		フリガナ 氏 名	シンジユク タロウ 新宿 太郎	
			（自署又は押印）	
1 補償費用の 受領委任の	この請求書による療養補償の費用の受領を _____ に委任します。 委任者の氏名 _____			
	上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求します。 受任者の { 医療機関等の名称 _____ 所在地 _____ 氏名（代表者名） _____			
2 関被する職 事員に	所属団体名	東京都		フリガナ シンジユク タロウ
	所属部局名 (電話番号 〇〇-5432-1111)	〇〇局〇〇部		氏 名 新宿 太郎
	職 名	<input checked="" type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員	平成5年 2月 2日生 (〇〇歳) 負傷又は発病の年月日 令和 5 年 1 月 6 日	
3 診療費	内訳は「*10 診療費請求明細」欄記載のとおり			円
4 調剤費	内訳は「*11 調剤費請求明細」欄記載のとおり			円
5 看護料	<input type="checkbox"/> 訪問看護 内訳は「*12 訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり			円
	年 月 日から 年 月 日まで	日間	看護師の資格 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	円
6 移送費	<input checked="" type="checkbox"/> 交通費 新宿 から 永田町 まで 7.6 km <input checked="" type="checkbox"/> 往復 4 回			1,320 円
	<input type="checkbox"/> その他の移送費			
7 上記以外の療養費 (3~6以外)	円	8 療養補償請求金額 (3~7の合計額)	1,320 円	
9 送金希望 口座等	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する			
	金融機関名	〇〇銀行	本支店等名	〇〇支店
	口座種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	6 5 4 3 2 1 0
	口座名義人 法人機関又は役職の名称（フリガナ） 氏名（フリガナ） 新宿 太郎			
	<input type="checkbox"/> その他			
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（個人番号は公金受取口座を利用する場合のみ記載してください。）			
	個人番号			
* 受理	所属部局		任命権者	
(到達した年月日)	年 月 日	年 月 日	基金支部 年 月 日	
* 決定金額	円	* 通知	年 月 日	* 支払 年 月 日

本人記入

記入不要

※任意の口座を指定する場合は、口座名義等を正確に記入し、その他の欄には記載しないでください。

〔注意事項〕

- 1 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「認定番号」の欄は、1回目の請求においては、記入する必要はないこと。
- 3 「1 補償費用の受領委任」の欄は、診療に当たった医師若しくは医療機関等、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護を行った訪問看護事業者に療養補償の費用の受領を委任しようとする場合にのみ記入すること。
- 4 令第1条職員とは、定年前再任用短時間勤務職員等及び常勤的非常勤職員をいう。
- 5 「5 看護料」及び「6 移送費」については、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
- 6 「7 上記以外の療養費（3～6以外）」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食事料及び「3 診療費」に含まれない療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、併せてその領収書及び明細書を添付すること。
- 7 「9 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。なお、「法人機関又は役職の名称」については、個人名義の場合は記入不要であること。
- 8 「*10 診療費請求明細」、「*11 調剤費請求明細」又は「*12 訪問看護事業者の証明」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師若しくは柔道整復師、薬剤師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよいこと。
- 9 「診療報酬点数により計算できないもの」の欄には、金額及びその明細（例えば診断書料、入院室料差額等）を記入すること。なお、本様式の取扱手数料は発生しません。
- 10 「請求者の氏名」の欄は、自筆による署名でない場合、本人確認を行うことがあります。
- 11 年月日の記載には元号を用いる。

※本様式は被災職員が任命権者経由で提出する書類です。各機関で証明後は、被災職員にお渡しください。

*10 診療費請求明細		(職員氏名)											
傷病名	ア	右下腿骨骨折			診療開始日	ア	年	月	日	診療期間	年	月	日から
	イ	認定傷病名				イ	年	月	日		年	月	日まで
	ウ					ウ	年	月	日		診療実日数	日	
初診	時間外・休日・深夜			回	点								
再診	再診	診	×	回	傷病の経過								
	外来診療料	×	回										
	継続管理加算	×	回										
	外来管理加算	×	回										
	時間外	×	回										
指導	休日	×	回	転帰									
	深夜	×	回										
在宅	往診	回	年 月 日										
	深夜・緊急	回											
	在宅患者訪問診療	回											
投薬	内服	薬剤調剤	×	単位	治 ゆ 継 続 転 医 中 止 死 亡								
	屯服	薬剤調剤	×	単位									
	外用	薬剤調剤	×	単位									
	処方	調基	×	回									
注射	皮下	筋肉内	回	摘 要									
	静脈	その他	回										
処置	薬剤	回											
手術・麻酔	薬剤	回											
検査	薬剤	回											
画像診断	薬剤	回											
その他													
入院	入院年月日	年 月 日											
	病・診・衣	入院基本料・加算	×	日間									
		×	日間										
		×	日間										
		×	日間										
	特定入院料・その他			食 事	基準	円×	日間						
診療報酬点数表により計算できるもの				合計点数	×	1点単価	円						
診療報酬点数により計算できないもの				診断書料・入院室料差額等			円						
診療費請求合計額							円						
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。(この欄の記入は、診療に当たった診療機関に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。)													
診療機関の { 所在地 名 称 氏 名													
年 月 日										(自署又は押印)			

消費税は非課税です。

※ 請求の内容に応じた医師の証明書・領収書を添付してください。(添付書類については、P.121「療養補償請求書の添付書類一覧」を参照)。なお、補装具の購入、個室・上級室の使用理由等については、各証明書の添付に代えて本様式の摘要欄及び証明欄に記載することができます。

移送費明細書

認定番号

〇〇〇〇-〇〇〇〇

被災職員	所属・所在地	新宿区西新宿2-8-1 東京都〇〇局〇〇部																
	住所・氏名	東京都〇〇市〇〇町1-2 新宿 太郎																
認定傷病名		右膝半月板断裂																
移送費の明細	利用交通機関・通院日・区間・料金	金額										経路略図						
	8/9 タクシー 自宅-〇〇整形外科	2,100 円										(通院経路を実線、通勤経路は点線で記入のこと) 勤務地 徒歩 JR 自宅 ----- 都庁前 地下鉄 中井 (病院)						
	8/12・17・24 地下鉄 都庁前-中井 IC178×2×4	1,424 円																
金額合計		3,524 円																
医療機関等の証明	通院日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	令和 5 年 1 月	
							○							○				
	日	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計日数
			○							○								4 日間
上記のとおり相違ないことを証明します。																		
令和 5 年 2 月 10 日 医療機関の { 所在地 品川区豊町〇-〇 名称 品川整形外科病院 主治医又は担当者の氏名 太田 一子 (自署又は押印)																		
医師の所見		※傷病の部位及び程度等を勘案し、タクシー等の利用を必要とした場合のみ、担当医師がその理由及び期間を詳細に記載してください。 8月9日までは、右膝固定のため、公共交通機関での通院が困難だったため、タクシーの利用が必要であった。 主治医の氏名 品川 次郎 (自署又は押印)																

注 1 移送費の請求の際は、通院日について医療機関等の証明が必要となります。

2 太枠の部分は、医療機関等で記入してください。

3 公共交通機関の利用のみの場合は、「医師の所見」欄への記載は必要ありません。

4 通勤手当が支給される期間は、通勤手当との重複区間は請求できません。

看護証明書

認定番号

〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

所属	東京都〇〇局〇〇部	傷病名	右下腿骨骨折							
氏名	新宿 太郎									
看護の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 家族（被災職員との続柄）									
看護を必要とした期間	令和 5 年 7 月 5 日から 令和 5 年 7 月 7 日まで		3 日間							
入院期間	令和 5 年 7 月 5 日から 令和 5 年 7 月 23 日まで		19 日間							
基準看護の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無									
看護を必要とした理由（病状等ができるだけ詳細に記載してください。）	上記傷病のため7月3日に手術を施行 術後の安静を要し、歩行等一切禁止のため介助を要した。									
家族又はその他の場合看護師等が得られなかった理由										
備考										
上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 5 年 8 月 2 日 医療機関の { <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 5px;">所在地</td> <td>千代田区永田町〇-〇</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 5px;">名称</td> <td>関東外科病院</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 5px;">担当医師</td> <td>関東 次郎</td> </tr> </table>					所在地	千代田区永田町〇-〇	名称	関東外科病院	担当医師	関東 次郎
所在地	千代田区永田町〇-〇									
名称	関東外科病院									
担当医師	関東 次郎									

病院又は診療所における看護の場合に記入する。

注 基準看護が実施されている病院で更に付添看護を必要とする場合は、その理由を詳細に備考欄に記載してください。

記載例 17

都支部様式第 44 号

同 意 書		認定番号	〇〇〇〇 - 〇〇〇〇									
被災職員	氏 名	新宿 太郎	生年月日 昭和 45 年 2 月 1 日									
	住 所	東京都〇〇市〇〇町1-2										
	所属部局名	東京都〇〇局〇〇部										
医師の証明	負傷又は発病の年月日	令和 5 年 7 月 5 日	療 養 の 開始年月日 令和 5 年 7 月 5 日									
	傷 病 名	右下腿骨骨折										
	同意した理由	右下肢に拘縮が認められるため、マッサージを必要とする。										
	施術の種類	マッサージ、はり、きゅう、その他（ ）										
	施術の部位	左上肢、右上肢、左下肢、右下肢、軀幹、その他（ ）										
	施術を必要と認めた期間	令和 5 年 9 月 1 日から 令和 5 年 9 月 30 日まで										
	上記の期間内の施術を必要とする回数	1 か月 5 回程度を必要とする。										
施術者の氏名・住所	千代田区永田町〇-〇 永田整骨院 永田 正一											
明	<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>令和 5 年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">医療機関の</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;">所在地</td> <td>千代田区永田町〇-〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 10px;">名 称</td> <td>関東整形外科病院</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding-left: 10px;">担当医師</td> <td>関東 次郎</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(自署又は押印)</p>			{	所在地	千代田区永田町〇-〇		名 称	関東整形外科病院		担当医師	関東 次郎
{	所在地	千代田区永田町〇-〇										
	名 称	関東整形外科病院										
	担当医師	関東 次郎										

注 1 「施術を必要と認めた期間」は、3か月を限度とし、3か月以上にわたり施術を必要と認めたときは、3か月又は端数ごとに改めて同意書を交付してください。

2 上記1の期間内における施術の回数は、それぞれの必要回数を記入してください。

転 医 届	認定番号	○○○○-○○○
-------	------	----------

被災職員	所属・所在地	東京都○○局○○部 新宿区西新宿2-8-1						
	住所・氏名	東京都○○市○丁目○番○号 新宿 太郎						
	認定傷病名	左膝半月板断裂						
現在受診している診療機関	所在地	千代田区平河町○-○-○						
	名称	千代田整形外科クリニック						
	療養期間	令和5年1月6日から令和5年1月9日まで	3日間					
転医先の診療機関	所在地	千代田区平河町○-○-○						
	名称	平河整形外科病院						
	転医年月日	令和5年1月10日 から						
医師の証明	転医の理由	以下の該当する転医理由の番号に○をしてください。 1 自宅に近いため 2 勤務先に近いため ③ 当院医師が療養上必要と認めて指示したため 4 その他（4を選択した場合は、理由を記載してください。）						
	証明	上記理由により「転医先の医療機関」へ転医させたことを証明します。 令和5年1月11日 診療機関の <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;">所在地 千代田区平河町○-○-○</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;">名称 平クリニック</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;">担当医師 平河 三郎</td> </tr> </table>		{	所在地 千代田区平河町○-○-○	{	名称 平クリニック	{
{	所在地 千代田区平河町○-○-○							
{	名称 平クリニック							
{	担当医師 平河 三郎							
(自署又は押印)								
上記のとおり届出いたします。								
令和5年1月20日								
被災職員氏名 新宿 太郎								
(自署又は押印)								

注1 転医先の主治医等に認定傷病名を告げること。

2 転医先の診断で、傷病名が異なるときは、速やかに所属担当者に連絡すること。

個室・上級室証明書

認定番号

〇〇〇〇-〇〇〇〇

所 属	東京都〇〇局〇〇部		
氏 名	新宿 太郎		
入院期間	令和 5 年 7 月 5 日から令和 5 年 7 月 23 日まで	19 日間	
個室・上級室を必要とした期間	令和 5 年 7 月 5 日から令和 5 年 7 月 7 日まで	3 日間	
個室・上級室を必要とした理由 (具体的に記載してください。)	緊急に入院し、手術が必要であり、術後管理のため及び普通室が満床であったため。		
等級別病室明細	差額室の種別	個 室	上 級 室
	該当項目に○印を付けてください。		○ (2 人部屋)
	1日当たりの 室料差額料金	円	5,000 円
備 考			
<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>令和 5 年 8 月 1 日</p> <p>医療機関の { 所在地 千代田区永田町〇-〇 名称 関東整形外科病院 担当医師 関東 次郎</p> <p style="text-align: right;">(自署又は押印)</p>			

注 補償上限額は11,000円/日(甲地区、個室の場合)です。(令和4年4月現在)

補 装 具 証 明 書

認定番号

〇〇〇〇-〇〇〇〇

所 属	東京都〇〇局〇〇部	
氏 名	新宿 太郎	
認 定 傷 病 名	左膝半月板断裂	
災 害 発 生 年 月 日	令和 5 年 1 月 6 日	
医 師 の 証 明	装 具 名	短下肢装具
	必 要 理 由	骨折部の歩行時負荷を軽減させるため
	<p>上記理由により、補装具が必要であることを証明します。</p> <p>令和 5 年 1 月 26 日</p> <p>医療機関の { 所在地 千代田区永田町〇-〇 名 称 関東整形外科病院 担当医師 関東 二郎</p> <p>(自署又は押印)</p>	

注 1 補装具等は、主治医が療養上必要と認める場合に限り補償の対象となります。

2 被災職員の判断で購入した場合は、自己負担となります。

地方公務員災害補償 治 ゆ 報 告 書

		認 定 番 号	〇〇〇〇-〇〇〇〇
地方公務員災害補償基金 東京都支部長 殿		令和 5 年 8 月 5 日	
		団体名・所属	東京都〇〇局〇〇部
		氏 名	新宿 太郎
下記のとおり治ゆしたので報告します。		(自署又は押印)	
記			
災害発生 年 月 日	令和 5 年 1 月 6 日	治 ゆ 年 月 日	令和 5 年 7 月 20 日
認 定 傷 病 名	左膝半月板断裂		
障害補償請求の有無	無 <input checked="" type="radio"/> ・ 有 <input type="radio"/>		
上記のとおり相違ないことを認めます。			
令和 5 年 8 月 10 日			
所属部局の長の職・氏名 経理契約課長 新宿 五郎			
(自署又は押印)			

- 注1 「治ゆ」とは、完全治ゆのみでなく、もはや症状が固定の状態になったものも含まれます。また、「急性症状のみ公務上・通勤災害該当」と認定された場合は、急性症状の消退した場合を含みます。
- 2 同一の事故により生じた傷病が2以上あるときは、その全部が治ゆした場合に報告してください。
- 3 治ゆしたとき、法別表に定める程度の障害が残存する場合は、障害補償の請求をしてください。
- 4 年月日の記載には元号を用いてください。

地方公務員災害補償基金東京都支部使用欄		
受理	決定	記録簿記載

第2節 休業補償

第1 休業補償の内容

1 内容

休業補償とは、職員が公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合で、給与を受けないときに、その勤務することができない期間1日につき平均給与額の100分の60に相当する額が補償されます（平均給与額については、第5章参照）。勤務することができない期間に、本来勤務を要しないこととされている日（週休日等）が含まれている場合もその日についての休業補償は支給され、また、死亡した日も休業補償は支給されます。ただし、刑事施設等に拘禁又は収容されている期間については、休業補償は支給されません（法第28条、規則第26条の3）。

2 支給要件

休業補償は、次に掲げる3つの要件をすべて満たさなければ支給されません。

支給要件

- (1) 公務又は通勤による傷病のため療養していること
- (2) 療養のため勤務することができないこと
- (3) 給与を受けていないこと

ただし、休業補償の支給要件を満たしている場合であっても、傷病補償年金（P.178～184参照）が支給されることとなった場合は、休業補償は支給されません。傷病補償年金の支給は、その補償事由が発生した日の属する月の翌月からとなるため、休業補償は、傷病補償年金の補償事由が発生した月の末日まで支給されることとなります。なお、障害の程度が傷病等級に該当しなくなり、傷病補償年金の補償事由が消滅した場合、休業補償は、消滅した日の属する月の翌月から休業の状況に応じて支給されることとなります。

(1) 公務又は通勤による傷病のため療養していること

ここでいう「療養」とは、公務又は通勤により生じた傷病に対する入院加療、通院による治療等、基金における療養補償の対象となる療養を指し、私傷病に対する療養はこれに該当しません。傷病が治癒した後に、外科後処置、アフターケア等の福祉事業を受けるような場合も、ここでいう療養には該当しないため、休業補償は行われません。

(2) 療養のため勤務することができないこと

「勤務することができない」とは、社会通念上勤務することが期待できないことを意味します。具体的には、入院している場合や、傷病の状況等からみて労働することが不可能な場合（例えば両手を骨折して、動かすことができない場合等）が該当します。自宅で療養をしている場合や、投薬を受けながら予後の経過を観察している等の場合でも、医学上勤務することが不適當とされるような場合は該当します。

また、「勤務することができない」には、1日の勤務時間のうち全部が勤務できない場合に限らず一部勤務できない場合も含まれます。例えば、やむをえず勤務時間中に通院加療しなければならない場合の通院加療に要する時間（通院のための往復時間を含む。）は、現実に療養に要した時間が、「勤務することができない」に該当します。ただし、勤務時間内に勤務し、勤務時間外に通院加療を受ける場合は、「勤務することができない」には該当しません。

なお、ここでいう「勤務」とは、必ずしも災害発生直前に従事していた業務に限るものではなく、医師の指示により一時軽労働に従事できる場合も含まれます。したがって、配置換え等により比較的軽易な業務に従事することが可能となった場合には、「勤務することができない」には該当しません。長期にわたり自宅療養等を行っている場合には、比較的軽易な業務に従事することが可能であるかどうかについて、傷病の程度、通院の状況、治療内容及び医師の意見等を基に判断することとなります。

(3) 給与を受けていないこと

「給与」とは、平均給与額の算定の基礎となるもので、給与条例等により地方公共団体等から支給される給与を指します。ただし、被災後に退職した後、再任用職員等として当該地方公共団体等から支給された給与や、当該地方公共団体等以外のものから受ける賃金、報酬、謝金等はここでいう「給与」に含めません。

また、「給与を受けていない」とは、給与が全く支給されないときばかりでなく、通院等のために1日の所定勤務時間の一部について勤務することができない時間があり、その時間について給与を受けていない（給与が減額されている）場合も含まれます。

なお、離職後であっても、休業補償の支給要件を満たしている場合には支給されます（第3章第2節第13「(3)離職後の場合」P.153参照）。

問 公務災害で入院中の被災職員から休業補償の請求がありました。その請求期間には週休日が含まれていましたが、週休日は勤務する必要のない日であり、給与の支給対象日ではありません。この場合、週休日は休業補償の支給対象となりますか。

答 週休日も休業補償の支給要件に該当すれば、休業補償の支給対象です。

これは、休業補償の算定の基礎となる平均給与額が、原則として、過去3か月に支払われた給与の総額を、週休日等の勤務を要しない日を含む総日数で除して得られた、平均的な1日当たりの稼得能力であることが考慮されているためです（P.282、284参照）。

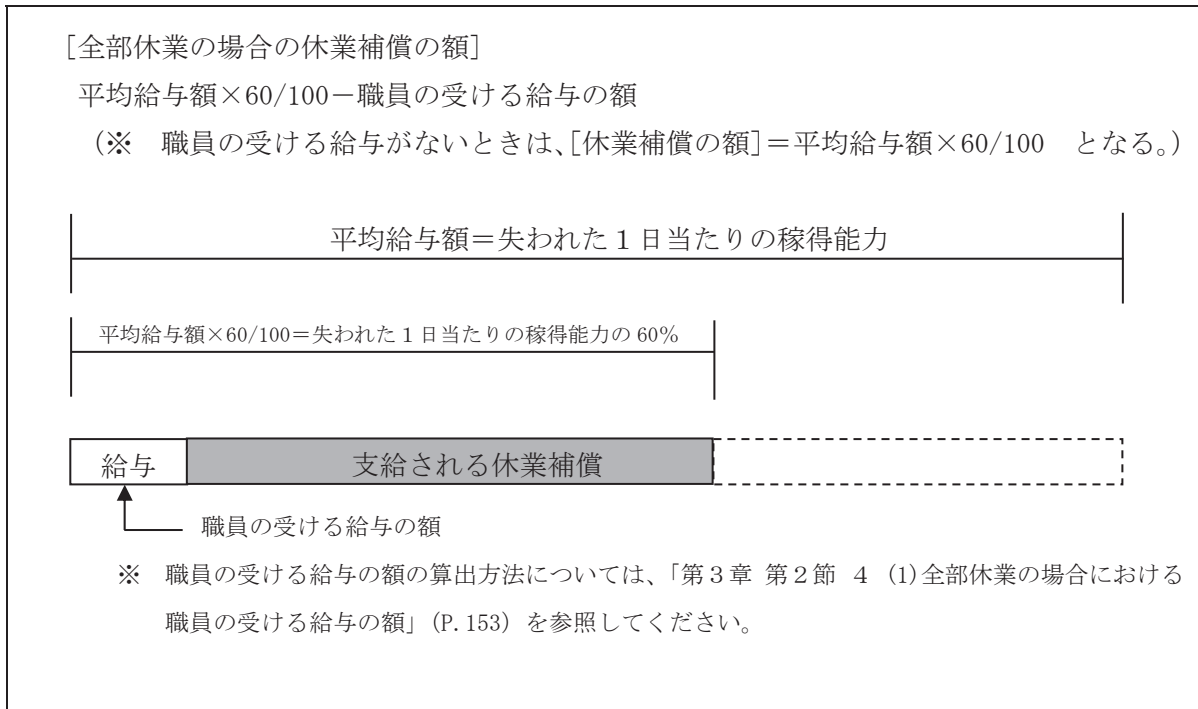
3 支給額の算出方法

休業補償の支給額は、所定の勤務時間全部について勤務することができない場合（全部休業の場合）と、所定の勤務時間の一部について勤務することができない場合（一部休業の場合）とで、それぞれ次の方法により算出します（法第28条、規則第26条の2）。いずれの場合もあらかじめ平均給与額を算定しておく必要があります（算定方法については第5章 平均給与額P.277～304参照）。

なお、実務上は、定められた請求書様式（P.160～177参照）を用いることにより、紙面で支給額を算出するようになっています。

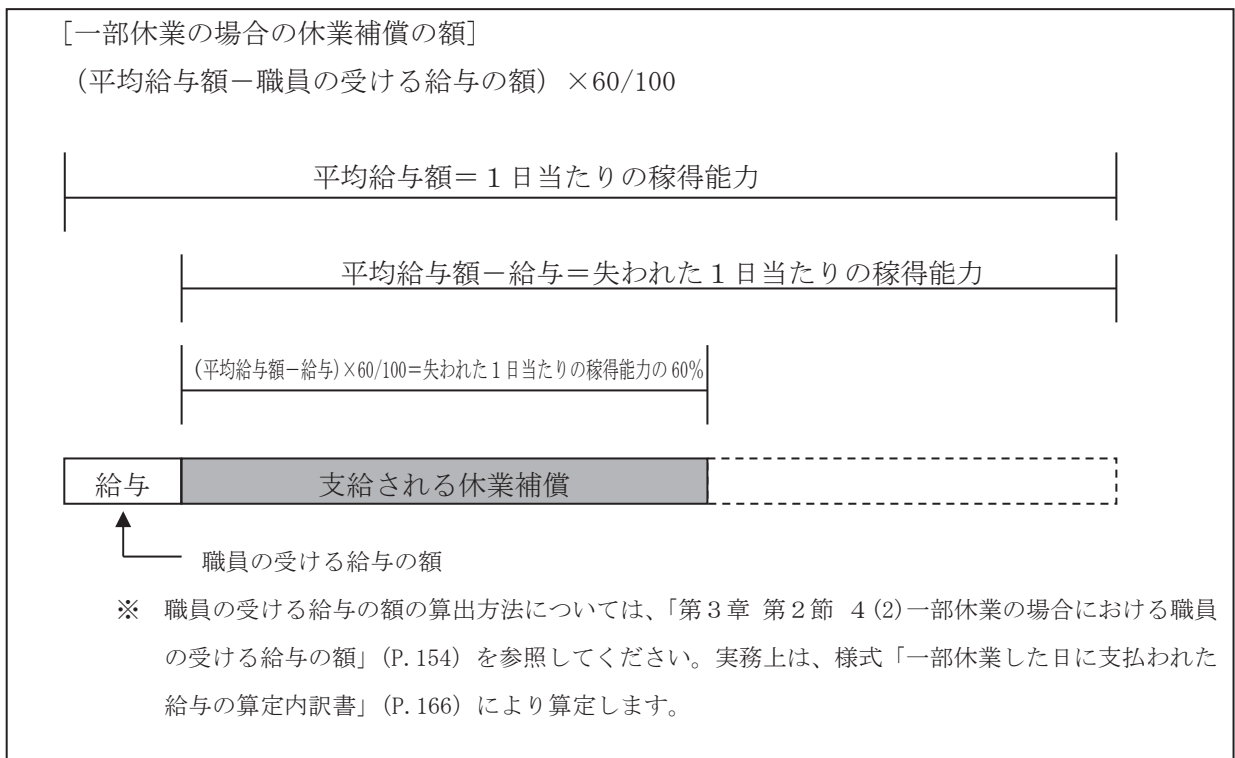
(1) 全部休業の場合

平均給与額の 100 分の 60 に相当する額から「職員の受ける給与の額」を差し引いた額



(2) 一部休業の場合

平均給与額（療養の開始後1年6か月を経過している場合において、その額が法第2条第13項による最高限度額を超える場合は同項の適用がないものとした場合の平均給与額）から職員の受ける給与の額を差し引いた額（療養の開始後1年6か月を経過している場合において、その額が法第2条第13項による最高限度額を超える場合は当該最高限度額）の100分の60に相当する額



(3) 離職後の場合

定年退職等により被災時の職を離職した場合でも、休業補償の支給要件（第3章 第2節 第1「2 支給要件」P.150 参照）を満たしていれば休業補償が支給されます。この場合は、時間単位で休業補償が支給されることとなり、平均給与額の100分の60に相当する額を7.75で除して得た額に、療養のために勤務することができなかった時間数を乗じて得た額が支給額となります。

なお、療養のため勤務することができなかった時間に1時間未満の端数がある場合は、これを切り捨て、当該時間数が7.75時間を超える場合は、7.75時間とします。

また、療養中に地方公共団体等をいったん離職し、離職日の翌日から同一団体の再任用職員等非常勤職員として採用された職員は、離職後の休業補償として、その額を算定します。

[離職後の休業補償の額]

平均給与額×60/100÷7.75×療養に要する時間数（7.75時間を限度）

問 被災職員は、公務災害として認定された傷病が治癒する前に、被災時に在職していた地方公共団体を退職しました。退職後も、定期的に（週に2、3回程度）通院して療養を続けています。この場合、休業補償は支給されますか。

答 退職後（離職後）であっても支給要件（P.150 参照）を満たしていれば、1日7.75時間を限度として、実際に療養のため勤務できない時間についての休業補償が支給されます。

離職後の場合、給与を受けていないことの要件は満たしていますので、公務災害として認定された傷病の療養のために勤務できない時間があるときは、支給要件はすべて満たしていることとなります。本問の場合は、実際に要した診療時間、通院時間及び医学上認められた自宅療養時間（軽作業を行える場合等は該当しません。）について休業補償が支給されます。

(4) 休業補償の額の端数処理

休業補償の額の計算に当たっては、療養のため勤務することができない日ごとに端数処理（1円未満切捨て）を行います。平均給与額の端数処理を行う際の方法とは処理方法が異なりますので、注意してください。

4 職員の受ける給与の額

「職員の受ける給与の額」は、全部休業の場合と一部休業の場合とで異なり、それぞれ以下の方法により算出します。

(1) 全部休業の場合における職員の受ける給与の額

全部休業の場合で、職員に給与が支払われているときは、次のように算出します。なお、給与が全く支払われていない場合には、計算の必要はありません。

[全部休業の場合における職員の受ける給与の額]

支給された給与の月額÷30+支給された1日当たりの寒冷地手当の額

※ 支給された給与の月額とは、月額で定められている給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（月額）、管理職手当等）のことをいいます。ただし、月額で定められる給与については、療養のため勤務できず、給与が減額されているときは、当該減額後の給与の月額で算出します（P. 287 参照）。

※ 支給された1日当たりの寒冷地手当の額とは、休業補償の支給事由が生じた日の属する月の前月の末日から起算して過去1年間に支給を受けた寒冷地手当のうち同日以前における直近の支給日に支給を受けた額に5を乗じて得た額を365で除して得た額です（支給地域に在勤する場合に算定する。）。

(2) 一部休業の場合における職員の受ける給与の額

一部休業した日に、職員に給与が支払われている場合、次のように算出します。

[一部休業の場合における職員の受ける給与の額]

支給されるべき給与の月額÷30+実績によりその日に支給されることとなる額（時間外勤務手当、日額特殊勤務手当等）+1日当たりの寒冷地手当の額-勤務することができないことにより現実に休業日に減額される給与の額

※ 支給されるべき給与の月額とは、月額で定められている給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（月額）、管理職手当等）の月額のことをいいます。

※ 一日当たりの寒冷地手当の額は、上記4(1)と同様に算出します。

※ 実務上は、様式「一部休業した日に支払われた給与の算定内訳書」を使用して、職員の受ける給与の額を算出してください（記入例はP. 166 参照）。

このとき、一部休業した日ごとに、休業時間数や支給される時間外勤務手当、日額特殊勤務手当等の額が異なる場合は、それぞれ職員の受ける給与の額を算定し、それぞれ休業補償請求書を作成し、医師の証明は1枚目にまとめて証明してください。

問 被災職員は、公務災害での通院のため、8月5日に2時間、8月7日に3時間の一部休業をしました。休業補償を請求する際に、手続上、特に注意すべきことはありますか。

答 8月5日と8月7日では休業した時間数が異なりますので、その日に被災職員が受ける給与の額も異なります。したがって、「休業補償請求書」は8月5日分と8月7日分についてそれぞれ作成し、医師の証明は1枚目にまとめて証明する必要があります。また、出勤簿や休暇簿等、一部休業した時間数が確認できる資料を添付してください。

なお、請求手続については、「第3章 第2節 第3 休業補償等の請求（申請）手続」（P. 156）以降を参照してください。

5 給与水準の改定等による差額請求

平均給与額は補償の決定の際に算定されるものですが、当初に決定した平均給与額の算定基礎となった給与が遡及して改正された場合には、平均給与額の再計算を行います。再計算は、給与改定に伴う再計算は、「過去3か月間」に支払われた給与の総額が差額の追給によって増加したときだけでなく、現実に差額が支給されていなくても、比較計算の基礎となった基本的給与の月額が改定された場合には、必ず行います。

ただし、給与改定がマイナス改定の場合は再計算を行う必要はありませんが、改定後の給与条例等の施行（適用）年月日を確認する必要があります。

再計算の結果、新平均給与額が旧平均給与額を上回る場合には、「都支部様式第2号の2」（休業補償請求書（差額））（記入例はP.173）を用いて新平均給与額での休業補償の額を算出し、新旧補償額の差額を請求することとなります。請求の際は、新平均給与額を算定した「平均給与額算定書」や給与改定等の事情変更を確認できる資料を添付する必要があります。

なお、休業援護金についても、合わせて差額を申請することができます。

6 他の法令による給付との調整

同一の事由によって休業補償と厚生年金保険法等、他の法令の規定による給付が併給される場合の休業補償の額は、所定の休業補償の額に他の法令の規定により併給される年金の種類に応じ、第2-1表に掲げる率を乗じて得た額に調整されます。

ただし、調整した後の休業補償の額が調整前の休業補償の額から同一の事由により支給される障害厚生年金等の額を365で除して得た額を控除した後の額を下回る場合は、その控除した後の額が休業補償として支給されます（法附則第8条、令附則第3条の2）。

第2-1表 他の法令による給付との調整率

併給される公的年金	調整率
厚生年金保険法による障害厚生年金及び国民年金法による障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金又は地方公務員等共済組合法・国家公務員共済組合法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧国民年金法による障害年金	0.89

※災害発生日が平成27年9月30日以前となる場合、従前の規定が適用されます。

第2 休業援護金（福祉事業）

1 趣旨

休業援護金は、平均給与額の100分の60とされている休業補償の支給率が、共済給付である傷病手当金と比較して、休業の損失補てんとしては不十分と考えられることから、休業補償の実質的な上積みを行うために福祉事業の一つとして設けられたものです。なお、福祉事業については、第4章以降を参照してください。

2 支給対象

休業援護金は、原則として、休業補償を支給される者に支給されます。ただし、休業補償を支給されない場合でも、傷病補償年金を支給されておらず、所定の勤務時間の全部にわたって勤務するこ

とができず、受ける給与の額が平均給与額の100分の60以上で100分の80に満たない場合は、支給されます。ただし、刑事施設等に拘禁等されている場合で休業補償又は予後補償が行われない場合には支給されません。なお、船員については、別に定めがあります（第3章 第10節 「第1 船員である職員の特例」P.240～242 参照）。

3 支給額の算出方法

休業援護金の支給額は、次のとおり算出します。

※ 実務上は、定められた様式を使用することにより、紙面で支給額を算出することができます。

(1) 休業補償を支給される場合

ア 全部休業の場合

休業補償に係る平均給与額の100分の20に相当する額

イ 一部休業の場合

平均給与額から受ける給与の額を差し引いた額（療養の開始後1年6か月を経過している場合において、その額が法第2条第13項による最高限度額を超える場合は当該最高限度額）の100分の20に相当する額

ウ 離職後の場合

平均給与額の100分の20に相当する額を7.75で除して得た額に、休業補償を受ける時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨て、当該時間数が7.75時間を超える場合は、7.75時間とする。）を乗じて得た額

(2) 休業補償を支給されない場合（全部休業し、受ける給与の額が平均給与額の100分の60以上で100分の80に満たない場合のみ）

休業補償に係る平均給与額の100分の80に相当する額から受ける給与の額を差し引いた額

4 給与水準の改定等による差額請求

当初に決定した平均給与額の算定基礎となった給与が遡及して改正された場合には、休業補償と併せて、再計算や改定後の給与条例等の施行（適用）年月日を確認する必要があります。そして、再計算の結果、新平均給与額が旧平均給与額を上回る場合には、休業補償とともに新旧支給額の差額の申請を行うこととなります（第3章 第2節 第1 「5 給与水準の改定等による差額請求」P.154 参照）。

第3 休業補償等の請求（申請）手続

1 手続の流れ

休業補償及び休業援護金（以下「休業補償等」という。）を受けようとする者は、「休業補償請求書・休業援護金申請書」（以下「請求書」という。）を、原則として月ごとに、任命権者を經由して基金に提出する必要があります。その際、休業補償と休業援護金は、同一の請求書を用いて合わせて請求（申請）することとなります。なお、同一月内で医療機関を変更した場合は、医療機関ごとに提出する必要があります。

使用する請求書の様式は、次のとおりです。

- (1) 全部休業のみで受ける給与がない場合・・・「都支部様式第2号」
- (2) 一部休業がある場合、全部休業のときでも受ける給与がある場合・・・「様式第7号」
- (3) 離職後の場合・・・「様式第8号」
- (4) 差額請求の場合・・・「都支部様式第2号の2」

休業補償等を請求（申請）するに当たっては、平均給与額を算定する必要がありますので、請求書には「平均給与額算定書」の添付が必要です。（平均給与額の算定については、「第5章 平均給与額」（P.277）以降を参照してください。）

その他、請求（申請）の際には、「出勤簿の写し」、「給料明細の写し」、「委任状」（様式第7号を使用したときにおいて受領委任する場合）、「一部休業した日に支払われた給与の算定内訳書」（一部休業の場合のみ）等、補償額の算定等のための資料を添付する必要があります。

請求書を提出する前には、添付資料や記載事項にもれ等がないかどうか、「休業補償請求時のチェックポイント」（P.159 参照）により確認してください。

なお、請求（申請）に対する結果は、原則として任命権者を通じて被災職員に通知されます。

2 請求に際しての注意事項

(1) 医師の証明について

請求書中に被災職員が療養のため勤務することができなかったことについて、「医師の証明」欄が設けられていますので、その証明を受ける必要があります。証明にかかる文書料は、提出された原本に限り、療養補償の対象となります。医師が証明した日数を超える休業補償、休業援護金は、原則として支給されません。なお、休業期間中に週休日や休日が含まれている場合、支給要件に該当していれば支給の対象となりますので、週休日等を含めた日数について、医師の証明を受ける必要があります。

また、入院中の場合のように、既に提出されている療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるような場合には、医師の証明は必要ありません。

なお、ここでいう「勤務」とは、必ずしも災害発生前に従事していた業務に限るものではなく、医師の指示により一時軽労働に従事できる場合も含まれます。したがって、配置換え等により比較的軽易な業務に従事することが可能となった場合には、「勤務することができない」には該当しません。

請求書は月ごとに作成する必要がありますが、1枚の請求書に複数月にわたる医師の証明を受ける場合、証明を受けていない月の請求書の「医師の証明」欄に、「第〇回請求書に医師の証明あり」等と記載してください。

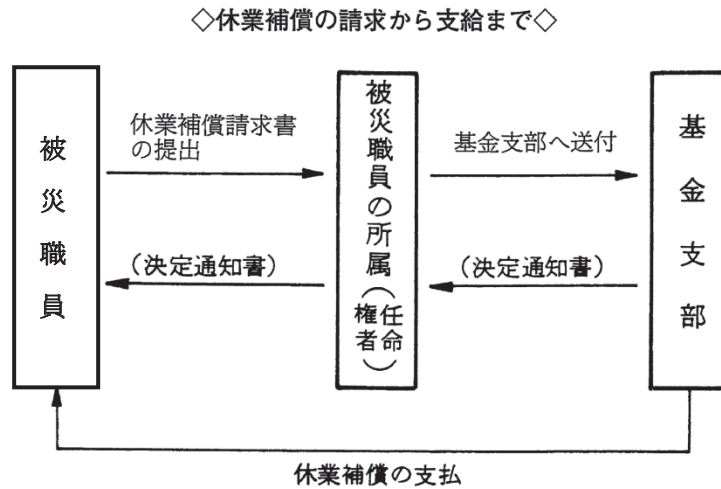
(2) 受領委任について

「休業補償請求書（様式第7号）」（P.163 参照）を用いて請求（申請）する場合、この様式には受領委任に関する欄がありません。所属の給与取扱者等に受領を委任するときは、「委任状（都支部様式第48号）」（P.165 参照）を添付する必要があります。また、振込口座の名義人の氏名と受任者の氏名は同一でなければなりません。

(3) 個人番号について

休業補償等について、初回請求時には個人番号を記載してください。なお、個人番号を記載した

請求書は、任命権者から、必ず、交換便ではなく簡易書留で基金都支部に郵送または封入して直接持参してください。



第4 通勤災害に係る一部負担金

1 趣旨

通勤災害は、勤務に密接に関連したものであることから、公務災害と同様に、基金による補償が行われ、被災職員は通勤災害の補償に要する費用を負担することはありません。しかしながら、通勤災害は、公務災害と違って、任命権者の支配管理下でない、いわばその危険防止義務の及ばない場合における災害であるともいえます。このため、被災職員には、療養補償を受ける際の初回に定額の一部負担金を支払う一部負担金の制度が設けられています。

2 内容

通勤災害に係る療養補償を受ける職員は、一部負担金として200円（健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者である職員にあっては100円）を、基金に払い込まなければなりません。ただし、次の(1)～(5)に該当する者は除かれます（法第66条の2第1項、規則第48条の2）。なお、一部負担金は便宜上、休業補償から控除され、その通知は休業補償の決定通知書により行われます。

一部負担金を免除される者

- (1) 第三者の行為によって通勤による災害を受けた者
- (2) 療養開始後3日以内に死亡した者
- (3) 休業補償を受けない者
- (4) 同一の通勤による災害に関し、既に一部負担金を払い込んだ者
- (5) 船員

1	使用する様式は間違いないか。 全部休業のみで受ける給与がない場合………都支部様式第2号 一部休業がある場合、受ける給与がある場合…様式第7号 (※ 同月中に「受ける給与の額」が異なる日があれば、それぞれ分けて作成) 離職後の場合………様式第8号 差額請求の場合………都支部様式第2号の2	
2	支給要件に該当しているか。 ①公務又は通勤による傷病のため療養していること ②療養のため勤務することができないこと ③給与を受けていないこと ※被災職員に既に給与支給している場合には、必ず戻入等の措置を講じてください。	
3	「請求日数」欄 医師の証明日数の範囲内か。災害発生前又は治ゆ後の日が含まれていないか。	
4	受領委任の場合 都支部様式第2号→受領委任欄に、記入もれ、自署又は押印もれはないか。 様式第7号→「委任状」を添付しているか。 受任者と口座名義人は一致しているか。	
5	請求(申請)額は、1日ごとに端数処理(円未満切捨て)されているか。	
6	「医師の証明」欄 ※傷病名が認定傷病名と一致しているか。 ※医師の氏名に自署又は押印もれはないか。	
7	日付の順番が適切か 医師の証明日 ≤ 所属の証明日 ≤ 請求日	
8	必要な資料は添付されているか。	
(1)	「出勤簿の写し」 災害発生日の属する月の前日から起算して過去3か月分及び休業期間分 ※一部休業した時間数が、出勤簿で確認できない場合は、「休暇簿」等も必要	
(2)	「平均給与額算定書」(所属部局の長の作成年月日の記載もれ、文書番号又は押印もれはないか。)	
(3)	「給与明細の写し」「給与簿の写し」等 災害発生日の属する月の前日から起算して過去3か月分、休業した月分及び通勤手当支給月分、期間中に戻入・追給がある場合は当該処理が行われた月分	
(4)	一部休業がある場合は、「一部休業した日に支払われた給与の算定内訳書」 ※100/100単価など減額された給与の額が確認できる資料も必要	
(5)	実績給根拠資料 ※超過勤務、休日給、特殊勤務手当等が確認される場合には必ず添付してください。	
(6)	以下に該当するときには、所属長による証明書の提出を依頼する場合があります。 ※ 被災日から休業開始日まで間が空いている ※ 一部休業期間中に全部休業の日がある	

記載例22 休業補償請求書 (全部休業のみの場合)

都支部様式第2号

休業補償請求書
休業援護金申請書

認定番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇
請求回数	第 1 回

地方公務員災害補償基金東京都支部長 殿 下記の休業補償（休業援護金）を請求（申請）します。		請求（申請）年月日 令和5年8月8日 請求（申請）者の住所 〇〇県〇〇市〇〇町1-2 フリガナ 新宿 太郎 氏名 (自署又は押印) 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1	
(受領者) 総務課長 甲野 一郎 (委任者) 新宿 太郎 (自署又は押印)		この請求（申請）書による休業補償費（休業援護金）の受領を (受領者) 総務課長 甲野 一郎 に委任します。 (委任者) 新宿 太郎 (自署又は押印)	
所属団体名 東京都 氏名 新宿 太郎 昭和58年1月1日生 (40歳) 職名 主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員 負傷又は発病の年月日 令和5年7月3日		所属部局名 〇〇局〇〇部 所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 〇〇局〇〇部 長の職・氏名 部長 淀橋 一男 (文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)	
請求日数 令和5年7月4日から令和5年7月31日までのうち全部休業した日数 28日		1及び2については、下記のとおりであることを証明します。 文書番号 5〇〇第〇〇〇号 令和5年8月7日	
4 休業補償 全部休業した日についての計算 休業補償請求金額		(平均給与額) (A) 13,084 円 × $\frac{60}{100}$ = 7,850 円 (A) (請求日数) 7,850 円 × 29 = 227,675 円	
5 休業援護金 全部休業した日についての計算 休業援護金申請金額		(平均給与額) (B) 13,084 円 × $\frac{20}{100}$ = 2,616 円 (B) (請求日数) 2,616 円 × 29 = 75,864 円	
6 他方年金の受給関係 <input type="checkbox"/> 被保険者であった。 <input checked="" type="checkbox"/> 被保険者ではなかった。			
*7 医師の証明 認定傷病名 右下腿骨骨折 現在の状態 令和5年8月2日 <input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 転医 <input checked="" type="checkbox"/> 継続中 請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数 令和5年7月4日から令和5年7月31日まで のうち 28 日 勤務することができなかったと認められる理由 歩行不能のため (7月4日から7月21日まで入院)		所在地 千代田区永田町〇-〇 名称 関東整形外科病院 医師の氏名 関東 次郎 (自署又は押印)	
8 送金希望口座等 <input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する 金融機関名 〇〇〇銀行 本支店等名 〇〇支店 口座種別 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 座 口座番号 1234567 (フリガナ) 休業補償取扱者 総務課長 甲野 一郎 (銀行に届けている口座名義を正確に記入)			
* 決定金額 休業補償 円 * 通知 年 月 日 休業援護金 円 * 支払 年 月 日 合計 円			
* 受理到達した年月日		所属部局 任命権者 基金支部 年 月 日 年 月 日 年 月 日	

[注意事項]

平均給与額算定書

被災職員の氏名 及び生年月日	新宿 太郎 昭和 58 年 1 月 1 日生	補償の種類	休業補償
-------------------	---------------------------	-------	------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	5年4月1日から 5年4月30日まで	5年5月1日から 5年5月31日まで	5年6月1日から 5年6月30日まで	計	備考	
総日数	30日	31日	30日	91日	通勤手当 R5年4月支給 (R5年4月 ~R5年9月分) 54,440円	
勤務した日数	22日	23日	20日	65日		
控除日数	日	日	日	日		
給 与	給料	276,600円	276,600円	276,600円		829,800円
	扶養手当	19,500円	19,500円	19,500円		58,500円
	地域手当	53,298円	53,298円	53,298円		159,894円
	住居手当	15,000円	15,000円	15,000円		45,000円
	通勤手当	9,073 1/3円	9,073 1/3円	9,073 1/3円		27,220円
	時間外勤務手当	26,000円	23,400円	20,800円		70,200円
	宿日直手当	円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
計	399,471 1/3円	396,871 1/3円	394,271 1/3円	1,190,614円		
(A) 法第2条第4項本文による金額		寒冷地手当				
(給与総額) (総日数)		$\left[\begin{array}{l} \text{災害発生の日の属する月の前月の末日以前におけ} \\ \text{る直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地} \\ \text{手当の額} \end{array} \right] \times 5 \div 365 = \text{円} \text{ 銭 (ロ)}$				
1,190,614円 ÷ 91 = 13,083円67銭 (イ)						
(イ) + (ロ) =		13,083円67銭				
(B) 法第2条第4項ただし書による金額						
$\left[\begin{array}{l} \text{日、時間又は出来高払制によ} \\ \text{って定められた給与の総額} \end{array} \right] \div \text{(勤務した日数)}$						
70,200円 ÷ 65 × 60/100 = 648円00銭 (ハ)						
$\left[\begin{array}{l} \text{(その他の給与の総額)} \\ \text{1,120,414円} \end{array} \right] \div \text{(総日数)}$						
1,120,414円 ÷ 91 = 12,312円24銭 (ニ)						
(ロ) + (ハ) + (ニ) =		12,960円24銭				
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)						
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)						
$\left[\frac{\text{ } \times 5}{365} + \text{ } \right] \times \text{ } - \text{ } = \text{円} \text{ 銭 (ホ)}$						
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 銭 (ヘ)						
(ホ) + (ヘ) = 円 銭 (ト)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)						
$\left[\frac{\text{ } \times 5}{365} \times \text{ } \right] + \text{ } - \text{ } = \text{円} \text{ 銭}$						
(総日数) (控除日数) 日 - 日						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)						
(日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)) (勤務した日数) (控除日を除く)						
円 ÷ × 60/100 = 円 銭 (チ)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与総額) (ホ)						
$\left[\frac{\text{ } \times 5}{365} \times \text{ } \right] + \text{ } - \text{ } = \text{円} \text{ 銭}$						
(総日数) (控除日数) 日 - 日						
(チ) + (リ) = 円 銭						

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		円 ÷ = 円 銭
①災害発生の日(令和 年 月 日)における 基本的給与の月額 職給料表 級 号給 給 料 円 扶 養 手 当 円 地 域 手 当 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 円	②補償事由発生日(令和 5 年 7 月 4 日)にお ける基本的給与の月額 行政(一) 職給料表 2 級 40 号給 給 料 276,600 円 扶 養 手 当 19,500 円 地 域 手 当 53,298 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 349,398 円	
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 = 円 銭
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)		349,398 円 ÷ 30 = 11,646 円 60 銭
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 = 円 銭(ヌ)
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		円 銭(ル)
(ル) (総務大臣が定める率)		円 銭
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)	円 ÷ 30 = 円 銭
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	円 ÷ 30 = 円 銭(ヲ)
	(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額	円 銭(ワ)
	(ワ) (総務大臣が定める率)	円 銭
(J) (H)(I)以外の金額		円 銭
(K) 規則第3条第7項による金額		3,940 円
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 歳		
最高限度額 円	最低限度額 円	昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2 平均給与額		13,084 円 (A) による金額
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 令和 5 年 8 月 7 日		文書番号 500第000号
所属部局の	}	所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 〇〇局〇〇部 長の職・氏名 部長 淀橋 一男
		(文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)

文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印

記載例23 休業補償請求書（一部休業がある場合）

様式第7号

1号紙

休業補償請求書
休業援護金申請書

		認定番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇											
		請求回数	第 2 回											
地方公務員災害補償基金 東京都支部長 殿 下記の休業補償（休業援護金）を請求（申請）します。		請求（申請）年月日	令和 5 年 9 月 8 日											
		請求（申請）者の住所	〇〇県〇〇市〇〇町1-2											
		フリガナ氏名	新宿 太郎											
		個人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0
1 関被する職事員に	所属団体名	東京都		フリガナ	シンジユク タロウ									
	所属部局名	〇〇局〇〇部		氏名	新宿 太郎									
	職名	主事	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員	負傷又は	年月日 令和 5 年 7 月 3 日									
2 日請求等	請求期間	令和 5 年 8 月 1 日から 令和 5 年 8 月 31 日まで のうち 14 日												
	支給額	全部休業した日に支払われた給与の額 0 円 一部休業した日に支払われた給与の額 4,128 円												
*3 長所の属証明局の	証明期間	令和 5 年 9 月 6 日												
	所在地	新宿区西新宿2-8-1												
4 休業補償	全部休業についての日計算	(平均給与額) (全部休業した日に支払われた給与の額) $13,084 \text{ 円} \times \frac{60}{100} - 0 \text{ 円} = 7,850 \text{ 円}$ $7,850 \text{ 円} \times 11 \text{ 日} = 86,350 \text{ 円 (A)}$												
	一部休業についての日計算	(平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額) $13,084 \text{ 円} - 4,128 \text{ 円} = 8,956 \text{ 円 (ア)}$ (ア) 又は (イ) のうちいずれか低い額 $8,956 \text{ 円} \times \frac{60}{100} = 5,373 \text{ 円}$ $5,373 \text{ 円} \times 3 \text{ 日} = 16,119 \text{ 円 (B)}$												
請求金額		(A) + (B) 102,469 円												
5 休業援護金	全部休業した日についての計算	①休業補償を受ける場合 (平均給与額) $13,084 \text{ 円} \times \frac{20}{100} = 2,616 \text{ 円}$ $2,616 \text{ 円} \times 11 \text{ 日} = 28,776 \text{ 円 (C)}$												
	全部休業した日についての計算	②休業補償を受けない場合 (平均給与額) (全部休業した日に支払われた給与の額) $\text{円} \times \frac{80}{100} - \text{円} = \text{円}$ $\text{円} \times \text{日} = \text{円 (D)}$												
	一部休業した日についての計算	(平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額) $13,084 \text{ 円} - 4,128 \text{ 円} = 8,956 \text{ 円 (ウ)}$ (ウ) 又は (イ) のうちいずれか低い額 $8,956 \text{ 円} \times \frac{20}{100} = 1,791 \text{ 円}$ $1,791 \text{ 円} \times 3 \text{ 日} = 5,373 \text{ 円 (E)}$												
	申請金額	(C) + (D) + (E) 34,149 円												
6 他法年金の受給関係	<input type="checkbox"/> の被保険者であった。 <input checked="" type="checkbox"/> 被保険者ではなかった。													

[注意事項] 裏面参照。

*7 医師の証明	傷病名	右下腿骨骨折	
	請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数	現在の状態	令和5年9月1日
	令和5年8月1日から 令和5年8月31日まで	14日	<input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 転医 <input checked="" type="checkbox"/> 継続中
上記のとおりであることを証明します。	令和5年9月1日		
8 送金希望口座等	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する	金融機関名	〇〇〇銀行
	<input type="checkbox"/> その他	支店等名	〇〇〇〇支店
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（本請求（申請）書に記載の個人番号を利用して公金受取口座	口座番号	1234567
		口座種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当
		医療機関の名称	千代田区永田町〇〇〇
		所在地	関東整形外科病院
		医師の氏名	関東 次郎
		自署又は押印	(自署又は)
		銀行に届けている口座名義を正確に記入	休業補償取扱者 総務課長 甲野 一郎
* 受理	所属部局	任命権者	基金支部
(到達した年月日)	年 月 日	年 月 日	年 月 日
* 決定金額	休業補償	法第30条の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	* 通
	休業援護金	円	年 月 日
	合計	円	* 支 払
		円	年 月 日

[注意事項]

- 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 一部休業の取得時間数が複数ある場合は請求書も複数作成が必要であること。
- 複数月に渡り休業補償を請求する場合は、月毎に休業補償（休業援護金）請求書（申請書）の作成が必要であること。
- 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。ただし、2回目以後の請求において個人番号に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 「2 請求日数等」の欄は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第28条ただし書及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第26条の3に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること。
- 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「全部休業した日についての計算」の「（平均給与額）」には、「平均給与額算定書（2号紙）」の「2 平均給与額」の金額を、「一部休業した日についての計算」の「（平均給与額）」には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、平均給与額が法第2条第13項の規定により総務大臣が定める最高限度額を超えている場合であっても、当該最高限度額を適用しない金額を記入すること。
- 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「総務大臣が最高限度額として定める額（イ）」は、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、法第2条第13項の規定により総務大臣が定める最高限度額を記入すること。
- 「6 他法年金の受給関係」の欄は、請求する休業補償と同一の事由により地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号。以下「令」という。）附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_____の被保険者であった。」を選択するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額及び支給開始年月等を記載した書類を添付すること。ただし、基金が情報提供ネットワークシステムを利用することによりその事実を確認できるときは添付する必要はないこと。また、この請求書に係る補償の支給決定後に令附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書面で報告すること。
- 「*7 医師の証明」の欄は、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求め、記入する必要はないこと。
 なお、ここでいう「勤務」とは、必ずしも災害発生前に従事していた業務に限るものではなく、医師の指示により一時軽労働に従事できる場合も含まれます。したがって、配置換え等により比較的軽易な業務に従事することが可能となった場合には、「勤務することができない」には該当しません。長期にわたり自宅療養を行っている場合等には、比較的軽易な業務に従事することが可能であるかどうかについて、傷病の程度、通院の状況、治療内容及び医師の意見等を基に判断すること。
- 同一月内で医療機関を変更した場合は医療機関ごとに医師の証明が必要であること。
- 「8 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。
- 「平均給与額算定書（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、2回目以後の請求において平均給与額に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 年月日の記載には元号を用いる。

(例)

委 任 状

令和 5 年 9 月 6 日

地方公務員災害補償基金
東京都支部長殿

所属団体名 東京都
所属部局名 〇〇局〇〇部
氏 名 新宿 太郎
(自署又は押印)

私は 総務課長 甲野 一郎
(自署又は押印)

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

地方公務員災害補償法に基づく、様式第 7 号により請求した休業補償・休業援護金
(令和 5 年 8 月分) の受領に関すること。

様式第 7 号で請求し、受領委任する場合には、委任者と受任者がそれぞれ自署又は押印した委任状を添付する必要があります。

委任状に定まった様式はありません。本例に限らず、既存のものを使用しても構いませんが、複数月の休業補償・休業援護金を同時に受領委任する場合は、その旨を明記してください。

一部休業した日に支払われた給与の算定内訳書（令和 5 年 8 月分）

認定番号	氏 名	100/100 単価
〇〇〇〇-〇〇〇〇	新宿 太郎	2,080

(A)

一部休業した日の給与日額

給料表（2-40）	月 額	日額(1円未満切捨) = 月額 ÷ 30
給 料	276,600	9,220
扶養手当	19,500	650
地域手当	53,298	1,776
住居手当	15,000	500
通勤手当	9,073 1/3	302
他の月額手当		
		12,448

(B)

平均額は、給与の種類ごとに
1円未満の端数を切捨てる

一部休業した日とその日に支払われた給与

休業した日（曜日）	16（金）	23（金）	30（金）	（ ）
休業した時間	4	4	4	
給 与 日 額	12,448	12,448	12,448	
時間外勤務手当				
日 額 手 当				
減額された給与	8,320	8,320	8,320	
支払われた給与	4,128	4,128	4,128	

(C)
(B)
(D)
(E)
(F)=(A) × (C)
(B)+(D)+(E)-(F)

一部休業した日に時間外勤務、
日額特勤等がある場合記入

この金額を休業補償請求書
(差額)に記入

一部休業した日の給与減額における算出方法（いずれかにチェック）

- 減額された給与は、『100/100 時間単価×時間数』で算出しており、被災職員の 100/100 単価は別紙により確認しています。
- 減額された給与の算出方法は、別紙のとおりです。

いずれの場合も、根拠資料を添付

平均給与額算定書

2号紙

被災職員の氏名 及び生年月日	新宿 太郎 昭和 58 年 1 月 1 日生	補償の種類	休業補償
-------------------	---------------------------	-------	------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	5年4月1日から 5年4月30日まで	5年5月1日から 5年5月31日まで	5年6月1日から 5年6月30日まで	計	備考	
総日数	30日	31日	30日	91日	通勤手当 R5年4月支給 (R5年4月 ~R5年9月分) 54,440円	
勤務した日数	22日	23日	20日	65日		
控除日数	日	日	日	日		
給	給料	276,600円	276,600円	276,600円		829,800円
	扶養手当	19,500円	19,500円	19,500円		58,500円
	地域手当	53,298円	53,298円	53,298円		159,894円
	住居手当	15,000円	15,000円	15,000円		45,000円
	通勤手当	9,073 1/3円	9,073 1/3円	9,073 1/3円		27,220円
	時間外勤務手当	26,000円	23,400円	20,800円		70,200円
	宿日直手当	円	円	円		円
与		円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円	円	
	計	399,471 1/3円	396,871 1/3円	394,271 1/3円	1,190,614円	
(A) 法第2条第4項本文による金額			寒冷地手当			
(給与総額) (総日数)			〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕			
1,190,614円 ÷ 91 = 13,083円67銭(イ)			円 × 5 ÷ 365 = 円 銭(ロ)			
(イ) + (ロ) =			13,083円67銭			
(B) 法第2条第4項ただし書による金額						
〔日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額〕 (勤務した日数)						
70,200円 ÷ 65 × 60/100 = 648円00銭(ハ)						
(その他の給与の総額) (総日数)						
1,120,414円 ÷ 91 = 12,312円24銭(ニ)						
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 12,960円24銭						
(C) 法第2条第6項による金額(同条第4項本文計算)						
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)						
〔 () × 5 / 365 + () ÷ () 〕 × () - () = 円 銭(ホ)						
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 銭(ヘ)						
(ホ) + (ヘ) = 円 銭(ト)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)						
〔 () × 5 / 365 × () 〕 + () - () = 円 銭						
(総日数) (控除日数) 日 - 日 = 円 銭						
(C') 法第2条第6項による金額(同条第4項ただし書計算)						
〔日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) (控除日を除く)						
円 ÷ () × 60/100 = 円 銭(チ)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与総額) (ホ)						
〔 () × 5 / 365 × () 〕 + () - () = 円 銭						
(総日数) (控除日数) 日 - 日 = 円 銭(リ)						
(チ) + (リ) = 円 銭						

〔注意事項〕別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		円 ÷ = 円 銭
①災害発生の日(令和 年 月 日)における 基本的給与の月額 職給料表 級 号給 給 料 円 扶 養 手 当 円 地 域 手 当 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 円	②補償事由発生日(令和5年8月1日)にお ける基本的給与の月額 行政(一) 職給料表 2 級 40 号給 給 料 276,600 円 扶 養 手 当 19,500 円 地 域 手 当 53,298 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 349,398 円	
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭		
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②) 349,398 円 ÷ 30 = 11,646 円 60 銭		
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭(ヌ) (ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 円 銭(ル) (ル) (総務大臣が定める率) 円 銭 × = 円 銭		
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②) 円 ÷ 30 = 円 銭	
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭(ヲ) (ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 円 銭(ワ) (ワ) (総務大臣が定める率) 円 銭 × = 円 銭	
	(J) (H)(I)以外の金額 円 銭	
	(K) 規則第3条第7項による金額 3,940 円	
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 歳		
最高限度額 円	最低限度額 円	昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2 平均給与額 13,084 円 (A) による金額		
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 令和5年9月6日 文書番号 500第000号		
所属部局の	所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 ○○局○○部 長の職・氏名 部長 淀橋 一男	文書番号、所属部局の長の 自署若しくは押印又は公印
(文書番号、所属部局長の自署若しくは押印又は公印)		

記載例24 休業補償請求書 (離職者用)
様式第8号

1号紙

(離職者用)

休業補償請求書
休業援護金申請書

認定番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇
請求回数	第 2 回

地方公務員災害補償基金 東京都支部長 殿 下記の休業補償（休業援護金）を請求（申請）します。	請求（申請）年月日	令和 5 年 5 月 10 日
	請求（申請）者の住所	〇〇県〇〇市〇〇町1-2
	フリガナ氏名	トウキョウ ハナコ 東京 花子
	個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0

1 関被す災る職事員項に	所属団体名	〇〇区	フリガナ	トウキョウ ハナコ
	所属部局名	〇〇部	氏名	東京 花子
	職名	主事	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員	負傷又は発病の年月日

2 請求日数等 令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 4 月 30 日までのうち 14 日

*3 1及び2については、下記のとおりであることを証明します。 文書番号 500第〇〇〇号

令和 5 年 5 月 8 日	所在地	新宿区西新宿2-8-1
所属部局の	名称	〇〇局〇〇部
	長の職・氏名	部長 〇〇 〇〇

休業補償	(平均給与額) × (療養に要した時間) × 4日 = 9,123 円 $15,205 \text{ 円} \times \frac{60}{100} \times \frac{7.75}{7.75} = 9,123 \text{ 円}$	令和 5 年 4 月 1~4 日
	(平均給与額) × (療養に要した時間) × 10日 = 3,531 円 $15,205 \text{ 円} \times \frac{60}{100} \times \frac{3}{7.75} = 3,531 \text{ 円}$	令和 5 年 4 月 5 日
	(平均給与額) × (療養に要した時間) × 10日 = 3,531 円 $15,205 \text{ 円} \times \frac{60}{100} \times \frac{3}{7.75} = 3,531 \text{ 円}$	令和 5 年 4 月 16,22,23 日
	(平均給与額) × (療養に要した時間) × 10日 = 3,531 円 $15,205 \text{ 円} \times \frac{60}{100} \times \frac{3}{7.75} = 3,531 \text{ 円}$	令和 5 年 4 月 25,26,30 日
請求金額	71,802 円	

休業援護金	(平均給与額) × (療養に要した時間) × 4日 = 3,041 円 $15,205 \text{ 円} \times \frac{20}{100} \times \frac{7.75}{7.75} = 3,041 \text{ 円}$	令和 5 年 4 月 1~4 日
	(平均給与額) × (療養に要した時間) × 10日 = 1,170 円 $15,205 \text{ 円} \times \frac{20}{100} \times \frac{3}{7.75} = 1,170 \text{ 円}$	令和 5 年 4 月 5 日
	(平均給与額) × (療養に要した時間) × 10日 = 1,170 円 $15,205 \text{ 円} \times \frac{20}{100} \times \frac{3}{7.75} = 1,170 \text{ 円}$	令和 5 年 4 月 16,22,23 日
	(平均給与額) × (療養に要した時間) × 10日 = 1,170 円 $15,205 \text{ 円} \times \frac{20}{100} \times \frac{3}{7.75} = 1,170 \text{ 円}$	令和 5 年 4 月 25,26,30 日
申請金額	23,934 円	

6 他法年金の受給関係 の被保険者であった。 被保険者ではなかった。

*7 傷病名 右下腿骨骨折

請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数	現在の状態
令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 4 月 30 日まで のうち 14 日	令和 5 年 4 月 30 日
	<input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 転医 <input checked="" type="checkbox"/> 継続中

上記のとおりであることを証明します。

令和 5 年 4 月 30 日	所在地	千代田区永田町〇
医療機関の	名称	関東整形外科病院
	医師の氏名	関東 五郎

[注意事項] 裏面参照。

8 送金希望口座等	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する	金融機関名 ○○銀行	本支店等名 ○○支店	口座種別 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	<input type="checkbox"/> その他	口座番号 1234567	口座名義人 氏名 (フリガナ)	東京 花子
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する (本請求 (申請) 書に記載の個人番号を利用して公金受取口座の情報連携を行うことに同意する。)			

銀行に届けている口座名義を正確に記入

* 受理 (到達した年月日)	所属部局	任命権者	基金支部
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
* 決定金額	休業補償 法第30条の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	* 通	年 月 日
	休業援護金	* 支 払	年 月 日
	合 計		

[注意事項]

- 1 この請求 (申請) 書は、離職した後に休業補償 (休業援護金) を請求 (申請) する場合に使用すること。
- 2 複数月に渡り休業補償を請求する場合は、月毎に休業補償 (休業援護金) 請求書 (申請書) の作成が必要であること。
- 3 請求 (申請) 者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 4 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。ただし、2回目以後の請求において個人番号に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 5 「2 請求日数等」の欄は、地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号) 第28条ただし書及び地方公務員災害補償法施行規則 (昭和42年自治省令第27号) 第26条の3に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること。
- 6 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「(療養に要した時間)」には、療養に要した時間数 (1時間未満の端数がある場合には、切り捨てた時間数) を記入すること。ただし、当該時間数が7.75時間を超える場合には、7.75時間とすること。
- 7 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄が不足する場合には、別紙を付して記入すること。
- 8 「6 他法年金の受給関係」の欄は、請求する休業補償と同一の事由により地方公務員災害補償法施行令 (昭和42年政令第274号。以下「令」という。) 附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_____の被保険者であった。」を選択するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額及び支給開始年月等を記載した書類を添付すること。ただし、基金が情報提供ネットワークシステムを利用することによりその事実を確認できるときは添付する必要はないこと。また、この請求書に係る補償の支給決定後に令附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書面で報告すること。
- 9 「*7 医師の証明」の欄は、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求めて、記入する必要はないこと。
 なお、ここでいう「勤務」とは、必ずしも災害発生前に従事していた業務に限るものではなく、医師の指示により一時軽労働に従事できる場合も含まれます。したがって、比較的軽易な業務に従事することが可能となった場合には、「勤務することができない」には該当しません。長期にわたり自宅療養を行っている場合等には、比較的軽易な業務に従事することが可能であるかどうかについて、傷病の程度、通院の状況、治療内容及び医師の意見等を基に判断すること。
- 10 同一月内で医療機関を変更した場合は医療機関ごとに医師の証明が必要であること。
- 11 「8 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。
- 12 「平均給与額算定書 (2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、2回目以後の請求において平均給与額に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 13 この請求 (申請) 書には、「療養に要した時間」に関する明細を添付すること。
- 14 年月日の記載には元号を用いる。

平均給与額算定書

被災職員の氏名 及び生年月日	東京 花子 昭和 37 年 12 月 1 日生	補償の種類	休業補償
-------------------	----------------------------	-------	------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	4年12月1日から 4年12月31日まで	5年1月1日から 5年1月31日まで	5年2月1日から 5年2月28日まで	計	備考	
総日数	31日	31日	28日	90日	・通勤手当 R4年10月支給 (R4年10月 ~R5年3月分) 15,600円 ・R5年3月31日 離職	
勤務した日数	21日	23日	20日	64日		
控除日数	日	日	日	0日		
給 与	給料	375,900円	375,100円	375,100円		1,126,100円
	扶養手当	0円	0円	0円		0円
	地域手当	67,662円	67,518円	67,518円		202,698円
	住居手当	0円	0円	0円		0円
	通勤手当	2,600円	2,600円	2,600円		7,800円
	時間外勤務手当	10,599円	10,575円	7,050円		28,224円
	宿日直手当	円	円	円		円
	日額特勤務	0円	3,600円	0円		3,600円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
計	456,761円	459,393円	452,268円	1,368,422円		
(A) 法第2条第4項本文による金額			寒冷地手当			
(給与総額) (総日数)			〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕			
1,368,422円 ÷ 90 = 15,204円68銭 (イ)			円 × 5 ÷ 365 = 円 銭 (ロ)			
(イ) + (ロ) =			15,204円68銭			
(B) 法第2条第4項ただし書による金額						
〔日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額〕 (勤務した日数)						
31,824円 ÷ 64 × $\frac{60}{100}$ = 298円35銭 (ハ)						
(その他の給与の総額) (総日数)						
1,336,598円 ÷ 90 = 14,851円08銭 (ニ)						
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 15,149円43銭						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)						
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)						
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} + \frac{\text{減額された給与の額}}{\text{その月の総日数}} \right] \times \text{控除日数} = \text{円 銭 (ホ)}$						
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 銭 (ヘ)						
(ホ) + (ヘ) = 円 銭 (ト)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)						
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} \times \text{総日数} \right] + \text{ト} - \text{ト} = \text{円 銭}$						
(総日数) (控除日数) 日 - 日 = 円 銭						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)						
〔日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) (控除日を除く)						
円 ÷ 日 × $\frac{60}{100}$ = 円 銭 (チ)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与総額) (ホ)						
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} \times \text{総日数} \right] + \text{ホ} - \text{ト} = \text{円 銭 (リ)}$						
(総日数) (控除日数) 日 - 日 = 円 銭 (リ)						
(チ) + (リ) = 円 銭						

[注意事項] 別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)	
円 ÷	=
円	円 銭
①災害発生日(令和 年 月 日)における 基本的給与の月額 職給料表 級 号給	②補償事由発生日(令和5年3月31日)にお ける基本的給与の月額 行政(-) 職給料表 3 級 75 号給
給 料 円	給 料 375,100 円
扶 養 手 当 円	扶 養 手 当 0 円
地 域 手 当 円	地 域 手 当 67,518 円
特 地 勤 務 手 当 又 は へ き 地 勤 務 手 当 円	特 地 勤 務 手 当 又 は へ き 地 勤 務 手 当 円
計 円	計 442,618 円
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)	
円 ÷ 30 =	
円 銭	
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)	
円 ÷ 30 =	
円 銭	
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	
円 ÷ 30 =	
円 銭(ヌ)	
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額	
円 銭(ル)	
(ル) (総務大臣が定める率)	
円 銭 × =	
円 銭	
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)
	442,618 円 ÷ 30 = 14,753 円 93 銭
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)
	円 ÷ 30 =
円 銭(ヲ)	
(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額	
円 銭(ワ)	
(ワ) (総務大臣が定める率)	
円 銭 × =	
円 銭	
(J) (H)(I)以外の金額	
円 銭	
(K) 規則第3条第7項による金額	
3,970 円	
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢	
最高限度額 円	最低限度額 円
昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2 平均給与額	
15,205 円 (A) による金額	
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 令和5年5月8日	
所属部局の	所在地 ○○区○○4-5-6
	名称 ○○区○○部
	長の職・氏名 部長 ○○ ○○
(文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印)	

文書番号、所属部局の長の
 自署若しくは押印又は公印

差 額

休業補償請求書 休業援護金申請書

認定番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇
請求回数	第 1 回

地方公務員災害補償基金東京都支部長 殿

請求(申請)年月日 令和 5 年 11 月 14 日

請求(申請)者の住所 〇〇県〇〇市〇〇町1-2

フリガナ 新宿 太郎 (自署又は押印)

氏 名 シンジュク タロウ 新宿 太郎

個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

この請求(申請)書による休業補償費(休業援護金)の受領を
(受領者) 総務課長 甲野 一郎 (委任者) 新宿 太郎
に委任します。 (自署又は押印)

所属団体名	東京都	所属部局名	〇〇局〇〇部
氏名	新宿 太郎	職名	主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員
昭和 58 年 1 月 1 日生 (40歳)		負傷又は発病の年月日	令和 5 年 7 月 3 日
請求回数	期 間	請求日数	休業補償
1	7 月 4 日 ~ 7 月 31 日	29 日	227,650 円
2	8 月 1 日 ~ 8 月 31 日	14 日	102,469 円
	月 日 ~ 月 日	日	円
	月 日 ~ 月 日	日	円
	合 計	43 日	330,119 円
			休業援護金 75,864 円
			4 平均給与額 13,393 円
			13,084 円

1及び2については、下記のとおりであることを証明します。 文書番号 500第〇〇〇号

令和 5 年 11 月 13 日

所在地 新宿区西新宿2-8-1

所属部局の 名称 〇〇局〇〇部

長の職・氏名 部長 淀橋 一男 (文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)

全部休業した日についての計算	(平均給与額) 13,393 円 × $\frac{60}{100} = 8,035$ 円 × (請求日数) 40 = 321,400 円
一部休業した日についての計算	(平均給与額) (13,393 円 - 4,199 円) × $\frac{60}{100} = 5,516$ 円 × (請求日数) 3 = 16,548 円
(A) + (B) =	337,948 円 - 330,119 円 = 7,829 円

全部休業した日についての計算	(平均給与額) 13,393 円 × $\frac{20}{100} = 2,678$ 円 × (請求日数) 40 = 107,120 円
一部休業した日についての計算	(平均給与額) (13,393 円 - 4,199 円) × $\frac{20}{100} = 1,838$ 円 × (請求日数) 3 = 5,514 円
(A) + (B) =	112,634 円 - 110,013 円 = 2,621 円

備考

() 年度給与改定に伴う請求

昇給昇格に伴う請求 (令和 5 年 4 月 1 日)

その他 ()

送金希望口座等

金融機関名 〇〇銀行 本支店等名 〇〇支店 口座種別 普通 当座

口座番号 1234567 (フリガナ) キョウギョウホショウツツカシヤ ソムカチョウ コウノ イロ 休業補償取扱者 総務課長 甲野 一郎

通帳のとおり正確に記入し且つ、フリガナを付ける

請求(申請)者以外の口座に振り込む場合は、受領者と口座名義の名前を一致させる。

3 既請求分

円未満切捨て処理後請求日数を乗じること

8

銀行に届けている口座名義を正確に記入

別紙1「平均給与額算定書」で算定し直した額

文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印

別紙2「一部休業した日に支払われた給与の算定内訳書」で算定し直した額

* 決定金額	休業補償	円	* 通知	年 月 日
	休業援護金	円	* 支払	年 月 日
	合計	円		
* 受理 到達した年月日	所属部局	任命権者	基金支部	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

〔注意事項〕

- 1 送金希望の場合は、請求者若しくは、受領受任者と口座名義人が同一であること。なお、口座番号を明記すること。
- 2 □印の該当するところにはレ印を記入すること。
- 3 休業補償請求金額欄の旧休業補償額と既請求分欄の休業補償合計額とは一致し、既請求分欄の休業援護金合計額と同欄の休業援護金の額とは一致する。
- 4 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。
- 5 令第1条職員とは、定年前再任用短時間勤務職員等及び常勤的非常勤職員をいう。
- 6 年月日の記載には元号を用いること。
- 7 「請求者の氏名」欄は、自筆による署名でない場合、本人確認を行うことがあります。

平均給与額算定書

被災職員の名氏及び生年月日	新宿 太郎 昭和 58 年 1 月 1 日生	補償の種類	休業補償(差額)
---------------	---------------------------	-------	----------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	5年4月1日から 5年4月30日まで	5年5月1日から 5年5月31日まで	5年6月1日から 5年6月30日まで	計	備考	
総日数	30日	31日	30日	91日	通勤手当 R5年4月支給 (R5年4月 ~R5年9月分) 54,440円	
勤務した日数	22日	23日	20日	65日		
控除日数	日	日	日	日		
給 与	給料	284,000円	284,000円	284,000円		852,000円
	扶養手当	19,500円	19,500円	19,500円		58,500円
	地域手当	54,630円	54,630円	54,630円		163,890円
	住居手当	15,000円	15,000円	15,000円		45,000円
	通勤手当	9,073 1/3円	9,073 1/3円	9,073 1/3円		27,220円
	時間外勤務手当	26,690円	24,021円	21,352円		72,063円
	宿日直手当	円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
計	408,893 1/3円	406,224 1/3円	403,555 1/3円	1,218,673円		
<p>(A) 法第2条第4項本文による金額</p> <p>(給与総額) (総日数) $1,218,673円 \div 91 = 13,392円 01銭 (イ)$</p> <p style="text-align: right;">寒冷地手当 $\left[\begin{array}{l} \text{災害発生の日の属する月の前月の末日以前におけ} \\ \text{る直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地} \\ \text{手当の額} \end{array} \right]$ $円 \times 5 \div 365 = \quad 円 \quad 銭 (ロ)$</p> <p style="text-align: center;">(イ) + (ロ) = $13,392円 01銭$</p>						
<p>(B) 法第2条第4項ただし書による金額</p> <p>$\left[\begin{array}{l} \text{日、時間又は出来高払制によ} \\ \text{って定められた給与の総額} \end{array} \right] (勤務した日数)$ $72,063円 \div 65 \times \frac{60}{100} = 665円 19銭 (ハ)$</p> <p>(その他の給与の総額) (総日数) $1,146,610円 \div 91 = 12,600円 10銭 (ニ)$</p> <p style="text-align: center;">(ロ) + (ハ) + (ニ) = $13,265円 29銭$</p>						
<p>(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)</p> <p>(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)</p> <p>$\left[\frac{\quad \times 5}{365} + \quad \div \quad \right] \times \quad - \quad = \quad 円 \quad 銭 (ホ)$ (控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) $円 \quad 銭 (ヘ)$</p> <p style="text-align: center;">(ホ) + (ヘ) = $\quad 円 \quad 銭 (ト)$</p> <p>(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)</p> <p>$\left[\frac{\quad \times 5}{365} \times \quad \right] + \quad - \quad 円 \quad 銭 = \quad 円 \quad 銭$ (総日数) (控除日数) $日 - 日$</p>						
<p>(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)</p> <p>$\left[\begin{array}{l} \text{日、時間又は出来高払制によ} \\ \text{って定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)} \end{array} \right] (勤務した日数)$ $円 \div \quad \times \frac{60}{100} = \quad 円 \quad 銭 (チ)$</p> <p>(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与総額) (ホ)</p> <p>$\left[\frac{\quad \times 5}{365} \times \quad \right] + \quad - \quad 円 \quad 銭 = \quad 円 \quad 銭 (リ)$ (総日数) (控除日数) $日 - 日$</p> <p style="text-align: center;">(チ) + (リ) = $\quad 円 \quad 銭$</p>						

[注意事項] 別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)	
円 ÷	= 円 銭
①災害発生日(令和 年 月 日)における 基本的給与の月額 職給料表 級 号給 給 料 円 扶 養 手 当 円 地 域 手 当 円 特勤勤務手当又はへき地勤務手当 円 計 円	②補償事由発生日(令和 5 年 7 月 4 日)にお ける基本的給与の月額 行政(-) 職給料表 2 級 44 号給 給 料 284,000 円 扶 養 手 当 19,500 円 地 域 手 当 54,630 円 特勤勤務手当又はへき地勤務手当 円 計 358,130 円
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭	
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②) 358,130 円 ÷ 30 = 11,937 円 66 銭	
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭(ヌ) (ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 円 銭(ル) (ル) (総務大臣が定める率) 円 銭 × = 円 銭	
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②) 円 ÷ 30 = 円 銭
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭(ヲ) (ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 円 銭(ワ) (ワ) (総務大臣が定める率) 円 銭 × = 円 銭
	(J) (H)(I)以外の金額 円 銭
(K) 規則第3条第7項による金額 3,940 円	
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 歳 最高限度額 円 最低限度額 円 昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2 平均給与額 13,393 円 (A) による金額	
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 文書番号 500第000号 令和 5 年 11 月 13 日	
所属部局の	{
所在地	新宿区西新宿2-8-1
名称	〇〇局〇〇部
長の職・氏名	部長 淀橋 一男
(文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印)	

文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印

別紙 2

一部休業した日に支払われた給与の算定内訳書 (令和 5 年 8 月分)

認定番号	氏 名	100/100 単価
〇〇〇〇-〇〇〇〇	新宿 太郎	2,135

(A)

一部休業した日の給与日額

給料表 (2-44)	月 額	日額(1 円未満切捨) = 月額 ÷ 30
給 料	284,000	9,466
扶養手当	19,500	650
地域手当	54,630	1,821
住居手当	15,000	500
通勤手当	9,073 1/3	302
他の月額手当		
		12,739

(B)

平均額は、給与の種類ごとに
一円未満の端数を切捨てる

一部休業した日とその日に支払われた給与

休業した日 (曜日)	16 (金)	23 (金)	30 (金)	()
休業した時間	4	4	4	
給 与 日 額	12,739	12,739	12,739	
時間外勤務手当				
日 額 手 当				
減額された給与	8,540	8,540	8,540	
支払われた給与	4,199	4,199	4,199	

(C) (B) (D) (E) (F)=(A) × (C) (B)+(D)+(E)-(F)

一部休業した日に時間外勤務、
日額特勤等がある場合記入

この金額を休業補償請求書
(差額)に記入

一部休業した日の給与減額における算出方法 (いずれかにチェック)

- 減額された給与は、『100/100 時間単価×時間数』で算出しており、被災職員の 100/100 単価は別紙により確認しています。
- 減額された給与の算出方法は、別紙のとおりです。

いずれの場合も、根拠資料を添付

第3節 傷病補償年金

第1 傷病補償年金の内容

傷病補償年金は、職員が公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養の開始後1年6か月を経過した日又はその日後において、下記の支給要件に該当する場合、その状態が継続している期間支給されます。(法第28条の2)

1 支給要件

次の要件のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 負傷又は疾病が治っていないこと。
- (2) 負傷又は疾病による障害の程度が規則別表第2に規定する第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること(規則第26条の4)。

「療養の開始後1年6か月を経過した日」とは、療養の開始の日の属する月の翌月から起算して18か月目の月において当該療養の開始の日に相当する日(当該相当の日がない場合はその月の末日の翌日)をいい、再発にあつては、初発傷病に係る療養期間も経過期間に通算されます。

規則別表第2に定める傷病等級及び障害の程度は、P.335「傷病等級早見表」のとおりです。

2 支給額

傷病補償年金は、第3—1表に掲げる傷病等級の区分に応じ、それぞれの額が支給されます(法第28条の2第2項)。

なお、この額の100円未満の端数は、50円未満を切り捨て、50円以上を切り上げます(法第39条の2)。

第3—1表 傷病補償年金等

傷病等級	傷病補償年金	傷病特別支給金 (一時金)	傷病特別給付金
第1級	平均給与額×313日	114万円	傷病補償年金の額に $\frac{20}{100}$ を乗じて得た額 〔上限額=150万円× $\frac{A}{365}$ 〕 A=傷病等級に応ずる傷病補償年金の欄の乗数
第2級	平均給与額×277日	107万円	
第3級	平均給与額×245日	100万円	
備考	昭和52年4月1日から適用	昭和56年4月1日から適用	昭和52年4月1日から適用 〔上限額については昭和56年5月1日改正〕

3 他の法令による給付との調整

ア 同一の事由によって傷病補償年金と厚生年金保険法等、他の法令の規定による給付が併給される場合の傷病補償年金の額は、端数処理を行わない所定の傷病補償年金の額に他の法令の規定により併給される年金の種類に応じ、第3-2表に掲げる率を乗じて得た額を端数処理した額に調整されます。

イ ただし、調整した後の傷病補償年金の額が調整前の傷病補償年金の額から他の法令の規定による年金たる給付の額を控除した額を下回る場合は、その控除した後の額が傷病補償年金として支給されます（法附則第8条、令附則第3条）。

第3-2表 他の法令による給付との調整率

併給される公的年金	調整率	調整率(特殊公務災害時)		
		1級	2級	3級
厚生年金保険法による障害厚生年金等及び国民年金法による障害基礎年金	0.73	0.81	0.81	0.82
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88	0.91	0.92	0.92
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金又は平成24年一元化法改正前地方公務員等共済組合法・平成24年一元化法改正前国家公務員共済組合法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88	0.91	0.92	0.92
旧国民年金法による障害年金	0.89	0.92	0.92	0.93

4 支給期間等

傷病補償年金の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月分から始め、支給を受ける権利（以下「受給権」という。）が消滅した月の分で終わります（法第40条第1項）。

この場合、「支給すべき事由が生じた月」とは、傷病補償年金の支給要件に該当するに至った日の属する月をいうものです。

また、支払は毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月分までをまとめて支払うことになっていますが、受給権が消滅した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても支払われます（法第40条第3項）。

5 休業補償との内払い

傷病補償年金が支給されることとなった場合は、休業補償は支給されません。災害発生から1年6ヶ月経過した日の属する月の翌月分から傷病補償年金支給が決定されるまでの間に支払われた休業補償については傷病補償年金の内払いとして相殺して支給されます（法第41条第3項）。休業援護金と傷病特別給付金も同様に内払いとして相殺し、支給されます。

第2 傷病補償年金に伴う福祉事業

1 傷病特別支給金

- (1) 傷病特別支給金は、傷病補償年金の受給権者に対し、第3—1表に掲げる傷病等級の区分に応じ、それぞれの額が支給されます（業務規程第29条の5）。

なお、既に傷病特別支給金の支給を受けた者の傷病等級が、療養を継続している間に自然的経過で増悪し、上位の傷病等級に該当するに至った場合においても、傷病特別支給金の再支給及び差額支給は行われません。

- (2) 傷病が再発した場合における再発傷病に係る傷病特別支給金は、初発傷病に係る傷病特別支給金の支給を受けた者には、支給されません。

ただし、初発傷病に係る傷病特別支給金が支給されていない場合で、再発傷病に係る傷病等級に応じた傷病特別支給金の額が、初発傷病が治ったときにおける障害等級に応じた障害特別支給金の額を超えるときに限り、当該超える額に相当する額が支給されます。

2 傷病特別給付金

- (1) 傷病特別給付金は、傷病補償年金の受給権者に対し、年金として、傷病補償年金の額に100分の20（令第1条職員にあつては100分の20を超えない範囲内で理事長が定める率）を乗じて得た額が支給されます。

ただし、その額は、第3—1表に掲げる上限額の算式により得た額を超えないものとされています（業務規程第29条の10）。

なお、この額の100円未満の端数は、50円未満を切り捨て、50円以上を切り上げます。

また、傷病特別給付金の「100分の20」の算定基礎となる傷病補償年金の額は、法第58条第2項若しくは法第59条第2項の規定による免責、又は法附則第8条の規定による他の法令による給付との調整等の措置が講じられる場合にあつては、これらの措置が講じられる前の額をいうものです。

- (2) 傷病特別給付金の額に当該傷病補償年金の額を加えた額が、当該平均給与額の年額（当該平均給与額に365を乗じて得た額）の100分の80に相当する額に満たない場合は、当分の間、当該平均の給与額の年額の100分の80に相当する額から当該傷病補償年金の額を差し引いた額が支給されます（業務規程第29条の10第3項）。

- (3) 傷病特別給付金の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した月で終わります。

また、支払は、年金たる補償と同様に毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月分までがまとめて支払われます。

ただし、支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の傷病特別給付金は、支払期月でない月であっても支払われます（業務規程第29条の16。年金たる障害特別給付金及び年金たる遺族特別給付金において同じ）。

第3 傷病補償年金等の支給（申請）手続

1 傷病補償年金の支給手続

傷病補償年金は、他の補償が被災職員からの請求に基づき行われるのに対し、基金が職権で支給の決定を行うものですが（法第25条第2項、第45条第3項、規則第30条の2第1項）、被災職員が療養の開始後、1年6か月を経過した日後に、支給要件に該当すると判断した場合は基金に対して、その確認の申請ができます（規則第30条の2第4項）。

なお、基金は、被災職員が傷病補償年金の支給要件に該当しているかどうかについて、被災職員から提出される「療養の現状等に関する報告書（業務規程第24条の3）」及び既に提出されている傷病の状況等に関する医師の診断書等により判断します。

しかし、これらの資料等によっては判断が困難な場合には、更に当該傷病の状況（障害の部位及び状態）に関する医師の診断書、日常生活の状況に関する被災職員の報告書を求める等、所属を通じて必要な調査を行って判断します。

2 傷病補償年金に伴う福祉事業の申請手続

傷病特別支給金及び傷病特別給付金は、「傷病特別支給金申請書（様式第49号）」により申請手続を行う必要があります（業務規程第31条の9）。

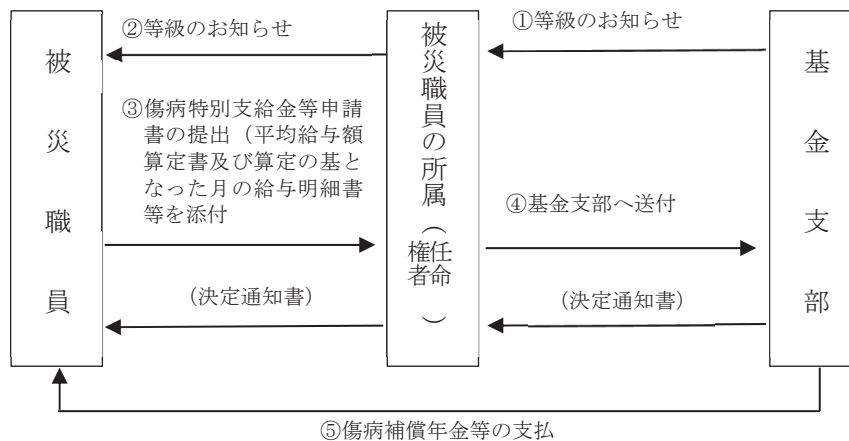
なお、その申請時期については、任命権者を通じて連絡することとしています。

第4 受給権者の報告等

傷病補償年金を受けている者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に、「障害の現状報告書（傷病補償年金）（様式第39号）」を、任命権者を經由して基金に提出しなければなりません（規則第36条）。

また、氏名、住所、個人番号を変更した場合、その負傷若しくは疾病が治った場合又はその障害の程度に変更があった場合には、遅滞なく、その旨を書面で任命権者を經由して基金に届け出なければなりません（規則第37条）。

◇傷病補償年金の支給と福祉事業の申請から支給まで◇



記載例26 傷病特別支給金等申請書

様式第49号

傷病特別支給金申請書
傷病特別給付金申請書

認定番号 ○○○○-○○○○

地方公務員災害補償基金	申請年月日	令和5年11月1日
東京都 支部長 殿	申請者の住所	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○1-1-1
下記の「傷病特別支給金」の支給を申請します。 「傷病特別給付金」	フリガナ 氏名	オオクボ グロウ 大久保 五郎 (自署又は押印)

傷病等級に応ずる傷病補償年金算定の際の乗数

1 関被する災職事員に	所属団体名	東京都	職名主事	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員
	所属部局名	○○局○○部	フリガナ 氏名	オオクボ グロウ 大久保 五郎 昭和44年4月10日生(54歳)

2 傷病等級 第3級第3号

3 傷病特別支給金申請金額 1,000,000円

別紙「平均給与額算定書」で算定した額

4 傷病特別給付金申請金額の計算	(A)	(平均給与額) × (日数) × (1 + 割増率)	15,457円 × 245 × $1 + \frac{20}{100}$	= 757,393円
	(B)	(平均給与額) × (日数)	1,500,000円 × $\frac{245}{365}$	= 10,006,849円
	(C)	(平均給与額) × (傷病補償年金の金額)	$15,457円 × 365 × \frac{80}{100}$ - 3,786,965円	= 726,479円

5 傷病特別給付金申請金額 757,393円

請求者本人の口座を記入

6 公金受取口座を利用する
個人番号

任意の口座を指定する
金融機関名 ○○銀行 本支店等名 ○○支店 口座種別 普通 当座
口座番号 1234567 口座名義人 氏名(フリガナ) 大久保 五郎(オオクボ グロウ)
 その他

銀行に届けている口座名義を正確に記入

* 受理 (到達した年月日)	所属部局	任命権者	基金支部
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
* 決定金額	規程第29条の12の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	* 傷病等級	第 級 第 号
	特別支給金 円	* 特別支給金の支払	年 月 日
	特別給付金 円	* 特別給付金の支給開始年月	年 月
* 通知	年 月 日		

〔注意事項〕

- 申請者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 「4 傷病特別給付金申請金額の計算」の欄の「割増率」は、傷病等級第1級の場合は100分の40、第2級の場合は100分の45、第3級の場合は100分の50であること。なお、地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条に規定する職員に係るこの欄の記入については、別に定めるところによること。
- 「5 傷病特別給付金申請金額」の欄には、「4 傷病特別給付金申請金額の計算」の欄の(A)の金額(A)の金額が(B)の金額を超える場合には、(B)の金額を記入すること。ただし、当該金額が(C)の金額に満たない場合には、(C)の金額を記入すること。
- 「6 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。
- 年月日の記載には元号を用いる。

平均給与額算定書

被災職員の氏名 及び生年月日	大久保 五郎 昭和 44 年 4 月 10 日生	補償の種類	傷病補償年金
-------------------	-----------------------------	-------	--------

1 平均給与額算定内訳					
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)					
給与期間	3年7月1日から 3年7月31日まで	3年8月1日から 3年8月31日まで	3年9月1日から 3年9月30日まで	計	備 考
総 日 数	31 日	31 日	30 日	92 日	行(-) 3-85
勤務した日数	23 日	23 日	22 日	68 日	
控 除 日 数	0 日	0 日	0 日	0 日	
給 料	382,900 円	382,900 円	382,900 円	1,148,700 円	
給 与	扶養手当	円	円	円	
	地域手当	68,922 円	68,922 円	68,922 円	206,766 円
	住居手当	8,500 円	8,500 円	8,500 円	25,500 円
	通勤手当	5,000 円	5,000 円	5,000 円	15,000 円
	時間外勤務手当	8,000 円	8,000 円	10,000 円	26,000 円
	宿日直手当	円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
	計	473,322 円	473,322 円	475,322 円	1,421,966 円
(A) 法第2条第4項本文による金額			寒冷地手当		
(給与総額) (総日数) 1,421,966 円 ÷ 92 = 15,456 円 15 銭 (イ)			$\left[\begin{array}{l} \text{災害発生の日の属する月の前月の末日以前における} \\ \text{直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地} \\ \text{手当の額} \end{array} \right] \times 5 \div 365 = \text{円 銭 (ロ)}$		
(イ) + (ロ) = 15,456 円 15 銭					
(B) 法第2条第4項ただし書による金額					
$\left[\begin{array}{l} \text{日、時間又は出来高払制によ} \\ \text{って定められた給与の総額} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{勤務した日数} \\ \text{勤務した日数} \end{array} \right] \times \frac{60}{100} = 229 \text{ 円 } 41 \text{ 銭 (ハ)}$					
$\left[\begin{array}{l} \text{その他の給与の総額} \\ \text{その他の給与の総額} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{総日数} \\ \text{総日数} \end{array} \right] = 15,173 \text{ 円 } 54 \text{ 銭 (ニ)}$					
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 15,402 円 95 銭					
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)					
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額}}{365} \times 5 + \frac{\text{控除日の属する月の給与の月額}}{\text{その月の総日数}} \right] \times \text{控除日数} - \text{減額された給与の額} = \text{円 銭 (ホ)}$					
(ホ) + (ハ) = 円 銭 (ト)					
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額}}{365} \times 5 \right] \times \text{総日数} - \text{給与総額} = \text{円 銭 (チ)}$					
(チ) + (ト) = 円 銭 (リ)					
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)					
$\left[\frac{\text{日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)}}{\text{勤務した日数(控除日を除く)}} \right] \times \frac{60}{100} = \text{円 銭 (チ)}$					
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額}}{365} \times 5 \right] \times \text{総日数} - \text{その他の給与総額} = \text{円 銭 (ホ)}$					
(チ) + (リ) = 円 銭 (リ)					

[注意事項] 別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		
円 ÷	=	円 銭
①災害発生の日(令和 3 年 10 月 1 日)における 基本的給与の月額 行(-) 職給料表 3 級 85 号給	給料 382,900 円 扶養手当 円 地域手当 68,922 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 451,822 円	②補償事由発生日(令和 5 年 4 月 1 日)にお ける基本的給与の月額 行(-) 職給料表 3 級 93 号給 給料 391,000 円 扶養手当 円 地域手当 70,380 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 461,380 円
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)		
円 ÷ 30 = 円 銭		
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)		
461,380 円 ÷ 30 = 15,379 円 33 銭		
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		
451,822 円 ÷ 30 = 15,060 円 73 銭(ヌ)		
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		
15,456 円 15 銭(ル)		
(ル) (総務大臣が定める率)		
15,456 円 15 銭 × 1.00 = 15,456 円 15 銭		
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)	
	円 ÷ 30 = 円 銭	
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	
	円 ÷ 30 = 円 銭(ヲ)	
(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		円 銭(ヲ)
(ヲ) (総務大臣が定める率)		円 銭
円 銭 × = 円 銭		
(J) (H)(I)以外の金額		
円 銭		
(K) 規則第3条第7項による金額		
円		
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 53 歳		
最高限度額	最低限度額	昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用
25,503 円	6,995 円	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
2 平均給与額 15,457 円 (G) による金額		
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 文書番号 500第000号 令和 5 年 11 月 1 日		
所属部局の	}	所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 〇〇局〇〇部 長の職・氏名 部長 〇〇 〇〇 (文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)

第4節 障害補償

第1 障害補償の内容

障害補償は、障害による労働能力の喪失や減少に対する損失の補填を目的としており、職員が公務又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病が治ったとき、障害が残っている場合に、その障害の程度に応じ、障害補償年金又は障害補償一時金として支給されます。

障害補償年金は、その障害の程度が規則別表第3に規定する第1級から第7級までの障害等級に該当する場合に支給され、障害補償一時金は、その障害の程度が規則別表第3に規定する第8級から第14級までの障害等級に該当する場合に支給されます（法第29条第1項）。

ここでいう「労働能力」とは、一般的な平均的労働能力の意味であり、被災職員の年令、職種、利き腕、知識経験等の要素によって障害の程度の評価が変わることはありません。

1 支給要件

(1) 負傷又は疾病が治っていること

「治ったとき」とは、原則として、医学上一般に承認された治療方法によっては傷病に対する療養の効果を期待し得ない状態（療養の終了）となり、かつ、残存する症状が自然的経過によって到達すると認められる最終の状態（症状の固定）に達したときをいい、同一の事故により、2以上の負傷又は疾病があるときは、その全部が治ったときをもって「治ったとき」とします。

(2) 規則別表第3に定める程度の障害が存すること

障害補償の支給対象となる障害は、規則別表第3において、第1級から第14級に分けて掲げられている障害又はこれらと同程度の障害と認められるものに限られます（「参考2 障害等級早見表」P. 336～339 参照）。

2 支給額

(1) 通常の場合

第3～5表に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれの額が支給されます（法第29条第1項）。

なお、障害補償年金の額の100円未満の端数は、50円未満を切り捨て、50円以上を切り上げます（法第39条の2）。

同一の事故により系列（「障害等級の決定について」の第1の1の(3)に掲げる障害系列表。第3～3表のとおり。）を異にする障害が2以上ある場合には、最も重い障害に応ずる等級により又は最も重い障害に応ずる等級を1級～3級繰り上げた等級により、障害等級を決定することとなります（これを「併合」という）。具体的には第3～4表のとおり行います（法第29条第5項、第6項）。規則別表第3に列挙しているもの以外の障害（いずれの系列にも属しない障害又は属する系列はあるが、該当する等級のない障害）については、その障害の程度に応じて規則別表第3に定めている障害に準じて障害等級を決定することとなります（これを「準用」という。）（規則第26条の5第2項）。

(2) 障害の程度を加重した場合

既に障害のあった者（当該障害の生じた事由を問わない）が、公務災害又は通勤災害により、同一部位について障害の程度を加重した場合における新たな障害に係る支給額は、加重後の障害の

該当する障害等級による支給額から、既にあった障害の該当する障害等級による支給額(既支給額ではない)を差し引いて算定します(法第29条第8項)。

なお、加重後の障害補償が年金で、加重前の障害補償が一時金である場合には、当該年金の額から一時金の25分の1相当額を差し引いた額が新たな障害に係る年金の額とされます(規則第27条第1項第1号)。

第3-3表 障害系列表

部		位	器質的障害	機能的障害	系列区分
眼	眼 (両球眼)			視力障害	1
				調節機能障害	2
				運動野障害	3
				視運動障害	4
	まぶた	右	欠損障害		5
		左	欠損障害		6
耳	内耳等(両耳)			聴力障害	7
	耳かく(耳介)	右	欠損障害		8
		左	欠損障害		9
鼻			欠損及び	機能障害	10
口				そしゃく及び言語機能障害	11
			歯牙障害		12
神経系統の機能又は精神			神経系統の機能又は精神の障害		13
頭部、顔面、頸部			醜状障害		14
胸腹部臓器(外生殖器を含む。)			胸腹部臓器の障害		15
体幹	せき柱		変形障害	運動障害	16
	その他の体幹骨		変形障害 〔鎖骨、胸骨、ろつ骨、 肩こう骨又は骨盤骨〕		17
上肢	上肢	右	欠損障害	機能障害	18
			変形障害 (上腕骨又は前腕骨)		19
			醜状障害		20
		左	欠損障害	機能障害	21
			変形障害 (上腕骨又は前腕骨)		22
			醜状障害		23
	手指	右	欠損障害	機能障害	24
		左	欠損障害	機能障害	25
下肢	下肢	右	欠損障害	機能障害	26
			変形障害 (大腿骨又は下腿骨)		27
			短縮障害		28
			醜状障害		29
		左	欠損障害	機能障害	30
			変形障害 (大腿骨又は下腿骨)		31
			短縮障害		32
			醜状障害		33
	足指	右	欠損障害	機能障害	34
		左	欠損障害	機能障害	35

第3-4表 併合等級

障害の程度	併合による等級
第14級以上の障害が2以上	最も重い障害の等級に応ずる等級
第13級以上の障害が2以上	最も重い障害の等級の1級上位の等級
第8級以上の障害が2以上	最も重い障害の等級の2級上位の等級
第5級以上の障害が2以上	最も重い障害の等級の3級上位の等級

また、同一部位の加重障害ではないが、両上肢、両下肢のような左右一対の器官（相対性器管を除く。）の一方に既に障害のあった者が、新たな災害により他の一方に障害を残した結果、現存する障害が規則別表第3において、左右の組合せで1の障害として定められているもの（組合せ等級）に該当するに至った場合には、新たな障害に係る障害補償の額の算定は、加重障害に準じて行うこととされています。

第3-5表 障害補償等

区分	障害等級	障害補償	障害特別支給金 (一時金)	障害特別援護金 (一時金)		障害特別給付金
				公務災害	通勤災害	
障害補償年金	第1級	平均給与額×313日	342万円	1,540万円	915万円	$\left(\begin{array}{l} \text{障害補償の額に} \frac{20}{100} \\ \text{を乗じて得た金額} \\ \text{上限額} \\ \text{=150万円} \times \frac{A}{365} \\ \text{A=障害等級に応} \\ \text{ずる障害補償} \\ \text{の欄の乗数} \end{array} \right)$
	第2級	平均給与額×277日	320万円	1,500万円	885万円	
	第3級	平均給与額×245日	300万円	1,460万円	855万円	
	第4級	平均給与額×213日	264万円	875万円	520万円	
	第5級	平均給与額×184日	225万円	745万円	445万円	
	第6級	平均給与額×156日	192万円	615万円	375万円	
	第7級	平均給与額×131日	159万円	485万円	300万円	
障害補償一時金	第8級	平均給与額×503日	65万円	320万円	190万円	
	第9級	平均給与額×391日	50万円	250万円	155万円	
	第10級	平均給与額×302日	39万円	195万円	125万円	
	第11級	平均給与額×223日	29万円	145万円	95万円	
	第12級	平均給与額×156日	20万円	105万円	75万円	
	第13級	平均給与額×101日	14万円	75万円	55万円	
	第14級	平均給与額×56日	8万円	45万円	40万円	
備考	昭和49年11月1日改正	昭和55年11月1日改正	平成17年4月1日改正	平成28年4月1日改正	昭和52年4月1日から適用 〔上限額については昭和56年5月1日改正〕	

(3) 障害等級に変更があった場合

障害補償年金を受けている者の障害の程度が、自然的経過によって増悪し又は軽減した場合には、障害の程度に変更のあった後の障害が障害等級第1級から第7級までに該当するときは、障害補償年金の額を変更のあった翌月の分から変更後の障害に対応する年金の額に改定することとなります。また、変更後の障害が障害等級第8級から第14級までに該当するときは、変更のあ

った月分をもって年金の支給を打ち切り、該当する障害等級に定められている日数分の障害補償一時金が支給されます。なお、この障害補償一時金が支給される場合の補償事由発生日は「障害の程度に変更があった日」となりますので、当該変更があった時点における平均給与額の再算定（規則第3条第3項及び第4項の比較計算）が必要となります（法第29条第9項）。

(4) 傷病が再発した場合

障害補償年金を受けている者が再発した場合においては、当該障害補償年金の支給は再発した日の属する月まで行い、再発傷病が治った場合においては、新たに該当するに至った障害等級の区分に応じ、第3－5表に掲げる額を支給する。

初発傷病に関し障害補償一時金を支給しており、かつ、再発傷病が治ったときにおける障害等級（以下「再発等級」という。）が初発傷病が治ったときにおける障害等級（以下「初発等級」という。）より上位の障害等級に該当した場合においては、障害補償一時金を支給すべきときは初発等級により算定した額を、障害補償年金を支給すべきときは初発等級により算定した額の25分の1に相当する額を、それぞれ当該障害補償一時金の額又は当該障害補償年金の額から差し引いた額を支給する。

3 他の法令による給付との調整

ア 同一の事由によって障害補償年金と厚生年金保険法等、他の法令の規定による給付が併給される場合の障害補償年金の額は、端数処理を行わない所定の障害補償年金の額に他の法令の規定により併給される年金の種類に応じ、第3－6表に掲げる率を乗じて得た額を端数処理した額に調整されます。

イ ただし、調整した後の障害補償年金の額が調整前の障害補償年金の額から他の法令の規定による年金たる給付の額を控除した額を下回る場合は、その控除した後の額が障害補償年金として支給されます（法附則第8条、令附則第3条）。

第3－6表 他の法令による給付との調整率

併給される公的年金	調整率	調整率(特殊公務災害時)		
		1級	2級	3～7級
厚生年金保険法による障害厚生年金等及び国民年金法による障害基礎年金	0.73	0.81	0.81	0.82
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83	0.88	0.88	0.89
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金又は平成24年一元化法改正前地方公務員等共済組合法・平成24年一元化法改正前国家公務員共済組合法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88	0.91	0.92	0.92
旧国民年金法による障害年金	0.89	0.92	0.92	0.93

4 支給期間等

障害補償年金の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月分から始め、受給権が消滅した月の分

で終わります（法第 40 条第 1 項）。

また、支払は、毎年 4 月、6 月、8 月、10 月、12 月及び 2 月の 6 期に、それぞれの前月分までがまとめて支払われることになっていますが、受給権が消滅した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても支払われます（法第 40 条第 3 項）。

第 2 障害補償に伴う福祉事業

1 障害特別支給金

(1) 通常の場合

障害特別支給金は、障害補償の受給権者に対し、第 3－5 表に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれの額が支給されます（業務規程第 29 条の 6）。

(2) 障害の程度を加重した場合

既に障害のある者が、公務又は通勤による負傷又は疾病によって同一部位について障害の程度を加重したときは、加重後の障害等級に応ずる額から加重前の障害等級に応ずる額を差し引いた額が支給されます。ただし、新たな障害のみに対して障害補償が行われたときは、当該障害等級に応ずる上記(1)の額が支給されます。

また、再発傷病が治った場合において、再発等級が初発等級より上位の等級に該当するときは、再発等級に応ずる上記(1)の額から初発等級に応ずる上記(1)の額を差し引いた額が支給されます。

(3) 傷病特別支給金との調整

障害補償を受けることとなった者が、既に傷病特別支給金の支給を受けた場合においては、当該障害補償に係る障害等級に応ずる額が、当該傷病特別支給金に係る傷病等級に応ずる額を超えるときにあつては、障害特別支給金として、当該超える額に相当する額が支給され、当該障害補償に係る障害等級に応ずる額が、当該傷病特別支給金に係る傷病等級に応ずる額以下のときにあつては、障害特別支給金は支給されません（業務規程第 29 条の 6 第 3 項）。

2 障害特別援護金

(1) 通常の場合

障害特別援護金は、障害補償の受給権者に対し、第 3－5 表に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれの額が支給されます（業務規程第 29 条の 8 第 1 項、第 2 項）。

(2) 障害の程度を加重した場合

既に障害のある者が、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によって同一部位について障害の程度を加重した場合は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額が支給されます（業務規程第 29 条の 8 第 3 項）。

ア 公務上の災害に係る障害補償の受給権者

加重後の障害等級に応ずる第 3－5 表の「公務災害」の欄に掲げる額から、加重前の障害等級に応ずる第 3－5 表の「公務災害」の欄に掲げる額を差し引いた額

イ 通勤による災害に係る障害補償の受給者

加重後の障害等級に応ずる第 3－5 表の「通勤災害」の欄に掲げる額から、加重前の障害等級

に应ずる第3-5表の「通勤災害」の欄に掲げる額を差し引いた額

(3) 新たな障害のみの場合

上記(2)にかかわらず、新たな障害のみに対して障害補償が行われた場合は、当該障害等級に应ずる上記(1)に掲げる額が支給されます。

3 障害特別給付金

(1) 通常の場合

障害特別給付金は、障害補償年金の受給権者に対しては年金、障害補償一時金の受給権者に対しては一時金として、それぞれに当該障害補償年金又は障害補償一時金の額に100分の20（令第1条職員にあっては、100分の20を超えない範囲内で理事長が定める率とする。）を乗じて得た額が支給されます。ただし、その額は、第3-5表に掲げる上限額の算式により得た額を超えないものとされています（業務規程第29条の11）。

(2) 障害の程度を加重した場合

既に障害のある者が、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によって、同一部位について障害の程度を加重したときは、次に掲げる場合の区分に応じ、加重後の障害等級に应ずる上記(1)による額から、次に掲げる額を差し引いた額が支給されます。ただし、新たな障害のみに対して障害補償が行われたときは、当該障害等級に应ずる上記(1)による額が支給されます。

ア 加重後の障害の程度が、第7級以上の障害等級に該当する場合

加重前の障害の程度が第7級以上の障害等級に該当するものであるときは、その障害等級に应ずる上記(1)による額、加重前の障害の程度が第8級以下の障害等級に該当するものであるときは、その障害等級に应ずる上記(1)による額を25で除して得た額

イ 加重後の障害の程度が、第8級以下の障害等級に該当する場合

加重前の障害等級に应ずる上記(1)による額

(3) 再発傷病の場合

再発傷病が治った場合において、初発傷病に関し、既に障害補償を行っている場合は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額が支給されます。

ア 初発傷病に関し、既に障害補償年金を支給している場合

再発等級に应ずる上記(1)による額

イ 初発傷病に関し、既に障害補償一時金を支給しており、かつ、再発等級が初発等級より上位の障害等級に該当する場合

再発等級に应ずる上記(1)による額から、それぞれ次に掲げる額を差し引いた額

(ア) 再発等級が、第7級以上の障害等級に該当するときは、初発等級に应ずる上記(1)による額を25で除して得た額

(イ) 再発等級が、第8級以下の障害等級に該当するときは、初発等級に应ずる上記(1)による額

第3 障害補償等の請求（申請）手続

職員は傷病について治ゆ（症状固定）といわれた場合で、残存障害が公務災害補償制度上の障害に該当する見込みがある場合、任命権者を經由して、支部長に対し、障害補償の請求を行います。

なお、請求に際しては、「障害補償請求書（様式第9号又は第11号）」、医師による基金所定の「後遺障害診断書」又は「残存障害診断書」、本人による「障害等級認定補足調査」及び下記の障害に必要とされる資料を添付します。障害等級が第7級以上と見込まれ、「障害補償年金請求書（様式第9号）」にて請求する場合は個人番号を記入する必要があります。

さらに、特に必要な場合には（原則として請求書提出後基金から指示があります。）レントゲン写真、CT、MRI、日常生活状況申立書等の障害等級決定に必要な書類を添えなければなりません（業務規程第13条第3項）。

後遺障害の種類	後遺障害診断書等に添付する資料 (形状・大きさが分かるもの)
欠損障害	写真
醜状障害	カラー写真
変形障害	写真

また、神経系統の機能又は精神の障害（系列区分13）に係る請求の場合、所定の医学的資料及び医療機関の意見書等が必要です（平成16年3月12日地基補第54号）。

基金は、障害補償の決定に当たり、必要がある場合は検診医に検診を依頼することとしています。

第4 受給権者の報告等

障害補償年金を受けている者は、毎年1回、2月1日から同月末日までの間に、「障害の現状報告書（障害補償年金）（様式第40号）」を任命権者を經由して基金に提出しなければなりません。（規則第36条、業務規程第25条）

また、氏名、住所、個人番号を変更した場合には、遅滞なく、その旨を書面で任命権者を經由して基金に届け出なければなりません。障害の程度に変更があった場合には「障害補償変更請求書（様式第13号）」に障害の程度に変更のあったことを証明し得る医師の診断書その他の資料を添付して提出しなければなりません（規則第37条、業務規程第14条）。

第5 障害補償年金前払一時金

1 通常の場合

傷病が治って障害が残った被災職員については、一定のまとまった補償を行うことにより社会復帰の促進を図る必要があること、民事損害賠償や自賠責保険が一時金で行われていることとの均衡等を考慮して、当分の間、障害補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることのできる年金の一部を障害補償年金前払一時金として前払いすることとされています（法附則第5条の3）。

前払一時金の額は、第3－7表に掲げる額を限度として総務省令で定められる額です。

なお、前払一時金が支給される場合には、障害補償年金は次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給が停止されます（規則附則第4条の4）。

ア 前払一時金を支給した月後の最初の法第40条第3項に規定する支払期月から1年経過した月（イにおいて「1年経過月」という。）前の各月に支給すべき障害補償年金の額の合計額（年金の支払があった後に申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日の属する月以前の期間に係る障害補償年金の額を除く。）

イ 1年経過月以降各月に支給されるべき障害補償年金の額を、法第2条第4項に規定する災害発生日の日における法定利率にその経過した年数（1年未満の端数は切り捨てる。）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額の合計額

第3－7表 障害補償年金前払一時金の限度額

障害の等級	額
第1級	平均給与額×1,340
第2級	平均給与額×1,190
第3級	平均給与額×1,050
第4級	平均給与額×920
第5級	平均給与額×790
第6級	平均給与額×670
第7級	平均給与額×560

2 障害の程度に変更のあった場合

障害の程度に変更のあった（法第29条第9項の規定の適用を受けた）障害補償年金の受給権者が、障害補償年金前払一時金の支給に係る申出を行った場合における当該障害補償年金前払一時金の限度額は、新たに該当するに至った障害等級に応じたものとします。

3 免責された額がある場合

規則附則第4条の3第1項の当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の合計額には、当該障害補償年金について第三者等が損害賠償を支払ったため免責された額がある場合は、これを含むものです。

4 再発傷病の場合

再発傷病に係る障害補償年金前払一時金の取扱いについては、次によるものとされています。

(1) 初発傷病に関して一時金の支給を受けていない場合

再発傷病に関して障害補償年金を受ける権利を有する者は、初発傷病に関し障害補償年金前払一時金の支給を受けていない場合に限り、規則附則第4条の2の規定による申出を行うこと

ができます。

(2) 初発傷病に関して一時金の支給を受けている場合

初発傷病に関して障害補償一時金を支給された者で、再発傷病に関し障害補償年金を受ける権利を有するものが、障害補償年金前払一時金の支給に係る申出を行った場合においては、その者が選択すべき障害補償年金前払一時金の額は、再発傷病が治った時における障害等級に応じ、法附則第5条の2第1項の表の下欄に掲げる額に、再発傷病に関し支給すべき障害補償年金の額を当該障害等級に応ずる法第29条第3項の規定による額で除して得た数を乗じて得た額又はその額の範囲内のものとされています。

第6 障害補償年金差額一時金等

1 障害補償年金差額一時金

(1) 通常の場合

障害補償年金の受給権者が死亡した場合において、障害補償年金前払一時金を選択した場合及び同様の制度が存する遺族補償年金との均衡を図る必要があること等を考慮して、当分の間、既に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の額の合計額が第3—8表（以下「障害補償年金差額一時金の限度額」という。）に掲げる額に満たないときは、その遺族に対し、その請求に基づき、補償としてその差額に相当する額が障害補償年金差額一時金として支給されます（法附則第5条の2）。

なお、上記の「既に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の額の合計額」には、未支給の補償又は第三者等が損害賠償を支払ったため免責された額がある場合は、これらを含むものとされています。

(2) 受給できる遺族

障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者です。

ア 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

イ アに該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

受給権者となる順序はア、イの順序により、ア及びイのうちにあつてはそれぞれ掲げた順序（父母については、養父母は実父母より先順位とする。）となります。

なお、アの「その者と生計を同じくしていた」とは、障害補償年金の受給権者と一つの生計単位を構成していたことをいい、必ずしも当該受給権者との間に同居又は生計維持関係の事実があることを要しないものです。一般的には、当該同居又は生計維持関係の事実がある場合は、別個の生計単位を構成していることが明らかでない限り、「その者と生計を同じくしていた」として取り扱っています。

(3) 障害加重の限度額

障害加重の限度額は、加重前の障害の程度が、第7級以上の障害等級に該当する場合、加重後の障害等級に応じ、第3-8表に掲げる額から、加重前の障害等級に応じ第3-8表に掲げる額を差し引いた額とされています。

加重前の障害の程度が、第8級以下の障害等級に該当する場合は、加重後の障害等級に応じ、第3-8表に掲げる額に、障害の程度を加重した場合に支給される障害補償年金額を、加重後の障害等級に応ずる第3-5表の障害補償年金額で除して得た数を乗じて得た額とされています。

第3-8表 障害補償年金差額一時金の限度額

障害の等級	額
第1級	平均給与額×1,340
第2級	平均給与額×1,190
第3級	平均給与額×1,050
第4級	平均給与額× 920
第5級	平均給与額× 790
第6級	平均給与額× 670
第7級	平均給与額× 560

(4) 再発傷病の場合

再発傷病に係る障害補償年金に関する障害補償年金差額一時金については、次によるものとされています。

ア 障害補償年金を受ける権利を有した者

初発傷病に関し障害補償年金を受ける権利を有していた者で、再発傷病に関し障害補償年金を受ける権利を有するものが死亡した場合においては、障害補償年金差額一時金の限度額は再発傷病が治った時における再発等級に応じたものとし、当該限度額から差し引くべき障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額には、初発傷病に関し支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の額が含まれます。

イ 障害補償一時金を支給された者

初発傷病に関し障害補償一時金を支給された者で、再発傷病に関し障害補償年金を受ける権利を有するものが死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、再発等級に応じ、第3-8表に掲げる額に、再発傷病に関し支給すべき障害補償年金の額を再発等級に応ずる法第29条第1項の規定による額で除して得た数を乗じて得た額に満たないときは、その差額に相当する額を支給するものとされています。

(5) 未支給の補償がある場合

障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡し、当該障害補償年金に係る未支給の補償がある場合における当該障害補償年金に係る障害補償年金差額一時金の支給決定は、当該障害補償年金に係る未支給の補償に関する支給決定の後に行うものとされています。

2 障害差額特別給付金

(1) 支給要件

障害差額特別給付金は、次に掲げる者に支給されるものです（業務規程第29の14第1項、第2項）

ア 障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなった遺族

イ 障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金の支給を受けたため障害補償年金差額一

時金を受ける権利を有しないこととなった者で、当該障害補償年金の受給権者にその障害補償年金前払一時金が支給されなかったものとした場合に障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなる遺族

(2) 支給額

障害差額特別給付金の支給額は、上記(1)のア及びイの区分に応じそれぞれ次のア及びイに掲げる額です（業務規程第 29 条の 14 第 3 項）。

ア 障害補償年金差額一時金に係る障害等級に応じ、法附則第 5 条の 2 第 1 項の表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金が特殊公務災害に係るものである場合は特殊公務災害として割増した後の額、船員である職員に係るものである場合は船員の特例として上積みした後の額（以下「障害差額特別給付金限度額」という。）に 100 分の 20 を乗じて得た額（ただし、その額は 150 万円に障害等級に応じ法附則第 5 条の 2 第 1 項の表の下欄に掲げる数を 365 で除して得た数を乗じて得た額を超えない額とする。）から、既に支給された障害特別給付金の額の合計額を差し引いた額

イ 障害補償年金差額一時金が支給されたものとして上記アの例により計算して得られる額

(3) 障害の程度を加重した場合

既に障害のある者が、公務上の傷病又は通勤による傷病によって同一部位について障害の程度を加重した場合の障害差額特別給付金の支給額は上記(2)にかかわらず、次のア又はイの場合の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる額に 100 分の 20 を乗じて得た額（ただし、その額は 150 万円にア又はイに掲げる額（特殊公務災害に係るものである場合は、特殊公務災害として割増す前の額）を平均給与額で除して得た数を 365 で除して得た数を乗じて得た額を超えないものとする。）から、既に支給された障害特別給付金の額の合計額を差し引いた額です（業務規程第 29 条の 14 第 4 項）。

ア 加重前の障害等級が第 7 級以上の場合

加重後の障害等級に応ずる障害差額特別給付金限度額から加重前の障害等級に応ずる障害差額特別給付金限度額を差し引いた額

イ 加重前の障害等級が第 8 級以下の場合

加重後の障害等級に応ずる障害差額特別給付金限度額に当該障害加重に係る障害補償年金の額を加重後の障害等級に応ずる障害補償年金の額（当該障害補償年金が特殊公務災害に係るものである場合は特殊公務災害として割増した後の額）で除して得た数を乗じて得た額

(4) 再発傷病の場合

ア 障害補償年金を受ける権利を有した者

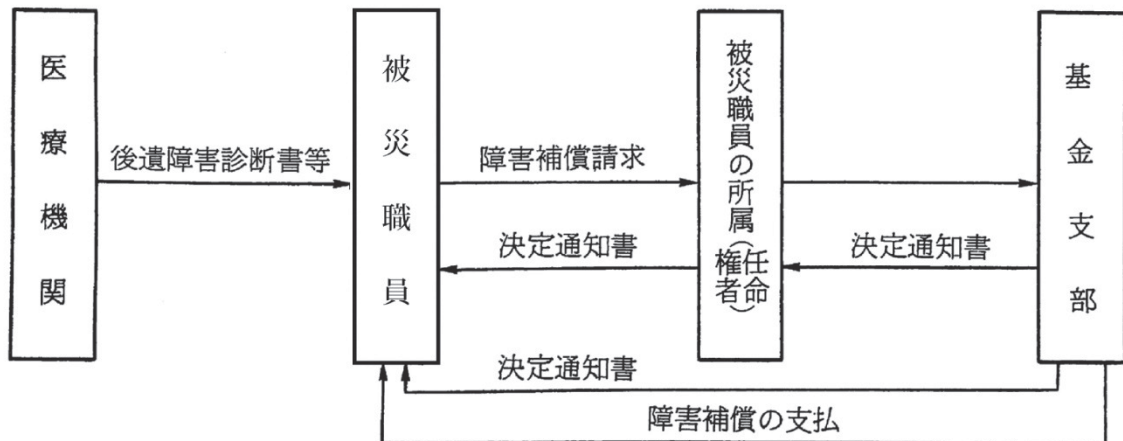
初発傷病に関し障害補償年金を受ける権利を有していた者で、再発傷病に関し障害補償年金を受ける権利を有するものが死亡した場合においては、上記(2)のアの既に支給された障害特別給付金の額の合計額には、初発傷病に関し支給された年金たる障害特別給付金の額が含まれるものです。

イ 障害補償一時金を支給された者

初発傷病に関し障害補償一時金を受けた者で、再発傷病に関し障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合における障害差額特別給付金の額は、再発等級に応じ、法附則第 5 条の 2 第 1 項の表の下欄に掲げる額に、再発傷病に関し支給すべき障害補償年金の額を再発等級に応ずる法第 29 条第 1 項の規定による額で除して得た数を乗じて得た額（以下「再発傷病に係

る障害補償年金差額一時金の限度額」という。)に100分の20(令第1条に規定する職員にあっては理事長の定める率)を乗じて得た額(その額が、150万円に、再発傷病に係る障害補償年金差額一時金の限度額を平均給与額で除して得た数を365で除して得た数を乗じて得た額を超えるときは、当該得られた額)から、既に支給された当該障害特別給付金の額の合計額を差し引いた額です。

◇障害補償の請求から支給まで◇



※ 決定通知の送付方法には被災職員へ直送の場合と、任命権者経由の場合とがあります。

記載例27 障害補償年金請求書

様式第9号

障害補償年金請求書
 障害特別支給金申請書
 障害特別援護金申請書
 障害特別給付金申請書

該当すると判断される等級

1号紙

地方公務員災害補償基金 東京都 支部長 殿 下記の障害補償年金 〔障害特別支給金〕 〔障害特別援護金〕 〔障害特別給付金〕 を請求（申請）します。		認定番号 ○○○○-○○○○ 請求（申請）年月日 令和5年4月14日 請求（申請）者の住所 〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町1-2-3 フリガナ トウキョウ イチロウ 氏名 東京 一郎 (自筆又は押印) 個人番号	
1 関被する職事員に	所属団体名 東京都	フリガナ トウキョウ イチロウ 氏名 東京 一郎 昭和43年10月10日生（54歳）	
	所属部局名 ○○局○○部	負傷又は発病の年月日 令和2年1月6日 治癒年月日 令和5年1月5日	
	職名 主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員		
2	障害の部位及びその程度	脊髄損傷による両下肢麻痺、歩行障害	
3	既存障害とその程度	なし	
4	障害等級	第1級第3号 (平均給与額) (日数)	
5	障害補償年金請求金額	15,911円 × 313 = 4,980,143円	
6	他法年金の受給関係	<input checked="" type="checkbox"/> 障害厚生年金 の被保険者であった。 <input type="checkbox"/> 被保険者ではなかった。	
7	障害特別支給金 障害特別援護金 申請金額等	障害特別支給金 3,420,000円 障害特別援護金 15,400,000円 傷病特別支給金の受給の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
8	障害特別給付金申請金額の計算	(A) 15,911円 × 313 × $\frac{20}{100}$ = 996,028円 (平均給与額) (日数)	
		(B) 1,500,000円 × $\frac{313}{365}$ = 1,286,301円 (日数)	
9	障害特別給付金申請金額	996,028円	
10 送金希望口座等	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する (本請求(申請)書に記載の個人番号を利用して公金受取口座との情報連携を行うことに同意する。)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する 金融機関名 ○○銀行 本支店等名 ○○支部 口座種別 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 1234567 口座名義人氏名(フリガナ) 東京 一郎(トウキョウ イチロウ)		
	<input type="checkbox"/> その他		
* 受理	所属部局	任命権者	基金支部
(到達した年月日)	年 月 日	年 月 日	年 月 日
* 年金決定年額	令第30条の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 円	* 年金証書の番号	第 号
* 決定金額	円	* 障害等級	第 級 第 号
特別支給金	円	* 年金支給開始年月	年 月
特別援護金	円	* 特別給付金	年 月 日
特別給付金	円	* 特別支給金特別援護金の支払	年 月 日
* 通知	年 月 日		

別紙「平均給与額算定書」で算定した額

銀行に届けている口座名義を正確に記入

〔注意事項〕裏面参照。

平均給与額算定書

被災職員の氏名 及び生年月日	東京 一郎 昭和 43 年 10 月 10 日生	補償の種類	障害補償年金
-------------------	-----------------------------	-------	--------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	1年10月1日から 1年10月31日まで	1年11月1日から 1年11月30日まで	1年12月1日から 1年12月31日まで	計	備考	
総日数	31日	30日	31日	92日	行(-)3-81	
勤務した日数	23日	23日	22日	68日		
控除日数	0日	0日	0日	0日		
給 与	給料	384,000円	384,000円	384,000円		1,152,000円
	扶養手当	13,500円	13,500円	13,500円		40,500円
	地域手当	67,575円	67,575円	67,575円		202,725円
	住居手当	9,000円	9,000円	9,000円		27,000円
	通勤手当	5,000円	5,000円	5,000円		15,000円
	時間外勤務手当	8,000円	10,000円	6,000円		24,000円
	宿日直手当	円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
計	487,075円	489,075円	485,075円	1,461,225円		
(A) 法第2条第4項本文による金額		寒冷地手当				
(給与総額) (総日数)		$\left[\begin{array}{l} \text{災害発生の日の属する月の前月の末日以前におけ} \\ \text{る直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地} \\ \text{手当の額} \end{array} \right] \times 5 \div 365 = \text{円} \text{ 銭 (ロ)}$				
1,461,225円 ÷ 92 = 15,882円88銭 (イ)						
(イ) + (ロ) =		15,882円88銭				
(B) 法第2条第4項ただし書による金額						
$\left[\begin{array}{l} \text{日、時間又は出来高払制によ} \\ \text{って定められた給与の総額} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{日、時間又は出来高払制によ} \\ \text{って定められた給与の総額} \end{array} \right] \times \frac{60}{100} = \text{円} \text{ 銭 (ハ)}$						
$\left[\begin{array}{l} \text{その他の給与の総額} \\ \text{1,437,225円} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{勤務した日数} \\ \text{92} \end{array} \right] = \text{円} \text{ 銭 (ニ)}$						
(ロ) + (ハ) + (ニ) =		15,833円77銭				
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)						
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} + \frac{\text{控除日の属する月の給与の月額}}{\text{その月の総日数}} \right] \times \text{控除日数} = \text{円} \text{ 銭 (ホ)}$						
$\left[\frac{\text{控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額}}{\text{控除日数}} \right] = \text{円} \text{ 銭 (ヘ)}$						
(ホ) + (ヘ) =		円 銭 (ト)				
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} \times \text{総日数} \right] + \text{その他の給与の総額} - \text{減額された給与の額} = \text{円} \text{ 銭}$						
(総日数) (控除日数)						
日 - 日						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)						
$\left[\begin{array}{l} \text{日、時間又は出来高払制によ} \\ \text{って定められた給与の総額} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{勤務した日数} \\ \text{控除日を除く} \end{array} \right] \times \frac{60}{100} = \text{円} \text{ 銭 (チ)}$						
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} \times \text{総日数} \right] + \text{その他の給与の総額} - \text{減額された給与の額} = \text{円} \text{ 銭 (リ)}$						
(総日数) (控除日数)						
日 - 日						
(チ) + (リ) =		円 銭				

[注意事項] 別紙参照。

災害発生日の翌々年度以降に治癒した場合に記載する。

負傷又は疾病が治った日

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		円 ÷ = 円 銭
①災害発生日(令和2年10月1日)における基本的給与の月額 行(-) 職給料表 3 級 81 号給	②補償事由発生日(令和5年1月5日)における基本的給与の月額 行(-) 職給料表 3 級 93 号給	
給料 384,000 円 扶養手当 13,500 円 地域手当 67,575 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 465,075 円	給料 391,000 円 扶養手当 13,500 円 地域手当 72,810 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 477,310 円	
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 = 円 銭
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)		477,310 円 ÷ 30 = 15,910 円 33 銭
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		465,075 円 ÷ 30 = 15,502 円 50 銭(ヌ)
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		15,882 円 88 銭(ル)
(ル) (総務大臣が定める率)		15,882 円 88 銭 × 1.00 = 15,882 円 88 銭
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)	円 ÷ 30 = 円 銭
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	円 ÷ 30 = 円 銭(ヲ)
	(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額	円 銭(ワ)
	(ワ) (総務大臣が定める率)	円 銭 × = 円 銭
(J) (H)(I)以外の金額		円 銭
(K) 規則第3条第7項による金額		円
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢		53 歳
最高限度額	最低限度額	昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
2 平均給与額	15,911 円 (F) による金額	
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 令和5年〇月〇日		文書番号 5〇〇第〇〇〇号
所属部局の	所在地 新宿区西新宿2-8-1	
	名称 〇〇局〇〇部	
	長の職・氏名 部長 〇〇 〇〇	
(文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)		

4月1日現在の年齢
補償事由発生日の属する年度の

記載例28 障害補償一時金請求書

様式第11号

障害補償一時金請求書
 障害特別支給金申請書
 障害特別援護金申請書
 障害特別給付金申請書

1号紙

認定番号 ○○○○-○○○○

地方公務員災害補償基金 東京都 支部長 殿 下記の障害補償一時金 障害特別支給金 障害特別援護金 障害特別給付金 を 請求（申請）します。	請求（申請）年月日 令和5年7月12日 請求（申請）者の住所 〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町1-2 フリガナ シンジュク ジロウ 氏 名 新宿 次郎 (自署又は押印)
--	--

該当すると判断される等級

1 関被する職事員に	所属団体名 東京都	フリガナ シンジュク ジロウ 氏 名 新宿 次郎
	所属部局名 ○○局○○部	昭和41年2月1日生（57歳）
	職 名 主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常 勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員	負傷又は発病の年月日 令和4年7月5日 治ゆ年月日 令和4年12月16日

2 障害の部位及びその程度	右眼の失明
3 既存障害とその程度	なし

4 障害等級	第8級第1号
--------	--------

5 障害補償一時金請求金額	[船員の場合] (平均給与額) (日数(A)) (平均給与額) (日数(I)) 15,828 円 × 503 + () 円 × () = 7,961,484 円
---------------	--

6 障害特別支給金 申請金額等	障害特別支給金 650,000 円 障害特別援護金 3,200,000 円	傷病特別支給金の受給の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
-----------------	--	---

7 障害特別給付金申請金額の計算	(A) $15,828 \text{ 円} \times 503 + () \text{ 円} \times () = 1,592,296 \text{ 円}$
	(B) $1,500,000 \text{ 円} \times \frac{503}{365} = 2,067,123 \text{ 円}$

8 障害特別給付金申請金額	1,592,296 円
---------------	-------------

9 送金希望口座等	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する
	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する 金融機関名 ○○銀行 本支店等名 ○○支店 口座種別 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 1234567 口座名義人 氏名(フリガナ) 新宿 次郎(シンジュク ジロウ)
	<input type="checkbox"/> その他

別紙「平均給与額算定書」で算定した額

銀行に届けている口座名義を正確に記入

* 受理 (到達した年月日)	所属部局	任命権者	基金支部
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

* 決定金額	一時金	法第30条の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	* 障害等級	第 級 第 号
	特別支給金	円	* 通知	年 月 日
	特別援護金	円	* 支払	年 月 日
	特別給付金	円		
	合計	円		

【注意事項】裏面参照。

平均給与額算定書

被災職員の氏名 及び生年月日	新宿 次郎 昭和41年 2月 1日生	補償の種類	障害補償一時金
-------------------	-----------------------	-------	---------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	4年4月1日から 4年4月30日まで	4年5月1日から 4年5月31日まで	4年6月1日から 4年6月30日まで	計	備考	
総日数	30日	31日	30日	91日	行(-)3-77	
勤務した日数	22日	23日	22日	67日		
控除日数	日	日	日	日		
給	給料	378,400円	378,400円	378,400円		1,135,200円
	扶養手当	13,500円	13,500円	13,500円		40,500円
	地域手当	70,542円	70,542円	70,542円		211,626円
	住居手当	円	円	円		0円
	通勤手当	6,000円	6,000円	6,000円		18,000円
	時間外勤務手当	10,000円	15,000円	10,000円		35,000円
	宿日直手当	円	円	円		円
	計	478,442円	483,442円	478,442円		1,440,326円
与	計	円	円	円		円
	計	円	円	円		円
	計	円	円	円	円	
	計	円	円	円	円	
	計	円	円	円	円	
	計	円	円	円	円	
	計	円	円	円	円	
	計	円	円	円	円	
(A) 法第2条第4項本文による金額				寒冷地手当		
(給与総額) (総日数) 1,440,326円 ÷ 91 = 15,827円75銭 (イ)				(災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額) 円 × 5 ÷ 365 = 円 銭 (ロ)		
(イ) + (ロ) = 15,827円75銭						
(B) 法第2条第4項ただし書による金額						
(日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額) (勤務した日数) 35,000円 ÷ 67 × $\frac{60}{100}$ = 313円43銭 (ハ)						
(その他の給与の総額) (総日数) 1,405,326円 ÷ 91 = 15,443円14銭 (ニ)						
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 15,756円57銭						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)						
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)						
$\left[\frac{\text{ } \times 5}{365} + \text{ } \right] \times \text{ } = \text{ } \text{円} \text{ 銭} \text{ (ホ)}$						
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 銭 (ヘ)						
(ホ) + (ヘ) = 円 銭 (ト)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)						
$\left[\frac{\text{ } \times 5}{365} \times \text{ } \right] + \text{ } - \text{ } \text{円} \text{ 銭} = \text{ } \text{円} \text{ 銭}$						
(総日数) (控除日数) 日 - 日						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)						
(日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)) (勤務した日数(控除日を除く))						
円 ÷ $\times \frac{60}{100}$ = 円 銭 (チ)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与総額) (ホ)						
$\left[\frac{\text{ } \times 5}{365} \times \text{ } \right] + \text{ } - \text{ } \text{円} \text{ 銭} = \text{ } \text{円} \text{ 銭} \text{ (リ)}$						
(総日数) (控除日数) 日 - 日						
(チ) + (リ) = 円 銭						

[注意事項] 別紙参照。

負傷又は疾病が治った日

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		円 ÷ = 円 銭
①災害発生日(年 月 日)における 基本的給与の月額 職給料表 級 号給 給料 円 扶養手当 円 地域手当 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 円	②補償事由発生日(令和 4 年 12 月 16 日)にお ける基本的給与の月額 行(-) 職給料表 3 級 77 号給 給料 378,400 円 扶養手当 13,500 円 地域手当 70,542 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 462,442 円	
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 = 円 銭
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)		462,442 円 ÷ 30 = 15,414 円 73 銭
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 = 円 銭(ヌ)
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		円 銭(ル)
(ル) (総務大臣が定める率)		円 銭
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)	円 ÷ 30 = 円 銭
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降 に属する場合の金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	円 ÷ 30 = 円 銭(ヲ)
	(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額	円 銭(ワ)
	(ワ) (総務大臣が定める率)	円 銭
(J) (H)(I)以外の金額		円 銭
(K) 規則第3条第7項による金額		3,960 円
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 歳		
最高限度額 円	最低限度額 円	昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2 平均給与額		15,828 円 (A) による金額
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 令和 5 年 〇 月 〇 日		文書番号 5〇〇第〇〇〇号
所属部局の	所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 〇〇局〇〇部 長の職・氏名 部長 〇〇 〇〇 (文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)	

第5節 介 護 補 償

第1 補償の内容

介護補償は、傷病等級第2級以上の傷病補償年金の受給権者又は障害等級第2級以上の障害補償年金の受給権者のうち、当該年金の支給事由となった一定の障害により、常時又は随時介護を要する状態（以下「要介護状態」という。）にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に支給されます。

ただし、次に掲げる施設に入院又は入所している場合には、介護補償は行われません。（法第30条の2）

- 1 病院又は診療所（介護保険法第8条第22項に規定する介護老人保健施設を含む。）
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設（同条第7項に規定する生活介護を受けている場合に限る。）
- 3 総務大臣が定める次に掲げる施設
 - (1) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - (2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第39条に規定する原子爆弾被爆者特別養護ホーム

第2 介護を要する状態にある障害

介護補償の支給対象となる障害は、傷病等級第1級又は障害等級第1級に該当する障害のすべてと、傷病等級第2級又は障害等級第2級に該当する障害の一部（神経系統の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の機能の著しい障害に限る。）ですが、その障害により、常時介護を要する状態と随時介護を要する状態に区分しています。（規則第28条の2）

1 常時介護を要する状態とされる障害

- (1) 傷病等級第1級第3・4号又は障害等級第1級第3・4号に該当する障害
- (2) 両眼失明とともに、傷病等級第1級各号（第1・3・4号を除く。）若しくは第2級各号（第1号を除く。）又は障害等級第1級各号（第1・3・4号を除く。）若しくは第2級各号（第1・2号を除く。）のいずれかを併せ有するもの
- (3) 両眼失明とともに障害等級第1級又は第2級の障害に相当するとされた障害を併せ有するもの
- (4) 両上肢の用を全廃し、又は両上肢をひじ関節以上で失った障害とともに、両下肢の用を全廃し、又は両下肢をひざ関節以上若しくは足関節以上で失った障害を併せて有するもの
- (5) 両上肢を腕関節以上で失った障害とともに、両下肢の用を全廃し、又は両下肢をひざ関節以上で失った障害を併せて有するもの
- (6) (2)から(5)に掲げる障害と同程度の障害であって、規則別表第4常時介護を要する状態の第1号又は第2号に掲げる障害と同程度の介護を要する状態にあるもの

2 随時介護を要する状態とされる障害

- (1) 傷病等級第2級第2・3号又は障害等級第2級第3・4号に該当する障害
- (2) 傷病等級第1級又は障害等級第1級に該当する障害で規則別表第4常時介護を要する状態の各号に該当しないもの

第3 支給額

介護補償は月を単位として支給され、日割計算は行いません。

介護補償の支給月額、次に掲げる介護を要する状態の区分に応じて、介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ金額の欄に掲げる額が支給されます。

1 介護を要する状態の区分

(1) 常時介護を要する状態

「常時介護を要する状態」とは、日常生活の範囲が病床に限定されている場合のように、通常、人が生活するに当たっての生理的基本動作、例えば食事、用便、入浴、衣服の着脱等の動作に常に他人の手助けを要する状態をいいます。

(2) 随時介護を要する状態

「随時介護を要する状態」とは、日常生活の範囲は主として病床にあるが、食事、用便、自宅内の歩行等の短距離の離床が可能である場合のように、生理的基本動作に随時他人の手助けを要する状態をいいます。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（限度額172,550円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が77,890円以下であるときに限る。）	月額77,890円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（限度額86,280円）

	<p>2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が38,900円以下であるときに限る。）</p>	<p>月額38,900円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）</p>
--	--	---

2 介護に要する費用

「介護に要する費用」とは、介護に従事した者に係る賃金、交通費等（ホームヘルパー等の派遣を受けた場合に支払う受付手数料、紹介手数料等を含む。）のうち、社会通念上妥当であると認められる範囲内のものをいいます。なお、在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業を利用した場合の受益者負担も、この介護に要する費用に該当します。

3 親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日

「親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日」とは、親族又は友人、知人などの介護費用を徴収せずに介護を行う者から介護を受けた日をいいます。

4 新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月

「新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月」には、法第30条の2第1項本文に規定する介護補償を支給すべき事由がなくなった月の翌月以降に再び介護補償を支給すべき事由が生じた月が含まれます。

なお、要介護状態の区分に変更があった月及び同項ただし書の規定により介護補償を行っていない者が、同項各号に規定する施設等から退院又は退所した月は、「新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月」には該当しません。

第4 請求手続等

1 請求手続

介護を受けた日の属する月の翌月以後に「介護補償請求書（様式第13号の2）」に次の書類を添付し、任命権者を經由して支部長に提出することになります。

- (1) 常時又は随時介護を要する状態にあることの決定に必要な医師又は歯科医師の診断書
 - (2) 親族又はこれに準ずる者に介護を受けた場合の当該介護の事実、介護に従事した者の氏名及び請求者との続柄又は関係を記載した書類
 - (3) 実際に支出した介護に要する費用を介護補償として請求する場合にあつては、当該介護を受けた年月日、時間、当該介護に要する費用として1の月（1か月）に支出した額を証明することができる当該介護を行った者が発行する領収書等の書類
- ただし、当該診断書は、それぞれ、次に掲げる場合には添付を省略することができます。

(1)の診断書

- ア 2回目以後の請求において、既に決定されている介護を要する状態に変更がない場合
- イ 障害等級第1級3・4号又は第2級3・4号に該当する障害補償年金の受給権者が請求する場合
- ウ 傷病等級第1級3・4号又は第2級2・3号に該当する傷病補償年金の受給権者が請求する場合

(2)の書類

- ア 2回目以後の請求において、親族又はこれに準ずる者から介護を受けた日があり、当該介護を行った者が前回の請求における請求書に記載した介護に従事した者と変更がない場合で、一律定額(常時介護を要する状態にあつては、77,890円、随時介護を要する状態にあつては、38,900円。以下同じ。)の介護補償を請求する場合
- イ 1の月(1か月)において実際に支出した介護に要する費用を介護補償として請求する場合

(3)の書類

2回目以後の請求において、親族又はこれに準ずる者から介護を受けた日があり、かつ、一律定額の介護補償を請求する場合

2 介護補償の決定通知

上記の介護補償請求に対して、基金が介護補償の決定を行った場合は、請求者及び任命権者に対してその旨通知することとされています。

3 定期報告等

介護補償を受けている者は、傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者が行う定期報告に、当該年金の支給事由となった障害を有することに伴う日常生活の状態を併せて記載し、基金に提出する必要があります。

記載例29 介護補償請求書

様式第13号の2

介護補償請求書

認定番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇
<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 継続

地方公務員災害補償基金 東京都 支部長 殿 下記の介護補償を請求します。	請求年月日	令和5年5月8日
	請求者の住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 フリガナ トウキョウ イチロウ 氏名 東京 一郎 (自署又は押印)

1 関被 す災 る職 事員 項に	所属団体名	東京都	フリガナ	トウキョウ イチロウ
	所属部局名	〇〇局〇〇部	氏名	東京 一郎
	職名	主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員	負傷又は発病の年月日	昭和42年10月10日生(55歳) 平成30年10月1日

2	傷病等級又は障害等級	<input type="checkbox"/> 傷病等級(第 級第 号) <input checked="" type="checkbox"/> 障害等級(第1級第3号)	3年金証書の番号	第 13194001-00 号
---	------------	---	----------	-----------------

4	介護を要する状態の常時又は随時の別	<input checked="" type="checkbox"/> 常時介護を要する状態 <input type="checkbox"/> 随時介護を要する状態
---	-------------------	--

5 請求 金額 等	請求対象年月	介護費用を支出せずに介護を受けた日の有無	介護費用として支出した額	請求月額
	令和5年4月	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	0円	77,890円
	年 月	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	円	円
	年 月	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	円	円
	年 月	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	円	円
介護補償請求金額(請求月額の合計)				77,890円

6	介護を受けた場所	<input checked="" type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 病院・施設等 (名称:) 入院・入所期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)
---	----------	--

7 し介 護に 従事	氏名	請求者との続柄又は関係	請求者が介護を受けた期間
	東京 花子	妻	令和5年4月1日 ~ 令和5年4月30日
			年 月 日 ~ 年 月 日
			年 月 日 ~ 年 月 日

8 送金 希望 口座 等	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する	個人番号	
	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する	金融機関名	〇〇銀行 本支店等名 〇〇支店 口座種別 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
		口座番号	1234567 口座名義人 氏名(フリガナ) 東京 一郎(トウキョウ イチロウ)
	<input type="checkbox"/> その他		

* 受理 (到達した年月日)	所属部局	任命権者	基金支部
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
* 決定金額	円	* 通知	年 月 日
		* 支払	年 月 日

〔注意事項〕裏面参照。

第6節 遺族補償

第1 遺族補償の内容

遺族補償は、職員が公務又は通勤により死亡した場合にその遺族が受けた損害を補償し、遺族の保護を図ることを目的として、その遺族に対し支給されます。

遺族補償には、遺族補償年金及び遺族補償一時金の2種類があります（法第31条）。

1 遺族補償年金

(1) 受給資格者

遺族補償年金（以下本節において「年金」という。）を受けることができる遺族を年金の受給資格者といい、その範囲は、第3－9表に掲げる要件を備える者で、職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持していたものとなります（「第6 特例遺族」P.219参照）。

第3－9表 遺族補償年金の受給資格者となり得る遺族の範囲と受給権の順位

職員との続柄		職員が死亡した当時の年齢		受給権の順位
配偶者 (内縁関係を含む。)	妻	年齢は問わない		1
	夫	60歳以上のもの	一定の障害の状態にある場合は年齢を問わない（規則第29条）	
子 (養子を含む。)		18歳に達する日以後の最初の3月31日までのもの		2
父	養母	60歳以上のもの		3
	実母			4
孫		18歳に達する日以後の最初の3月31日までのもの		5
祖父	祖母	60歳以上のもの		6
兄弟姉妹		18歳に達する日以後の最初の3月31日までのもの又は60歳以上のもの		7
特例遺族		55歳以上60歳未満のもの		8

[注意事項]

- 「職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持していたもの」には、「専ら」又は「主として」職員の収入によって生計を維持していた者のみでなく、職員の死亡の当時、その収入によって生計の一部を維持していた者も含まれます。
- 年齢は、職員の死亡当時のものとします。
- 職員の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなします（出生したときから受給資格者となります）。

(2) 受給権者

年金は、受給資格者のすべてに支給されるものではなく、その受給資格者のうち最先順位にある遺族にのみ支給されます。つまり、受給資格者のうち最先順位にある遺族が年金の受給権者となります。

受給権者となる順位は、第3-9表の「受給権の順位」のとおりで、同順位者が2人以上あるときは、それぞれ受給権者となります（法第32条第3項）。

(3) 年金の支給額

年金は、第3-10表に掲げる受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者の人数の区分に応じ、それぞれの額が支給されます。

なお、受給権者が2人以上あるときは、それぞれの受給権者に支給される年金の額は、上記の年金額をその受給権者の数で除して得た額となります。

生計を同じくしているとは、受給資格者が受給権者と一つの生計単位を構成していることをい、必ずしもその生計が維持されていることを必要としません。

また、同居・別居を問いませんが、一般的には、同居している場合は、生計同一関係があるものと考えられます（法第33条第1・2項）。

第3-10表 遺族補償年金等

遺族の人数		遺族補償年金	遺族特別支給金	遺族特別援護金		遺族特別給付金
				公務災害	通勤災害	
1人	① ②以外の場合	平均給与額×153	300万円	1,735万円	1,115万円	年金の額に $\frac{20}{100}$ を乗じて得た額 上限額 =150万円× $\frac{A}{365}$ A=遺族補償年金欄の遺族の人数に応ずる乗数
	② 55歳以上の妻又は総務省令で定める障害の状態にある妻の場合	平均給与額×175				
	2人	平均給与額×201				
	3人	平均給与額×223				
	4人以上	平均給与額×245				

(4) 年金の端数処理

年金たる補償の額の100円未満の端数は、50円未満を切り捨て、50円以上を切り上げます（法第39条の2）。

(5) 受給権及び受給資格の消滅

年金を受ける権利（受給権）は、受給権者が次のいずれかに該当するに至ったときに消滅し、これを失権といいます。この場合、同順位者がなくて、後順位者があるときは次順位者が受給権者となり、年金の支給を受けることとなりますが、これを転給といいます。

ア 死亡したとき。

イ 婚姻（内縁関係にある場合を含む。）をしたとき。

ウ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。

エ 離縁によって、死亡した職員との親族関係が終了したとき。

オ 子、孫又は兄弟姉妹が 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したとき（職員の死亡の時から引き続き一定の障害の状態にあるときを除く）。

カ 職員の死亡の当時一定の障害の状態にあった 60 歳未満の夫、父母又は祖父母がその障害の状態でなくなったとき。

キ 職員の死亡の当時一定の障害の状態にあり 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日が終了していた子又は孫がその障害の状態でなくなったとき。

ク 職員の死亡の当時一定の障害の状態にあり 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日が終了していたか 60 歳未満であった兄弟姉妹がその障害の状態でなくなったとき。

また、受給資格者についても上記アからクまでのいずれかに該当するに至ったときは受給資格を失い、これを失格といいます（法第 34 条）。

(6) 年金の支給期間等

年金は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、受給権が消滅した月で終わります。

また、支払は、毎年 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月の 6 期に、それぞれの前月分までをまとめて支払うことになっていますが、受給権が消滅した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても支払われます。

(7) 年金額の改定

年金額は、次の場合に改定されます。

ア 年金の額の算定基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から

イ 年金の受給権者が妻であり、かつ、その妻と生計を同じくしている受給資格者がいない場合において、その妻が 55 歳に達したとき（一定の障害の状態にあるときを除く。）等は、その該当するに至った月の翌月から

ウ その他、国の職員の給与水準を基礎とした年金たる補償の自動改定（「第 6 平均給与額のスライド率早見表 P. 298 参照）があったときは、その該当月から

(8) 他の法令による給付との調整

ア 同一の事由によって遺族補償年金と厚生年金保険法等、他の法令の規定による給付が併給される場合の遺族補償年金の額は、端数処理を行わない所定の遺族補償年金の額に他の法令の規定により併給される年金の種類に応じ、第 3-11 表に掲げる率を乗じて得た額を端数処理した額に調整されます。

なお、遺族補償年金と同一の事由によって支給される他の法令の規定による年金たる給付において「旧船員保険法の規定による遺族年金」、「旧厚生年金保険法の規定による遺族年金」、「旧国民年金法の規定による母子年金等」が 2 ある場合の調整率は、他の法令による年金たる給付に係るそれぞれの調整率を合算したものから 1 を減じた率とされます。

イ ただし、調整した後の遺族補償年金の額が調整前の遺族補償年金の額から他の法令の規定による年金たる給付の額（他の法令の規定による給付が 2 つある場合は、それぞれの給付の額の合算額）を控除した額を下回る場合は、その控除した後の額が遺族補償年金として支給されま（法附則第 8 条、令附則第 3 条）。

第3-11表 他の法令による給付との調整率

併給される公的年金	調整率	調整率 (特殊公務災害時)
厚生年金保険法による遺族厚生年金等及び国民年金法による遺族基礎年金	0.80	0.87
遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84	0.89
遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金又は平成24年一元化法改正前地方公務員等共済組合法・平成24年一元化法改正前国家公務員共済組合法による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.88	0.92
旧船員保険法の規定による遺族年金	0.80	0.87
旧厚生年金保険法の規定による遺族年金	0.80	0.87
旧国民年金法の規定による母子年金等	0.90	0.93

(9) 遺族補償年金の支払停止

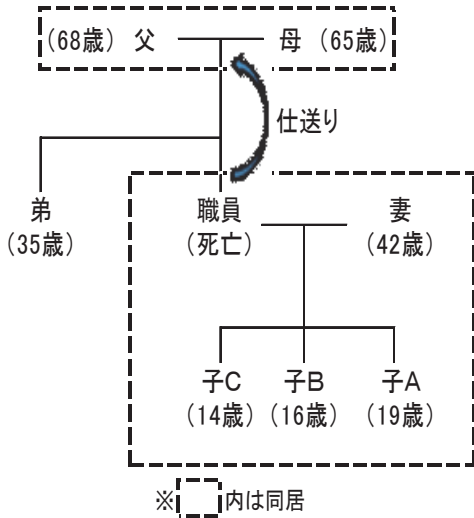
年金の受給権者が1年以上所在不明である場合には、同順位者(同順位者がいないときは次順位者)の申請によって、その所在が明らかでない間、年金の支給が停止されます(法第35条)。

支給停止申請は、受給権者の所在が、基金及び受給権者の同順位者又は次順位者のいずれにも知れなくなった日から引き続いて1年以上その状態が継続している場合に遺族補償年金支給停止申請書(様式第20号)を基金に提出することにより行われ、支給停止の申請により所在不明となっている受給権者及びその者と生計を同じくしていた受給資格者に係る年金の支給が停止され、その者の同順位者(同順位者がいないときは次順位者)が最先順位者となり、その支給が停止された月の翌月からこれらの者が年金の支給を受けることとなります。

支給停止をされた受給権者は、いつでもその所在を明らかにし、遺族補償年金支給停止解除申請書(様式第21号)及び年金証書を基金に提出して、支給停止の解除申請を行うことができます。

受給権者の所在不明により年金の支給が停止され、又はその停止が解除された場合における支給される年金の額は、法第33条第3項の規定を準用して改定されることとなります。

〈事例〉 遺族補償年金の受給資格者、受給権者、年金の算定基礎となる遺族の決定



左の図で、父、母は職員の生前仕送りを受けていましたが、職員の死後、職員の妻から仕送りを受けていません。

- ◎ 受給資格者
妻、子B、子C、父、母
- ◎ 受給権者
妻
- ◎ 年金の算定基礎となる遺族の数
妻、子B、子Cの3人
(ここで、父母は年金の受給権者である妻と同一生計関係にはないので、遺族の数には含まれません。)
- ◎ 年金の額
平均給与額×223

2 遺族補償一時金

(1) 支給要件

遺族補償一時金（以下本節において「一時金」という。）は、次の場合に支給されます。

- ア 職員の死亡当時、年金の受給資格者がいないとき（法第36条第1項第1号）
- イ 職員の死亡当時、年金を受ける権利を有する者がいたが、年金の支給開始後失権し、他に受給資格者がなく、しかもそれまでに支給された年金の合計額（前払一時金を受けた場合は、当該金額を含む。）が第3-13表に掲げる遺族補償一時金の支給額に満たないとき（同第2号）

(2) 受給資格者等

一時金の受給資格者は次の者であって、年金の受給資格がないもの、あるいは年金受給について失権又は失格したものとなっており（法第37条）。

- ア 配偶者
- イ 職員の死亡当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ウ ア、イ以外の者で、主として職員の収入によって生計を維持していたもの
- エ イに該当しない子、父母、孫、祖父母及

第3-12表 遺族補償一時金の受給権の順位

生計維持関係	遺族	受給権の順位
生計維持関係の有無は問わない	配偶者	1
生計維持関係のあった者	子	2
	養父母	3
	実父母	4
	孫	5
	祖父母	6
その他主として生計維持関係のあった者	兄弟姉妹	7
	上に掲げる者以外の者	8
生計維持関係のなかった者	子	9
	養父母	10
	実父母	11
	孫	12
	祖父母	13
	兄弟姉妹	14

び兄弟姉妹

受給権者となるのは、これらの者のうち最先順位者ですが、その順位は、ア、イ、ウ、エの順序により、イとエにおいては、子、父母（養父母は実父母より先順位とする。）、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序によります。ただし、職員が遺言又はその任命権者に対する予告で、ウ及びエの該当者中から特に指名した者がある場合は、その者がウ及びエ中の他の者に優先して一時金を受けることとなります。

上記の一時金受給権の順位についてまとめたものが第3-12表です。

(3) 一時金の支給額

一時金の支給額は次のようになっています（令附則第2条）。

なお、一時金の受給権者が2人以上である場合には、一時金の額を等分して各受給権者に支払うこととなります。

ア 法第36条第1項第1号該当の場合

第3-13表に掲げる遺族補償一時金受給権者の区分に応ずる額

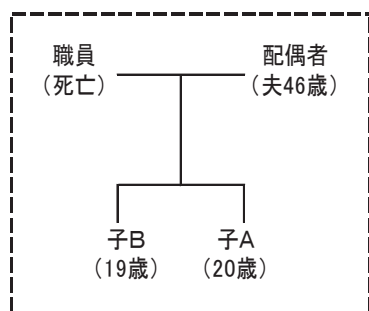
イ 法第36条第1項第2号該当の場合

第3-13表に掲げる遺族補償一時金受給権者の区分に応ずる額から年金の受給権者のすべてに支給された年金の支給額の合計額を差し引いた額（この場合規則第3条第3項の「補償を行うべき事由の生じた日」とは、前記(1)のイに該当して新たに一時金を支給すべきこととなった日を指すものですので、規則第3条第3項及び同条第4項の比較計算を行う必要があります。）

第3-13表 遺族補償一時金等

遺族補償一時金受給権者の区分	遺族補償一時金	遺族特別支給金	遺族特別援護金		遺族特別給付金
			公務災害	通勤災害	
ア 配偶者 子、父母 孫、祖父母、兄弟姉妹	平均給与額 ×1,000	300万円	1,735万円	1,115万円	遺族補償一時金の額に100分の20を乗じて得た額 上限額 $=150万円 \times \frac{A}{365}$ A=遺族補償一時金受給権者の区分に応ずる欄の乗数
イ アに掲げる者以外の者で主として生計維持関係にあった者（職員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の3親等内の親族又は一定の障害の状態にある3親等内の親族）	平均給与額 ×700	210万円	1,215万円	780万円	
ウ アに掲げる者以外の者で主として生計維持関係にあった者（イに掲げる者以外の者）	平均給与額 ×400	120万円	695万円	445万円	

〈事 例〉 法第 36 条第 1 号の場合の遺族補償一時金



※I内は同居・生計維持関係あり(職員死亡時)

◎ 令和 5 年 7 月 9 日職員死亡

夫 46 歳、子 A 20 歳、子 B 19 歳

平均給与額 12,351 円

◎ この場合は、遺族補償年金を受けることができる遺族がないので、遺族補償一時金(受給は夫)が支給されます。

この場合の遺族補償一時金の額は次のとおりです。

平均給与額×1,000 日

=12,351 円×1,000=12,351,000 円

第 2 遺族補償に伴う福祉事業

1 遺族特別支給金

遺族特別支給金は、年金の第 1 順位の受給権者又は職員の死亡当時年金を受けることができる遺族がない場合の一時金の受給権者に対し、第 3-10 表又は第 3-13 表に掲げるそれぞれの額が支給されます(業務規程第 29 条の 7 第 1 項、第 2 項)。

なお、遺族特別支給金を受けることができる者が 2 人以上あるときは、遺族特別支給金の支給額は、上記の額をその人数で除して得た額がそれぞれ各人に対し支給されます(業務規程第 29 条の 7 第 3 項)。

2 遺族特別援護金

遺族特別援護金は、年金の第 1 順位の受給権者又は職員の死亡当時年金を受けることができる遺族がない場合の一時金の受給権者に対し、第 3-10 表又は第 3-13 表に掲げるそれぞれの額が支給されます(業務規程第 29 条の 9 第 1 項、第 2 項)。

なお、遺族特別援護金を受けることができる者が 2 人以上あるときは、遺族特別援護金の支給額は、上記の額をその人数で除して得た額がそれぞれ各人に対し支給されます(業務規程第 29 条の 9 第 3 項)。

3 遺族特別給付金

(1) 支給要件

遺族特別給付金は、年金の受給権者に対しては年金として、一時金の受給権者に対しては一時金として、次に掲げる区分に応じて支給されます。

(2) 支給額

ア 年金の受給権者

年金(法第 33 条第 1 項の規定による)の額に 100 分の 20 を乗じて得た額が支給されます。

ただし、その額は、第 3-10 表に掲げる上限額の算式により得た額を超えないものとされて

います（業務規程第 29 条の 13 第 3 項第 1 号）。

なお、年金たる遺族特別給付金の額の 100 円未満の端数は、50 円未満を切り捨て、50 円以上を切り上げます。

また、遺族特別給付金の 100 分の 20 の算定基礎となる遺族補償年金又は遺族補償一時金の額は、法第 58 条第 2 項若しくは法第 59 条第 2 項の規定による免責、法附則第 6 条第 3 項の規定による支給停止又は法附則第 8 条の規定による他の法令による給付との調整等の措置が講じられる場合にあつては、これらの措置が講じられる前の額となります。

イ 法第 36 条第 1 号の規定による一時金の受給権者

一時金の額に 100 分の 20 を乗じて得た額が支給されます。

ただし、その額は、第 3-13 表に掲げる上限額の算式により得た額を超えないものとされています（業務規程第 29 条の 13 第 3 項第 2 号）。

ウ 法第 36 条第 2 号の規定による一時金の受給権者

イによる額から同一の事由につき既に支給されたアによる額の合計額を差し引いた額が支給されます（業務規程第 29 条の 13 第 3 項第 4 号）。

エ 業務規程第 29 条の 13 第 2 項の規定による一時金の受給権者

遺族補償年金の受給権者が遺族補償年金前払一時金の支給を受けたため法第 36 条第 2 号の規定に該当しないこととなった者で、当該遺族補償年金の受給権者に当該遺族補償年金前払一時金が支給されなかったものとした場合に同号の規定に該当して遺族補償一時金の受給権者となるものに対する支給額は、上記ウに準じます（業務規程第 29 条の 13 第 3 項第 4 号）。

(3) 受給権者が 2 人以上の場合

遺族特別給付金の支給を受けることができる者が 2 人以上あるときは、遺族特別給付金の支給額は、上記(2)のア、イ、ウ、エによる額をその人数で除して得た額がそれぞれに対し支給されません。

(4) 支給の停止

年金の受給権者の所在が 1 年以上明らかでないことによりその支給が停止されている者に対する遺族特別給付金は、当該年金の支給が停止されている間、支給されません。

第 3 遺族補償等の請求（申請）手続

1 遺族補償年金等の請求（申請）手続

遺族補償年金の受給権者が、年金の支給を受けるためには、死亡職員の任命権者を經由して、基金に「遺族補償年金請求書（様式第 14 号）」を提出する必要があります（記載例 30 参照）。請求書には個人番号を記入しなくてはなりません。

この請求書には、請求者が年金の受給権者であることを証明できる書類及び年金の額の決定に必要な書類等（「遺族補償請求書の添付書類一覧」P. 220 参照）を添付する必要があります。

その際、受給権者が 2 人以上あるときには、原則としてそのうちの 1 人を代表者に選任し、その旨を文書によって届け出なければなりません（規則第 31 条）。

基金からの支給決定通知は、請求者である受給権者及び任命権者に対して行われますが、受給権者

が2人以上あって代表者を選任している場合には、代表者に対して行われます。

また、決定通知とともに、受給権者には年金証書が交付されます。

2 遺族補償一時金等の請求（申請）手続

遺族補償一時金の受給権者が、遺族補償一時金の支給を受けるためには、死亡職員の任命権者を經由して、基金に「遺族補償一時金請求書（様式第23号）」を提出する必要があります。（記載例31-1、2参照）

この請求書には、請求者が一時金の受給権者であることを証明できる書類及び一時金の額の決定に必要な書類等（「遺族補償請求書の添付書類一覧」P.220参照）を添付する必要があります。

なお、一時金の受給権者が2人以上である場合には、それぞれが請求（申請）を行い、一時金の額を等分して各受給権者に支給されます。

第4 受給権者の報告等

1 届出

年金の受給権者が、年金の受給中に、次に掲げる事項に該当する場合は、ただちに基金に届け出なければなりません。

なお、年金の受給権者が死亡したときは、その遺族が当該届出の義務を負います（規則第37条）。

- (1) 氏名、住所、個人番号を変更した場合
- (2) 法第34条第1項（同項第1号を除く。）の規定により、その者の年金を受ける権利が消滅した場合
- (3) その者と生計を同じくしている年金を受けることができる遺族の数に増減を生じた場合
- (4) 法第33条第4項第1号又は第2号のいずれか一に該当するに至った場合

2 定期報告

遺族補償年金を受けている者は、毎年1回、2月1日から同月末日までの間に、年金受給権者及び年金受給資格者の現状について、「遺族の現状報告書（様式第41号）」を作成し、死亡した職員の所属していた任命権者を經由して提出しなければなりません（規則第36条）。

第5 遺族補償年金前払一時金

職員の公務又は通勤による死亡に伴い、遺族が一時的出費を必要とする場合を考慮し、当分の間、職員が公務又は通勤により死亡した場合において当該年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を一時金として前払いすることとされており、これを遺族補償年金前払一時金（以下「前払一時金」という。）といいます（法附則第6条第1項）。

1 支給の申出

前払一時金の支給の申出は、原則として年金の最初の支払に先立って行わなければなりません、既に年金の支払があった場合であっても、当該公務又は通勤による災害についての法第45条第1項の通知があった日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、なお当該申出を行うことができます（規則附則第4条の5第1項）。

この申出は遺族補償年金前払一時金請求書（様式第19号）を提出することにより行われることとなります。

なお、年金受給権者が2人以上あるときの前払一時金の請求及び受領は、原則として、これらの者が代表者を選任し、当該代表者が行うことになっています（規則附則第4条の6）。

また、前払一時金の支給の申出は、同一の災害につき1回に限り認められます（規則附則第4条の5第2項）。

2 前払一時金の額

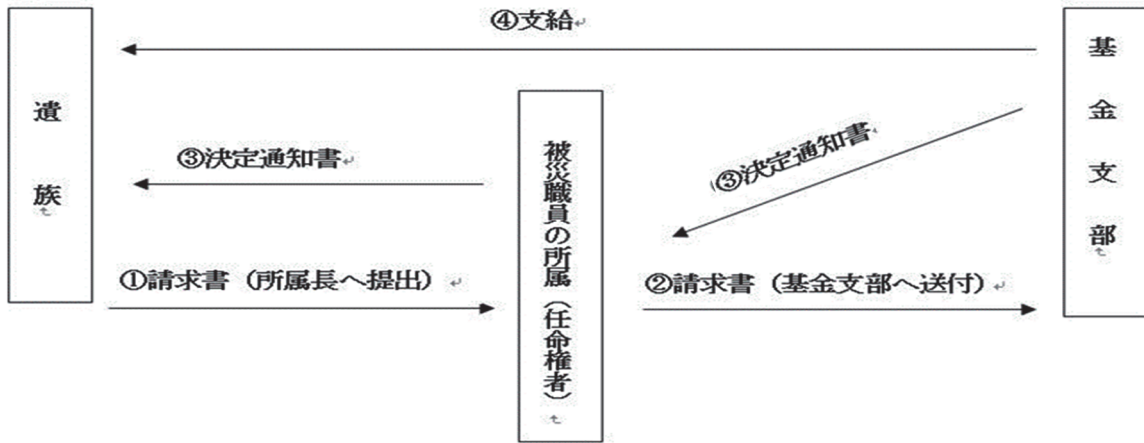
前払一時金の額は、年金の最初の支払に先立って申出が行われた場合には、平均給与額の1,000日分、800日分、600日分、400日分又は200日分に相当する額のうち、年金受給権者（前払一時金の請求及び受領に関して代表者が選任された場合には、当該代表者。以下同じ。）が申し出た額とし、年金の支払があった後に申出が行われた場合には、平均給与額の800日分、600日分、400日分又は200日分に相当する額のうち、平均給与額の1,000日分に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る年金の額を差し引いた額の範囲内で年金受給権者が申し出た額とします（法附則第6条第2項、規則附則第4条の7第1項）。

3 前払一時金の支給に伴う年金支給の停止

前払一時金が支給される場合には、年金の最初の支払に先立って申出が行われた場合にあつては、年金を支給すべき事由の生じた日の属する月の翌月から、年金の支払があった後に申出が行われた場合にあつては当該申出が行われた日の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該前払一時金の額に達するまでの間、年金の支給が停止されます（法附則第6条第3項、規則附則第4条の8）。

- (1) 前払一時金が支給された月後の最初の法第40条第3項に規定する支払期月から1年経過した月（(2)において「1年経過月」という。）前の各月に支給されるべき年金の額の合算額（年金の支払があった後に申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日の属する月以前の期間に係る年金の額を除く）
- (2) 1年経過月以後各月に支給されるべき年金の額を、法第2条第4項に規定する災害発生日の日における法定利率にその経過した年数（1年未満の端数は切り捨てる）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額の合算額

◇遺族補償の請求から支給まで◇



第6 特例遺族

1 特例遺族

年金の受給資格年齢は、夫、父母及び祖父母については60歳以上、兄弟姉妹については18歳未満又は60歳以上ですが、法の経過措置により当分の間、次の措置がとられています。（職員が死亡した日が平成2年9月30日以前の場合は異なる措置が設けられています。）

(1) 職員の死亡当時、その収入によって生計を維持し、かつ、55歳以上60歳未満であった夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹は、遺族補償年金を受けることができる遺族（以下「特例遺族」という。）とします。

ただし、これらの者が60歳に達するまでの間は、年金額を算定する際の遺族補償年金を受けることができる遺族の人数には含めません（法附則第7条の2第2項）。

(2) 特例遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、他の遺族補償年金受給資格者より後順位とし、特例遺族のうちの順位は、夫、父母、祖父母、兄弟姉妹とします（法附則第7条の2第3項）。

(3) 特例遺族に支給すべき遺族補償年金は、その者が60歳に達するまでの間は、その支給が停止されます。

ただし、遺族補償年金前払一時金の支給については、この限りではありません（法附則第7条の2第4項）。

2 定期報告及び届出

支給停止解除年齢に達しない特例遺族補償年金受給権者も、規則第36条の定期報告及び第37条第1項の届出を行わなければならないものとされ、また、支給停止解除年齢に達しない特例遺族も定期報告及び届出の内容の対象となります（規則附則第6条）。

3 特例遺族に伴う福祉事業

(1) 遺族特別給付金

遺族補償年金の支給が停止されている者に対する遺族特別給付金は、当該年金の支給が停止されている間、支給されません。

(2) 奨学援護金

奨学援護金は、法附則第7条の2第4項の規定により、遺族補償年金の支給が停止されている場合においても、その他の支給要件を具備している場合には支給されます。

(3) 遺族特別支給金・遺族特別援護金

弔慰、見舞金である遺族特別支給金及び一時的出費を援護するための遺族特別援護金は、職員の死亡した時点において支給するところに意味があるものであり、この趣旨から法附則第7条の2第4項の規定により遺族補償年金が停止される特例遺族に対しても支給されます。

遺族補償請求書の添付書類一覧

遺 族 補 償 年 金		遺 族 補 償 一 時 金	
1	職員の死亡の事実を証明する書類 (死亡診断書、死体検案書等)	1	職員の死亡の事実を証明する書類 (死亡診断書、死体検案書等)
2	遺族の氏名及び職員との続柄に関する区 市町村長の発行する証明書	2	遺族の氏名及び職員との続柄に関する区 市町村長の発行する証明書
3	遺族が職員の死亡当時その収入によって 生計を維持していた事実を認めることので きる書類 (扶養手当関係書類等)	3	職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及 び兄弟姉妹の範囲の家系図
4	職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び 兄弟姉妹の範囲の家系図	4	未届婚で事実上婚姻関係と同様の事情に あったもの場合、その事実を認めること のできる書類
5	未届婚で事実上婚姻関係と同様の事情に あったもの場合、その事実を認めること のできる書類	5	遺族補償年金を受けることのできる遺族 がなく、かつ請求者に遺族補償一時金の先 順位者のないことを証明する書類
6	遺族が障害の状態にあることにより受給 資格を有するものであるときは、障害の状態 にあることを証明する医師等の証明 (診断 書)	6	請求者が法第37条第1項第2号、第3号 の規定に該当する者であるときは、職員の 死亡当時主としてその収入によって生計を 維持していた事実を認めることのできる書 類
7	請求者と他の遺族が生計を同じくしてい るときは、その事実を認めることのできる書 類	7	請求者が法第37条第3項の規定により、 死亡した職員が特に指定した者に該当する ものであるときは、これを証明する書類
8	受給権者が2人以上いて、代表者を選任し たときは、その旨を証明することができる書 類 (代表者選任届)	8	特殊公務災害の規定による金額を請求す る場合にはその災害が要件に該当するもの であることを証明する書類 (特殊公務災害 認定調書・都支部様式第12号)
9	特殊公務災害の規定による金額を請求す る場合にはその災害が要件に該当するもの であることを証明する書類 (特殊公務災害認 定調書・都支部様式第12号)	9	平均給与額算定書 (算定の基となった月 の給与明細書及び出勤状況を確認できる書 類 (出勤簿等) を添付)
10	平均給与額算定書 (算定の基となった月の 給与明細書及び出勤状況を確認できる書類 (出勤簿等) を添付)		

記載例30 遺族補償年金請求書

様式第14号

遺族補償年金請求書
遺族特別支給金申請書
遺族特別援護金申請書
遺族特別給付金申請書

1号紙

地方公務員災害補償基金 支部長 殿 下記の遺族補償年金 遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金 を請求 (申請) します。		認定番号 ○○○○-○○○ 請求(申請)年月日 令和5年4月12日 請求(申請)者(代表者)の住所 〒○○○-○○○ 東京都○○区○○町1-1-1 フリガナ エド ヨシコ 氏名 江戸 美子 (自署又は押印) 死亡職員との続柄 妻 個人番号				
1 関する職 事員に	所属団体名 東京都	フリガナ エド タツオ 氏名 江戸 辰男				
	所属部局名 ○○局○○部	昭和52年3月28日生(45歳)				
	職名 主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員	負傷又は発病の年月日 令和4年4月16日 死亡年月日 令和4年4月19日				
2 請求の事由	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の死亡 <input type="checkbox"/> 先順位者の失権 <input type="checkbox"/> 胎児であった子の出生 <input type="checkbox"/> 先順位者の所在不明					
3 請求者及び 遺族補償年 金を受ける ことができる 遺族	氏名	生年月日	年齢	住所	死亡職員との続柄	備考
	江戸 美子	昭和54年2月1日	44	東京都○○区○○町1-1-1	妻	請・代・障・生
	江戸 一郎	平成18年3月1日	17	〃	子	請・代・障・生
江戸 友子	平成20年5月1日	14	〃	子	請・代・障・生	
4 既に遺族補 償年金を受 けている者	氏名	生年月日	年齢	住所	死亡職員との続柄	備考
5 遺族補償年 金請求金額 の計算	(平均給与額) 17,005 円 × (乗すべき数) 223 × $\frac{1}{1}$ = 3,792,115 円 (受給権者の数)					
6 遺族補償年 金請求金額	<input checked="" type="checkbox"/> 受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 <input type="checkbox"/> 代表者を選任した場合		3,792,115 円			
7 他法年金の受給関係	<input checked="" type="checkbox"/> 遺族厚生年金 <input type="checkbox"/> 遺族特別支給金 の被保険者であった。 <input type="checkbox"/> 被保険者ではなかった。					
8 遺族特別支給金 遺族特別援護金 申請金額の計算	遺族特別支給金	$3,000,000 \text{ 円} \times \frac{1}{1} = 3,000,000 \text{ 円}$ (受給権者の数)				
	遺族特別援護金	$18,600,000 \text{ 円} \times \frac{1}{1} = 18,600,000 \text{ 円}$ (受給権者の数)				
9 遺族特別給付金 申請金額の計算	(平均給与額) (乗すべき数) (A) 17,005 円 × 223 × $\frac{20}{100} \times \frac{1}{1} = 758,423 \text{ 円}$ (受給権者の数)					
	(乗すべき数) (B) 1,500,000 円 × $\frac{223}{365} \times \frac{1}{1} = 916,438 \text{ 円}$ (受給権者の数)					
10 遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金 申請金額	<input checked="" type="checkbox"/> 受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 <input type="checkbox"/> 代表者を選任した場合		遺族特別支給金 3,000,000 円 遺族特別援護金 18,600,000 円 遺族特別給付金 758,423 円			
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する (本請求(申請)書に記載の個人番号を利用して公金受取口座との情報連携を行うことに同意する。)					
	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する 金融機関名 ○○銀行 本支店等名 ○○支店 口座種別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 1234567 口座名義人 氏名(フリガナ) 江戸 美子(エド ヨシコ) <input type="checkbox"/> その他					

受給権者

受給資格者

別紙「平均給与額算定書」で算定した額

請求者本人の口座を記入

〔注意事項〕裏面参照。

銀行に届け出ている口座名義を正確に記入

平均給与額算定書

2号紙

被災職員の氏名 及び生年月日	江 戸 辰 男 昭和 52 年 3 月 28 日生	補償の種類	遺族補償年金
-------------------	------------------------------	-------	--------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	4年1月1日から 4年1月31日まで	4年2月1日から 4年2月28日まで	4年3月1日から 4年3月31日まで	計	備 考	
総 日 数	31 日	28 日	31 日	日	行(-) 3-73	
勤務した日数	23 日	20 日	23 日	日		
控 除 日 数	日	日	日	日		
給	給 料	373,400 円	373,400 円	373,400 円		円
	扶養手当	33,500 円	33,500 円	33,500 円		円
	地域手当	73,242 円	73,242 円	73,242 円		円
	住居手当	円	円	円		円
	通勤手当	10,000 円	10,000 円	10,000 円		円
	時間外勤務手当	30,000 円	20,000 円	10,000 円		円
	宿日直手当	円	円	円		円
		円	円	円		円
与		円	円	円		円
		円	円	円		円
	計	520,142 円	510,142 円	500,142 円	円	
(A) 法第2条第4項本文による金額				寒冷地手当		
(給与総額) (総日数) 1,530,426円 ÷ 90 = 17,004円 73銭 (イ)				〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕 円 × 5 ÷ 365 = 円 銭 (ロ)		
(イ) + (ロ) = 17,004 円 73 銭						
(B) 法第2条第4項ただし書による金額						
〔日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額〕 (勤務した日数) 60,000 円 ÷ 66 × $\frac{60}{100}$ = 545 円 45 銭 (ハ)						
(その他の給与の総額) (総日数) 1,470,426 円 ÷ 90 = 16,338 円 06 銭 (ニ)						
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 16,883 円 51 銭						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)						
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)						
〔 $\frac{\text{×5}}{365}$ + 〕 ÷ = 円 銭 (ホ)						
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 銭 (ヘ)						
(ホ) + (ヘ) = 円 銭 (ト)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)						
〔 $\frac{\text{×5}}{365}$ × 〕 + - 円 銭 = 円 銭						
(総日数) (控除日数) 日 - 日						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)						
〔日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) (控除日を除く)						
円 ÷ × $\frac{60}{100}$ = 円 銭 (チ)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与総額) (ホ)						
〔 $\frac{\text{×5}}{365}$ × 〕 + - 円 銭 = 円 銭 (リ)						
(総日数) (控除日数) 日 - 日						
(チ) + (リ) = 円 銭						

[注意事項] 別紙参照

職員の死亡した日

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		円 ÷	=	円	銭
①災害発生日(平成 年 月 日)における基本的給与の月額 職給料表 級 号	②補償事由発生日(令和 4 年 4 月 19 日)における基本的給与の月額 行(-) 職給料表 3 級 77 号給				
給料 給 円	給料 378,400 円				
扶養手当 円	扶養手当 33,500 円				
地域手当 円	地域手当 74,142 円				
特勤手当又はへき地勤手当 円	特勤手当又はへき地勤手当 円				
計 円	計 486,042 円				
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 =		円	銭
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)		486,042 円 ÷ 30 =	16,201	円	40 銭
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 =		円	銭(ヌ)
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額				円	銭(ル)
(ル) (総務大臣が定める率)				円	銭
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)	円 ÷ 30 =		円	銭
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	円 ÷ 30 =		円	銭(ヲ)
	(ワ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額			円	銭(ヅ)
	(ヅ) (総務大臣が定める率)			円	銭
(J) (H)(I)以外の金額			円	銭	
(K) 規則第3条第7項による金額				円	
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢				45	歳
最高限度額	最低限度額	昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
22,898 円	7,096 円				
2 平均給与額		17,005 円 (A) による金額			
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 令和 5 年 〇 月 〇 日		文書番号 5〇〇第〇〇〇号			
所属部局の		所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 〇〇局〇〇部 長の職・氏名 部長 〇〇 〇〇			
(文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)					

4月1日現在の年齢
補償事由発生日の属する年度の

記載例31-1 遺族補償一時金請求書（法第36条第1号該当）

様式第23号

遺族補償一時金請求書
遺族特別支給金申請書
遺族特別援護金申請書
遺族特別給付金申請書

受給権者が複数いる場合、全
員からの請求書が必要

1号紙

地方公務員災害補償基金		請求（申請）年月日	令和5年4月4日	
東京都 支部長 殿		請求（申請）者の住所	〒0000-0000 東京都00区00町1-1-1	
下記の遺族補償一時金 （遺族特別支給金） （遺族特別援護金） （遺族特別給付金）		フリガナ	クダシ アキラ	
請求（申請）します。		氏名	九段 昭 (自署又は押印)	
		死亡職員との続柄又は関係	父	
1 関死 する 職 事 員 に	所属団体名	東京都		
	所属部局名	〇〇局〇〇部		
	職名	主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員		
	フリガナ	クダシ サクラ 氏名 九段 桜 平成4年5月1日生（30歳） 負傷又は発病の年月日 令和4年10月14日 死亡年月日 令和4年10月14日		
2 遺族補償一時金（遺族特別給付金）の請求（申請）金額の計算				
(1) 遺族補償年金（遺族特別給付金）が支給されていた場合				
年金の受給権者であった者の氏名	年金証書の番号	支給された年金額の合計	支給された特別給付金額の合計	
	第 号	円	円	
	第 号	円	円	
	第 号	円	円	
計		円	円	
支給月の総務大臣が 属する年度定める率(A)	遺族補償年金 支給された年金額(B)		遺族特別給付金 支給された給付金額(C)	
年度	円	(B) × (A) 円	円	(C) × (A) 円
年度	円	円	円	円
年度	円	円	円	円
年度	円	円	円	円
年度	円	円	円	円
年度	円	円	円	円
計		円(D)		円(E)
(2) 遺族補償年金前払一時金が支給されていた場合				
支給年月日	支給された前払一時金の額(F)	総務大臣が定める率(G)	(F) × (G)	
年 月 日	円		円(H)	
支給された遺族補償年金等の合計		(D) + (H)	円(I)	
受給権者（支給を受ける者）の氏名	生年月日	死亡職員との続柄又は関係		
九段 昭	昭和43年10月1日	父		
九段 和子	昭和43年11月1日	母		
	年 月 日			
	年 月 日			
(遺族補償一時金の額) (平均給与額)	(乗ずべき数(ア))	(I)		
(11,555 円 × 1,000 -		円) × $\frac{1}{2}$ =	5,777,500 円	
		(受給権者の数)		
(遺族特別給付金の額) (a) (平均給与額)	(乗ずべき数(ア))	(E)		
(11,555 円 × 1,000 × $\frac{20}{100}$ -		円) × $\frac{1}{2}$ =	1,155,500 円	
		(受給権者の数)		
(b)	(乗ずべき数(イ))	(E)		
(1,500,000 円 × $\frac{1,000}{365}$ -		円) × $\frac{1}{2}$ =	2,054,794 円	
		(受給権者の数)		

別紙「平均給与額算定書」
で算定した額

[注意事項] 裏面参照。

請求者本人の口座を記入

銀行に届けている口座名義を正確に記入

3	遺族補償一時金の請求金額	5,777,500 円		
4	遺族特別支給金 申請金額	遺族特別支給金 (総額) 3,000,000 円 $\times \frac{1}{2} = 1,500,000$ 円 (受給権者の数)		
	遺族特別援護金 申請金額	遺族特別援護金 (総額) 18,600,000 円 $\times \frac{1}{2} = 9,300,000$ 円 (受給権者の数)		
5	遺族特別給付金の申請金額	1,155,500 円		
6	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する			
	個人番号 <input style="width: 100px;" type="text"/>			
	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する			
	送金希望口座等	金融機関名 ○○銀行 本支店等名 ○○支店 口座種別 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 1234567 口座名義人 氏名 (フリガナ) 九段 昭 (クダシ アキラ)		
<input type="checkbox"/> その他				
* 受理	所属部局	任命権者		
(到達した年月日)	年 月 日	年 月 日		
* 決定金額	一時金	円	* 通知	年 月 日
	特別支給金	円		
	特別援護金	円	* 支払	年 月 日
	特別給付金	円		
合計	円			

記載例31-2 遺族補償一時金請求書（法第36条第1号該当）

様式第23号

遺族補償一時金請求書
遺族特別支給金申請書
遺族特別援護金申請書
遺族特別給付金申請書

受給権者が複数いる場合、全
員からの請求書が必要

1号紙

地方公務員災害補償基金		請求（申請）年月日	令和5年4月4日	
東京都 支部長 殿		請求（申請）者の住所	〒0000-0000 東京都00区00町1-1-1	
下記の遺族補償一時金 （遺族特別支給金） （遺族特別援護金） （遺族特別給付金）		フリガナ	クダン カズコ	
請求（申請）します。		氏名	九段 和子（自署又は押印）	
		死亡職員との続柄又は関係	母	
1 関死 する 職 事 員 に	所属団体名	東京都		
	所属部局名	〇〇局〇〇部		
	職名	主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員		
	フリガナ	クダン サクラ 氏名 九段 桜 平成4年5月1日生（30歳） 負傷又は発病の年月日 令和4年10月14日 死亡年月日 令和4年10月14日		
2 遺族補償一時金（遺族特別給付金）の請求（申請）金額の計算				
(1) 遺族補償年金（遺族特別給付金）が支給されていた場合				
年金の受給権者であった者の氏名	年金証書の番号	支給された年金額の合計	支給された特別給付金額の合計	
	第 号	円	円	
	第 号	円	円	
	第 号	円	円	
計		円	円	
支給月の総務大臣が 属する年度定める率(A)	遺族補償年金 支給された年金額(B)	(B) × (A)	遺族特別給付金 支給された給付金額(C)	(C) × (A)
年度	円	円	円	円
年度	円	円	円	円
年度	円	円	円	円
年度	円	円	円	円
年度	円	円	円	円
年度	円	円	円	円
計		円(D)		円(E)
(2) 遺族補償年金前払一時金が支給されていた場合				
支給年月日	支給された前払一時金の額(F)	総務大臣が定める率(G)	(F) × (G)	
年 月 日	円		円(H)	
支給された遺族補償年金等の合計		(D) + (H)	円(I)	
受給権者（支給を受ける者）の氏名	生年月日	死亡職員との続柄又は関係		
九段 昭	昭和43年10月1日	父		
九段 和子	昭和43年11月1日	母		
	年 月 日			
	年 月 日			
(遺族補償一時金の額) (平均給与額) (乗ずべき数(ア)) (I)	$\left(11,555 \text{ 円} \times 1,000 - \text{円} \right) \times \frac{1}{2} = 5,777,500 \text{ 円}$ (受給権者の数)			
(遺族特別給付金の額) (a) (平均給与額) (乗ずべき数(ア)) (E)	$\left(11,555 \text{ 円} \times 1,000 \times \frac{20}{100} - \text{円} \right) \times \frac{1}{2} = 1,155,500 \text{ 円}$ (受給権者の数)			
(b) (乗ずべき数(イ)) (E)	$\left(1,500,000 \text{ 円} \times \frac{1,000}{365} - \text{円} \right) \times \frac{1}{2} = 2,054,794 \text{ 円}$ (受給権者の数)			

別紙「平均給与額算定書」
で算定した額

〔注意事項〕裏面参照。

3	遺族補償一時金の請求金額			5,777,500 円				
4	遺族特別支給金 遺族特別援護金	申請金額	遺族特別支給金 (総額) $3,000,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 1,500,000 \text{ 円}$ (受給権者の数)	遺族特別援護金 (総額) $18,600,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 9,300,000 \text{ 円}$ (受給権者の数)				
5	遺族特別給付金の申請金額			1,155,500 円				
6	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する 個人番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>							
送金希望口座等	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する							
	金融機関名	〇〇銀行	本支店等名	〇〇支店				
	口座番号	1234567	口座名義人	氏名 (フリガナ) 九段 和子(クダシ カズコ)				
<input type="checkbox"/> その他								
* 受 理	所 属 部 局		任 命 権 者					
(到達した年月日)	年	月	日	年	月	日		
* 決 定 金 額	一 時 金			円	* 通 知	年	月	日
	特 別 支 給 金			円				
	特 別 援 護 金			円	* 支 払	年	月	日
	特 別 給 付 金			円				
合 計			円					

請求者本人の口座を記入

銀行に届けている口座名義を正確に記入

平均給与額算定書

被災職員の氏名 及び生年月日	九段 桜 平成 4 年 5 月 1 日生	補償の種類	遺族補償一時金
-------------------	-------------------------	-------	---------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	4年7月1日から 4年7月31日まで	4年8月1日から 4年8月31日まで	4年9月1日から 4年9月30日まで	計	備 考	
総 日 数	31 日	31 日	30 日	92 日	行(-)2-45	
勤務した日数	23 日	23 日	22 日	68 日		
控 除 日 数	日	日	日	日		
給	給 料	286,300 円	286,300 円	286,300 円		858,900 円
	扶養手当	円	円	円		円
	地域手当	51,534 円	51,534 円	51,534 円		154,602 円
	住居手当	円	円	円		円
	通勤手当	8,500 円	8,500 円	8,500 円		25,500 円
	時間外勤務手当	10,000 円	6,000 円	8,000 円		24,000 円
	宿日直手当	円	円	円		円
与		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
	計	356,334 円	352,334 円	354,334 円	1,063,002 円	
(A) 法第2条第4項本文による金額				寒冷地手当		
(給与総額) (総日数) 1,063,002 円 ÷ 92 = 11,554 円 36 銭 (イ)				〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕 円 × 5 ÷ 365 = 円 銭 (ロ)		
(イ) + (ロ) = 11,554 円 36 銭						
(B) 法第2条第4項ただし書による金額						
〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額〕 (勤務した日数) 24,000 円 ÷ 68 × $\frac{60}{100}$ = 211 円 76 銭 (ハ)						
(その他の給与の総額) (総日数) 1,039,002 円 ÷ 92 = 11,293 円 50 銭 (ニ)						
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 11,505 円 26 銭						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)						
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)						
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額}}{365} \times 5 + \frac{\text{減額された給与の額}}{\text{その月の総日数}} \right] \times \text{控除日数} = \text{円 銭 (ホ)}$ (控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 銭 (ヘ)						
(ホ) + (ヘ) = 円 銭 (下)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (下)						
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額}}{365} \times \text{総日数} \right] + \text{給与総額} - \text{円 銭 (下)} = \text{円 銭}$ (総日数) (控除日数)						
日 - 日						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)						
〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) (控除日を除く)						
円 ÷ × $\frac{60}{100}$ = 円 銭 (チ)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与総額) (ホ)						
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額}}{365} \times \text{総日数} \right] + \text{その他の給与総額} - \text{円 銭 (ホ)} = \text{円 銭 (リ)}$ (総日数) (控除日数)						
日 - 日						
(チ) + (リ) = 円 銭						

[注意事項] 別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		円 ÷ = 円 銭
①災害発生の日 (年 月 日) における 基本的給与の月額 職給料表 級 号給 給 料 円 扶 養 手 当 円 地 域 手 当 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 円	②補償事由発生日 (令和 4 年 10 月 15 日) にお ける基本的給与の月額 行(-) 職給料表 2 級 45 号給 給 料 286,300 円 扶 養 手 当 円 地 域 手 当 51,534 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 337,834 円	
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 = 円 銭
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)		337,834 円 ÷ 30 = 11,261 円 13 銭
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 = 円 銭(ヌ)
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		円 銭(ル)
(ル) (総務大臣が定める率)		円 銭
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)	円 ÷ 30 = 円 銭
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	円 ÷ 30 = 円 銭(ヲ)
	(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額	円 銭(ワ)
	(ワ) (総務大臣が定める率)	円 銭
(J) (H)(I)以外の金額		円 銭
(K) 規則第3条第7項による金額		3,960 円
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 歳		昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2 平均給与額		11,555 円 (A) による金額
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 令和 5 年 〇 月 〇 日		文書番号 5〇〇第〇〇〇号
所属部局の	所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 〇〇局〇〇部 長の職・氏名 部長 〇〇 〇〇	(文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)

記載例32 遺族補償一時金請求書（法第36条第2号該当）

様式第23号

遺族補償一時金請求書
遺族特別支給金申請書
遺族特別援護金申請書
遺族特別給付金申請書

遺族補償年金の受給権者が全員失権し、既支払額が遺族補償一時金の支給額に満たない場合

1号紙

認定番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇

地方公務員災害補償基金 東京都 支部長 殿 下記の遺族補償一時金 遺族特別支給金 遺族特別援護金 遺族特別給付金 を 請求（申請）します。	請求（申請）年月日 令和5年11月1日 請求（申請）者の住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町1-2-3 フリガナ ヒガシニッポン オサム 氏名 東日本 治 (自署又は押印) 死亡職員との続柄又は関係 父
--	--

1 死亡する職事員に	所属団体名 東京都	フリガナ ヒガシニッポン タダシ 氏名 東日本 正
	所属部局名 〇〇局〇〇部	昭和54年5月1日生（44歳）
	職名 主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員	負傷又は発病の年月日 令和3年4月1日
		死亡年月日 令和3年4月2日

2 遺族補償一時金（遺族特別給付金）の請求（申請）金額の計算

(1) 遺族補償年金（遺族特別給付金）が支給されていた場合

年金の受給権者であった者の氏名	年金証書の番号	支給された年金額の合計	支給された特別給付金額の合計
東日本 明子	第 13180000-02 号	4,651,800 円	930,400 円
	第 号	円	円
	第 号	円	円
計		円	円

支給月の属する年度	総務大臣が定める率(A)	遺族補償年金		遺族特別給付金	
		支給された年金額(B)	(B) × (A)	支給された給付金額(C)	(C) × (A)
令和3年度	1.00	2,132,075 円	2,132,075 円	426,433 円	426,433 円
令和4年度	1.00	2,325,900 円	2,325,900 円	465,200 円	465,200 円
令和5年度		193,825 円	193,825 円	38,767 円	38,767 円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
年度		円	円	円	円
計			4,651,800 円(D)		930,400 円(E)

(2) 遺族補償年金前払一時金が支給されていた場合

支給年月日	支給された前払一時金の額(F)	総務大臣が定める率(G)	(F) × (G)
年 月 日	円		円(H)
支給された遺族補償年金等の合計 (D) + (H)			4,651,800 円(I)
受給権者(支給を受ける者)の氏名	生年月日	死亡職員との続柄又は関係	
東日本 治	昭和31年8月1日	父	
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

(遺族補償一時金の額) (平均給与額) (乗すべき数(ア)) (I)	()	()	()	()
()	15,202 円	× 1,000	- 4,651,800 円	× $\frac{1}{1}$ = 10,550,200 円
				(受給権者の数)
(遺族特別給付金の額) (a) (平均給与額) (乗すべき数(ア)) (E)	()	()	()	()
()	15,202 円	× 1,000 × $\frac{20}{100}$	- 930,400 円	× $\frac{1}{1}$ = 2,110,000 円
				(受給権者の数)
(b) (乗すべき数(イ)) (E)	()	()	()	()
()	1,500,000 円	× $\frac{1,000}{365}$	- 930,400 円	× $\frac{1}{1}$ = 3,179,189 円
				(受給権者の数)

[注意事項] 裏面参照。

既支給額は基金で確認のこと

別紙「平均給与額算定書」で算定した額

平均給与額算定書

被災職員の氏名 及び生年月日	東日本 正 昭和 54 年 5 月 1 日生	補償の種類	遺族補償一時金
-------------------	---------------------------	-------	---------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	3年1月1日から 3年1月31日まで	3年2月1日から 3年2月28日まで	3年3月1日から 3年3月31日まで	計	備 考	
総 日 数	31 日	28 日	31 日	90 日	行(-)3-61	
勤務した日数	23 日	21 日	23 日	67 日		
控 除 日 数	日	日	日	日		
給	給 料	350,800 円	350,800 円	350,800 円		1,052,400 円
	扶養手当	13,500 円	13,500 円	13,500 円		40,500 円
	地域手当	65,574 円	65,574 円	65,574 円		196,722 円
	住居手当	8,500 円	8,500 円	8,500 円		25,500 円
	通勤手当	11,000 円	11,000 円	11,000 円		33,000 円
	時間外勤務手当	10,000 円	5,000 円	5,000 円		20,000 円
	宿日直手当	円	円	円		円
与		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
	計	459,374 円	454,374 円	454,374 円	1,368,122 円	
(A) 法第2条第4項本文による金額				寒冷地手当		
(給与総額) (総日数) 1,368,122 円 ÷ 90 = 15,201 円 35 銭 (イ)				〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕 円 × 5 ÷ 365 = 円 銭 (ロ)		
(イ) + (ロ) = 15,201 円 35 銭						
(B) 法第2条第4項ただし書による金額						
〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額〕 (勤務した日数) 20,000 円 ÷ 67 × $\frac{60}{100}$ = 179 円 10 銭 (ハ)						
(その他の給与の総額) (総日数) 1,348,122 円 ÷ 90 = 14,979 円 13 銭 (ニ)						
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 15,158 円 23 銭						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)						
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)						
〔 $\frac{\text{×5}}{365} + \text{ } \div \text{ } \times \text{ } - \text{ } = \text{ } \text{円} \text{ 銭}$ (ホ) 〕 × - = 円 銭 (ヘ)						
(ホ) + (ヘ) = 円 銭 (下)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (下)						
〔 $\frac{\text{×5}}{365} \times \text{ } \text{円} \text{ 銭} = \text{ } \text{円} \text{ 銭}$ 〕 + - = 円 銭						
(総日数) (控除日数) 日 - 日 = 円 銭						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)						
〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) (控除日を除く)						
円 ÷ × $\frac{60}{100}$ = 円 銭 (チ)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与総額) (ホ)						
〔 $\frac{\text{×5}}{365} \times \text{ } \text{円} \text{ 銭} = \text{ } \text{円} \text{ 銭}$ 〕 + - = 円 銭 (リ)						
(総日数) (控除日数) 日 - 日 = 円 銭						
(チ) + (リ) = 円 銭						

[注意事項] 別紙参照。

一時金を支給すべきこととなった日

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		円 ÷	=	円	銭
①災害発生日(令和3年4月1日)における 基本的給与の月額 行(-) 職給料表 3 級 65 号給	給料 358,500 円 扶養手当 13,500 円 地域手当 66,960 円 特勤手当又はへき地勤手当				
計	438,960 円				
②補償事由発生日(令和5年4月15日)における 基本的給与の月額 行(-) 職給料表 3 級 65 号給	給料 360,900 円 扶養手当 13,500 円 地域手当 67,392 円 特勤手当又はへき地勤手当				
計	441,792 円				

(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)	円 ÷ 30 =	円	銭
----------------------------------	----------	---	---

(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)	円 ÷ 30 =	円	銭
----------------------------------	----------	---	---

(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	円 ÷ 30 =	円	銭(ヌ)
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		円	銭(ル)
(ル) (総務大臣が定める率)		円	銭
円 銭 × =		円	銭

規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)	441,792 円 ÷ 30 =	14,726 円 40 銭
---------------	---	------------------	---------------

(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	438,960 円 ÷ 30 =	14,632 円 00 銭(ヲ)
	(ワ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額	15,201 円 35 銭(ワ)
	(ワ) (総務大臣が定める率)	15,201 円 35 銭 × 1.00 = 15,201 円 35 銭

(J) (H)(I)以外の金額	円	銭
-----------------	---	---

(K) 規則第3条第7項による金額	3,970 円
-------------------	---------

(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢	歳
最高限度額	円
最低限度額	円
昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

2 平均給与額	15,202 円 (I) による金額
---------	----------------------

* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 文書番号 500第000号
令和5年〇月〇日

所属部局の { 所在地 〇〇区〇〇町3-2-1
名称 〇〇区〇〇部
長の職・氏名 部長 〇〇 〇〇

(文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)

第7節 葬 祭 補 償

第 1 葬祭補償の内容

葬祭補償は、職員が公務又は通勤により死亡した場合において、葬祭を行う者に対して 315,000 円に平均給与額の 30 日分に相当する額を加えた額（この額が平均給与額の 60 日分に相当する額に満たないときは、平均給与額の 60 日分に相当する額）が支給されます（法第 42 条、令第 2 条の 2、同附則第 1 条の 2）。

葬祭は、一般的にはその遺族によって行われることが多いものですが、必ずしも遺族が行うとは限らない場合もあるため現実に葬祭を行う者に対して支給することとされています。

なお、葬祭補償の平均給与額には、法第 2 条第 11 項の最高限度額の適用はありません。

第 2 葬祭補償の請求手続

葬祭補償の支給を受けようとする者は、死亡職員の任命権者を經由して、基金に対し、「葬祭補償請求書（様式第 25 号）」を提出して請求することとなっていますが、その際、現実に葬祭を行った者であることを確認できる証明書等（例えば、領収書、会葬通知、忌中明けのあいさつ状等）を添付する必要があります。

記載例33 葬祭補償請求書

様式第25号

現に死亡職員の葬祭を行う者が請求者

1号紙

葬祭補償請求書

認定番号

〇〇〇〇-〇〇〇〇

地方公務員災害補償基金 東京都 支部長 殿 下記の葬祭補償を請求します。		請求年月日 令和5年11月2日
請求者の住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町1-1-1		フリガナ 氏名 エド ヨシコ 江戸 美子 (自署又は押印) 死亡職員との続柄又は関係 妻
1 関する職事員 項に	所属団体名 東京都 フリガナ エド タツオ 氏名 江戸 辰男	昭和53年4月1日生(45歳)
	所属部局名 〇〇局〇〇部 負傷又は発病の年月日	令和5年4月16日
	職名 主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員	死亡年月日 令和5年4月19日
	(A) (平均給与額) 315,000円 + 17,005円 × 30 = 825,150円	(B) (平均給与額) 17,005円 × 60 = 1,020,300円
(C) (A)、(B)のうち高い金額 <input type="checkbox"/> (A) <input checked="" type="checkbox"/> (B)		葬祭補償請求金額 1,020,300円
4 <input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する 個人番号	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する 金融機関名 〇〇銀行 本支店等名 〇〇支店 口座種別 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 1234567 口座名義人 氏名(フリガナ) 江戸 美子(エド ヨシコ)	
* 受理 (到達した年月日)	所属部局 年 月 日	任命権者 年 月 日
* 決定金額 円	* 通知 年 月 日	* 支払 年 月 日

請求者本人の口座を記入

銀行に届けている口座名義を正確に記入

〔注意事項〕

- 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 「4 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。
- 「平均給与額算定書(2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、この請求書と併せて遺族補償の請求書を提出する場合において、当該遺族補償の請求に係る平均給与額算定書の(L)欄に記入した最高限度額又は最低限度額の適用がないときに限り、記入する必要はないこと。
- 年月日の記載には元号を用いる。

第8節 未支給の補償

第1 未支給の補償の内容

補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償のうちその者に支給しなかったもの（未支給の補償）があるときは、次の者に支給することとされています。

1 遺族補償年金、遺族補償年金前払一時金及び障害補償年金差額一時金を除く未支給の補償

死亡した受給権者の

- (1) 配偶者（内縁の妻又は夫を含む。）
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

であって、受給権者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた者のうち、上記の順序による最先順位者が請求権者となり、その者は自己の名前で請求し、支給を受けることができます。

なお、これらの者がいない場合には、受給権者の相続人が請求できます。

2 遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金

遺族補償年金等の転給を受ける者がいる場合には、その者に支給されます。

なお、転給を受ける者がいない場合には、受給権者の相続人に支給されます。

3 障害補償年金差額一時金

障害補償年金差額一時金については、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者及びこれに該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうち、上に掲げる順序による最先順位者が請求者となります。

第2 未支給の補償の請求手続

未支給の補償を請求する場合には、障害補償年金差額一時金については障害補償年金差額一時金請求書（様式第16号）を、その他の補償については、未支給の補償請求書（様式第26号）を所定の書類を添えて、死亡した職員の任命権者を經由して基金に提出することとなります。

また、請求等の手続を簡素化するために、同順位者が2人以上あるときは、そのうちの1人の請求は、全員のためその全額についてなされたものとみなされます。また、その1人に対する支給は、全員に対して支給したものとみなされます（法第44条第3項）。

※ 未支給の福祉事業については、P.271「第3 未支給の福祉事業」を参照してください。

記載例34 未支給の補償請求書

様式第26号

未支給の補償請求書
未支給の福祉事業申請書

認定番号 ○○○○-○○○

地方公務員災害補償基金 東京都 支部長 殿 下記の未支給の補償（福祉事業）の支給を請求（申請）します。	請求（申請）年月日 令和5年7月5日 請求（申請）者の住所 〒○○○-○○○ ○○県○○市○○町1-1-1 フリガナ イチガヤ マサオ 氏名 市谷 正男 (自署又は押印) 死亡した受給権者との関係 長男
---	--

1 死亡した受給権者	氏名	市谷 花子
	死亡年月日	令和5年5月30日

2 未支給の補償	種類	遺族補償年金	〔年金たる補償のときは年金証書の番号〕 第 13000000-02 号
	請求金額	125,675 円	

3 未支給の福祉事業	種類	遺族特別給付金
	申請金額	25,133 円

4	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する 個人番号	
送金希望口座等	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する 金融機関名 ○○銀行 本支店等名 ○○支店 口座種別 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 1234567 口座名義人 氏名(フリガナ) 市谷 正男(イチガヤ マサオ)	
	<input type="checkbox"/> その他	

* 受理	所属部局	任命権者	基金支部
(到達した年月日)	年 月 日	年 月 日	年 月 日
* 決定金額	補償	円	* 通知
	福祉事業	円	* 支払
			年 月 日

〔注意事項〕

- この請求（申請）書は、未支給の補償及び福祉事業を請求（申請）する場合に用いること。
- 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。
- 「4 送金希望口座等」の欄は、請求（申請）者が希望するいずれか一つの方法の□にレ印を記入すること。なお、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。
- この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、請求者が、未支給の補償と併せて遺族補償又は葬祭補償を請求する場合には、当該遺族補償又は葬祭補償を請求するために提出すべき書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。
 - 死亡受給権者の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他死亡受給権者の死亡の事実を証明する書類又はその写し（未支給の補償が年金たる補償であるとき又は未支給の福祉事業が傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金若しくは年金たる遺族特別給付金であるときは、基金が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定によりその者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）
 - 未支給の補償が遺族補償年金以外の補償であるときは、次に掲げる書類
 - 請求者と死亡受給権者との続柄に関する市区町村長の発行する証明書
 - 請求者が死亡受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた事実を認めることのできる書類
 - 請求者が、婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
 - 請求者が配偶者以外のものであるときは、他に先順位者のないことを証明する書類
 - 死亡受給権者が、この請求に係る未支給の補償分について未だ請求をしていなかったときは、その請求を行うこととした場合に必要書類
- この申請書には、4の（1）から（4）に掲げる書類に相当する書類を添付すること。ただし、補償又は福祉事業の請求又は申請のため、この申請書の提出前にすでに支部長に提出されている書類と同じ書類については、添付する必要はないこと。
- 年月日の記載には元号を用いる。

請求者本人の口座を記入

銀行に届けている口座名義を正確に記入

第9節 特殊公務に従事する職員の特例

第1 特殊公務災害の特例

警察官、消防吏員等である職員は、その任務の遂行に当たって高度の危険が予測されるにもかかわらず、職責上あえてその職務を遂行しなければならない場合があることを考慮し、これらの職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、火災の鎮圧その他所定の職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合には、傷病補償年金、障害補償若しくは遺族補償又はこれらに併せて支給する傷病特別給付金等について特例的に加算措置を講ずることとされています（法第46条）。

1 特殊公務災害

特殊公務災害補償の対象となる職員は、

- (1) 警察職員
- (2) 消防吏員（常勤の消防団員を含む。）
- (3) 准救急隊員
- (4) 麻薬取締員
- (5) 災害対策基本法第50条第1項第1号から第3号までに掲げる事項に係る災害応急対策に職務として従事する職員（以下「災害応急対策従事職員」という。）

であり、これらの職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において第3-14表に掲げる職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合にその災害が特殊公務災害に該当することとなります。

2 加算措置の内容

特殊公務災害に該当する場合の加算措置の内容は、当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償について法第28条の2第2項の規定による額、法第29条の規定による額、法第33条第1項の規定による額又は法第38条

第3-14表 特殊公務災害の対象職員と従事職務

職員区分	職務
警察官	<ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪の捜査 2 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送 3 勾引状、勾留状又は収容状の執行 4 犯罪の制止 5 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他これらに類する異常な事態（以下「天災等」という。）の発生時における人命の救助その他の被害の防御
警察官以外の警察職員	犯罪鑑識、船舶又は航空機の運航その他の職務で警察官が上記に掲げる職務に従事する場合において当該警察官と協同して行うもの
消防吏員	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災の鎮圧 2 天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防御
准救急隊員	天災等の発生時における人命の救助その他被害の防御
麻薬取締員	<ol style="list-style-type: none"> 1 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪の捜査 2 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送 3 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪に係る勾引状、勾留状又は収容状の執行
災害応急対策従事職員	天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防禦

第1項の政令（令附則第2条）で定める額に第3-15表に掲げる加算率を乗じて得た額を加算した額をもって傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の額とするものです（令第2条の3第3項）。

また、傷病特別給付金、障害特別給付金又は遺族特別給付金についても、前記の加算後の額を基礎として算定されるため、同様の増額がなされることとなります（業務規程第29条の10、同第29条の11、同第29条の13）。

第3-15表 特殊公務災害に係る加算率

区	分	加算率
傷病補償年金	傷病等級第1級	$\frac{40}{100}$
	傷病等級第2級	$\frac{45}{100}$
	傷病等級第3級	$\frac{50}{100}$
障害補償	障害等級第1級	$\frac{40}{100}$
	障害等級第2級	$\frac{45}{100}$
	障害等級第3～14級	$\frac{50}{100}$
遺族補償		$\frac{50}{100}$

第2 特殊公務災害に係る補償等の請求（申請）手続

特殊公務に従事する職員が災害を受けた場合において、当該災害が特殊公務災害に該当するものであるかどうかの認定は、当該災害に係る特殊公務災害補償の請求があった段階で行うこととされています。したがって、特殊公務災害に該当すると考えられる災害が発生した場合には、任命権者において特殊公務災害の認定に必要な資料等を収集整備しておく必要があります。

特殊公務災害補償を受けようとする者は、所定の請求書に關係資料を添付し、任命権者を經由して支部長に提出しなければなりません。この場合、特に当該災害が特殊公務災害に該当するものであることを証明する書類を添付する必要があります（業務規程第13条第3項第3号、同第15条第3項第11号）。

なお、特殊公務災害に係る傷病補償年金については、任命権者の意見をきいて職権により決定されることとなります（業務規程第24条第3項、第4項、第5項）。

第10節 船員である職員の特例

第1 船員の特例

船員法第1条に規定する職員（以下「船員」という。）に係る補償等については、法第46条の2の規定に基づき、船員法及び船員保険法による給付との均衡を図るため、次のとおり特例が設けられています。

1 平均給与額関係

船員に係る平均給与額の算定基礎には、法定の給与のほか、日額旅費のうち所定の航海日当を加えます（令第3条）。

2 療養補償関係

船員に係る療養の範囲は、法第27条に規定するもののほか、自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給で療養上相当であると認められるものとされています（令第4条）。

3 休業補償関係

船員に係る休業補償の額は、公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった日から4か月間は、平均給与額の100分の100に相当する額とされています（令第5条）。

4 予後補償関係

船員が公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合において、勤務することができないときは、予後補償として、治った日の翌日から、その勤務することができない期間（その期間が1か月を超えるときは、1か月間）、1日につき平均給与額の100分の60に相当する額が支給されます。ただし、給与が支給される場合は、その限度で、基金は支給義務を免れます（令第6条第1項）。

5 休業援護金関係

船員に予後補償が支給される場合は、その支給される期間、1日につき平均給与額の100分の20に相当する額が休業援護金として支給されます。また、船員が、公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治った後勤務することができず、給与の額が予後補償を受けるものとした場合の100分の60以上で100分の80に満たない場合（勤務することができない期間が1か月を超える者を除く。）は、平均給与額の100分の80から船員の受ける給与の額を差し引いた額が休業援護金として支給されます。

6 障害補償関係

(1) 障害補償年金差額一時金関係

障害補償年金を受ける権利を有する船員が死亡した場合において、その者に支給された当該年金（障害補償年金前払一時金を受けた場合は当該金額を含む。）の合計額が、障害等級の区分に応

じ、それぞれ法附則第5条の2第1項の表に掲げる額に次に掲げる額を加算した額に満たないときは、その者の遺族に対し、その差額に相当する額が障害補償年金差額一時金として支給されます(令附則第1条の3)。

障害等級	額
第1級	平均給与額に100を乗じて得た額
第2級	〃 70 〃
第3級	〃 120 〃
第4級	〃 160 〃
第5級	〃 200 〃
第6級	〃 230 〃
第7級	〃 190 〃

(2) 障害補償一時金関係

船員に係る障害補償一時金の額は、法第29条第4項の規定による額に、障害等級の区分に応じた額を加算した額が支給されます(令第7条)。

障害等級	額
第8級	平均給与額に97を乗じて得た額
第9級	〃 59 〃
第10級	〃 58 〃
第11級	〃 47 〃
第12級	〃 24 〃
第13級	〃 19 〃
第14級	〃 4 〃

7 行方不明補償関係

船員が公務上行方不明となったときは、行方不明補償として、当該船員の被扶養者に対して、その行方不明の間(その期間が3か月を超えるときは、3か月間)、1日につき平均給与額の100分の100に相当する金額が支給されます。ただし、行方不明の期間中給与が支給される場合又は行方不明の期間が1か月に満たない場合は、この限りではありません(令第8条第1項)。

8 遺族補償一時金関係

船員に係る遺族補償一時金の額は、平均給与額に1,080日を乗じて得た額とされています(令附則第2条の2)。

9 障害補償年金前払一時金関係

船員に係る障害補償年金前払一時金の額は、障害等級の区分に応じた額のうち、受給権者が選択した額が支給されます。

障害等級	選 択 で き る 額 (日 分)						
第1級	200	400	600	800	1,000	1,200	1,440
第2級	200	400	600	800	1,000	1,260	
第3級	200	400	600	800	1,000	1,170	
第4級	200	400	600	800	1,080		
第5級	200	400	600	990			
第6級	200	400	600	900			
第7級	200	400	750				

10 遺族補償年金前払一時金関係

船員に係る遺族補償年金前払一時金の額は、平均給与の1,080日分に相当する額を限度として算定した額が支給されます。

選 択 で き る 額 (日 分)				
200	400	600	800	1,080

11 特別給付金関係

船員に係る特別給付金のうち、前記6(1)障害補償年金差額一時金関係、6(2)障害補償一時金関係、8遺族補償一時金関係で述べた特例が定められている補償を受ける者に対する障害特別給付金、遺族特別給付金及び障害差額特別給付金の額は、それぞれの措置を講じた後の額を基礎として算定するものとします。

12 通勤災害に係る一部負担金関係

船員は、法第66条の2に規定されている一部負担金を納付する必要はありません(規則第48条の2)。

第2 船員に係る補償等の請求(申請)手続

船員である職員に係る補償等の請求(申請)をする場合には、補償請求書の職名欄に「○○(船員)」と表示し、特例による計算により請求することとなります。

第11節 公務で外国旅行中の職員の特例

地方公務員の公務での外国旅行増加等の実情及び国家公務員の災害補償制度との均衡を考慮して、公務で外国旅行中の職員について、療養補償の特例及び国際緊急援助活動に従事する場合の補償額の特例が設けられています。

1 療養補償の特例

公務で外国旅行中の職員に係る療養の範囲は、法第27条に規定するもののほか、自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給で療養上相当であると認められるものとする。

2 国際緊急援助活動に従事する職員に係る補償の特例

(1) 制度の概要

公務で外国旅行中の職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)第2条各号に掲げる活動に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合(法第46条の規定が適用される場合を除く。以下「国際緊急援助活動特例災害」という。)には、傷病補償年金、障害補償若しくは遺族補償又はこれらに併せて支給する傷病特別給付金等について特例的に加算措置を講じることとしています。

○ 加算措置

国際緊急援助活動特例災害に該当する場合の加算措置の内容は、当該災害に係るそれぞれの補償の額に次に掲げる率を乗じて得た額を加算した額をもって補償の額とするものです。

補 償		区 分	加 算 率
傷病補償年金		第1級	$\frac{40}{100}$
		第2級	$\frac{45}{100}$
		第3級	$\frac{50}{100}$
障害補償	年金	第1級	$\frac{40}{100}$
		第2級	$\frac{45}{100}$
		第3級～第7級	$\frac{50}{100}$
	一時金	第8級～第14級	$\frac{50}{100}$
遺族補償	年金		$\frac{50}{100}$
	一時金		$\frac{50}{100}$

(2) 請求手続等

請求手続等は、特殊公務に従事する職員の特例の場合と同様です（「第2 特殊公務災害に係る補償等の請求（申請）手続」P. 239参照）。

(3) 特別給付金の特例

特別給付金の特例は、特殊公務に従事する職員の特例の場合と同様です（「第2 特殊公務災害に係る補償等の請求（申請）手続」P. 239参照）。

第12節 補償等の制限

第1 補償制限

1 補償制限の意義

職員が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病若しくはこれらの原因となった事故（以下「事故」という。）を生じさせ、又は公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、その者に係る休業補償、予後補償、傷病補償年金又は障害補償については、その全部又は一部の支給を行わないことができるとされています（法第30条、令第6条第4項）。

2 補償制限の要件

(1) 故意の犯罪行為又は重大な過失により事故を生じさせること。

これは事故そのものの発生を意図した故意はないが、事故発生の直接の原因となった行為が故意の犯罪行為又は重大な過失による場合をいい、一般的には、例えば次に掲げるような場合（ただし、職員の責任が軽減される事由が認められる場合を除く。）をいいます。

ア 職員が法律、命令等に定める危害防止に関する規定に違反して事故を発生させた場合

イ 勤務場所における安全衛生管理上とられた事項が一般に遵守されているにもかかわらず、これに違反して事故を発生させた場合

ウ 監督者の事故防止に関する注意若しくは公務遂行上の指揮監督が一般に遵守又は励行されているにもかかわらず、これに従わないで事故を発生させた場合

(2) 正当な事由がなくて療養に関する指示に従わないことにより公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げること。

3 補償制限の内容

(1) 上記2の(1)の場合、基金はその療養を開始した日から3年以内の期間に限り、その支給すべき休業補償、予後補償、傷病補償年金又は障害補償の金額からその金額の100分の30に相当する金額を減ずることができるとされています（規則第28条第1項）。

(2) 上記2の(2)の場合、基金は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合1回につき休業補償又は予後補償を受ける者にあつては10日間（10日未満で補償事由が消滅するものについては、補償事由が消滅する日までの間）についての休業補償又は予後補償を、傷病補償年金を受ける者にあつては傷病補償年金の365分の10に相当する額の支給を行わないことができるとされています（規則第28条第2項）。

第2 福祉事業の支給の制限

規則第28条第1項の規程により、傷病補償年金又は障害補償が補償制限され減額して支給される場合には傷病特別支給金、障害特別支給金、傷病特別給付金又は障害特別給付金の額も、その100分の30に相当する金額が減じられて支給されることとなります（業務規程第29条の12）。

第4章 福祉事業

第4章 福祉事業

第1 福祉事業の内容

福祉事業について、法第47条第1項は、「基金は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員及びその遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。」と規定しています。

また、同条第2項は、「基金は、職員の福祉の増進を図るため、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助その他の公務上の災害を防止するために必要な事業を行うように努めなければならない。」と規定しています。

法第47条第1項に規定する福祉事業は、使用者としての法的義務として行われる補償によっては充足しきれない領域を、使用者の立場で、いわば補償の付加的給付として行われるものです。したがって、この福祉事業は不服申立て（審査請求）の対象にはなりません。

基金の行う福祉事業は、次のとおりです。

1 外科後処置（規則第38条第1項第1号、業務規程第25条の2第1項第1号）

(1) 支給対象

外科後処置は、障害等級に該当する程度の障害が存する者のうち、次の処置が必要であると認められる者に対し行われます。

ただし、医療効果の期待される醜状軽減のための処置は、原則として療養補償として行うものとされています。

- ア 義肢装着のための断端部の再手術
- イ 醜状軽減のための処置
- ウ 義眼の装かん
- エ 局部神経症状の軽減のための処置
- オ 筋電電動義手の装着訓練
- カ その他理事長が特に必要であると認める処置

(2) 支給範囲

外科後処置の範囲は、次に掲げるものであって、外科後処置上相当と認められるものとされています。

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療
- エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- カ 移送

また、外科後処置を受けるために入院等をする場合には、入院期間につき、日当として1日850円が支給されます。

2 補装具（規則第 38 条第 1 項第 2 号、業務規程第 25 条の 2 第 1 項第 2 号）

補装具は、職員の疾病が治癒した後、障害等級に該当する程度の障害が存する場合に支給することができるのですが、負傷箇所の一部が治癒してその部分に補装具の装着を必要とする場合等には、療養中であっても支給することができるものとされています。

基金が支給する補装具は、義肢、装具、義眼、眼鏡、補聴器、人工こう頭、車椅子、収尿器、歩行補助つえ、盲人安全つえ、点字器、電動車椅子、歩行車、浣腸器付排便剤、床ずれ防止用敷ふとん、介助用リフター、フローテーションパッド（車椅子用・電動車椅子用）、ギャッチベッド、かつら、ストマ用装具、座位保持装置、筋電電動義手、重度障害者用意志伝達装置、その他基金が必要と認める補装具とされており、その支給、修理又は再支給は、その種目、型式、材質等の区分に応じ、障害者総合支援法第 76 条に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚労省告示第 528 号）別表に定める額の範囲内で行われます。

また、その修理については必要のつど、随時行われますが、再支給については、原則として既に装着していた補装具が交付基準に定める耐用年数を経過した後に行われます。

なお、補装具の支給、修理又は再支給を受けるために旅行する場合は、旅行費が支給されます。

3 リハビリテーション（規則第 38 条第 1 項第 3 号、業務規程第 25 条の 2 第 1 項第 3 号）

リハビリテーションとは、一般的には可能な限り障害者の肉体的、心理的、社会的、職業的、経済的有用性を回復させ、社会復帰（職場、家庭、学校等への復帰等）をさせるための事業です。

基金が行うリハビリテーションは、障害等級に該当する程度の障害が存する者のうち、社会復帰のために身体的機能の回復等の措置が必要であると認められるものに対して行うものとされています。

このリハビリテーションの範囲は、機能訓練、職業訓練その他相当であると認められる訓練とされており、基金の指定する施設において行うか又はその訓練に必要な費用として訓練指導料、宿泊料、食事料等の費用を支給することができるものとされています。

なお、リハビリテーションを受けるために旅行する場合は、旅行費が支給されます。

4 アフターケア（規則第 38 条第 1 項第 4 号、業務規程第 25 条の 2 第 1 項第 4 号）

(1) 支給対象

アフターケアは、治癒後においても季節、天候、社会環境の変化等により症状が動揺することがある外傷による脳の器質的損傷を受けた者、その他次の 1～18 に定める特定の傷病を有する者に対し、一定範囲の処置を行うことによって症状の安定を図り、円滑な社会生活を営むことができるようにするものです。

- 1 一酸化炭素中毒、減圧症、脳血管疾患又は有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒を除く。）に由来する脳の器質性障害を有する者で、障害等級に該当する程度の障害が存するもの（脳血管疾患又は有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒を除く。）に由来する脳の器質性障害を有する者で第 10 級以下の障害等級に該当する者にあつては、医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）
- 2 頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害（上肢等に過度に負担のかかる業務によって、後頭部、頸部、肩甲骨、上肢、前腕、手及び指に発生した運動器の障害をいう。以下同じ。）又は腰痛を有する者で、障害等級に該当する程度の障害が存するもの

- 3 せき髄を損傷した者のうち、障害等級に該当する程度の障害が存するもの（第4級以下の障害等級に該当する者にあつては医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）
 - 4 尿道狭さを有する者又は尿路変向術を受けた者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの
 - 5 白内障等の眼疾患を有する者（障害等級に該当する程度の障害が存する者以外の者にあつては、医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）
 - 6 慢性のウイルス肝炎となった者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの
 - 7 慢性の化膿性骨髓炎となった者（障害等級に該当する程度の障害が存する者以外の者にあつては、医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）
 - 8 振動障害を有する者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの
 - 9 人工関節又は人工骨頭に置換した者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの
 - 10 大腿骨頸部を骨折し、又は股関節を脱臼し、若しくは脱臼骨折した者（障害等級に該当する程度の障害が存する者以外の者にあつては、医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）
 - 11 心・血管疾患にり患した者又はペースメーカ若しくは除細動器を植え込んだ者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの（心・血管疾患にり患した者で第10級以下の障害等級に該当する者にあつては医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）
 - 12 尿路系腫瘍を有する者
 - 13 熱傷の傷病者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの（第14級の障害等級に該当する者にあつては、医学上特にアフターケアの必要が認められるものに限る。）
 - 14 外傷により末梢神経を損傷して激しい疼痛を有する者で第12級以上の障害等級に該当する障害が存するもの
 - 15 精神疾患等にり患した者（医学上特にアフターケアの必要が認められる者に限る。）
 - 16 心臓弁を損傷した者、心膜の病変を有する者若しくは人工弁に置換した者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの又は人工血管に置換した者
 - 17 呼吸機能障害を有する者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの
 - 18 消化吸収障害、逆流性食道炎、ダンピング症候群、腸管癒着、排便機能障害若しくは膀胱機能障害を有する者又は消化器ストマを造設した者で障害等級に該当する程度の障害が存するもの
- ※上記1から18の支給範囲は(2)の第4-1表～第4-18表に対応している。

(2) 支給範囲

アフターケアの支給範囲は、次に掲げるものであり、アフターケアの実施上相当と認められるものとされています。また、アフターケアとして必要であると認められる診察には、保健指導、検査並びに診察に基づく診断、処方及び意見（文書の交付を含む。）を含むものとされています。

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療

エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

カ 移送

第4-1表 外傷による脳の器質的損傷を受けた者又は一酸化炭素中毒、減圧症、脳血管疾患若しくは有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒を除く。）に由来する脳の器質性障害を有する者に対するアフターケアの範囲の基準

<p>診 察</p>	<p>(1) 診 察 原則として、治ゆ後3年（外傷による脳の器質的損傷を受けた者又は一酸化炭素中毒若しくは減圧症に由来する脳の器質性障害を有する者にあつては2年）以内において、1月に1回必要に応じて行われるもの（ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。）。</p> <p>(2) 保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。</p> <p>(3) 検 査 上記診察の結果必要に応じ、原則として、1年に1回行われる次に掲げる検査を対象とする。ただし、四肢まひ等が出現した者で医学的に必要と認められるものについては、第4-3表の範囲内で行われる検査を対象とすることができる。</p> <p>ア 末梢血液一般・生化学的検査 イ 尿検査 ウ 公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上の疾病若しくは通勤による疾病以外の疾病又は近視、老視等による眼に関する疾病との鑑別のために行われる視機能検査（眼底検査等を含む。） エ めまい感又は身体平衡障害の訴えのある者に対して行われる前庭平衡機能検査 オ 頭部エックス線検査 カ 医学的に必要と認められる者に対して行われる頭部のCT（コンピュータ断層撮影）及びMRI（磁気共鳴コンピュータ断層撮影）等検査 キ 脳波検査 ク 心理検査 ケ その他特に必要と認められる検査</p>
<p>薬剤又は治療材料の支給</p>	<p>上記診察の際に必要なに応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。ただし、四肢まひ等が出現した者で医学的に必要と認められるものについては、第4-3表の範囲内で支給される薬剤を対象とすることができる。</p> <p>ア 神経系機能賦活薬 イ 向精神薬 ウ 筋弛緩薬 エ 自律神経薬 オ 鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。） カ 抗パーキンソン薬</p>

	<p>キ 抗てんかん薬</p> <p>ク 循環改善薬（鎮暈薬、血管拡張薬及び昇圧薬を含む。）</p>
処置、手術その他の治療	<p>上記診察の際に必要な応じて専門医師による精神療法及びカウンセリング（生活指導に重点を置いたものとする。）を対象とする。ただし、四肢まひ等が出現した者で医学的に必要と認められるものについては、第4-3表の範囲内で行われる処置を対象とすることができる。</p>
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	<p>医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。</p>

第4-2表 頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害又は腰痛を有する者に対するアフターケアの範囲の基準

診 察	<p>(1) 診 察 原則として、治ゆ後2年以内において、1月に1回必要に応じて行われるものを対象とする。</p> <p>(2) 保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。</p> <p>(3) 検 査 上記診察の結果医学的に必要と認められる者に対し、原則として、1年に1回行われる各傷病について必要と認められる部位について行うエックス線検査を対象とする。</p>
薬剤又は治療材料の支給	<p>上記診察の際に必要な応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。</p> <p>ア 神経系機能賦活薬</p> <p>イ 向精神薬（頭頸部外傷症候群に限る。）</p> <p>ウ 筋弛緩薬</p> <p>エ 鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）</p> <p>オ 循環改善薬（鎮暈薬、血管拡張薬及び昇圧薬を含む。）</p>
処置、手術その他の治療	<p>医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。</p>

<p>居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送</p>	<p>医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。</p>
--	--

第4-3表 せき髄を損傷した者に対するアフターケアの範囲の基準

<p>診 察</p>	<p>(1) 診 察 原則として、1月に1回必要に応じて行われるものを対象とする。</p> <p>(2) 保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。</p> <p>(3) 検 査 上記診察の結果必要に応じて、次に掲げる検査でそれぞれに掲げる範囲内で行われるものを対象とする。</p> <p>ア 原則として上記診察の際に行われる尿検査（尿培養検査を含む。）</p> <p>イ 原則として1年に2回行われるCRP検査</p> <p>ウ 原則として1年に1回行われる末梢血液一般・生化学的検査</p> <p>エ 原則として1年に1回行われる膀胱機能検査。なお、残尿測定検査は超音波によるものを含むものとする。</p> <p>オ 原則として1年に1回行われる腎臓、膀胱及び尿道のエックス線検査</p> <p>カ 原則として、1年に1回行われる損傷せき椎又はまひ域関節のエックス線、CT及びMRI検査</p>
<p>薬剤又は治療材料の支給</p>	<p>上記診察の際に必要なに応じて支給される次に掲げる薬剤又は治療材料を対象とする。</p> <p>(1) 薬 剤</p> <p>ア じょくそう処置用・尿路処置用外用薬</p> <p>イ 原則として、尿路感染者又はじょくそうのある者に対して支給される抗菌薬（抗生物質、外用薬を含む。）</p> <p>ウ 排尿障害改善薬及び頻尿治療薬</p> <p>エ 筋弛緩薬（鎮痙薬を含む。また、重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用埋込型ポンプに再充填する鎮痙薬を含むものとする。）</p> <p>オ 自律神経薬</p> <p>カ 末梢神経障害治療薬</p> <p>キ 向精神薬</p> <p>ク 鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）</p> <p>ケ 整腸薬、下剤及び浣腸薬</p> <p>コ その他特に必要と認められる薬剤</p>

	(2) 治療材料 必要であると認められる場合の治療材料
処置、手術その他の治療	上記診察の際に必要な応じて行われる次に掲げる処置を対象とする。 ア じょくそう処置 イ 尿路処置（導尿、膀胱洗浄、留置カテーテル設置・交換を含む。） ウ その他特に必要と認められる処置
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。

第4-4表 尿道狭さを有する者又は尿路変向術を受けた者に対するアフターケアの範囲の基準

診 察	(1) 診 察 原則として、治ゆ後3年以内において、1月から3月に1回必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。 (2) 保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。 (3) 検 査 上記診察の結果必要に応じて、次に掲げる検査でそれぞれに掲げる範囲内で行われるものを対象とする。 ア 原則として1月から3月に1回行われる尿検査（尿培養検査を含む。） イ 原則として1年に2回行われる末梢血液一般・生化学的検査 ウ 原則として1年に2回行われるCRP検査 エ 原則として1年に1回行われるエックス線検査 オ 原則として1年に1回行われる腹部超音波検査 カ 原則として代用膀胱を造設した者に対し、1年に1回行われるCT検査
薬剤又は治療材料の支給	尿道ブジー（誘導ブジーを含む。）及び尿路処置（導尿、膀胱洗浄、留置カテーテル設置・交換を含む。）（以下「尿道ブジー等」という。）実施の際に必要な応じて、1週間分程度支給される次に掲げる薬剤を対象とする。 ア 止血薬 イ 抗菌薬（抗生物質を含む。） ウ 自律神経薬 エ 鎮痛・消炎薬

	オ 尿路処置用外用薬 カ 排尿障害改善薬及び頻尿治療薬
処置、手術その他の治療	原則として、上記診察の際に必要なに応じて行われる尿道ブジー等若しくは、自宅等で使用するためのカテーテル、カテーテル用消毒液（洗浄剤及び潤滑剤を含む。）及び滅菌ガーゼを対象とする。
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。

第4-5表 白内障等（白内障のほか、緑内障、網膜はく離、角膜疾患、眼瞼内反等をいう。）の眼疾患を有する者に対するアフターケアの範囲の基準

診 察	(1) 診 察 原則として、治ゆ後2年以内において、1月に1回必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。 (2) 保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。 (3) 検 査 上記診察の結果医学的に必要と認められる者に対して行われる次に掲げる検査を対象とする。 ア 矯正視力検査 イ 屈折検査 ウ 細げき燈頭微鏡検査 エ 前房隅角検査 オ 精密眼圧測定 カ 精密眼底検査 キ 量的視野検査
薬剤又は治療材料の支給	上記診察の際に必要なに応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。 ア 外用薬 イ 眼圧降下薬 ウ その他医学的に必要と認められる点眼剤
処置、手術その他の治療	原則として、上記診察の際に必要なに応じて行われる眼瞼内反による睫毛乱生のために必要な者に対して行う睫毛抜去を対象とする。

<p>居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送</p>	<p>医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。</p>
--	--

第4-6表 慢性のウイルス肝炎となった者に対するアフターケアの範囲の基準

<p>診 察</p>	<p>(1) 診 察 原則として、治ゆ後3年以内において、B型肝炎ウイルス感染者でHB e抗原陽性のもの又はC型肝炎ウイルス感染者については1月に1回、B型肝炎ウイルス感染者でHB e抗原陰性のものについては6月に1回、必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含むものとする。</p> <p>(2) 保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。</p> <p>(3) 検 査 上記診察の結果必要に応じて、次に掲げる検査でそれぞれに掲げる範囲内で行われるものを対象とする。</p> <p>ア 原則として6月に1回行われる末梢血液一般検査</p> <p>イ 原則としてB型肝炎ウイルス感染者でHB e抗原陽性のもの又はC型肝炎ウイルス感染者については1月に1回、B型肝炎ウイルス感染者でHB e抗原陰性のものについては6月に1回行われる生化学的検査</p> <p>ウ 原則として6月に1回行われる腹部超音波検査</p> <p>エ 医学的に特に必要と認められる者に対して行われるB型肝炎ウイルス感染マーカー</p> <p>オ 医学的に特に必要と認められる者に対して行われるHCV抗体</p> <p>カ 医学的に特に必要と認められる者に対して行われるHCV-RNA同定(定性)検査</p> <p>キ 医学的に特に必要と認められる者に対して行われるAFP(α-フェトプロテイン)</p> <p>ク 医学的に特に必要と認められる者に対して行われるPIVKA-II</p> <p>ケ 医学的に特に必要と認められる者に対して行われるプロトロンビン時間検査</p> <p>コ 医学的に特に必要と認められる者に対して行われるCT検査</p>
------------	--

<p>居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送</p>	<p>医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。</p>
--	--

第4-7表 慢性の化膿性骨髄炎となった者に対するアフターケアの範囲の基準

<p>診 察</p>	<p>(1) 診 察 原則として、治ゆ後3年以内において、1月から3月に1回必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。</p> <p>(2) 保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。</p> <p>(3) 検 査 上記診察の結果医学的に必要と認められる者に対し、次に掲げる検査でそれぞれに掲げる範囲内で行われるものを対象とする。</p> <p>ア 原則として1月から3月に1回行われる末梢血液一般・生化学的検査 イ 原則として3月から6月に1回行われるエックス線検査 ウ 特に必要と認められる者に対して行われるシンチグラム、CT、MRI等検査 エ 原則として1年に2回行われるCRP検査 オ 必要に応じて行われる細菌検査</p>
<p>薬剤又は治療材料の支給</p>	<p>上記診察の際に必要なに応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。</p> <p>ア 抗菌薬（抗生物質、外用薬を含む。） イ 鎮痛・消炎薬</p>
<p>居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送</p>	<p>医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。</p>

第4-8表 振動障害を有する者に対するアフターケアの範囲の基準

<p>診 察</p>	<p>(1) 診 察 原則として、治ゆ後2年以内において、1月に1回又は2回必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。</p> <p>(2) 保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。</p> <p>(3) 検 査 上記診察の結果医学的に必要と認められる者に対し、原則として、1年に1回行われる次に掲げる検査を対象とする。ただし、カについては、原則として、2年に1回行われるものを対象とする。</p> <p>ア 末梢血液一般・生化学的検査 イ 尿検査 ウ 末梢循環機能検査 エ 末梢神経機能検査 オ 末梢運動機能検査 カ 手関節及び肘関節のエックス線検査</p>
<p>薬剤又は治療材料の支給</p>	<p>上記診察の際に必要なに応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。</p> <p>ア ニコチン酸薬 イ 循環ホルモン薬 ウ ビタミンB1、B2、B6、B12、E剤 エ Ca拮抗薬 オ 交感神経α-受容体抑制薬 カ 鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）</p>
<p>処置、手術その他の治療</p>	<p>医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。</p>
<p>居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送</p>	<p>医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。</p>

第4-9表 人工関節又は人工骨頭に置換した者に対するアフターケアの範囲の基準

診 察	<p>(1) 診 察 原則として、3月から6月に1回必要に応じて行われるものを対象とする。</p> <p>(2) 保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。</p> <p>(3) 検 査 上記診察の結果必要に応じて行われる次に掲げる検査で、それぞれに掲げる範囲内で行われるものを対象とする。</p> <p>ア 原則として3月から6月に1回行われる末梢血液一般・生化学的検査 イ 原則として3月から6月に1回行われるエックス線検査 ウ 医学的に特に必要と認められる者に対して行われるシンチグラム検査 エ 原則として1年に2回行われるCRP検査</p>
薬剤又は治療材料の支給	<p>上記診察の際に必要なに応じて支給される鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）を対象とする。</p>
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	<p>医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。</p>

第4-10表 大腿骨頸部を骨折し、又は股関節を脱臼し、若しくは脱臼骨折した者に対するアフターケアの範囲の基準

診 察	<p>(1) 診 察 原則として、治癒後3年以内において、3月から6月に1回必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。</p> <p>(2) 保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。</p> <p>(3) 検 査 上記診察の結果必要に応じて、原則として、3月から6月に1回行われる次に掲げる検査を対象とする。ただし、ウについては、医学的に特に認められる場合に行われるものを対象とする。</p> <p>ア 末梢血液一般・生化学的検査 イ エックス線検査</p>
-----	--

	ウ シンチグラム、CT、MRI等検査
薬剤又は治療材料の支給	上記診察の際に必要な応じて支給される鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）を対象とする。
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。

第4-11表 心・血管疾患に罹患した者又はペースメーカー等（ペースメーカーのほか、除細動器をいう。）を植え込んだ者に対するアフターケアの範囲の基準

診 察	<p>(1) 診 察 心・血管疾患に罹患した者に対し、原則として、治癒後3年以内において、1月に1回必要に応じて行われるもの（ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含むものとする。）又はペースメーカー等を植え込んだ者に対し、1月から3月に1回必要に応じて行われるものを対象とする。</p> <p>また、「ペースメーカー等の定期チェック」については、原則として6月から1年に1回、ペースメーカー等のパルス幅、スパイク間隔、マグネットレート、刺激閾値、感度等の機能指標の計測をするとともに、アフターケア上の必要な指導を行うものとする。</p> <p>(2) 保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。</p> <p>(3) 検 査 上記診察の結果必要に応じて、次に掲げる検査でそれぞれに掲げる範囲内で行われるものを対象とする。</p> <p>ア 原則として心・血管疾患に罹患した者については1月に1回、ペースメーカー等を植え込んだ者については1月から6月に1回行われる末梢血液一般・生化学的検査</p> <p>イ 原則として心・血管疾患に罹患した者については1月に1回、ペースメーカー等を植え込んだ者については6月に1回行われる胸部エックス線検査</p> <p>ウ 原則として心・血管疾患に罹患した者については1月に1回、ペースメーカー等を植え込んだ者については1月から6月に1回行われる心電図検査（安静時及び負荷検査）</p>
-----	--

	<p>エ 原則として心・血管疾患にり患した者については1月に1回、ペースメーカー等を植え込んだ者については1月から6月に1回行われる尿検査</p> <p>オ 心・血管疾患にり患した者については医学的に特に必要と認められる場合に行い、ペースメーカー等を植え込んだ者については原則として1年に1回行われるホルター心電図検査</p> <p>カ 医学的に特に必要と認められる者に対して行われる心臓超音波検査</p> <p>キ 医学的に特に必要と認められる者に対して行われる心臓核医学検査</p>
薬剤又は治療材料の支給	<p>上記診察の際に必要なに応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。</p> <p>ア 抗狭心症薬</p> <p>イ 抗不整脈薬</p> <p>ウ 心機能改善薬</p> <p>エ 循環改善薬（利尿薬を含む。）</p> <p>オ 向精神薬</p>
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	<p>医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。</p>

第4-12表 尿路系腫瘍を有する者に対するアフターケアの範囲の基準

診 察	<p>(1) 診 察</p> <p>原則として、治癒後3年以内において、1月に1回必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。</p> <p>(2) 保健指導</p> <p>原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。</p> <p>(3) 検 査</p> <p>上記診察の結果医学的に必要と認められる者に対し、次に掲げる検査でそれぞれに掲げる範囲内で行われるものを対象とする。</p> <p>ア 原則として1月に1回行われる尿検査（尿培養検査を含む。）</p> <p>イ 原則として1月に1回行われる尿細胞診検査</p> <p>ウ 原則として3月から6月に1回行われる内視鏡検査</p> <p>エ 原則として3月から6月に1回行われる超音波検査</p> <p>オ 原則として3月から6月に1回行われる腎盂造影検査</p> <p>カ 原則として3月から6月に1回行われるCT検査</p>
-----	--

薬剤又は治療材料の支給	<p>上記診察の際に必要な応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。</p> <p>ア 医学的に特に必要と認められる場合で、治ゆ後1年以内に投与される再発予防のための抗がん薬</p> <p>イ 抗菌薬（抗生物質を含む。）</p>
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	<p>医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。</p>

第4-13表 熱傷の傷病者に対するアフターケアの範囲の基準

診 察	<p>(1) 診 察 原則として、治ゆ後3年以内において、1月に1回必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。</p> <p>(2) 保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。</p> <p>(3) 検 査 上記診察の結果医学的に必要と認められる者に対し、原則として1年に1回行われる次に掲げる検査を対象とする。</p> <p>ア 末梢血液一般・生化学的検査</p> <p>イ 尿検査</p>
薬剤又は治療材料の支給	<p>上記診察の際に必要な応じて支給される外用薬等（抗菌薬を含む。）を対象とする。</p>
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	<p>医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。</p>

第4-14表 外傷により末梢神経を損傷した者に対するアフターケアの範囲の基準

診 察	<p>(1) 診 察 原則として、治ゆ後3年以内において、1月に1回又は2回必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。</p> <p>(2) 保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。</p> <p>(3) 検 査 上記診察の結果医学的に必要と認められるものに対し、次に掲げるア及びイについては、原則として、1月に1回行われる検査を対象とし、ウ及びエについては、特に必要と認められる者に対して1年に2回を限度に行われるものを対象とする。</p> <p>ア 末梢血液一般・生化学的検査 イ 尿検査 ウ エックス線検査 エ 骨シンチグラフィ</p>
薬剤又は治療材料の支給	<p>上記診察の際に必要なに応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。</p> <p>ア 鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。） イ 末梢神経障害治療薬</p>
処置、手術その他の治療	<p>上記診察の結果特に疼痛が激しく神経ブロックが医学的にも必要と認められるものに対し、1月に2回を限度として対象とすることができる。</p>
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	<p>医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。</p>

第4-15表 精神疾患等により患した者に対するアフターケアの範囲の基準

診 察	<p>(1) 診 察 原則として、治ゆ後3年以内において、1月に1回必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。</p> <p>(2) 保健指導 原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。</p> <p>(3) 検 査 上記診察の結果医学的に必要と認められる者に対し、原則として、1年に2回行われる次に掲げる検査を対象とする。</p>
-----	---

	<p>ア 向精神薬を使用している者に対して行う末梢血液一般・生化学的検査</p> <p>イ 心理検査</p> <p>ウ 脳波検査</p> <p>エ CT・MRI検査</p>
薬剤又は治療材料の支給	<p>上記診察の際に必要なに応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。</p> <p>ア 向精神薬</p> <p>イ 神経系機能賦活薬</p>
処置、手術その他の治療	<p>上記診察の際に必要なに応じて行われる専門医師による精神療法及びカウンセリング（生活指導に重点を置いたものとする。）を対象とする。</p>
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	<p>医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。</p>

第4-16表 心臓弁を損傷した者、心膜の病変を有する者又は人工弁若しくは人工血管に置換した者に対するアフターケアの基準

診 察	<p>(1) 診 察</p> <p>心臓弁を損傷した者又は心膜の病変を有する者に対し、原則として、治癒後3年以内において、1月から3月に1回必要に応じて行われるもの（ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。）又は人工弁若しくは人工血管に置換した者に対し、原則として、1月から3月に1回必要に応じて行われるものを対象とする。</p> <p>(2) 保健指導</p> <p>原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。</p> <p>(3) 検 査</p> <p>上記診察の結果必要に応じて、次に掲げる検査でそれぞれに掲げる範囲内で行われるものを対象とする。</p> <p>ア 原則として1月から6月に1回行われる末梢血液一般・生化学的検査</p> <p>イ 原則として1月から6月に1回行われる尿検査</p> <p>ウ 原則として3月から6月に1回行われる心電図検査（安静時及び負荷検査）</p> <p>エ 原則として3月から6月に1回行われるエックス線検査</p> <p>オ 原則として人工弁に置換した者に対し、3月から6月に1回行われる心音図検査</p>
-----	--

	<p>カ 原則として人工弁又は人工血管に置換した者に対し、1年に1回行われる心臓超音波検査</p> <p>キ 原則として人工弁又は人工血管に置換した者に対し、1年に2回行われるCRP検査</p> <p>ク 原則として人工血管に置換した者に対し、1年に1回行われる脈波図検査</p> <p>ケ 人工血管に置換した者に対し、医学的に特に必要と認められる場合のCT又はMRI検査</p>
薬剤又は治療材料の支給	<p>上記診察の際に必要なに応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。ただし、エについては心臓弁を損傷した者又は人工弁に置換した者に、オについては人工弁又は人工血管に置換した者に限る。</p> <p>ア 抗不整脈薬</p> <p>イ 心機能改善薬</p> <p>ウ 循環改善薬（利尿薬を含む。）</p> <p>エ 向精神薬</p> <p>オ 血液凝固阻止薬</p>
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	<p>医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。</p>

第4-17表 呼吸機能障害を有する者に対するアフターケアの基準

診 察	<p>(1) 診 察</p> <p>原則として、治癒後3年以内において、1月に1回必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。</p> <p>(2) 保健指導</p> <p>原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。特に喫煙者に対しては、日常生活上の配慮として喫煙の禁止について指導するものとするが、私病であるニコチン依存症の治療は行うことができない。</p> <p>(3) 検 査</p> <p>上記診察の結果必要に応じて、次に掲げる検査でそれぞれに掲げる範囲内で行われるものを対象とする。</p> <p>ア 原則として1年に2回行われる末梢血液一般・生化学的検査</p> <p>イ 原則として1年に2回行われるCRP検査</p>
-----	--

	<p>ウ 原則として1年に2回行われる喀痰細菌検査</p> <p>エ 原則として1年に2回行われるスパイログラフィー検査</p> <p>オ 原則として1年に2回行われる胸部エックス線検査</p> <p>カ 原則として1年に2回から4回行われる血液ガス分析</p> <p>キ 原則として1年に1回行われる胸部CT検査</p>
薬剤又は治療材料の支給	<p>上記診察の際に必要なに応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。</p> <p>ア 去痰薬</p> <p>イ 鎮咳薬</p> <p>ウ 喘息治療薬</p> <p>エ 抗菌薬（抗生物質を含む。）</p> <p>オ 呼吸器用吸入薬及び貼付薬</p> <p>カ 鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）</p>
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	<p>医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。</p>

第4-18表 消化吸収障害、逆流性食道炎、ダンピング症候群、腸管癒着、排便機能障害若しくは膀胱機能障害を有する者又は消化器ストマを造設した者に対するアフターケアの基準

診 察	<p>(1) 診 察</p> <p>原則として、治癒後3年以内において、1月に1回必要に応じて行われるものを対象とする。ただし、医学的に必要と認められる者については、その必要な期間継続して行われるものを含む。</p> <p>(2) 保健指導</p> <p>原則として、上記診察の際に行われるものを対象とする。</p> <p>(3) 検 査</p> <p>上記診察の結果必要に応じて、次に掲げる検査でそれぞれに掲げる範囲内で行われるものを対象とする。</p> <p>ア 原則として3月に1回行われる末梢血液一般・生化学的検査</p> <p>イ 原則として3月に1回行われる尿検査</p> <p>ウ 医学的に特に必要と認められる者に対して行われる腹部超音波検査</p> <p>エ 医学的に特に必要と認められる者に対して行われる消化器内視鏡検査（ERCPを含む。）</p> <p>オ 医学的に特に必要と認められる者に対して行われる腹部エックス線検査</p> <p>カ 医学的に特に必要と認められる者に対して行われる腹部CT検査</p>
-----	--

薬剤又は治療材料の支給	<p>上記診察の際に必要な応じて支給される次に掲げる薬剤を対象とする。 ただし、エについては、逆流性食道炎が認められる場合に支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 整腸薬、止瀉薬 イ 下剤、浣腸薬 ウ 坑貧血用薬 エ 消化性潰瘍用薬 オ 蛋白分解酵素阻害薬 カ 消化酵素薬 キ 抗菌薬（抗生物質・外用薬を含む。） ク 鎮痛・消炎薬（外用薬を含む。）
処置、手術その他の治療	<p>上記診察の際に必要な応じて行われる次に掲げる処置を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア ストマ処置 イ 外瘻の処置（軽微な外瘻が認められる者に対し、外瘻周辺の反応性びらん等の発症を予防するために実施するものとする。） ウ 自宅等で使用するための滅菌ガーゼの支給
居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護並びに移送	<p>医学上又は社会通念上必要であると認められる場合のものに限り対象とする。</p>

5 在宅介護を行う介護人の派遣（ホームヘルパー派遣事業）（規則第 38 条第 1 項第 6 号、業務規程第 25 条の 2 第 1 項第 6 号）

(1) 支給対象

ホームヘルパー派遣事業の対象は、傷病補償年金の受給権者又は障害の程度が第 3 級以上の障害等級に該当する障害補償年金の受給権者であって、現に居宅において介護を受けている者です。

ただし、次に掲げる者については、ホームヘルパー等の保護を図る意味等から対象に含めないこととされています。

- ア 入院治療を要する者又は伝染性疾患を有する者
- イ ホームヘルパー等に対し暴行脅迫等の非行を行った者又は行うおそれのある者

(2) 支給内容

ホームヘルパー等が行う介護等の内容は次に掲げるものです。

- ア 入浴、排せつ、食事等の介護
- イ 調理、洗濯、掃除等の家事
- ウ 生活等に関する相談及び助言
- エ 外出時における移動の介護
- オ ア～エに掲げる介護、家事等に附帯する便宜の供与

介護等の供与又は供与に必要な費用の支給は 1 回 3 時間とし、最初に供与を受けた日から起算

して8週間を単位とする期間ごとに24回を限度とします。また、1日の利用回数は3回までです。

(3) 費用負担

受給者に、本事業に要する費用のうち介護等の供与を受ける時間のホームヘルパー等賃金相当額の10分の3に相当する額について受益者負担を求めています。

なお、この受益者負担については、介護補償の請求ができます。

6 長期家族介護者援護金（規則第38条第1項第18号、業務規程第25条の2第1項第18号）

(1) 支給対象等

次のアからウの要件をすべて満たして死亡した者（以下「要介護年金受給権者」という。）の遺族のうち、当該死亡を公務災害とみなしたときに遺族補償年金を受けることができる者（ただし、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹で一定の障害の状態にある場合は年齢を問わない。また、子及び孫は一定の障害の状態にある者に限る。）で、要介護年金受給権者の収入によって生計を維持しており、生活に困窮していると認められる者に対し、支給されます。

ア 死亡の当時、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する傷病等級第1級若しくは第2級である傷病補償年金の受給権者又は障害等級第1級若しくは第2級である障害補償年金の受給権者であること

(ア) せき髄その他神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に又は随時介護を要するものであること

(イ) 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に又は随時介護を要するものであること

イ アの年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から10年を経過した日以後に死亡した者であること

ウ その死亡の原因が遺族補償の対象とならないこと

(2) 支給額

遺族に対して、100万円が支給されます。

(3) 申請手続

長期家族介護者援護金の申請手続は基金都支部が直接、遺族へ案内します。

7 旅行費の支給（業務規程第27条の2第5項、第27条の3第2項、第30条）

(1) 支給要件

旅行費は、職員が補装具の支給、修理若しくは再支給若しくはリハビリテーションを受けるために旅行する場合に支給されます。

旅行費は、鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料とし、支給を受ける者の居住地又は滞在地から目的地までの最も経済的な通常の経路及び方法により、かつ、次に掲げる区分に応じ、その計算方法に従って計算した範囲内において実費が支給されます。

(2) 支給内容

ア 鉄道賃

旅客運賃、急行料金（普通急行列車若しくは準急行列車を運行する路線により片道50キロメートル以上旅行する場合又は特別急行列車を運行する路線により片道100キロメートル以上旅行する場合に限る。以下アにおいて同じ。）、特別車両料金（旅客運賃の等級を2階級に区分する路線により旅行する場合を除く。）及び座席指定料金（普通急行列車を運行する路線により片

道 100 キロメートル以上旅行する場合に限る。)とし、旅客運賃及び急行料金は、旅客運賃の等級を 2 階級に区分する路線により旅行する場合にあっては、上位の等級の旅客運賃及び急行料金が支給されます。

イ 船 賃

旅客運賃、特別船室料金（旅客運賃を 2 以上の階級に区分する船舶により旅行する場合を除く。）及び座席指定料金とし、旅客運賃は、その等級を 3 階級に区分する船舶により旅行する場合にあっては、中位の等級の旅客運賃、2 階級に区分する船舶により旅行する場合にあっては、上位の等級の旅客運賃が支給されます。

ウ 車 賃

1 キロメートルにつき 37 円（全路程を通算して計算し、1 キロメートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）が支給されます。ただし、障害の程度により、この額により難いと認められる場合においては、この限りではありません。

なお、J R バス等路線バスがある場合の車賃の額は、その実費額が支給されます。

エ 宿泊料

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）別表第 1 の 1 の宿泊料の項の甲地方である地域に宿泊する場合は一夜につき 8,700 円が、その他の地域に宿泊する場合は一夜につき 7,800 円が支給されます。

8 奨学援護金（規則第 38 条第 1 項第 7 号、業務規程第 25 条の 2 第 1 項第 7 号、第 29 条）

奨学援護金は、社会一般における教育費の生活費に占める割合が大きいことを考慮し、年金たる補償の受給権者の負担を軽減し、その福祉を増進するために支給するものです。

(1) 支給対象

① 対象者

奨学援護金は、年金たる補償の受給権者のうち、次のいずれかに該当する者で、②に掲げる支給事由の一に該当するものに対して支給されます。

ア ②に掲げる支給事由に該当するに至った日における平均給与額が 16,000 円以下である者

イ ②に掲げる支給事由に該当するに至った日における平均給与額が 16,000 円を超えており、同日後に 16,000 円以下となった者

② 支給事由

ア 遺族補償年金の受給権者で、次に掲げる在学者等であり、学資等の支弁が困難であると認められるもの

<在学者等>

- ・ 学校教育法第 1 条に定める学校（幼稚園を除く。）に在学する者
- ・ 学校教育法第 124 条に定める専修学校（一般課程にあっては、当該課程の程度が高等課程と同等以上のものであると理事長が認めたものに限る。以下同じ。）に在学する者
- ・ 職業能力開発促進法第 15 条の 7 第 1 項各号に掲げる施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において職業訓練を受ける者
- ・ 職業能力開発促進法第 27 条に定める職業能力開発総合大学校において職業訓練を受ける者

イ 遺族補償年金の受給権者のうち、職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該職員の子（当該職員の死亡の当時胎児であった子を含むものとし、婚姻（届出をしていない

が、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) をしている者、直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。) となっている者及び上記アに該当する者を除く。以下同じ。) である在学者等と生計を同じくし、当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの

ウ 障害補償年金の受給権者(第1級から第3級までの障害等級に該当する障害がある者に限る。エにおいて同じ。) で、在学者等であり、学資等の支弁が困難であると認められるもの

エ 傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者のうち、在学者等である子(婚姻をしている者及び直系血族又は直系姻族以外の者の養子となっている者を除く。) と生計を同じくし、当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの

(2) 支給額

奨学援護金は、在学者等1人につき第4-19表の区分に応じ、それぞれの額が支給されます。

(3) 支給期間等

奨学援護金の支給は、次のとおりです。

(1)の①のアの場合、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(②の支給事由の一に該当するに至った日の属する月の前月の末日において年金たる補償の受給権者となっていた者にあつては、当該支給事由の一に該当するに至った日の属する月) から始め、支給すべき事由が消滅した月で終わります。同イの場合、平均給与額が16,000円以下となった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した月で終わります。

奨学援護金の支給を受けている者にその支給額を変更すべき事実が生じた場合には、その事実が生じた日の属する月の翌月(新たに在学者等になった者が生じたことにより支給額を増額すべき場合又は奨学援護金に係る在学者等について支給額を増額すべき事実が生じた場合にあつては、その事実が生じた日の属する月) からその支給額を改定します。

奨学援護金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6期に、それぞれその前月分までを支払うことになっています。ただし、支給事由のア及びイに該当する者に係る奨学援護金は、法第35条第1項の規定により遺族補償年金の支給が停止されている間については支給されません。

また、在学者等について奨学援護金を支給することが適当でないと認める事情がある場合には、当該在学者等に係る奨学援護金のうち、その支給が適当でないと認める事情がある月については支給しないことができるとされています。

第4-19表 奨学援護金支給額

在学者等の区分	支給額(月額) H31.4.1～
小学校、義務教育学校の前期課程 特別支援学校の小学部 } に在学する者	14,000円
中学校、義務教育学校の後期課程 中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部 } に在学する者	18,000円
高等学校、中等教育学校の後期課程 高等専門学校の第1学年、第2学年、第3学年 特別支援学校の高等部 専修学校の高等課程若しくは一般課程 } に在学する者	18,000円
公共職業能力開発施設 又は準ずる施設で } を受ける者 { 中学校を卒業した者等を対象とする 普通課程の普通職業訓練 専修訓練課程の第一類の普通職業訓練	
大学 高等専門学校の第4学年、第5学年 } に在学する者 専修学校の専門課程 公共職業能力開発施設又は準ずる施設で 職業訓練(前欄に掲げるものを除く。) 職業能力開発総合大学校で職業訓練 } を受ける者	39,000円

(4) 現状等に関する報告

奨学援護金の支給を受けている者は、毎年1回、4月1日から同月末日までの間に、在学証明書等の所要の資料を添えて「奨学援護金の支給に係る現状報告書(様式第52号)」を支部長に提出しなければなりません(業務規程第31条の5第3項)。

9 就労保育援護金(規則第38条第1項第8号、業務規程第25条の2第1項第8号、第29条の2)

就労保育援護金は、年金たる補償の受給権者のうち、生計を同じくしている者の就労のため未就学の子を保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園等に預けている者の保育に係る費用を援護するために支給するものです。

(1) 支給対象

① 対象者

就労保育援護金は、年金たる補償の受給権者のうち、次のいずれかに該当する者で、②に掲げる支給事由の一に該当するものに対して支給されます。

ア ②に掲げる支給事由に該当するに至った日における平均給与額が16,000円以下である者

イ ②に掲げる支給事由に該当するに至った日における平均給与額が16,000円を超えており、同日後に16,000円以下となった者

② 支給事由

ア 遺族補償年金の受給権者で未就学の児童であるもののうち、自己と生計を同じくしているも

の就労のため児童福祉法第39条に規定する保育所、学校教育法第1条に規定する幼稚園等(以下「保育所等」という。)に預けられていて、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの

イ 遺族補償年金の受給権者で、職員の死亡の当時当該職員の収入によって生計を維持していた当該職員の未就学の子(当該職員の死亡の当時胎児であった子を含むものとし、直系血族又は直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))となっている者及び上記アに該当する者を除く。)と生計を同じくしている者のうち、自己の就労のため当該未就学の子を保育所等に預けており、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの

ウ 障害補償年金の受給権者(第1級から第3級までの障害等級に該当する障害がある者に限る。エにおいて同じ。)で未就学の子(直系血族又は直系姻族以外の者の養子となっている者を除く。エにおいて同じ。)と生計を同じくしている者のうち、自己の就労のため当該未就学の子を保育所等に預けており、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの

エ 傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者で未就学の子と生計を同じくしている者のうち、自己と生計を同じくしている者の就労のため当該未就学の子を保育所等に預けており、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの

(2) 支給額

就労保育援護金の支給額は、保育所等に預けられている者(以下「保育児」という。)1人につき月額12,000円です。

(3) 支給期間等

就労保育援護金の支給は、次のとおりです。

上記(1)の①のアの場合、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(②の支給事由の一に該当するに至った日の属する月の前月の末日において年金たる補償の受給権者となっていた者にあつては、当該支給事由の一に該当するに至った日の属する月)から始め、支給すべき事由が消滅した月で終わります。同イの場合、平均給与額が16,000円以下となった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した月で終わります。

就労保育援護金の支給を受けている者にその支給額を変更すべき事実が生じた場合には、その事実が生じた日の属する月の翌月(新たに保育児となった者が生じたことにより支給額を増額すべき場合にあつては、その事実が生じた日の属する月)からその支給額を改定します。

就労保育援護金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の6期に、それぞれの前月分までをまとめて支払うことになっています。ただし、支給事由のア又はイに該当する者に係る就労保育援護金は、法第35条第1項の規定により遺族補償年金の支給が停止されている間については支給されません。

(4) 現状等に関する報告

就労保育援護金の支給を受けている者は、毎年1回、4月1日から同月末日までの間に、就労していることを証明する書類等所要の資料を添えて「就労保育援護金の支給に係る現状報告書(様式第53号)」を支部長に提出しなければなりません(業務規程第31条の6第2項)。

10 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助(規則第38条第2項第1号)

公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業は、地方公務員の公務災

害発生状況、発生原因等の調査及び分析、作業現場における作業内容、作業環境等の実態の調査研究及びその改善対策の策定、広報活動、研修会等を通じた公務災害を防止するための方策の普及その他の公務災害の防止に資する活動を行う団体に対して、基金が有する公務災害の発生状況等の情報の提供及び資金の助成等の援助を行うものです。

また、資金の助成等の援助は、公務災害の防止対策立案のためのモデル的な調査研究その他の公務災害の防止に特に資すると認められる防止活動を行う団体に対して行うこととされています。

資金の助成等の援助は本部において行い、情報の提供については、本部のほか支部においても行うこととされています。

11 公務上の災害を防止する対策の調査研究（規則第 38 条第 2 項第 2 号）

公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業は、公務災害に関する情報の収集、その発生状況、発生原因等の調査及び分析並びに公務災害防止対策の研究及び策定を行うものです。

具体的な事業としては、公務災害の発生件数が多いことなどにより、具体的な公務災害防止対策を策定する必要があると認められる公務災害の類型や職種等について、実際に発生した公務災害の発生原因等の調査及び分析、作業内容、作業環境等の改善対策及び機器の改良等の調査及び研究並びに具体的な公務災害防止対策の研究を行い、公務災害防止対策を策定する事業（以下「公務災害防止モデル事業」という。）などを行います。

公務災害防止モデル事業は、地方公共団体等の協力を得て主に支部において行います。

12 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進（規則第 38 条第 2 項第 3 号）

公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業は、上記 11 の調査研究の成果を基に、地方公共団体等に対し、公務災害防止対策を広報活動、研修会等により普及するとともに、公務災害防止対策のうち必要な事項について、地方公共団体等における職場環境の改善等の公務災害防止対策の推進を行うものです。

本事業は、本部及び支部において行います。

13 補償に伴う福祉事業

補償に伴う福祉事業には次に掲げるものがありますが、これらの福祉事業は各補償と関連が深いので、それぞれの補償の項で説明することとしています。

- (1) 休業援護金（P. 155 参照）
- (2) 傷病特別支給金（P. 180 参照）
- (3) 障害特別支給金（P. 189 参照）
- (4) 遺族特別支給金（P. 214 参照）
- (5) 障害特別援護金（P. 189 参照）
- (6) 遺族特別援護金（P. 214 参照）
- (7) 傷病特別給付金（P. 180 参照）
- (8) 障害特別給付金（P. 190 参照）
- (9) 遺族特別給付金（P. 214 参照）
- (10) 障害差額特別給付金（P. 194 参照）

第2 福祉事業の申請手続

1 原則として福祉事業の支給を求めるに当たり事前に承認を要するもの

- (1) 「外科後処置」、「リハビリテーション」又は「アフターケア」を受けようとする者は、あらかじめ、その実施を必要とする旨の医師等の証明書を添付した福祉事業申請書を任命権者を經由して支部長に提出します。
- (2) 「外科後処置」に必要な費用又は日当の支給を受けようとする者、「リハビリテーション」又は「アフターケア」に必要な費用を受けようとする者は、原則としてそれらを受けた月の翌月の末日までに申請金額及びその内訳に係る医師等の証明書を添付した福祉事業申請書を任命権者を經由して支部長に提出します。
- (3) 「在宅介護を行う介護人の派遣（ホームヘルパー派遣事業）」を受けようとする者は、あらかじめ、福祉事業申請書を任命権者を經由して支部長に提出します。
申請書を受理した基金が承認決定すると、介護券が被災職員に交付されます。
- (4) ホームヘルパー派遣事業による介護等の供与に必要な費用の支給を受けようとする者は、原則として介護を受けた月の翌月の末日までに申請金額に係る領収書及び明細書を添えて、福祉事業申請書を任命権者を經由して支部長に提出します。

2 申請により支給するもの

「補装具」の支給を受けようとする者は、所要の資料を添付した福祉事業申請書を、「奨学援護金」の支給を受けようとする者は、在学者等の在学又は在籍を証明する書類等を添付した福祉事業申請書を、「就労保育援助金」の支給を受けようとする者は、就労していることを証明する書類等を添付した福祉事業申請書を、任命権者を經由して支部長に提出します。

第3 未支給の福祉事業

1 未支給の福祉事業の内容（業務規程第30条の2）

未支給の福祉事業とは、福祉事業の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき福祉事業でまだその者に支給されなかったものをいいます。

未支給の福祉事業は、当該福祉事業を受けることができた者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたその者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹に対し、この順位に従って支給されます。

ただし、次の福祉事業は、それぞれに掲げる者に支給されます。

- (1) 遺族補償年金の受給権者に支給すべき遺族特別支給金、遺族特別援護金及び遺族特別給付金
当該遺族補償年金の受給資格者である他の遺族があるときは、当該年金の支給順序に従ってその者
- (2) 業務規程第29条の14第1項の規定により支給すべき障害差額特別給付金

障害補償年金差額一時金を受けることができる他の遺族

(3) 業務規定第 29 条の 14 第 2 項の規定により支給すべき障害差額特別給付金

障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金を受けたため障害補償年金差額一時金を受けることができなくなった他の遺族

未支給の福祉事業を受けるべき同順位者が 2 人以上あるときは、その全額をそのうちの 1 人に支給することができるものとし、この 1 人に行った支給が全員に対して行った支給とみなされます。

2 未支給の福祉事業の申請手続

未支給の福祉事業を受けようとする者は、「未支給の福祉事業申請書（様式第 26 号）」に所定の書類を添えて、死亡職員の任命権者を經由して基金に提出する必要があります。

なお、当該申請書の提出前に既に提出されている書類と同じ書類については、その添付を省略して差し支えありません。

記載例35 福祉事業（補装具）申請書

様式第44号

福祉事業（補装具）申請書		認定番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇
地方公務員災害補償基金 東京都 支部長 殿 下記の福祉事業（補装具の <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 再支給）を受けたいので申請します。		申請年月日	令和5年4月3日
		申請者の住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3
		フリガナ氏名	トウキョウ イチロウ 東京 一郎
		(自署又は押印)	
1 関 被 す 災 災 職 事 員 項 に	所属団体名	東京都	
	所属部局名	〇〇局〇〇部	
	職名	主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員	治癒年月日 令和4年10月5日
	傷病名及び障害の部位	脊椎損傷 両下肢麻痺	
		フリガナ氏名	トウキョウ イチロウ 東京 一郎
		負傷又は発病の年月日	昭和43年10月10日生（54歳） 令和2年10月1日
		は傷障害等等級又は	<input type="checkbox"/> 傷病等級（第 級 第 号） <input checked="" type="checkbox"/> 障害等級（第 1 級 第 3 号） 決定年月日 令和5年2月5日 （年金証書の番号 第 1319400100 号）
2 と 補 装 具 を 必 要 と す る 理 由	理由 両下肢の用を全廃し、日常生活上車椅子を必要とする。		
	種別	車椅子(普通型)	
	個数	1個	個
	単価	100,600円	円
3 装着又は修理年月日		令和5年3月9日	
4 補装具の費用の支給申請額		100,600円	
5 希望する製作修理業者		名称 所在地	
6 採型指導		義肢採型指導料 円 採型指導年月日 年 月 日 採型指導を受けたい医療機関 名称 所在地	
7 旅行費の申請		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
8 <input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する		個人番号	
送金希望口座等		<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する 金融機関名 〇〇銀行 本支店等名 〇〇支店 口座種別 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 1234567 口座名義人 氏名(フリガナ) 東京 一郎(トウキョウ イチロウ)	
* 受理		所属部局	任命権者
(到達した年月日)		年 月 日	年 月 日
* 決定金額 円		* 通知 <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給	* 支払 年 月 日

請求者本人の口座を記入

銀行に届けている口座名義を正確に記入

[注意事項]

- 1 申請者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「2 補装具を必要とする理由等」の欄の記入に代えて同様事項を記載した医師等の証明書を添付してもよいこと。
- 3 補装具に要する額を予定できる場合は、その予定額を記入すること。
- 4 「8 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要がないこと。
- 5 年月日の記載には元号を用いる。

記載例36 福祉事業（奨学援護金）申請書

様式第47号

申請者は年金の受給者であること

福祉事業（奨学援護金）申請書		認定番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇
地方公務員災害補償基金 東京都 支部長 殿 下記の奨学援護金の支給を申請します。		申請年月日	令和 5 年 11 月 8 日
		申請者の住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町1-2
		フリガナ 氏名	シンジュク ハナコ 新宿 花子 (自署又は押印)
1 関申 す請 る者 に 項	<input type="checkbox"/> 傷病補償年金	傷病等級 第 級	年金証書の番号 第 号 年金支給開始年月 年 月
	<input type="checkbox"/> 障害補償年金	障害等級 第 級	年金証書の番号 第 号 年金支給開始年月 年 月
	<input checked="" type="checkbox"/> 遺族補償年金		年金証書の番号 第 13209001-02 号 年金支給開始年月 令和 5 年 10 月
2 在学 者等 に 関 する 事 項	氏名	新宿 次郎	新宿 洋子
	生年月日	平成 23 年 11 月 5 日生	平成 25 年 4 月 7 日生
	住所	〇〇県〇〇市〇〇町1-2	同左
	申請者との続柄	長男	長女
	学校等の名称	〇〇市立〇〇小学校	同左
	学年	第 6 学年	第 4 学年
	学校等の所在地	〇〇市〇〇町4-22	同左
* 3 承認・不承認	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
* 4 支給開始年月	年 月	年 月	年 月
* 5 支給月額	円	円	円
6	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する <input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する 送金希望口座等 金融機関名 〇〇銀行 本支店等名 〇〇支店 口座種別 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 1234567 口座名義人 氏名(フリガナ) 新宿 花子(シンジュク ハナコ) <input type="checkbox"/> その他		
* 受理	所属部局	任命権者	基金支部
(到達した年月日)	年 月 日	年 月 日	年 月 日
* 承認	年 月 日	* 通知	年 月 日
		* 承認金額	円

請求者本人の口座を記入

銀行に届けている口座名義を正確に記入

〔注意事項〕

- 申請者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 「1 申請者に関する事項」の欄の「年金証書の番号」は、この申請書を年金たる補償の請求書と併せて提出する場合は、記入する必要はないこと。
- 「6 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。
- この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、この申請書の提出前にすでに支部長に提出されたものと重複するものについては、添付する必要はないこと。
 - 在学者等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の在学者を除く。）の在学又は在校を証明する書類
 - 専修学校の在学者にあっては、修業年限を証明することができる書類、公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学の在学者にあっては、訓練課程の種類及び訓練期間を証明することができる書類、公共職業能力開発施設に準ずる施設において教育訓練等を受ける者にあっては、当該教育訓練等の内容を証明することができる書類（ただし、これらの書類が（1）に掲げる書類と兼ねることができる場合は、この限りでない。）
 - 申請者と在学者等とが生計を同じくしていることを認めることのできる書類
 - 在学者等が職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していたことを認めることのできる書類
- 新たに在学者等となった者がある場合は、この申請書により申請すること。この場合、「2 在学者等に関する事項」の欄の「備考」に、その理由等を記入すること。
- 年月日の記載には元号を用いる。

記載例37 福祉事業（アフターケア）申請書

様式第42号

1号紙

福祉事業〔外科後処置アフターケア〕申請書

認定番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇
<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	第 3 回

地方公務員災害補償基金 東京都 支部長 殿	申請年月日 令和 5 年 4 月 3 日
下記の福祉事業〔外科後処置アフターケア〕を受けたいので申請します。	申請者の住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3 フリガナ トウキョウ イチロウ 氏名 東京 一郎 (自署又は押印)

1 関被する職事員に	所属団体名 東京都	フリガナ トウキョウ イチロウ 氏名 東京 一郎
	所属部局名 〇〇局〇〇部 (電話番号 1234-5678)	昭和 42 年 10 月 10 日生 (55 歳)
	職名 主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員	治ゆ年月日 令和 3 年 11 月 5 日
	傷病名及び障害の部位 脊髄損傷、両下肢麻痺	障害等級 第 1 級

2 外科後処置等を必要とする理由 別添「診断書」のとおり

3 費用の受領委任	この申請書による外科後処置等の費用の受領を 関東病院 関東太郎 に委任します。 委任者の氏名 東京 一郎 (自署又は押印)
	上記委任に基づき、この申請書による外科後処置等の費用の支払を請求します。 受任者の { 医療機関等の名称 東京都〇〇区〇〇1-2-3 所在地 関東病院 氏名(代表者名) 関東太郎 (自署又は押印)

4 診療費	内訳は「*13 医師の証明」欄記載のとおり	円
-------	-----------------------	---

5 調剤費	内訳は「*14 薬剤師の証明」欄記載のとおり	円
-------	------------------------	---

6 看護料	<input type="checkbox"/> 訪問看護 内訳は「*15 訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり	円
	年 月 日から 年間 (看護師の資格) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 年 月 日まで	円

7 移送費	<input type="checkbox"/> 交通費 片道 <input type="checkbox"/> 往復 から まで km	円
	<input type="checkbox"/> その他の移送費	

8 上記以外の診療費		円
------------	--	---

9 日当 (外科後処置に限る)	年 月 日から 年間 年 月 日まで	円
-----------------	-----------------------	---

10 申請金額		円
---------	--	---

11 外科後処置等を受けようとする医療機関	名称 関東病院 所在地 東京都〇〇区〇〇1-2-3
-----------------------	------------------------------

12 送金希望口座等	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する 個人番号
	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する 金融機関名 〇〇銀行 本支店等名 〇〇支店 口座種別 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 1234567 口座名義人 法人機関又は役職の名称(フリガナ) 関東病院 氏名(フリガナ) 関東太郎(カントウ タロウ)
	<input type="checkbox"/> その他

* 受理 (到達した年月日)	所属部局	任命権者	基金支部
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

* 決定金額 円	* 通知 <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給	* 支払 年 月 日
----------	---	------------

〔注意事項〕裏面参照。

自己負担請求の場合は記入不要

自己負担請求の場合は申請者名義口座を記入

*13 医師の証明		(職員氏名) 東京 一郎	
診療時の症状		歩行障害あり	
診療期間		令和5年 1月 1日から 令和5年 1月 31日まで 31日間 診療実日数 1日	
診療費の内訳			金額(円)
初診			
再診		1,400	
在宅			
投薬	内服 屯服 外用 調剤 処方 麻毒 調基	〇〇〇錠 100mg 3T 21×28 △△△状 2T 10×28	10,416
注射	皮下筋肉内 静脈内 その他		
処置			
手術・麻酔			
検査			
画像診断			
その他			
入院	入院期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
	病・診・衣	入院基本料・加算	
	特定入院料・その他		
	食事	基準	
診療費の合計額			11,816 円
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。			
令和5年 2月 1日		診療機関の	名称 関東病院 所在地 東京都〇〇区〇〇1-2-3 医師の氏名 関東 太郎
			(自署又は押印)

第5章 平均給与額

第5章 平均給与額

災害補償の支給額は、療養補償及び介護補償を除いてすべて平均給与額を基礎として、これに一定の割合又は日数等に乗ずることによって決められるものであることから、平均給与額は誤りなく計算される必要があります。

この平均給与額の算定は、実質的には、被災職員の所属する部局等においてなされるものであるため、地方公共団体等の補償事務担当者は細心の注意を払って行ってください。

第1節 平均給与額の算定

第1 基本的事項

1 算定の基礎となる給与の種類

平均給与額の算定の基礎となる給与の種類は、法第2条第5項において定められています。

具体的には、給料（給料の調整額及び教職調整額を含む。）、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、寒冷地手当及び地方公営企業職員に支給される手当（臨時に支給されるもの及び3か月を超える期間ごとに支給されるものを除く。）です。期末・勤勉手当や児童手当は、この給与に含まれません。

また、令第1条に規定するいわゆる常勤的非常勤職員の場合は、これらの給与に相当する給与が該当します。上記の手当によらないものがある場合には、基金都支部にお問い合わせください。

2 算定方法の種類

平均給与額の算定方法は、法第2条及び規則第3条に規定されています。具体的には、次の表の(1)から(8)までの8通りがあり、実務上は「平均給与額算定書」（記入留意事項はP. 300）を使用して算定を行います。

また、算定に当たっては、いずれか一つの算定方法を用いればよいというものではありません。個々の事情に応じて、いくつかの算定方法による計算を行い、その結果、最も高額となったものを平均給与額として決定することとなります。

なお、これら(1)から(8)までの計算方法のほかに、年金たる補償に係る平均給与額の自動改定、年金たる補償及び休業補償に係る平均給与額の最低限度額及び最高限度額並びに最低保障額が定められています（第5章 第1節 第3 その他の算定方法 P. 293～295 参照）。

算定方法の種類

算定方法		該当事例
(1)	法第2条第4項本文による計算 (原則計算) (A)	・過去3か月間（その期間に採用された者は職員となった日までの間）に給与が支払われている事例…通常的事例
(2)	法第2条第4項ただし書による計算 (最低保障計算) (B)	・給与の全部又は一部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制で支給されている事例 …時間外勤務手当、日額特勤手当等の支給がある事例
(3)	法第2条第6項による計算 (控除計算) (C)、(C')	・P. 284 に列挙されている控除日がある事例 ・控除日があり、かつ(B)のように出来高の給与等がある場合、(C') も計算します。
(4)	規則第3条第1項による計算 (採用の日の属する月に災害を受けた場合等の計算) (D)	・採用された日の属する月に災害を受けた事例 ・給与を受けない期間が過去3か月の全日数にわたる事例 ・控除日が、過去3か月間の全日数にわたる事例
(5)	規則第3条第2項による計算 (採用の日に災害を受けた場合の計算) (E)	・採用された日に災害を受けた事例
(6)	規則第3条第3項による計算 (比較計算) (F)	・補償を行うべき事由の生じた日を採用の日と見なした場合の計算と(1)～(5)との比較（※離職後に補償を行うべき事由が生じた場合は、(H)として計算）
(7)	規則第3条第4項による計算 (G)	・災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償事由が生じた事例
(8)	規則第3条第6項による計算 (基金が総務大臣の承認を得て定める場合の計算) (H)、(I)、(J)	・離職後に補償事由が生じた事例等
<p>注意事項</p> <p>1 各アルファベットは、「平均給与額算定書」における計算方法の記号です。</p> <p>2 複数の事例に該当するときは、該当する算定方法をすべて計算します。 (例：過去3か月に支払われた給与があり、時間外手当の支給があるとき→(1)、(2)、(6)を計算)</p> <p>3 (6)は、補償事由が生じた場合には必ず行い、補償を受ける間に昇給や給与改定等があった場合は、その都度、計算します。</p> <p>4 各計算により得られた平均給与額が最低保障額に満たない場合は、当該最低保障額を平均給与額とします(K)（ただし、年金たる補償に係るものは除きます。P. 294 参照）。</p> <p>5 年金たる補償を行う場合又は療養の開始後1年6か月を経過した後に休業補償を行う場合は、基準日における年齢階層に応じた最低限度額・最高限度額が定められています(L) (P. 293～294 参照)。</p> <p>6 派遣法による派遣期間中の被災等、特殊な事例の算定方法は第3 (P. 294) 以降を参照してください。</p>		

各算定方法の詳細については、P. 280（第5章 第1節 第2 各算定方法の内容）以降で説明していますが、ほとんどの場合、上表の算定方法をいくつか組み合わせて計算することとなります。

3 1か月当たりの通勤手当の算定方法

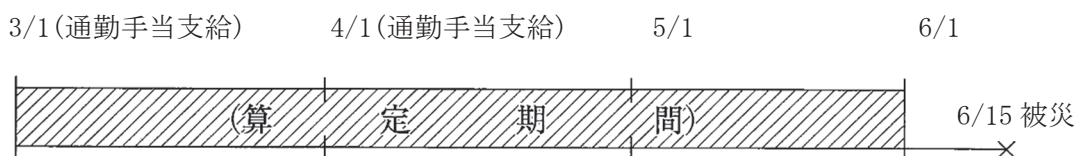
平均給与額を算定するためには、1か月当たりの通勤手当の額をあらかじめ算定しておく必要があります。月ごとに当該月分の通勤手当が支給されている場合は、その額が1か月当たりの通勤手当の額であり、数月分が一括支給されている場合には、当該通勤手当の額を支給単位期間（6か月等）の月数で除して得た額が1か月当たりの通勤手当の額となります。

また、災害発生の日の属する月の前月までに条例等の規定による返納事由が発生した場合は、返納後の額を基に1か月当たりの通勤手当の額を算定します。

なお、実務上、各月ごとの額に円未満の端数が生じる場合は、その端数は各月において端数処理を行わず、分数表記します（ただし、平成16年4月分までの間に支給された通勤手当についての端数は分数表記せず、支給対象期間の最終月に一括支給されたものとしします。）。

1か月当たりの通勤手当の計算例

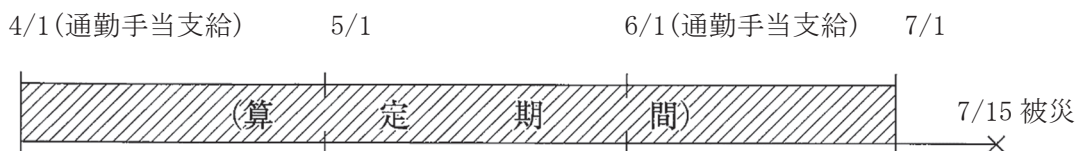
例1



通勤手当支給額	3月	20,000円	(支給単位期間：1か月)
	4月	100,000円	(支給単位期間：4～9月分の6か月)
	5月	4月に一括支給されているため、支給なし	

1か月当たりの通勤手当の額	3月	20,000円
	4月	16,666円 2/3 (=100,000÷6か月)
	5月	16,666円 2/3 (=100,000÷6か月)

例2 (返納がある場合)



▲ (5月返納事由発生：75,000円を返納)

通勤手当支給額	4月	120,000円	(支給単位期間：4～9月分の6か月)
	5月	4月に一括支給されているため、支給なし	
	[※5月に返納事由が発生：6～9月分の75,000円を返納]		
	6月	60,000円	(支給単位期間：6～9月分の4か月)

1か月当たりの通勤手当の額	4月	22,500円 (= (120,000円 - 75,000円) ÷ 2か月)
	5月	22,500円 (= (120,000円 - 75,000円) ÷ 2か月)
	6月	15,000円 (=60,000円 ÷ 4か月)

第2 各算定方法の内容

1 法第2条第4項本文による計算（原則計算）

平均給与額は、原則として、災害発生日（再発の場合は、初発傷病の災害発生日）の属する月の前月の末日から起算して過去3か月間（その期間内に職員となったものについては、その職員となった日までの間。以下この章において「過去3か月間」という。）にその職員に対して支払われた給与の総額をその期間の総日数で除して得た額とされています。

「給与の総額」とは、過去3か月間の勤務に対して支払われるべき給与を意味します。また、その間の給与が遡及して改定された場合は、改定後の金額となり、時間外勤務手当、日額特殊勤務手当等のように、給与支給事務上、勤務した月の翌月に支払われる給与は、勤務した月に支払われた給与として取り扱います（「平均給与額算定書」を記入する際、これらの手当については支給月ではなく勤務実績のあった月の欄に記入する必要があります。）。

計 算 例 (1)	法第2条第4項本文による計算（原則計算）	〔ケース〕 10月25日に公務災害を受けた場合			
〔図 解〕					
<p>The diagram shows a horizontal timeline with markers for July, August, September, and October 25th. A bracket labeled '算定期間' (Calculation Period) spans from the start of July to the end of September. An 'x' marks the date '10月25日' (October 25th) with the label '災害発生' (Disaster Occurrence).</p>					
〔給与内訳〕					
給 与 期 間	7月1日から 7月31日まで	8月1日から 8月31日まで	9月1日から 9月30日まで	計	
総 日 数	31日	31日	30日	92日	
勤 務 した 日 数	23日	21日	22日	66日	
給 与	給 料	253,700円	253,700円	253,700円	761,100円
	扶 養 手 当	19,500円	19,500円	19,500円	58,500円
	地 域 手 当	46,444円	46,444円	46,444円	139,332円
	住 居 手 当	8,800円	8,800円	8,800円	26,400円
	通 勤 手 当	9,073 ¹ / ₃ 円	9,073 ¹ / ₃ 円	9,073 ¹ / ₃ 円	27,220円
	時 間 外 勤 務 手 当	19,160円	17,244円	22,992円	59,396円
	宿 日 直 手 当	円	円	円	円
		円	円	円	円
	計	356,677 ¹ / ₃ 円	354,761 ¹ / ₃ 円	360,509 ¹ / ₃ 円	1,071,948円
※この例では、寒冷地手当の支給はありません。					
〔計算方法〕					
◎ 法第2条第4項本文による額（原則計算による額）					
$= \frac{7、8、9月の給与総額}{7、8、9月の総日数} = \frac{1,071,948円}{92日} = 11,651.60円$					

また、誤払い又は未払いの給与が認められた場合には、その期間の勤務に対する本来の給与が平均給与額の計算の基礎となるものであることから、これらを正しく計算して平均給与額を査定する必要があります。

特に、心・血管疾患、脳血管疾患や精神疾患・自殺事案など長期間に及ぶ時間外勤務が認められる事案については、補償事務担当者は、勤務の実態や時間外勤務手当等の支払状況を調査するなど、適正な平均給与額の査定に十分留意する必要があります。

さらに、平成26年4月以降の分として支給される補償及び福祉事業に係る平均給与額であって、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）」に基づく国家公務員の給与の減額の措置を踏まえ、平成25年度に新たに行われた給与減額支給措置により減ぜられた給与を基に計算するものについては、当該措置がないものとして、平均給与額を再計算することとなります。

寒冷地手当が支給されている場合には、被災職員が災害発生日の日において寒冷地手当支給地域に在勤し、かつ、災害発生日の属する月の前月の末日から起算して過去1年以内に支給を受けたときに限り、その額に5を乗じて365で除して得た額を平均給与額に加えます。

また、過去3か月間の「総日数」とは、日曜日その他勤務を要しない日を含む暦日数のことです。

<p>法第2条第4項本文による額</p> <p>=過去3か月間（その期間内に職員となったときは、その職員となった日までの間）の給与総額 ÷総日数+寒冷地手当の額×5÷365 （※寒冷地手当の額は該当する場合にのみ加えます。）</p>
--

計 算 例 (2)	法第2条第4項本文による計算（原則計算）	[ケース] 4月1日に採用され、5月17日に災害を受けた場合
-----------	----------------------	-----------------------------------

[図 解]

[給与内訳]

<p>採用(4月1日)</p> <p>4月</p> <p>5月17日</p> <p>×</p> <p>災害発生</p> <p>算定期間</p>	給 与 期 間	4月1日から 4月30日まで	計	
	総 日 数	30日	30日	
	勤 務 した 日 数	22日	22日	
	給 与	給 料	182,400円	182,400円
		扶 養 手 当	0円	0円
		地 域 手 当	31,008円	31,008円
		住 居 手 当	8,800円	8,800円
		通 勤 手 当	11,833 ¹ / ₃ 円	11,833 ¹ / ₃ 円
		時 間 外 勤 務 手 当	円	円
		宿 日 直 手 当	円	円
計	234,041 ¹ / ₃ 円	234,041 ¹ / ₃ 円		

※この例では寒冷地手当の支給はありません。

[計算方法]

◎ 法第2条第4項本文による額（原則計算による額）

$$= \frac{\text{4月の給与総額}}{\text{4月の総日数}} = \frac{234,041\frac{1}{3}\text{円}}{30} = 7,801.37\text{円}$$

2 法第2条第4項ただし書による計算（最低保障計算）

過去3か月間の給与の全部又は一部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合、実際に勤務した日数によって受ける給与の額が左右されるので、過去3か月間において勤務できなかった日が多いときは、原則計算による平均給与額は著しく低くなって公正を欠くこととなります。そこで、このような場合を救済するために最低保障として次の(1)又は(2)の計算を行います。

(1) 過去3か月間において、給与の全部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合

その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た額に100分の60を乗じて得た額（寒冷地手当が支給されている場合には、その金額を加えた額。下記(2)の場合も同じ。）

(2) 過去3か月間において、給与の一部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合

勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている給与の総額をその勤務した日数で除して得た額に100分の60を乗じて得た額とその他の部分の総額をその期間の総日数で除して得た額との合算額

法第2条第4項ただし書による額

(1)の場合

給与総額÷勤務した日数×60/100

(2)の場合

日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額（時間外勤務手当等の総額）÷勤務した日数×60/100+その他の給与総額÷その期間の総日数

なお、この計算を行う場合における「勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められた給与」とは、宿日直手当、日額特殊勤務手当、休日勤務手当等、勤務した日より算定されるものや、時間外勤務手当等、勤務した時間により算定されるもののことをいいます。したがって、これらの手当が支給されている場合は、法第2条第4項ただし書による計算（最低保障計算）を行うこととなります。

また、「勤務した日数」には、現実に勤務した日のほか、現実に勤務しなくても給与支給の対象となる日（例えば有給の休暇、国民の祝日等）が含まれます。逆に、「勤務した日数」に含まれないものは給与の支給の対象とならない日を指し、土曜、日曜等の勤務を要しない日及びその振替日、欠勤等により給与が支給されない日等で現実に勤務しなかった日をいいます。

問 次に挙げる日で、「勤務した日数」に含まれないものはどれですか。

(1)週休、(2)年休、(3)夏休、(4)国民の祝日、(5)育児休業をした日、(6)育児部分休業をした日、(7)病欠休暇、(8)子どもの看護休暇、(9)公務災害のため全部休業（無給）した日

答 「勤務した日数」に含まれないものは、(1)週休、(5)育児休業をした日、(9)公務災害のため全部休業（無休）した日です。現実に勤務しているか否かにかかわらず、その日が給与の支給対象となっているかどうかにより判断します。

計 算 例 (3)	法第2条第4項ただし書による計算 (最低保障計算)	[ケース] 10月25日に被災した場合
-----------	---------------------------	------------------------

[図 解]



[給与内訳]

給 与 期 間	7月1日から 7月31日まで	8月1日から 8月31日まで	9月1日から 9月30日まで	計	
総 日 数	31日	31日	30日	92日	
勤務した日数	23日	21日	22日	66日	
給 与	給 料	253,700円	253,700円	253,700円	761,100円
	扶 養 手 当	19,500円	19,500円	19,500円	58,500円
	地 域 手 当	46,444円	46,444円	46,444円	139,332円
	住 居 手 当	8,800円	8,800円	8,800円	26,400円
	通 勤 手 当	9,073 ¹ / ₃ 円	9,073 ¹ / ₃ 円	9,073 ¹ / ₃ 円	27,220円
	時間外勤務手当	19,160円	17,244円	22,992円	59,396円
	宿日直手当	円	円	円	円
	月額特勤手当	22,833円	22,833円	22,833円	68,499円
	日額特勤手当	4,370円	5,750円	4,370円	14,490円
	計	383,880 ¹ / ₃ 円	383,344 ¹ / ₃ 円	387,712 ¹ / ₃ 円	1,154,937円

73,886円

[計算方法]

(日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額)
 =時間外勤務手当+日額特勤手当=59,396円+14,490円=73,886円
 (その他の給与の総額)
 1,154,937円-73,886円=1,081,051円

◎ 法第2条第4項ただし書による額 (最低保障計算による額)

$$= \frac{\text{日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額}}{\text{勤務した日数}} \times \frac{60}{100} + \frac{\text{その他の給与の総額}}{\text{総日数}}$$

$$= \frac{73,886 \text{円}}{66 \text{日}} \times \frac{60}{100} + \frac{1,081,051 \text{円}}{92 \text{日}} = 671.69090 \dots + 11,750.55434 \dots = 12,422.24524 \dots$$

$$= 12,422.24 \text{円}$$

3 法第2条第6項による計算（控除計算）

この計算方法は、過去3か月間に職員の責めに帰すことのできない事由等によって勤務することができなかった日等がある場合に使用します。過去3か月間に勤務しなかった期間があるときは、給与が通常に比べて減少しているか又は支払われていないため、原則計算による額が低くなるので、この影響を平均給与額の計算に際して除外し、職員に不利にならないように、過去3か月間に次に列挙する日（控除日）がある場合は、その日数及びその間の給与は、その期間及びその給与の総額からそれぞれ控除して計算します。ただし、控除事由がある場合でも、控除しないで計算した額が、控除して計算した額より高額となる場合には、その額が平均給与額となります。

なお、控除計算を行う場合でも、日、時間又は出来高払制によって定められた給与（時間外勤務手当等）が支払われているときは、前記2の法第2条第4項ただし書による計算（最低保障計算）も行うこととなります。

控除日

- (1) 負傷し、又は疾病にかかり、療養のために勤務することができなかった日（年休等であっても療養のために勤務できなかったと認められるすべての日を含む。）
- (2) 被災職員が、出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前から出産後8週間以内において勤務しなかった日
- (3) 育児休業の承認を受けて勤務しなかった日、承認を受けて育児短時間勤務をした日、部分休業の承認を受けて育児のため1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日及び承認を受けて育児短時間勤務をした日
- (4) 介護のために承認を受けて勤務しなかった日
- (5) 地方公共団体等の責めに帰すべき事由によって勤務することができなかった日
- (6) 職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかった日
- (7) 親族の傷病の看護のため勤務することができなかった日
- (8) 休暇に関する条例等により、組合休暇を与えられて勤務しなかった日

「その日数」には、勤務を要しない日、休日等を含み、1日の一部が控除事由に該当するときも、その日を全く勤務しなかったものとして控除することとなります。また、上記控除日(1)の負傷・疾病には、私傷病も含まれ、勤務の形態（年休・病休等）は問われないものとされています。

「その間の給与」とは、原則として、控除事由に該当する日の属する月に月額で支給されるべき給与の月額（実際に支給された給与が欠勤等により日割り計算されたものであっても、本来支給されるべき1か月当たりの給与）を、また、通勤手当については、規則第3条第5項で規定する各月ごとの合計額を、それぞれその月の暦日数で除して得た額に、当該月の勤務できなかった日数又は勤務しなかった日数（控除日数）を乗じて得た額及び平均給与額の算定の基礎となる寒冷地手当の額に5を乗じて得た額を365で除して得た額のことです。

また、控除日に時間外勤務を行っていた場合には、その日の時間外勤務手当も控除の対象となります。なお、控除日がある場合は、「平均給与額算定書」の備考欄にその旨を記載する必要があります。

[控除する給与]

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{月額で支給されるべき給与の月額（通勤手当の月額相当分を含む。）}}{\text{その月の総日数}} \times \text{控除日数} \\ &+ \frac{\text{平均給与額算定の基礎となる寒冷地手当の月額} \times 5}{365} \times \text{控除日数} \\ &+ \text{控除日に行った時間外勤務等に対して支給される給与} \end{aligned}$$

法第2条第6項による額（同条第4項本文計算）

$$= \frac{1 \text{ 日当たりの寒冷地手当の額} \times \text{総日数} + \text{給与総額} - (\text{控除する給与} - \text{減額された給与})}{\text{総日数} - \text{控除日数}}$$

法第2条第6項による額（同条第4項ただし書計算）

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額} \times 1}{\text{勤務した日数} \times 2} \times \frac{60}{100} + \\ &\frac{1 \text{ 日当たりの寒冷地手当の額} \times \text{総日数} + \text{その他の給与総額} - (\text{控除する給与} \times 3 - \text{減額された給与})}{\text{総日数} - \text{控除日数}} \end{aligned}$$

注意事項

- 1 控除日に支払われたものは除く。
- 2 控除日が含まれていればその日数を差し引く。その際、控除日数の中に、勤務した日数に含まれない日（週休日等）が含まれている場合には、この日数を差し引いてから計算する。
- 3 控除日に行った時間外勤務手当等に対して支給された額は除く。

問1 配偶者が出産した際に取得できる「出産支援休暇」を取得した日は、控除日となりますか。

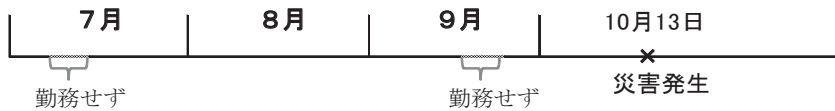
答1 「出産支援休暇」は、控除日に該当しません。これは、通常の出産は疾病とはされませんので、「親族の負傷又は疾病の看護のため勤務することができなかった日」に該当しないことによるものです。

問2 控除日となる「親族の傷病の看護のため勤務することができなかった日」とは、どの休暇をいうのでしょうか。

答2 「子どもの看護休暇」及び「短期の介護休暇」です。なお、これら休暇の名称は、自治体により若干異なる場合（「子の看護休暇」とするなど）がありますが、趣旨が同一であれば同様に取り扱いします。

計 算 例 (4)	法第2条第6項による計算 (控 除 計 算)	[ケース] 10月13日に被災した者が、7月10日から7月14日までと9月19日から9月22日まで、私病で休んでいた場合
--------------	---------------------------	---

[図 解]



[給与内訳]

給 与 期 間	7月1日から 7月31日まで	8月1日から 8月31日まで	9月1日から 9月30日まで	計	備考	
総 日 数	31日	31日	30日	92日	控除事由	
勤務した日数	23日	21日	22日	66日		
控 除 日 数	5日		4日	9日	7/9 ~ 7/13	
給 与	給 料	253,700円	253,700円	253,700円	761,100円	私病5日間 (年休3日、 週休2日)
	扶 養 手 当	19,500円	19,500円	19,500円	58,500円	
	地 域 手 当	46,444円	46,444円	46,444円	139,332円	
	住 居 手 当	8,800円	8,800円	8,800円	26,400円	9/24 ~ 9/27 私病4日間 (年休2日、 週休2日)
	通 勤 手 当	9,073 ¹ / ₃ 円	9,073 ¹ / ₃ 円	9,073 ¹ / ₃ 円	27,220円	
	時 間 外 勤 務 手 当	19,160円	17,244円	22,992円	59,396円	
	月 額 特 勤 手 当	22,833円	22,833円	22,833円	68,499円	
日 額 特 勤 手 当	4,370円	5,750円	4,370円	14,490円		
計	383,880 ¹ / ₃ 円	383,344 ¹ / ₃ 円	387,712 ¹ / ₃ 円	1,154,937円		

※ 控除日に給与は減額されていません。

[計算方法]

(控除する給与)

月額で支給されるべき給与の月額(給料+扶養手当+地域手当+住居手当+月額特勤手当+通勤手当の月額相当分)÷その月の総日数×控除日数

$$\begin{cases} 7月分 & 360,350\frac{1}{3}円 \div 31日 \times 5日 = 58,121.02円 \dots a \\ 9月分 & 360,350\frac{1}{3}円 \div 30日 \times 4日 = 48,046.71円 \dots b \end{cases} \quad \therefore a + b = 106,167.73円$$

◎ 法第2条第6項本文による額(控除計算(法第2条第4項本文)による額)

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{給与総額} - \text{控除する給与}}{\text{総日数} - \text{控除日数}} \\ &= (1,154,937円 - 106,167.73円) \div (92日 - 9日) = 1,048,769.27円 \div 83日 = 12,635.77円 \end{aligned}$$

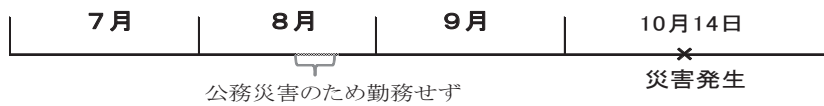
◎ 法第2条第6項本文による額(控除計算(法第2条第4項ただし書)による額)

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額}}{\text{勤務した日数}^{\ast}} \times \frac{60}{100} + \frac{\text{その他の給与総額} - (\text{控除する給与} - \text{減額された給与})}{\text{総日数} - \text{控除日数}} \\ &= 73,886円 \div (66日 - 5日^{\ast}) \times 60/100 + \{(1,154,937円 - 73,886円) - 106,167.73円\} \div (92日 - 9日) \\ &= 12,472.32円 \end{aligned}$$

※ この例では、控除日9日間のうち週休日4日間は勤務した日に含まれないため、3か月間の勤務した日数から差し引くのは、年休5日間のみとなります。

計 算 例 (5)	法第2条第6項による計算 (控 除 計 算)	[ケース] 10月14日に被災した者が、8月12日から8月24日まで公務災害の療養のために休業していた場合
-----------	---------------------------	--

[図 解]



[給与内訳]

給 与 期 間	7月1日から 7月31日まで	8月1日から 8月31日まで	9月1日から 9月30日まで	計	備考	
総 日 数	31日	31日	30日	92日	控除事由	
勤務した日数	23日	12日	22日	57日		
控 除 日 数		13日		13日	8/12～8/24 公務災害	
給 与	給 料	253,700円	152,220円	253,700円	659,620円	13日間 (この間、 給与の支給なし)
	扶 養 手 当	19,500円	12,300円	19,500円	51,300円	
	地 域 手 当	46,444円	27,968円	46,444円	120,856円	
	住 居 手 当	8,800円	5,000円	8,800円	22,600円	
	通 勤 手 当	9,073 ¹ / ₃ 円	6,000円	9,073 ¹ / ₃ 円	24,146 ² / ₃ 円	
	時間外勤務手当	11,118円	3,832円	9,580円	24,530円	
	月額特勤手当	22,833円	13,699円	22,833円	59,365円	
	日額特勤手当	5,290円	2,760円	5,060円	13,110円	
計	376,758 ¹ / ₃ 円	223,779円	374,990 ¹ / ₃ 円	975,527 ² / ₃ 円		

- ※ 公務災害のため支払われなかった(減額された)給与の額は、
給料+扶養手当+地域手当+住居手当+通勤手当+月額特勤手当=143,163¹/₃円
- ※ 減額前の給与の金額は、それぞれ7月分と同額です。

[計算方法]

(控除する給与)

月額で支給されるべき給与の月額(減額前の給料+減額前の扶養手当+減額前の地域手当+減額前の住居手当+減額前の月額特勤手当+減額前の通勤手当の月額相当分)÷その月の総日数×控除日数
=360,350¹/₃円÷31日×13日=151,114.65円

◎ 法第2条第6項本文による額(控除計算(法第2条第4項本文)による額)

$$= \frac{\text{給与総額} - (\text{控除する給与} - \text{減額された給与の額})}{\text{総日数} - \text{控除日数}}$$

$$= \{975,527\frac{2}{3}\text{円} - (151,114.65\text{円} - 143,163\frac{1}{3}\text{円})\} \div (92\text{日} - 13\text{日}) = 12,247.80\text{円}$$

◎ 法第2条第6項本文による額(控除計算(法第2条第4項ただし書)による額)

$$\frac{\text{日、時間又は出来高規制によって定められた給与の総額}}{\text{勤務した日数} \times \frac{60}{100}} + \frac{\text{その他の給与総額} - (\text{控除する給与} - \text{減額された給与})}{\text{総日数} - \text{控除日数}}$$

$$= 37,640\text{円} \div 57\text{日} \times \frac{60}{100} + \{ (975,527\frac{2}{3}\text{円} - 37,640\text{円}) - (151,114.65\text{円} - 143,163\frac{1}{3}\text{円}) \} \div (92\text{日} - 13\text{日})$$

$$= 12,167.55\text{円}$$

- ※ この例では、勤務した日数に控除日は含まれていないため、控除日数を差し引く必要はありません。

4 規則第3条第1項による計算（過去3か月間に支払われた給与がない場合等の計算）

過去3か月間に全く給与を受けていない場合、これまでの方法では平均給与額を算定できません。また、給与を受けており、原則計算等を行うことができたとしても、その額をもとに平均給与額を算定したのでは著しく公正を欠くこととなる場合もあります。そこで、次表に示すとおり、平均給与額の総額をその期間の総日数で除して算出します。

	規則第3条第1項による計算を行う場合	「その期間」
(1)	給与を受けない期間が過去3か月間の全日数にわたる場合	その期間経過後初めて給与を受けるに至った日から災害発生日までの期間
(2)	控除事由（P. 284 参照）の存する期間が過去3か月間の全日数にわたる場合	控除事由のやんだ日から災害発生日までの期間
(3)	採用の日の属する月に災害を受けた場合	採用の日から災害発生日までの期間

また、その期間に支払われた給与の総額の算出方法は、次のとおりです。

[その期間に支払われた給与の総額]

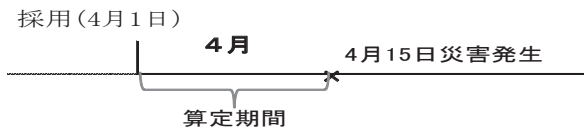
=月額で支給することとされている給与の月額（通勤手当の月額相当分を含む。）

$$\times \frac{\text{その期間の総日数} - \text{その期間の勤務を要しない日数}}{\text{その月の総日数} - \text{その月の勤務を要しない日数}}$$

$$+ \text{その期間の時間外勤務手当等の額} \times \frac{\text{寒冷地手当の月額} \times 5}{365} \times \text{その期間の総日数}$$

計 算 例 (6)	規則第3条第1項による計算（過去3か月間に支払われた給与がない場合等の計算）	〔ケース〕 4月1日に採用され、4月15日に被災した場合
-----------	--	---------------------------------

[図 解]



[給与内訳]

給 与 期 間		4 月	計
総 日 数		30 日	30 日
給 与	給 料	182,400 円	182,400 円
	扶 養 手 当	13,500 円	13,500 円
	地 域 手 当	33,303 円	33,303 円
	住 居 手 当	8,800 円	8,800 円
	通 勤 手 当	12,000 円	12,000 円
	時間外勤務手当	4,790 円	4,790 円
	計	254,793 円	254,793 円

※ この計算例の4月における勤務を要しない日の日数は8日、4月1日～4月15日における同日数は4日です。

[計算方法]

(採用の日から災害発生の日までの期間(4月1日～4月15日)に支払われた給与の総額)
給与の月額(給料+扶養手当+地域手当+住居手当+通勤手当の月額相当分)

× $\frac{\text{その期間の総日数} - \text{その期間の勤務を要しない日数}}{\text{その月の総日数} - \text{その月の勤務を要しない日数}}$ + その期間の時間外勤務手当の額

$$= (182,400 \text{ 円} \times \frac{15 \text{ 日} - 4 \text{ 日}}{30 \text{ 日} - 8 \text{ 日}}) + (13,500 \text{ 円} \times \frac{15 \text{ 日} - 4 \text{ 日}}{30 \text{ 日} - 8 \text{ 日}}) + (33,303 \text{ 円} \times \frac{15 \text{ 日} - 4 \text{ 日}}{30 \text{ 日} - 8 \text{ 日}})$$

$$+ (8,800 \text{ 円} \times \frac{15 \text{ 日} - 4 \text{ 日}}{30 \text{ 日} - 8 \text{ 日}}) + (12,000 \text{ 円} \times \frac{15 \text{ 日} - 4 \text{ 日}}{30 \text{ 日} - 8 \text{ 日}}) + 4,790 \text{ 円} = 129,791.50 \text{ 円}$$

◎ 規則第3条第1項による額

$$= \frac{4 \text{ 月} 1 \text{ 日} \sim 4 \text{ 月} 15 \text{ 日} \text{ までの給与総額}}{4 \text{ 月} 1 \text{ 日} \sim 4 \text{ 月} 15 \text{ 日} \text{ までの総日数}} = \frac{129,791.50 \text{ 円}}{15 \text{ 日}} = 8,652.76 \text{ 円}$$

◎ 規則第3条第1項ただし書による額(法第2条第4項ただし書による額)

$$= \frac{\text{時間外勤務手当の額}}{\text{勤務した日数}} \times \frac{60}{100} + \frac{\text{その他の給与の額}}{\text{その期間の総日数}} = \frac{4,790 \text{ 円}}{11 \text{ 日}} \times \frac{60}{100} + \frac{125,001.50 \text{ 円}}{15 \text{ 日}} = 8,594.70 \text{ 円}$$

なお、上述の計算方法により平均給与額を算定した場合においても、法第2条第4項のただし書(最低保障計算)及び同条第6項(控除計算)の規定は準用されます。

5 規則第3条第2項による計算（採用の日に災害を受けた場合の計算）

これまでに述べた各計算方法は、いずれも現に支払われた給与の額を基礎として行うものでしたが、この計算は、現実に支払われたか否かにかかわらず、災害発生の日において、給与法令上その職員について決定されている給料の月額、扶養手当の月額（扶養親族数に応じて算出した額をいうため、月の途中で採用された場合、給与法令上は当該月に係る扶養手当は支給されませんが、この場合であっても平均給与額算定の基礎に含めます。）、給料及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額、特地勤務手当（特殊勤務手当ではないので注意）の月額並びにへき地勤務手当の月額又はこれらに相当する給与の月額の合計額（以下「基本的給与」という。）の合計額を30で除して得た額が平均給与額となります。

規則第3条第2項による額
 = 基本的給与の月額 ÷ 30

計 算 例 (7)	規則第3条第2項による計算 (採用された日に災害を受けた場合の計算)	[ケース] 4月1日に採用され、同日に公務災害を受けた場合
<p>[図 解]</p> <div style="text-align: center;"> <p>採用(4月1日)</p> <p style="margin-left: 100px;">↓</p> <p style="margin-left: 100px;">災害発生</p> </div>		
<p>[計算方法]</p> <p>◎ 規則第3条第2項による額</p> <p style="margin-left: 20px;">基本的給料の月額 ÷ 30</p> <p style="margin-left: 20px;">= (給与 + 扶養手当 + 地域手当 + 特地勤務手当 + へき地勤務手当) ÷ 30</p> <p style="margin-left: 20px;">= (182,400 円 + 0 円 + 31,008 円 + 0 円 + 0 円) ÷ 30</p> <p style="margin-left: 20px;">= 7,113.60 円</p>		

6 規則第3条第3項による計算（比較計算）

これまで述べてきた平均給与額の算定方法は、災害発生の時点において行うものであり、この平均給与額は、災害発生の時点において行う補償の基礎としては妥当なものといえることができます。しかし、例えば、数年もの長期間にわたって療養を行った後に後遺障害を残して治ゆし、障害補償の支給事由が生じた場合等において、なお当初の平均給与額を基礎とすると、その間のベースアップ等による給与水準の変化等を考慮すれば必ずしも妥当なものとはいえず、他との均衡上、公正を欠くような場合も生じます。

そこで、これらの不均衡を防止するために、補償を行うべき事由の生じた日に受ける基本的給与を30で除して得た額が、他の算定方法により得た額よりも高額となる場合には、この額を平均給与額とすることとされています。

規則第3条第3項による額
 = 補償を行うべき事由が生じた日に受ける基本的給与の額 ÷ 30

(1) 補償を行うべき事由の生じた日

補償を行うべき事由の生じた日とは、補償の種類ごとに次に掲げる日をいいます。

補償を行うべき事由の生じた日

〔休業補償〕

療養のため勤務することができず、給与を受けない日

〔傷病補償年金〕

療養開始後1年6か月を経過した日以後において治ゆせず、かつ、傷病による障害の程度が傷病等級に該当することとなった日

〔障害補償〕

負傷又は疾病が治り障害等級に該当することとなった日（法第29条第9項の規定により新たに該当するに至った等級に応ずる障害補償一時金を支給すべきこととなった場合及び法附則第5条の2第1項の規定により障害補償年金差額一時金を支給すべきこととなった場合には、それぞれ当該一時金を支給すべきこととなった日）

〔遺族補償〕〔葬祭補償〕

死亡した日（法第36条第1項第2号に掲げる場合に該当して新たに遺族補償一時金を支給すべきこととなった場合には、当該遺族補償一時金を支給すべきこととなった日）

なお、公務又は通勤による傷病が再発した場合及び再発した傷病が治ゆした場合における補償を行うべき事由の生じた日とは、再発した傷病にかかる補償を行うべき事由の生じた日をいいます。

(2) 補償を行うべき事由の生じた日に受ける基本的給与

補償を行うべき事由の生じた日に受ける基本的給与とは、補償を行うべき事由の生じた日において在職している場合には、同日において現に受けている基本的給与のことであります。

また、職員が、在職中に被災した公務又は通勤による傷病の療養中に離職した場合、離職後に補償を行うべき事由が生じることもあります。この場合には、現実に受ける給与がありませんので、離職時に占めていた職に引き続き在職していたとするならば、補償事由の生じた日において受けることとなる基本的給与（離職時の等級号棒を固定し、かつ、離職後は扶養家族の異動がなかったものとする。給与改定に伴うベースアップ等は反映させる。）の額を用います。

また、地域手当並びに特地勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当は、在職者については支払われていたならばそのまま対象となりますが、離職者については、離職当時に支払われており、かつ、異動保障として支払われる手当については、補償を行うべき事由の生じた時点でその保障期間にある場合に限り対象となります。

<p>計 算 例 (8)</p>	<p>規則第3条第3項 による計算 (比 較 計 算)</p>	<p>[ケース] 令和3年10月1日に被災し、約2年の療養を継続した後、令和5年10月5日に後遺障害（障害等級に該当する。）を残し治った場合</p>
<p>[図 解]</p> <p>The diagram shows a horizontal timeline. Above the line, '7月', '8月', and '9月' are marked with vertical ticks. A bracket below the line from July to September is labeled '原則計算の算定期間'. Further right, '3.10.1' is marked with a vertical tick and an 'x' below it, labeled '災害発生'. To the right of this, there is a break in the line indicated by two wavy vertical lines. After the break, '5.10.5' is marked with a vertical tick and labeled '治ゆ'.</p>		
<p>[給与内訳]</p>	<p>令和3年7、8、9月の給与総額 令和5年10月5日現在の基本的給与額</p>	<p>1,366,392円 452,704円</p>
<p>[計算方法]</p> <p>◎ 法第2条第4項本文による額</p> $\frac{7、8、9月の給与総額}{7、8、9月の総日数} = \frac{1,366,392円}{92日} = 14,852.08円$ <p>◎ 規則第3条第3項による額</p> $令和5年10月5日現在の基本的給与額 \div 30 = \frac{452,704円}{30} = 15,090.13円$		

(3) その他

この規則第3条第3項による計算は、補償を行うべき事由が生じた日に必ず行います。

特に、休業補償については、療養のため休業して給与を受けない日ごとに補償を行うべき事由が発生するので、被災職員が昇給、昇格等をした場合には再度この計算を行って、比較する必要があります。

7 規則第3条第4項による計算（災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償事由が生じた場合の計算）

年金たる補償（傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金をいう。以下同じ。）においては、平均給与額の自動改定制度が定められていますが（「第3の3」P.294参照）、これとの均衡を図るため、災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合において、補償事由発生日における平均給与額が、災害発生の日（当該災害発生の日が昭和60年4月1日以前であるときは、昭和60年4月1日）を補償事由発生日とみなして計算した平均給与額に総務大臣が定める率（スライド率）を乗じて得た額に満たないときは、その額を平均給与額とします。

規則第3条第4項による額

＝災害発生の日を補償事由発生日とみなして計算した平均給与額（端数処理しない）×スライド率

スライド率は、災害発生の日の属する期間の区分に応じて、その率が定められています（「第6 平均給与額のスライド率早見表」P.298参照）。

8 規則第3条第6項による計算（基金が総務大臣の承認を得て定める場合の計算）

この規定による算定方法は、これまで述べてきた1から7までの算定方法の特例であり、別途計算方法を定めているものではありません。これまでの算定方法によってもなお平均給与額を公正に算定することができない場合に、基金が総務大臣の承認を得て別途定めるとされているものです。具体的には、「地方公務員災害補償法施行規則第3条第6項の規定に基づく平均給与額の計算の特例について」（平成3年4月1日付地基企第17号通知）があり、給与が日額で定められている常勤的非常勤職員に係る平均給与額の計算の特例等が定められています。

☆平均給与額の端数処理について☆

これまでの1から8までの算定方法により計算した額に1円未満の端数がある場合には、切り上げた金額を平均給与額とします。

なお、計算途中では端数処理をしません（例外として、年金たる補償に係る平均給与額の自動改定の計算に当たっては、1から8までの算定方法により確定した平均給与額にスライド率を乗じます。）。

「平均給与額算定書」においては、便宜上、銭2桁目まで計算しますが、これ以下の端数について、切上げや四捨五入等の処理を行うものではありません。

第3 その他の算定方法

第2で述べた1から8までの算定方法でもなお平均給与額が公正を欠く場合等には、次のような算定方法によることとされています。

1 最低保障額（規則第3条第7項）

年金たる補償以外の補償額を算定するために用いる平均給与額については、前述の計算方法によって得られた額が総務大臣の定める額（最低保障額）に満たない場合、当該総務大臣の定める額を平均給与額とします（「第7 平均給与額の最低保障額早見表」P. 299 参照）。

2 休業補償に係る平均給与額の最低限度額及び最高限度額（法第2条第13項）

療養の開始後1年6か月を経過した日以後に支給事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、傷病補償年金との均衡を考慮し、年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額が設けられています。この「1年6か月を経過した日」とは、療養を開始した日の属する月の翌月から起算して18か月目の月において当該療養を開始した日に当たる日をいいます。傷病がいったん治癒した後に再発した場合には、初発の傷病に係る療養期間を通算して算定します。

被災職員の平均給与額が、当該職員の年齢の属する階層の最低限度額を下回り、又は最高限度額を超える場合には、それぞれ当該最低限度額及び最高限度額を平均給与額とします（「第5 平均給与額の最低限度額及び最高限度額」P. 296～297 参照）。

なお、最低限度額及び最高限度額は、労働者災害補償保険制度及び国家公務員災害補償制度において用いられている額を考慮して総務大臣が定めることとされています。

3 年金たる補償に係る平均給与額の自動改定（法第2条第9項）と最低限度額及び最高限度額の適用（法第2条第11項）

- (1) 年金たる補償の額の自動改定による年金額の改定を行うに当たっては、年金たる補償を行うべき事由が生じた日（その日が昭和60年4月1日前であるときは、昭和60年4月1日）における平均給与額（法第2条第4項から第8項までの規定により平均給与額として計算した額）にスライド率（「第6 平均給与額のスライド率早見表」P.298参照）を乗じて得た額（以下「改定率を乗じて得た額」という。）と最低限度額及び最高限度額（「第5 平均給与額の最低限度額及び最高限度額」P.296～297参照）とを比較して、改定後の年金たる補償の平均給与額を決定します。
- (2) 改定率を乗じて得た額が、最低限度額以上で最高限度額以下の場合には、改定率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げた額）を改定後の年金たる補償の平均給与額とします。
- (3) 最高限度額適用の経過措置

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和61年法律第95号）の施行日（昭和62年2月1日）の前日に年金たる補償を受ける権利を有していた者で施行日後も年金たる補償を受ける権利を有しているものについては、1月31日現在のその者の平均給与額（以下「施行前平均給与額」という。）が最高限度額を超えている場合であっても、なお施行前平均給与額が保障されます。また、施行日の前日においては最高限度額を下回っていたが、その後、施行前平均給与額が最高限度額を上回ることとなった場合も同様です。ただし、最高限度額を上回る平均給与額が保障されている期間については、年金のスライドは行われません。

遺族補償年金の受給権者の失権又は行方不明により次順位者に転給される場合も、先順位者に対して保障されていた施行前平均給与額が後順位者に対しても保障されます。ただし、施行日前に法附則第7条の2第2項に規定する特例遺族であって支給停止解除年齢に達していなかったものが単に施行日後に支給停止解除年齢に達し、遺族補償年金を受ける権利を有することとなった場合には、この経過措置は適用されません。

4 派遣法による派遣の場合の平均給与額

派遣法による派遣職員が派遣先の業務上又は通勤により被災した場合の平均給与額は、災害発生日からではなく、派遣の期間の初日の属する月の前月の末日から起算して過去3か月間に支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額です。

なお、平均給与額の特例として、派遣前3か月間に職員となった者の原則計算、最低保障計算、控除計算及び給与を受けない期間が派遣前3か月間の全日数にわたる場合等の計算等国内における場合と同様の計算方法が設けられています（昭和63年4月1日地基企第21号理事長通知）。

5 派遣された職員が派遣をした地方公共団体等に復帰した場合における平均給与額の計算の特例

地方自治法第252条の17（同法第283条において特別区に適用し、及び第292条において地方公共団体の組合に準用する場合を含む。）又は地方独立行政法人法第91条の規定に基づき派遣された職員が、派遣を受けた地方公共団体又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）（以下「地方公共団体等」という。）の事務に関して災害を受けた場合には、本来その補償責任は、派遣を受けた地方公共団体等に存することとなりますが、その特殊性を考慮し、派遣をした地方公共団体等に復帰した場合の平均給与額の計算について、次のとおり特例が設けられています。

第5 平均給与額の最低限度額及び最高限度額

この早見表は、法第2条第11項（平成3年3月31日までは同条第9項）及び第13項の規定に基づき総務大臣が定める額をまとめたものです。休業補償に係る最低限度額及び最高限度額は、平成4年4月1日以後に療養開始後1年6か月以上経過して支給事由が発生した休業補償にかかる平均給与額について適用されます。平成24年度以前のものが必要なときは、基金都支部にお問い合わせください。

（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,503円	12,935円
20歳以上25歳未満	5,007円	12,935円
25歳以上30歳未満	5,618円	13,634円
30歳以上35歳未満	6,112円	16,130円
35歳以上40歳未満	6,527円	18,535円
40歳以上45歳未満	6,741円	21,911円
45歳以上50歳未満	6,861円	24,455円
50歳以上55歳未満	6,479円	24,955円
55歳以上60歳未満	5,811円	23,171円
60歳以上65歳未満	4,683円	19,816円
65歳以上70歳未満	3,970円	14,376円
70歳以上	3,970円	12,935円

（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,308円	13,040円
20歳以上25歳未満	5,024円	13,040円
25歳以上30歳未満	5,611円	13,447円
30歳以上35歳未満	6,104円	16,281円
35歳以上40歳未満	6,524円	18,834円
40歳以上45歳未満	6,601円	21,784円
45歳以上50歳未満	6,708円	24,532円
50歳以上55歳未満	6,375円	25,376円
55歳以上60歳未満	5,922円	24,114円
60歳以上65歳未満	4,723円	19,167円
65歳以上70歳未満	3,940円	15,001円
70歳以上	3,940円	13,040円

（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,475円	13,005円
20歳以上25歳未満	5,030円	13,005円
25歳以上30歳未満	5,585円	13,573円
30歳以上35歳未満	6,069円	16,192円
35歳以上40歳未満	6,475円	18,680円
40歳以上45歳未満	6,729円	21,472円
45歳以上50歳未満	6,654円	23,984円
50歳以上55歳未満	6,474円	25,191円
55歳以上60歳未満	5,878円	24,139円
60歳以上65歳未満	4,731円	19,385円
65歳以上70歳未満	3,950円	15,991円
70歳以上	3,950円	13,005円

（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,688円	13,207円
20歳以上25歳未満	5,173円	13,207円
25歳以上30歳未満	5,721円	13,589円
30歳以上35歳未満	6,139円	16,312円
35歳以上40歳未満	6,571円	18,803円
40歳以上45歳未満	6,750円	21,355円
45歳以上50歳未満	6,865円	23,924円
50歳以上55歳未満	6,738円	25,214円
55歳以上60歳未満	6,057円	24,747円
60歳以上65歳未満	4,916円	19,935円
65歳以上70歳未満	3,950円	15,579円
70歳以上	3,950円	13,207円

（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,751円	13,287円
20歳以上25歳未満	5,333円	13,287円
25歳以上30歳未満	5,894円	13,958円
30歳以上35歳未満	6,233円	16,456円
35歳以上40歳未満	6,654円	19,157円
40歳以上45歳未満	6,893円	21,279円
45歳以上50歳未満	7,031円	24,269円
50歳以上55歳未満	6,792円	25,630円
55歳以上60歳未満	6,191円	24,976円
60歳以上65歳未満	5,009円	20,297円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,558円
70歳以上	3,930円	13,287円

（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,748円	13,284円
20歳以上25歳未満	5,377円	13,284円
25歳以上30歳未満	5,967円	14,255円
30歳以上35歳未満	6,304円	17,353円
35歳以上40歳未満	6,673円	19,286円
40歳以上45歳未満	6,926円	21,393円
45歳以上50歳未満	7,020円	23,905円
50歳以上55歳未満	6,812円	25,257円
55歳以上60歳未満	6,313円	24,859円
60歳以上65歳未満	5,142円	19,726円
65歳以上70歳未満	3,940円	15,291円
70歳以上	3,940円	13,284円

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,900円	13,285円
20歳以上25歳未満	5,484円	13,285円
25歳以上30歳未満	6,010円	14,249円
30歳以上35歳未満	6,389円	17,285円
35歳以上40歳未満	6,760円	19,052円
40歳以上45歳未満	7,042円	21,399円
45歳以上50歳未満	7,086円	23,304円
50歳以上55歳未満	6,913円	25,232円
55歳以上60歳未満	6,424円	24,797円
60歳以上65歳未満	5,221円	19,769円
65歳以上70歳未満	3,960円	14,997円
70歳以上	3,960円	13,285円

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,981円	13,342円
20歳以上25歳未満	5,543円	13,342円
25歳以上30歳未満	6,051円	14,157円
30歳以上35歳未満	6,475円	17,104円
35歳以上40歳未満	6,783円	19,320円
40歳以上45歳未満	7,031円	21,235円
45歳以上50歳未満	7,086円	23,266円
50歳以上55歳未満	6,995円	25,503円
55歳以上60歳未満	6,543円	25,515円
60歳以上65歳未満	5,315円	20,511円
65歳以上70歳未満	3,970円	14,980円
70歳以上	3,970円	13,342円

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,081円	13,384円
20歳以上25歳未満	5,589円	13,384円
25歳以上30歳未満	6,164円	14,322円
30歳以上35歳未満	6,577円	17,163円
35歳以上40歳未満	6,854円	19,407円
40歳以上45歳未満	7,070円	21,601円
45歳以上50歳未満	7,208円	22,760円
50歳以上55歳未満	7,090円	25,308円
55歳以上60歳未満	6,583円	25,093円
60歳以上65歳未満	5,420円	20,870円
65歳以上70歳未満	3,970円	15,258円
70歳以上	3,970円	13,384円

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,941円	12,957円
20歳以上25歳未満	5,436円	12,957円
25歳以上30歳未満	6,049円	13,985円
30歳以上35歳未満	6,272円	16,696円
35歳以上40歳未満	6,693円	19,689円
40歳以上45歳未満	7,049円	21,505円
45歳以上50歳未満	7,096円	22,898円
50歳以上55歳未満	6,994円	25,189円
55歳以上60歳未満	6,570円	25,319円
60歳以上65歳未満	5,473円	21,022円
65歳以上70歳未満	3,940円	16,117円
70歳以上	3,940円	12,957円

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,166円	13,207円
20歳以上25歳未満	5,691円	13,207円
25歳以上30歳未満	6,194円	14,410円
30歳以上35歳未満	6,574円	17,067円
35歳以上40歳未満	6,782円	19,457円
40歳以上45歳未満	7,139円	21,258円
45歳以上50歳未満	7,212円	22,444円
50歳以上55歳未満	7,109円	24,625円
55歳以上60歳未満	6,698円	24,863円
60歳以上65歳未満	5,651円	21,245円
65歳以上70歳未満	3,980円	15,827円
70歳以上	3,980円	13,207円

令和6年4月1日以降、支給すべき対象期間につき、平均給与額の最低限度額及び最高限度額の改訂があった場合は、それに従ってください。

第6 平均給与額のスライド率早見表

地方公務員災害補償法第2条第9項及び同法施行規則第3条第4項に基づく算定を行う際に定められたものをまとめたものです。法第2条第9項の計算を行う際には、「補償事由発生日」を「支給すべき年金の属する期間」と、「災害発生日」は「年金たる補償を支給すべき事由が生じた日」と読み替えてください。平成25年度以前のものが必要な場合は、基金都支部にお問い合わせください。

令和6年4月1日以降改訂があった場合は、それに従ってください。

補償事由発生日 災害発生日	H26.4.1 ～ H27.3.31	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.4.1 ～ H29.3.31	H29.4.1 ～ H30.3.31	H30.4.1 ～ H31.3.31	H31.4.1 ～ R 2.3.31	R 2.4.1 ～ R 3.3.31	R 3.4.1 ～ R 4.3.31	R 4.4.1 ～ R 5.3.31	R 5.4.1 ～ R 6.3.31
S60. 6. 30 以前	1.45	1.46	1.46	1.46	1.47	1.47	1.47	1.47	1.47	1.47
S60. 7. 1～S61. 3. 31	1.37	1.38	1.38	1.38	1.39	1.39	1.39	1.39	1.39	1.39
S61. 4. 1～S62. 3. 31	1.34	1.35	1.35	1.35	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36	1.36
S62. 4. 1～S63. 3. 31	1.32	1.32	1.33	1.33	1.33	1.33	1.34	1.34	1.34	1.34
S63. 4. 1～H元. 3. 31	1.29	1.29	1.29	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30	1.30
H元. 4. 1～H 2. 3. 31	1.24	1.25	1.25	1.25	1.26	1.26	1.26	1.26	1.26	1.26
H 2. 4. 1～H 3. 3. 31	1.20	1.20	1.20	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21
H 3. 4. 1～H 4. 3. 31	1.15	1.16	1.16	1.16	1.16	1.16	1.17	1.17	1.17	1.17
H 4. 4. 1～H 5. 3. 31	1.11	1.12	1.12	1.12	1.12	1.12	1.13	1.13	1.13	1.13
H 5. 4. 1～H 6. 3. 31	1.09	1.09	1.09	1.09	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10
H 6. 4. 1～H 7. 3. 31	1.07	1.07	1.07	1.07	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08	1.08
H 7. 4. 1～H 8. 3. 31	1.05	1.05	1.05	1.05	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06
H 8. 4. 1～H 9. 3. 31	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.04	1.04	1.04	1.04	1.04
H 9. 4. 1～H10. 3. 31	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02
H10. 4. 1～H11. 3. 31	0.99	0.99	0.99	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H11. 4. 1～H12. 3. 31	0.97	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	0.99
H12. 4. 1～H13. 3. 31	0.96	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.98
H13. 4. 1～H14. 3. 31	0.96	0.96	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.98
H14. 4. 1～H15. 3. 31	0.98	0.98	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	1.00
H15. 4. 1～H16. 3. 31	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01
H16. 4. 1～H17. 3. 31	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01
H17. 4. 1～H18. 3. 31	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
H18. 4. 1～H19. 3. 31	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
H19. 4. 1～H20. 3. 31	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01
H20. 4. 1～H21. 3. 31	0.99	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01
H21. 4. 1～H22. 3. 31	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
H22. 4. 1～H23. 3. 31	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
H23. 4. 1～H24. 3. 31	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
H24. 4. 1～H25. 3. 31	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
H25. 4. 1～H26. 3. 31	—	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
H26. 4. 1～H27. 3. 31	—	—	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
H27. 4. 1～H28. 3. 31	—	—	—	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01	1.01
H28. 4. 1～H29. 3. 31	—	—	—	—	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01
H29. 4. 1～H30. 3. 31	—	—	—	—	—	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
H30. 4. 1～H31. 3. 31	—	—	—	—	—	—	1.00	1.00	1.00	1.00
H31. 4. 1～R 2. 3. 31	—	—	—	—	—	—	—	1.00	1.00	1.00
R 2. 4. 1～R 3. 3. 31	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	1.00
R 3. 4. 1～R 4. 3. 31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00

第 7 平均給与額の最低保障額早見表

適用年月日	昭和60年4月1日～ 平成3年9月30日	平成3年10月1日～ 平成7年7月31日	平成7年8月1日～ 平成8年3月31日	平成8年4月1日～ 平成9年3月31日	平成9年4月1日～ 平成10年3月31日
最低保障額	3,210 円	3,960 円	4,180 円	4,260 円	4,330 円

適用年月日	平成10年4月1日～ 平成11年3月31日	平成11年4月1日～ 平成12年3月31日	平成12年4月1日～ 平成13年3月31日	平成13年4月1日～ 平成14年3月31日	平成14年4月1日～ 平成15年3月31日
最低保障額	4,380 円	4,410 円	4,350 円	4,270 円	4,250 円

適用年月日	平成15年4月1日～ 平成16年3月31日	平成16年4月1日～ 平成17年3月31日	平成17年4月1日～ 平成18年3月31日	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日
最低保障額	4,120 円	4,140 円	4,160 円	4,090 円	4,120 円

適用年月日	平成20年4月1日～ 平成21年3月31日	平成21年4月1日～ 平成22年3月31日	平成22年4月1日～ 平成23年3月31日	平成23年4月1日～ 平成24年3月31日	平成24年4月1日～ 平成26年3月31日
最低保障額	4,110 円	4,080 円	4,050 円	3,960 円	3,970 円

適用年月日	平成26年4月1日～ 平成27年3月31日	平成27年4月1日～ 平成29年3月31日	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日
最低保障額	3,940 円	3,950 円	3,930 円	3,940 円	3,960 円

適用年月日	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	令和5年4月1日～
最低保障額	3,970 円	3,940 円	3,980 円

第2節 平均給与額算定書の記入留意事項

記入例については、各補償のページを参照してください。

平均給与額算定書

2号紙

被災職員の氏名及び生年月日	年月日生	補償の種類
---------------	------	-------

1 平均給与額算定内訳					
災害発生の日の属する月の前月の末日から過去3か月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)					
給与期間	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	年月日から 年月日まで	計	備考
総日数	日	日	日	日	
勤務した日数	日	日	日	日	
控除日数	日	日	日	日	
給 与	給料	円	円	円	円
	扶養手当	円	円	円	円
	地域手当	円	円	円	円
	住居手当	円	円	円	円
	通勤手当	円	円	円	円
	時間外勤務手当	円	円	円	円
	宿日直手当	円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
	計	円	円	円	円
(A) 法第2条第4項本文による金額			寒冷地手当 (災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額)		
(給与総額)	(総日数)	円÷ = 円 銭(イ)		円×5÷365= 円 銭(ロ)	

給与期間の欄は、原則として過去3か月間（規則第3条第1項の場合はそれぞれ相当する期間）について各暦月ごとに記入します。

勤務した日数の欄は、現実に勤務した日のほか、有給休暇等の日を含めた日数を記入します。

控除日数の欄は、1日の全部又は一部について法第2条第6項各号並びに平均給与額特例通知の記の第3及び第4に定める事由により勤務しなかった日について、その日数を記入します。

給与の欄は、職員に支払われた給与のうち、平均給与額の算定の基礎となる給与の額を各月ごとに記入します。この欄には、法第2条第5項及び規則第2条、第2条の2に規定されている平均給与額の算定の基礎となる給与（寒冷地手当を除く。）のうち代表的なものだけを掲げてありますが、給与の種類は各地方公共団体等又は職種等によって多様であり、ここにすべての給与の種類を掲げることは困難であることから余白欄を設けていますので、表示されていない給与で支払われたものがある場合については、この余白欄にその給与の種類を記入します。

備考の欄には、給与期間中に、例えば控除日があるような場合には、その理由とその期間とを記入し、この3か月間に採用された場合、規則第3条第1項各号に掲げる場合、規則第3条第2項の場合等のように、この3か月間の給与支払状況の欄が一部又は全部空白となる場合には、その理由、採用の日等平均給与額の算定の基礎となる日を明示します。

円 ÷	=	円	銭(イ)	円 × 5 ÷ 365 =	円	銭(ロ)
(イ) + (ロ) =				円 銭		
(B) 法第2条第4項ただし書による金額						
〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額〕 (勤務した日数)						
円 ÷		×	$\frac{60}{100}$	=	円	銭(ハ)
(その他の給与の総額) (総日数)						
円 ÷		=		円	銭(ニ)	
(ロ) + (ハ) + (ニ) =				円 銭		
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)						
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)						
〔 $\frac{\quad \times 5}{365} + \quad \div$ 〕 × - = 円 銭(ホ)						
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 銭(ヘ)						
(ホ) + (ヘ) =				円 銭(ト)		
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)						
〔 $\frac{\quad \times 5}{365} \times$ 〕 + - 円 銭 = 円 銭						
(総日数) (控除日数) 日 - 日						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)						
〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額 (控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) (控除日を除く)						
円 ÷		×	$\frac{60}{100}$	=	円	銭(チ)
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ホ)						
〔 $\frac{\quad \times 5}{365} \times$ 〕 + - 円 銭 = 円 銭(リ)						
(総日数) (控除日数) 日 - 日						
(チ) + (リ) =				円 銭		

(A) 欄は、法第2条第4項本文の規定による原則計算を行う欄であり、(イ) 欄及び(ロ) 欄の二つに区分されています。このうち(ロ) 欄は、寒冷地手当が支給されている場合に、その計算方法が特殊なため、これに備えて設けられたものです。

すなわち、寒冷地手当は、災害発生の日において、その支給地域に在勤し、かつ、災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去1年間にその手当の支給を受けたときに限り、平均給与額の中にも含めることとされていますので(規則第2条第2項)、この場合には、(ロ) 欄を用いて、災害発生の日の属する月の前月の末日以前における最も近い支給日に支給された額に5を乗じて得た額を365で除して得た額を算定し、これを(イ) 欄で寒冷地手当を除いて計算して得られた額に加えた額が平均給与額となります。

(B) 欄は、法第2条第4項ただし書の規定による最低保障計算を行う欄です。

すなわち、給与の全部又は一部が、日、時間又は出来高払制によって定められている場合に用いることとなり、一般的には、算定の基礎となる給与に時間外勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当等が含まれている場合等に用いられることとなります。

(C) 欄及び(C') 欄は、控除計算を行う欄ですが、算定の基礎となる給与に寒冷地手当が含まれる場合にのみ、(A) 欄に記入した寒冷地手当の額((ロ) 欄の金額ではないことに注意すること)を用いて計算することとなりますので、それ以外の場合の計算に当たっては十分留意する必要があります。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数) 円 ÷ = 円 銭	
①災害発生日(平均 年 月 日)における 基本的給与の月額 職給料表 級 号級 給料 円 扶養手当 円 地域手当 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 円	②補償事由発生日(平均 年 月 日)における 基本的給与の月額 職給料表 級 号級 給料 円 扶養手当 円 地域手当 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 円
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭	
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②) 円 ÷ 30 = 円 銭	
(G) 規則第3条第4項による金額 ----- 災害発生日を補償事由発生日とみなして (F) の例により計算した額	

(D) 欄は、採用の日の属する月に災害を受けた場合等の計算を行う欄であり、欄中に明示された計算式はその代表的なものです(規則第3条1項による計算は(B)欄、(C)欄及び(C')欄の計算方法が準用される。)ので必要な場合は、別途計算過程を明らかにする必要があります。

①欄は、災害発生日における基本的給与の月額を記入する欄であり、災害発生日における給料、扶養手当、地域手当及び特勤手当又はへき地勤手当の月額を記入します。なお、地域手当については給料及び扶養手当の月額に対するものを記入し、管理職手当の月額に対するものは含まれないので留意する必要があります。

②欄は、補償事由発生日における基本的給与の月額を記入する欄であり、記入については、①欄と同様です。

(E) 欄は、採用の日に災害を受けた場合の計算を行う欄です。「(基本的給与の月額①)」には、①欄に記入した金額を転記して計算します。

(F) 欄は、補償事由発生日を採用の日とみなして計算を行う欄です。「(基本的給与の月額②)」には、②欄に記入した金額を転記して計算します。

規則第3条第6項による金額	(G) 規則第3条第4項による金額
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 災害発生の日を補償事由発生日とみなして (F) の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭 (ヌ) </div>
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> (ヌ) 及び (A) (B) (C) (C[〃]) (D) (E) のうち最も高い金額 円 銭 (ル) </div>
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> (ル) (総務大臣が定める率) 円 銭 × = 円 銭 </div>
	(H) 離職後の補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして (E) の例により計算した額 (基本的給与の月額②) 円 ÷ 30 = 円 銭
規則第3条第6項による金額	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日所属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> 災害発生の日を補償事由発生日とみなして (F) の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭 (ヲ) </div>
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> (ヲ) 及び (A) (B) (C) (C[〃]) (D) (E) のうち最も高い金額 円 銭 (ワ) </div>
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> (ワ) (総務大臣が定める率) 円 銭 × = 円 銭 </div>
	(J) (H) (I) 以外の金額 円 銭
(K) 規則第3条第7項による金額	

(G) 欄は、災害発生の日所属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合の計算を行う欄です。「(基本的給与の月額①)」には、①欄に記入した金額を転記して計算することとなりますが、災害発生の日が昭和60年4月1日前であるときは、同日における基本的給与の月額を記入します。「(総務大臣が定める率)」には、災害発生の日所属する期間の区分に応じる規則第3条第4項の規定により総務大臣が定めた率を記入します。

(H) 欄は、被災職員が離職した後に補償を行うべき事由が生じた場合の計算を行う欄です。「(基本的給与の月額②)」には、②欄に記入した金額を転記して計算することとなります。②欄の記入に当たっては、離職時に占めていた職に引き続き在職していたものとし、離職後においては昇級を行わず、かつ、扶養親族の異動はなかったものとしたときに補償事由発生日において受けることとなる給与の月額を記入します。

(I) 欄は、離職者について災害発生の日所属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合の計算を行う欄です。「(基本的給与の月額①)」及び「(総務大臣が定める率)」については、(G) 欄と同様です。

(J) 欄は、(H) 欄及び (I) 欄の金額以外の規則第3条第6項による金額を記入します。「(地方公務員災害補償法施行規則第3条第6項の規定に基づく平均給与額の計算の特例について(平成3年4月1日地基企第17号))」の記に掲げられた計算方法による場合以外の極めて特殊な場合に使用する。

	円 銭	
(K) 規則第3条第7項による金額	円	
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額	円	
法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢	歳	
最高限度額	最低限度額	昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用
円	円	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2 平均給与額	円 () による金額	
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。	4〇〇第〇〇〇号	
令和 年 月 日		
所属部局の	所在地 名 称 長の職・氏名(文書番号、所属部局長の自署若しくは押印又は公印)	

(K) 欄は、いわゆる年金たる補償以外の補償を請求する場合に平均給与額の最低保障額を記入します。

(L) 欄は、年金たる補償及び休業補償(療養の開始後1年6か月を経過した後に補償を行うべき事由が生じたものに限る。)を請求する場合に、法第2条第11項又は第13項に規定する基準日における年齢等平均給与額の決定に必要な事項を記入します。

「2 平均給与額」の欄には、(A) 欄から (K) 欄までの金額のうち最も高い金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、これを1円に切り上げた金額)を記入します。ただし、年金たる補償又は休業補償(療養の開始後1年6か月を経過した後に補償を行うべき事由が生じたものに限る。)を請求する場合にあっては、当該金額が最低限度額に満たないときは当該最低限度額、当該金額が最高限度額を超えるときは当該最高限度額(年金たる補償に係る平均給与額について、昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用がある場合を除く。)を記入します。

給与が日額で定められている常勤の非常勤職員に係る①欄及び②欄の「給料」には、給与日額に25(地方自治法第4条の2の規定により、土曜日を休日としている地方公共団体にあつては21、第2土曜日及び第4土曜日を休日としている地方公共団体にあつては23)を乗じて得た額を記入します。

請求(申請)者は、*印の欄には記入しないでください。

第 6 章 第三者加害事案

第6章 第三者加害事案

第1 第三者加害事案の成立要件

法第59条には第三者の行為によって生じた災害（以下「第三者加害事案」という。）について補償を行った場合の取扱いが規定されています。

第三者加害事案とは、補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合で民法等に基づく損害賠償請求権が生ずるものをいいます。

したがって、第三者加害事案として成立するためには、

- ① 第三者の行為によって災害が生じたこと
- ② 原則として民法の不法行為が成立すること

の2つの要件がともに具備されていなければなりません。

主な事例は、交通事故、暴行事案及び飼犬による咬傷事故です。

1 第三者の定義

法第59条に規定する第三者とは、被災職員及び当該職員の所属する地方公共団体並びに基金以外のものをいうとされています（昭和43年5月10日地基補第151号理事長通知）。

2 不法行為

(1) 一般的な不法行為の成立要件

民法第709条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者はこれによって生じた損害を賠償する責任を負う」と規定し、一般的な不法行為の成立要件と効果を定めています。

不法行為が成立するためには、第三者の行為が次のアからエの4つの要件をすべて満たす必要があります。不法行為が成立すれば、被災職員はその行為によって生じた損害を第三者に損害賠償請求することができます（民法第722条第1項、同第417条）。

ア 第三者に故意又は過失があること

故意とは、ある行為によって一定の結果が発生することを予見したうえで、敢えてその行為を行うことであり、過失とは、ある行為によって一定の結果が発生することを予見すべきであった（予見可能性があった）にもかかわらず、それを予見せずに行為に至ることをいいます。

イ 権利又は法律上保護される利益がその行為によって違法に侵害されたこと

例えば、警察官が柔道の訓練中、相手に投げられ怪我をした場合は、スポーツであるため正当行為として違法性は阻却され、不法行為責任は問われません。

ウ 第三者に責任能力があること

責任能力とは、自己の行為の法的責任を弁識する能力のことです。

すなわち、その行為が道徳的に悪いということのほか、損害賠償の問題に及ぶことを理解する知能であるとされています。

一般的には、小学校を卒業する12歳を超えればこの能力は備わるものと考えられていますが、具体的には、単に年齢のみではなく、その者の責任能力を個別に判断する必要があります。

なお、責任無能力者の行為については、特殊の不法行為として、その監督者の責任を問うこととなります。

エ 加害行為と結果発生との間に因果関係があること

行為と結果との間に相当因果関係があることが必要です。

これは、Aの行為がなければBの結果が生じなかったという直接的な関係に限らず、一定の原因行為とそれなしには生じないと認められる結果とのつながりが、通常予想できる程度のものである場合も含まれます。

(2) 特殊の不法行為等

第三者加害事案には、一般的な不法行為のほか、特殊の不法行為（民法第714、同第715条、同第717条、同第718条）によるもの、さらに自賠法、国賠法に基づくものがあります。

ア 責任無能力者の監督者（民法第714条）

自分のしたことの善悪の判断ができない未成年者及び心神喪失者の行為については、その責任無能力者を監督すべき法定の義務のある者（親権者・後見人）及び監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（学校長、精神病院長等）が損害賠償の責任を負うこととなります。

なお、責任無能力者の監督者の損害賠償責任の要件は次のとおりです。

- ① 責任無能力者が不法行為をなしたこと
- ② 監督者が監督の義務を怠らなかったことを立証できないこと

イ 使用者（民法第715条）

ある事業のために他人を使用する者及び使用者に代わって事業を監督する者は、被用者がその事業の執行につき被災職員に損害を加えたときは、その損害を賠償する責任があります。

なお、使用者の損害賠償責任の要件は次のとおりです。

- ① ある事業のために他人を使用すること
- ② 被用者が事業の執行中に被災職員に損害を加えたこと
- ③ 被用者の行為は不法行為の一般的成立要件を備えていること

ウ 土地の工作物等の占有者及び所有者（民法第717条）

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵がある場合並びに竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合には、それらの所有者及び占有者に特殊な責任が認められます。

例えば、家屋の柱が朽ちていたため崩壊し、往来を通行中の者を怪我させた場合、まず、第一的にはその家屋の管理に最も近い関係にある占有者（借家人）が損害賠償責任を負うこととなります。

エ 動物の占有者（民法第718条）

動物が他人に損害を加えた場合、動物の占有者（動物を事実上支配する者＝動物の飼主）又は保管者（事実上、占有者のために保管する者＝受寄者、運送人）は、原則としてその損害を賠償する責任を負うこととなります。

なお、動物の占有者の損害賠償責任の要件は次のとおりです。

- ① 動物が他人に加えた損害であること
- ② 免責事由に該当しないこと（動物の占有者・保管者が動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたことを立証すれば、その責任を免れることができる

オ 自動車の運行供用者（自賠法第3条）

自動車事故の場合は、一般に民法よりも自賠法第3条に基づく自動車の運行供用者責任を根拠

に損害賠償を求めています（詳しくは、P. 311～312 参照）。

カ 国・被災職員の所属しない地方公共団体（国賠法）

国や地方公共団体は、民法又は自賠法上の賠償責任を負うほか、次の場合には民法第 715 条（使用者）又は第 717 条（土地の工作物等の占有者及び所有者）と同様の損害賠償責任を負います。

(ア) 公権力の行使（国賠法第 1 条）

公権力の行使に当たる公務員がその職務を行うについて故意又は過失によって違法に他人に損害を加えた場合

(イ) 公の営造物（国賠法第 2 条）

道路・河川などの公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じた場合

第 2 補償と損害賠償との調整

1 補償先行と示談先行

第三者加害事案の場合には、被災職員は損害の補てんに対し基金への補償請求か第三者に損害賠償請求をするか選択することになります。

基金からの補償も、第三者への損害賠償請求も被災による損害の補てんを行うものですので、両方を同時に認めることは、同一の災害により生じた損害に対して二重の補てんを認めることになり妥当ではないことから、法第 59 条に次のような規定を設け、補償と損害賠償との調整を図ることで、損害の二重補てんを排除しています。

（法第 59 条）

- 1 基金は、補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合に補償を行ったときは、その価額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
- 2 前項の場合において、補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、基金は、その価額の限度において補償の義務を免れる。

すなわち、法第 59 条第 1 項は、第三者が損害賠償に応じる前に基金が補償を行った場合には、本来、被災職員が第三者に対して有する損害賠償請求権を基金が代位取得し、基金が第三者に対して求償権を行使すると規定しています。

また、第 2 項では、第三者が、基金の補償に先行して被災職員の損害賠償に応じた場合、基金は被災職員に対する補償の義務を免れ、免責されるとしています。

第 1 項の場合を補償先行、第 2 項の場合を示談先行（または賠償先行）と称しています。

2 補償方針の選択

第三者加害事案の処理にあたり、補償方針（補償先行又は示談先行）の選択は被災職員の判断になります。判断は次の条件に照らし合わせて選択することとなります。

(1) 補償先行

- ア 第三者に資力がなく賠償能力がない場合
- イ 第三者が不明又は所在が判明しない場合

- ウ 第三者が責任を認めていない場合
 - エ 自動車事故において、第三者が任意保険未加入で、損害総額（療養費、休業費、慰謝料等）が自賠責保険の支払限度額（原則120万円）を超える見込みがある場合
 - オ 自転車事故において、第三者が個人賠償責任保険（P. 313参照）未加入の場合等で第三者から損害の補てんが見込まれない場合
 - カ 被災職員の過失が大きい場合
 - キ 同僚職員の職務行為で被災した場合
 - ク その他、基金が補償先行とすることが妥当と認めた場合
- (2) 示談先行（賠償先行）

第三者が損害賠償に応じる意思がある場合には、基金の公務（通勤）災害の認定を待たずに迅速な賠償が受けられること、基金の補償対象外である物損や慰謝料についての賠償も一括で賠償が受けられる等のメリットがあることから、次のような場合は示談先行を検討してください。

- ア 被災職員の過失が少なく、第三者が任意保険会社等で賠償能力が十分にある場合
- イ 被災職員の負傷の程度が軽微で、第三者が賠償に応じている場合
- ウ 自動車事故において、損害総額（治療費、休業費、慰謝料等）が自賠責保険の範囲内で収まると見込まれる場合
- エ 基金の公務（通勤）災害の認定を受ける前に、第三者からの賠償を受けている場合

3 補償方針選択後の留意事項

被災職員の補償方針（補償先行・示談先行）に関する認識不足が原因となり、第三者との示談交渉や基金が求償権を行使する際にトラブルも発生しております。特に注意を要する事項について記載しますので、被災職員に教示してください。

(1) 補償先行を選択した場合

ア 法第59条により基金が被災職員の損害賠償請求権を代位取得しているため、下記の点については、被災職員の判断だけで行わず、必ず基金の承諾を得てください。

- ① 第三者に治ゆ（症状固定）を申し出ること
- ② 第三者と示談締結をすること
- ③ 第三者と慰謝料や物損の賠償について交渉すること。

イ 補償先行は第三者が賠償すべき費用を一時的に基金が立て替えている状況です。被災職員の不適切な言動により、基金と第三者との交渉が難航する場合があります。

- ・ 不適切①「基金から補償を受けるので、あなたに請求することはありません。」
- ・ 不適切②「治療費は基金に請求するので、あなたには物損と慰謝料だけ請求します。」

※ いずれの事案も第三者からの指摘により判明しています。

(2) 示談先行を選択した場合

ア 第三者から賠償金額の提示を受けた際には、示談を締結する前に、必ず基金に示談内容を報告してください。

イ 第三者との示談が成立した際は、速やかに基金へ示談書を提出してください。

第三者加害事案による示談締結までの流れ

補償方針の選択（※最終的には被災職員の判断）

示談先行（賠償先行）

補償先行

<p>◎ 被災職員が直接第三者（保険会社等）と交渉 ※ 第三者が示談に応じる意思がある場合に選択</p>	<p>手続</p>	<p>◎ 補償後、基金が第三者（保険会社等）に対して損害賠償請求 ※ 第三者との示談が見込めない場合等に選択</p>
<p>○ 基金の公務（通勤）災害の認定を待たずに補償対象外である慰謝料や物損についても一括して、迅速な賠償金の支払いを受けることができる。 ○ 第三者（保険会社等）と交渉する際、被災職員の怪我の状況、過失割合等についても、相手方に直接伝えられる。</p>	<p>メリット</p>	<p>○ <u>認定された療養および休業補償は確実に補償。</u> ○ 基金が求償権を代位取得して、第三者（保険会社等）と交渉をする。 ※ 基金が補償するのは、療養補償および休業補償、慰謝料等については、基金の求償が完了後に被災職員自身が、第三者（保険会社等）と交渉</p>
<p>● 被災職員は、法規等の知識がない場合が多く、<u>不利な条件で示談をしてしまう可能性があり、過失割合や交渉によって減額される場合がある。</u> ● 損害算定額の内訳が明確に記載されておらず、妥当な額か判明しない場合がある。</p>	<p>デメリット</p>	<p>● <u>基金が補償を実施すると、求償権を基金が代位取得するので、基金の了承を得ずに示談締結できない。</u> ● 物的損害、慰謝料等の補償については、遅くなる場合がある。</p>

※ 補償方針選択後の留意事項

- ① 補償先行を選択した場合において、基金が補償した段階で基金が損害賠償請求権を代位取得するため、それ以降、基金の了承を得ずに第三者（保険会社等）に治癒を申し出たり、示談を締結することはできません。
- ② 一旦補償先行あるいは示談先行を選択した場合でも、示談状況の変化等により補償方針の変更が必要となる場合もあり得るので、第三者との示談の締結前に、必ず基金への報告をお願いします。

被災職員は、第三者（保険会社等）から治療費、休業損害等の賠償を受領。
（※示談は締結しないでください）

基金では、請求された療養補償および休業補償に関する審査を実施し、認定された傷病に対する療養と休業について補償。

第三者（保険会社等）から、示談内容が示された場合は、基金にその書類を送付。
（※基金による確認及び必要な助言）

基金は、求償権に基づき、第三者（保険会社等）に対し損害賠償請求を実施。

上記手続きがすべて完了したことを確認したうえで、示談を締結。

被災職員自身が慰謝料等について、第三者（保険会社等）と交渉。

示談書・賠償内訳等の書類の写しを、基金へ送付。

第3 交通事故にあった場合の対応

第三者加害事案の事例として、交通事故を取り上げ、職員が事故にあった場合どのように対応すべきなのかについて説明します。

なお、第三者加害事案による公務（通勤）災害の認定手続きについては、P. 68～69に記載しています。

1 警察に対する事故届

交通事故の当事者となった場合は、直ちに車両等の運転を停止して負傷者を救護し、道路における危険防止等必要な措置を講じた上で、110通報等により警察官に報告してください。これらの措置は自動車による交通事故はもちろんのこと、自転車による交通事故も同様です。

公務（通勤）中の災害として認定請求する際、災害発生事実を立証するためには、たとえ、第三者が立ち去ってしまった場合や単独事故であっても、人身事故として警察に届出をし、後日、「交通事故証明書（人身事故用）」を入手できるようにしておくことが重要で、警察への届出がなされず、交通事故証明書が入手できない場合には、基本的な事故発生事実の立証が困難となります。

2 第三者の連絡先等の確認

第三者の氏名、住所、職業、連絡先等を確認し記録しておきます。また、第三者が業務中の場合は、運行供用者となる使用者の氏名、住所、連絡先等も併せて確認する必要があります。

なお、ひき逃げのような場合には、運転手の特徴（性別、服装）、車両ナンバー、車種、塗色等を、110番通報時や臨場した警察官に報告します。

3 第三者に対する公務（通勤）災害補償制度の説明

被災職員は、事故発生時又は発生後の初期段階の交渉において第三者に対し、

- ① 被災職員が公務（通勤）中であること
- ② 基金に公務（通勤）災害として認定請求をすること
- ③ 基金に提出する書類の作成が必要となること
- ④ 事故の過失割合に応じて損害賠償請求権が生じること 等

について説明し、制度の理解を求めなければなりません。

また、第三者にも負傷等の損害が生じている場合には、その賠償についても交渉しなければなりません。

4 現場写真の撮影と目撃者の確保等

交通事故では、被災職員と第三者が異なる主張をすることも珍しくありません。そのような状況においては警察官への届出はもちろんのこと、次の方法による事実の証明も不可欠になります。

- ① 交通環境（道路や標識）や損害状況の写真撮影
- ② ドライブレコーダーの保存
- ③ 目撃者の確保

5 自動車保険の契約内容の把握

(1) 自動車保険の契約内容の確認

交通事故の損害賠償は高額になることがほとんどであり、適切な賠償を受けるためには、第三者の自動車保険加入の有無についての確認は必須となります。

よって、契約保険会社名、契約保険会社住所、担当者名及び電話番号、保険証明書番号、契約者名、保険期間などを確認しておく必要があります。

(2) 原動機付自転車等における追加書類

保険会社に対する請求に必要となることから、第三者が、

- ① 原動機付自転車である場合は、「標識交付証明書」
- ② 250cc未満のバイクなど検査対象外軽自動車の場合には、「軽自動車届出済証」

の写しの提出を第三者に求めてください。

(3) 自転車事故

第三者が自転車の場合には、個人賠償責任保険（P. 313参照）加入の有無について確認してください。

第4 損害保険

1 自賠責保険

自動車損害賠償責任保険（「自賠責保険」）とは、自動車損害賠償責任法に基づき、交通事故の被災者救済のために、加害者が負うべき経済的な負担を補てんすることにより、対人賠償を確保することを目的としており、原動機付自転車（原付）を含むすべての自動車に加入が義務づけられていることから、「強制保険」とも呼ばれています。

(1) 自賠法の特色

ア 運行供用者の概念

自賠法は第3条で運行供用者の概念を取り入れ、自己のために自動車を運行の用に供する者（所有者等）は、自動車の運行により他人の生命又は身体を害したときには賠償責任を負うものとし、民法の自己責任の原則を修正しています。

運行供用者の範囲は、一般に自動車の運行について支配を及ぼし（運行支配）、又は利益（運行利益）を得ている者とされています。

（主な具体例）

- ・所有者の家族が運転者の場合 …… 自家用車の所有者
- ・運送会社の社員が運転者の場合 …… タクシー、トラック等を所有する運送会社
- ・レンタカーの利用者が運転者の場合 …… レンタカー会社
- ・整備業者の社員が運転者の場合 …… 整備のために車を預かった整備業者

（自賠法第3条）

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

イ 立証責任の転換

民法上の損害賠償請求の場合には、故意・過失の立証責任は、原則として請求者である被害者側にありますが、自賠法では、民法とは逆に、立証責任を転換して運行供用者に無過失等の立証責任を課しています。

すなわち、運行供用者は自賠法第3条ただし書の3要件をすべて立証しなければ賠償責任を免れないとされています。

(2) 保険金額

保険金額は、

- ① 死亡の場合（最高限度額 3,000 万円）…葬儀費＋逸失利益＋慰謝料
- ② 傷害の場合（ 〃 120 万円）…治療費＋休業損害＋慰謝料
- ③ 後遺障害の場合（ 〃 3,000 万円）…逸失利益＋慰謝料

となります。

※1 保険金額は一事故一人

※2 被害者に重大な過失がある場合には、保険金額は減額

(3) 保険請求

ア 加害者請求（自賠法第15条）

被保険者（保険契約者等）が被害者のために損害賠償の支払を行った場合には、その支払った限度において保険金を請求できます。

イ 被害者請求（自賠法第16条）

被害者にも直接の請求権を認めています。

この制度は、被害者保護の観点に立つもので、運行供用者に全く誠意、資力のない場合にも、一定の金額が被害者にスムーズに支払われるという点で極めて利便性があります。

ウ 時効（自賠法第19条、保険法第95条）

自賠責保険の請求権は、加害者請求の場合、加害者が被害者に賠償金を支払った日から3年間、被害者請求の場合は、事故発生日、死亡日及び後遺障害の症状固定日からそれぞれ3年間を経過すると消滅します。特に、被害者請求の時効は、請求権者ごとに成立するので、基金又は被災職員は、時効の成立する前に、時効中断の手続きをしておく必要があります。

(4) 政府の自動車損害賠償保障事業（自賠法第72条）

ひき逃げ及び無保険車による事故のため、自賠責保険が使用できない場合には、政府は、被害者に対し自賠責保険と同内容の給付を行うものとされています。

2 任意保険

任意保険は、自賠責保険の支払限度額を超過する部分や、被保険者自身の損害を補てんする等、契約者の自由意思で契約するものであり、「対人賠償保険」を基本契約として、人身傷害補償保険や車両保険といった特約があります。

3 人身傷害補償保険

人身傷害補償保険（「人傷保険」）とは、保険加入者自身の損害に対して保険金が支払われるもので、主に任意保険に付帯されている保険です。保険加入者自身の損害に対して保険金が支払われますが、その額は公務災害制度による補償や自賠責保険による損害賠償、加害者からの損害賠償等があれば、それらを控除したものになっています。

被災職員は、本人又は家族が人傷保険に加入しているかを確認の上、加入している場合には、「第三者行為による災害届書」（都支部様式第3号）に必要事項を記載してください（P.99参照）。

また、人傷保険を請求する際には、保険会社に対して、公務（通勤）災害として認定請求中（予定）である旨を必ず申告してください。

※ 人傷保険は自動車による交通事故以外でも補償される場合がありますので、必ず被災職員及びその家族が契約する自動車保険証券で人傷保険に加入しているかを確認してください。

4 個人賠償責任保険（火災保険、自動車保険等）

個人賠償責任保険では、契約者が誤って他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたりするなど、損害賠償義務を負ったときに、保険金が支払われます。一般に、自動車保険のような示談代行や被害者の直接請求制度はなく、契約者（加害者）が被害者に賠償後、保険会社へ請求する形をとっています。

自転車事故や歩行者同士の衝突事故等で自動車保険が適用されない場合は、第三者が、個人賠償責任保険の加入状況を確認の上、加入している場合には、「第三者行為による災害届書」（都支部様式第3号）に必要事項を記載してください（P.99参照）。

また、次のようなものにも賠償責任保険が付帯している場合があるので、併せて確認を求めてください。

- ① 自転車購入時の特典
- ② 賃貸住宅の契約
- ③ クレジットカードの契約 等

第5 示 談

1 示談の定義

示談とは、「民事上の紛争を、裁判によらず、当事者間の合意で解決すること」ですが、換言すれば、損害賠償の金額や支払方法について、当事者双方が話し合いで互いに譲歩して解決することです。法律上は、民法第695条の和解契約に当たります。

2 示談の効果

示談をすると、第三者の損害賠償責任たる支払額が確定し、被災職員は、それ以降一切異議請求の申立てをしないことを約束することになります。

いったん示談すると、錯誤、詐欺又は強迫の場合を除いてはやり直しがきかないので慎重に行う必要があります。

3 請求可能な損害

交通事故で人身に損害を受けた場合は、財産上及び精神上的の損害（慰謝料）を第三者側に請求することができます。

すなわち、被災職員は、第三者の不法行為によって生じた損害のうち、通常生ずるであろうと思わ

れる部分について損害賠償を請求できます（民法第 416 条第 1 項）。

(1) 請求できる損害項目

それでは、具体的にどのような損害賠償を請求できるのでしょうか。

これは、一般的に第 6 - 2 表のように分類し整理されます。

第 6 - 2 表 請求できる損害項目

被害の 種類		傷 害		後遺障害	死 亡
		通 院	入 院		
財産的 損害	積極的 損害	治療費 通院交通費	治療費 付添看護料 入院雑費		葬儀費
	消極的 損害	休業損害	休業損害		逸失利益
精神的損害		慰謝料		慰謝料	慰謝料

- (注) ① 「積極的損害」とは、財産が積極的に減少したことによる損害であり、「消極的損害」とは増えるべきものが増えなかったことによる損害です。
- ② 「逸失利益」とは、災害がなければ将来得られたはずの利益です。
- ③ 見舞客の接待費、快気祝の費用、医師等に対する必要以上の謝礼などは通常請求できる損害の項目には含まれません。
- ④ 示談交渉に備えて、事故に関連した経費（治療費、修理費等）は細大漏らさず記録しておくとともに、必ず領収書を受け取り保管しておくことが肝要です。

(2) 被災職員に過失がある場合の請求額

事故の発生に関して、被災職員にも過失がある場合には、その割合により過失相殺が行われるので、被災職員が第三者に請求する損害賠償額は、現実に被った損害額より少額となります。

つまり、損害額に第三者の過失割合を乗じて得た額が、損害賠償の請求額となります（民法第 722 条第 2 項）。

4 示談交渉の相手方

法律上、賠償責任がある者（運転者、運行供用者等）を確認し、そのうち支払能力のある人を相手に交渉します。

なお、代理人と交渉するときは、その代理権の有無、範囲を委任状により確認する必要があります。

5 示談の時期

(1) 第三者は、刑事責任への影響を考慮して、早目に示談を要求してくる傾向にありますが、示談は決して安易に行うものではありません。

(2) 示談は、原則として、すべての損害額が明確になる治癒後に行ってください。それまでは金額

を明示した最終示談は避けることが大事です。

6 示談書の作成

(1) 示談書

示談は、口約束でも理論的には有効です。

しかし、口約束だけでは約束の有無・内容をめぐって、後日再び争いの生ずるおそれがあります。

このような後日の紛争再発を防止するため、当事者間で合意した内容を書面にしておくことが一般的であり、この書面のことを示談書又は免責証書といいます。

なお、示談書には、第三者が債務不履行のとき直ちに強制執行できる効力がありません。分割払いなどの場合には、簡易裁判所で即決和解調書にするか、公証人役場で公正証書にしておけば万全です。

(2) 記載事項

示談書には、次の事項を必ず記載しておきます。

- ア 当事者の氏名、押印
- イ 事故の日時、場所
- ウ 車両番号
- エ 事故及び被害の概況
- オ 示談内容
- カ 作成年月日

(3) 示談書作成に際しての注意事項 (P. 316～317 参照)

- ア 総額示談とせず、損害項目ごとに金額を明示すること
- イ 後遺症・再発の項も記載すること
- ウ 示談金の受領はできれば示談書と引き換えに行うこと
- エ 示談を締結した場合には、直ちに示談書の写しを1部、基金都支部に提出すること

※ 示談する際には、示談締結前に、示談内容の適否について確認しますので、あらかじめ、所属の公務災害事務担当者を通じて基金都支部(年金求償担当)に連絡するようにしてください。

A 示談書見本 (示談先行によって示談する場合)

被災職員(甲)
第三者(乙)
【使用者(丙)】

- 1 事故(事案)の日時
令和 年 月 日 午前・午後 時 分 ころ
- 2 事故(事案)の場所
区 町 番 号 先路上
- 3 車両番号(交通事故以外の場合は記載不用)
(甲) 第 一 号 (乙) 第 一 号
- 4 事故(事案)概要及び損害の部位、程度

上記交通事故(事案)による損害については、当事者双方協議の結果、下記条件をもって示談が成立しましたので、今後は、双方裁判所また裁判外において、一切異議請求の申立てをしないことを誓約します。

記

- (1) 上記の交通事故(事案)について、乙及び丙は、連帯して甲に対し、損害賠償金として 金 円 の支払義務のあることを認め、この金額を支払い、甲はこれを受領した。(この金額を一括して、平成 年 月 日までに甲の指定する銀行口座に振り込む。)
- (2) 損害賠償金の内訳
治療費 円
休業費 円
慰謝料 円
障害補償費 円 (うち逸失利益 円)
物的損害 円
- (3) 将来、甲が後遺障害の発生、追加・再発をした場合で、医師により、明らかに上記の事故が原因によるものと診断された場合は、乙及び丙において一切の責任をもつこと。
ただし、医師の診断によってもその後遺障害、追加・再発が当該事故によるものであることが判然としない場合は、双方協議の上、誠意をもってその解決に当たること。
- (4) 上記以外、甲は乙及び丙に対し、その他の請求を免除し、今後、乙及び丙に対し一切の請求をしないこと。

令和 年 月 日

被災職員住所

氏名

印

第三者住所

氏名

印

〔使用者住所

氏名

印〕

(注) この示談書はあくまでも見本であり、被災職員と第三者との和解の内容によりその内容も異なります。

示談書の作成については、基金都支部年金求償担当に相談してください。

B 示談書見本 (補償先行で基金の補償(求償)完了後示談する場合)

- 被災職員(甲)
第三者(乙)
【使用者(丙)】
- 1 事故(事案)の日時
令和 年 月 日 午前・午後 時 分 ころ
 - 2 事故(事案)の場所
区 町 番 号 先路上
 - 3 車両番号(交通事故以外の場合は記載不用)
(甲) 第 一 号 (乙) 第 一 号
 - 4 事故(事案)概要及び損害の部位、程度

上記交通事故(事案)による損害については、当事者双方協議の結果、下記条件をもって、一切円満に解決することを誓約します。

記

- (1) 甲の治ゆ(症状固定を含む。)までに、地方公務員災害補償基金が補償した
治療費等 金 円
休業損害 金 円 ← 確定した金額を記載する。
については、乙及び丙が責任をもって地方公務員災害補償基金に支払った。
- (2) 甲に対し、乙及び丙は
慰謝料 金 円
を支払うものとする(を支払い、甲はこれを受領した。)
- (3) 将来、甲が後遺障害の発生、追加・再発をした場合で、医師により、明らかに上記の事故が原因によるものと診断された場合は、乙及び丙において一切の責任をもつこと。
ただし、医師の診断によってもその後遺障害、追加・再発が当該事故によるものであることが判然としない場合は、双方協議の上、誠意をもってその解決に当たること。
- (4) その他不測の事態が生じた場合には、双方協議の上、誠意をもって解決すること。

令和 年 月 日

被災職員住所

氏名

印

第三者住所

氏名

印

〔 使用者住所

氏名

印 〕

(注) この示談書はあくまでも見本であり、被災職員と第三者との和解の内容によりその内容も異なります。

示談書の作成については、基金都支部年金求償担当に相談してください。

第7章 基金における不服審査制度

第7章 基金における不服審査制度

第1 不服申立制度

行政庁の違法又は不当な処分等に関し、簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として、行服法その他の法律は、国民に対して処分庁その他の行政機関に対して不服申立てができることと定めています(行服法第1条第1項ほか)。

地方公務員災害補償制度においても、公務上外の認定、通勤災害該当・非該当の認定、各種補償の支給・不支給の決定、補償の受給権者の決定等支部長が行う補償に関する決定(福祉事業に関する決定を除く。)については、不服申立てができることとされています(法第51条)。

行政不服申立てと行政事件訴訟は、国民の権利利益の救済を図ることを目的とすることにおいて共通しますが、前者が行政権の作用として、後者が不服を裁判所に訴える司法権の作用として行われるという制度上の差異があります。この両者の関係については、原則として、行政庁の処分不服があるときは、当該処分について行政不服申立てをすることができる場合であっても、直ちに取消訴訟を提起できることとされています。しかし、法律に不服申立てを前置すべき旨が規定されているときは、これに従わなければなりません(行訴法第8条第1項ただし書)。このような規定を定めている法律は多く、地方公務員災害補償法もその例に当たります(法第56条)。

また、この制度は、被災職員の権利の救済を迅速かつ公正に行うことを目的とした制度ですので、この事務に従事する職員は、法の趣旨を尊重し迅速な処理に努めなければならないと、また、審理関係人は、審理を迅速に行うとの認識を共有し、相互に協力しなければならない(行服法第28条)。

第2 支部審査会に対する審査請求

平成26年6月13日に公布された行政不服審査法(行服法)では、不服申立ての種類の一元化、審理員による審理手続の導入等が行われ、平成28年4月1日から施行されました。

本章における説明は、特に断りのない限り、改正後の行服法に基づくものです。

改正前の行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく本章の内容については、「災害補償の手引」(平成26年12月)307頁以降をご覧ください。

1 地方公務員災害補償制度と審査請求

地方公務員災害補償制度では、支部長(処分庁)が行う補償に関する決定に不服がある場合は、支部に設置された第三者的審査機関である「支部審査会」に対して審査請求をすることができ、支部審査会の裁決に不服がある場合は、さらに基金本部に設置された審査会(以下「本部審査会」という)に対して再審査請求をすることができるという二審構造が採られています(法第51条、第52条)。

支部審査会及び本部審査会は、行服法第9条第1項第2号に掲げる機関とみなされており(法第51条第5項)、審査庁として審査請求の審理手続を行います(行服法第9条第3項、同法別表第一)。

なお、審査請求人は、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても支部審査会による裁決がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、本部審査会に対して再審査請

求をすることができます。この場合、支部審査会は審査請求を棄却したものとみなされるため、裁決は行われません（法第51条第3項）。一方、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても支部審査会による裁決がないときは、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが（行訴法第8条第2項第1号）、この場合、審査請求を棄却したものとみなされないため、支部審査会における審査は継続し、訴訟手続と並行して手続が進むことになります。

2 支部審査会とその機構

支部審査会は、委員3人をもって組織される合議制の機関です（法第52条、第55条第1項）。

(1) 委員

委員は、学識経験を有する者（医師、法律家及び行政経験者）のうちから支部長が委嘱します。任期は3年（補欠の委員の任期は前任者の残任期間）。再任は可。会長は委員の互選により決定します（法第55条第2項、第3項、第53条第3項ないし第6項、第54条第2項、第3項）。

(2) 参与

参与は、支部審査会に対し、事案の審理に際して意見を述べ、意見書を提出することができる者として、①地方公共団体の当局又は地方独立行政法人を代表する者、②職員を代表する者から、それぞれ2人をあらかじめ支部長が指名します。任期は指名の日から2年（補欠の場合は残余の期間）経過後、新たに参与が指名されるまでです（業務規程第55条、第52条第2項、第53条、第54条）。

(3) 書記

支部審査会には会長の指揮を受けて庶務を整理する書記が置かれています（定款第19条）。

3 審査請求をすることができる処分

(1) 支部審査会に審査請求をすることができる処分は、支部長が行った補償に関する決定とされています（法第51条第2項）。そして、「補償」とは、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償（障害補償年金、障害補償一時金）、介護補償、遺族補償（遺族補償年金、遺族補償一時金）及び葬祭補償をいいます（法第25条第1項）。

(2) 審査請求をすることができる「補償に関する決定」を例示すると、次のようになります。

ア 公務外の認定

イ 通勤災害非該当の認定

ウ 療養補償の不支給決定

エ 休業補償の不支給決定又は重大な過失等による補償の制限

オ 傷病補償年金の等級決定、傷病補償年金の不支給決定又は重大な過失等による補償の制限

カ 障害補償の等級決定、障害補償の不支給決定又は重大な過失等による補償の制限

キ 遺族補償の受給権者の決定又は不支給決定

ク 葬祭補償の不支給決定

ケ 公務上の災害又は通勤災害該当と認定された事案の災害の原因が第三者の加害行為によるものであるときの補償の免責額決定

(3) 次に示すものは、支部審査会に対し審査請求をすることはできません。

ア 治癒認定の通知は、「補償に関する決定」には当たらず、審査請求はできません。

イ 「急性症状に限る」公務上災害の認定は、審査請求人に対する不利益処分に当たらず、審査請求はできません（上記認定に不服がある場合は、例えば、症状消退後であることを理由とした療

養補償請求不支給決定に対して審査請求を行うことが考えられます。)

ウ 福祉事業に関する決定は、「補償に関する決定」に当たらず、に対して審査請求はできません（上記決定に不服がある場合は、支部長に対し「不服の申出」を行います（P. 330 参照）。

4 審査請求人

審査請求をすることができる者は、支部長が行った補償に関する決定に不服がある者、すなわち、支部長が行った処分が違法又は不当であるため、直接自己の権利・利益が侵害されたとして、その処分に不服があり、かつ、審査請求により直接利益を得る者です（行服法第 2 条、法第 51 条第 1 項）。

具体的には、被災職員が生存していれば本人に、被災職員が死亡した場合は、遺族補償については特定の遺族に、葬祭補償については葬祭を行った者に審査請求人としての資格が認められます。

審査請求は、代理人によってすることができ、代理人は当該審査請求に関する一切の行為（ただし、取下げについては特別の委任が必要）についてすることができます（行服法第 12 条）が、審査請求に関する行為のうちの一部に限って代理人に権限を与えることはできません。

代理人の数について特に制限はありませんが、代理人が多数に及ぶ場合には、特定の者を代表者として選任しておくことをお願いしています。

5 審査請求の提起・承継・取下げ

(1) 審査請求の方式

審査請求は、行服法第 19 条で定められた所定の事項を記載した正・副 2 通の審査請求書を提出しなければなりません。口頭による審査請求は、法（第 51 条ないし第 56 条）に規定がなく、認められていません（行服法第 19 条第 1 項、行服法施行令第 4 条第 1 項）。

(2) 審査請求書の記載事項・様式例

審査請求書には、次の事項を記載しなければなりません（行服法第 19 条）。

審査請求書の様式例を P. 332～334 に示します。なお、行服法第 19 条で定める各要件が記載されていれば、縦書き・横書き・用紙等は自由です。

ア 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

支部審査会から送付する書面のあて先となります。住所又は居所には郵便番号、電話番号（連絡先）、住居表示による住所又は居所を正確に記載してください。

代理人により審査請求をするときは、代理人の氏名、住所又は居所及び連絡先も記載します（この場合、別に審査請求人からの委任状を添付する必要があります。（3）イ参照）。

審査請求の審理中に住所等を変更した場合は、変更内容を書面により届け出てください。

審査請求書の氏名欄に押印の必要はありません（「押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令」（令和 3 年 2 月 15 日政令第 29 号）第 9 条）。

イ 審査請求に係る処分の内容

支部長がした処分通知書にある、「○○○処分」という表示欄の記載のうち、取消しを求める部分について、そのすべてを記載します。

なお、当該処分を明らかにするため、審査請求書には、支部長の処分通知書の写しの添付を依頼しています。

ウ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

支部長から処分通知書を受領した日になります。通常は、処分通知書が審査請求人の自宅に郵

送された「配達の日」が、その日に当たります。

エ 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「地方公務員災害補償基金東京都支部長が令和〇年〇月〇日付けで〇〇に対して行った「〇〇〇〇」という処分を取り消すとの裁決を求める。」とするのが一般的です。

なお、支部審査会は、直接、新たな処分や処分の変更を内容とする裁決をすることができないことから、「〇〇処分を取り消し、〇〇処分と認定するとの裁決を求める」とか「〇〇補償を支給するとの裁決を求める」といった裁決を求めることはできません。

オ 審査請求の理由

支部長が行った公務外認定処分・不支給決定処分等の取消しを求める理由を記載します。一般的には、①上記処分等が違法・不当である理由を法令等の規定や事実関係に基づき説明し、②「したがって、本件処分は違法・不当であるからその取消しを求める」となります。

審査請求書の欄内に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別書きにしてください。

カ 支部長（処分庁）の教示の有無及びその内容

「教示」とは、処分通知書における「この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金東京都支部審査会に対して審査請求をすることができます。」との記載をいい、この内容をそのまま審査請求書に記載します。

なお、審査請求書に処分通知書の写しを添付した場合には、「別添支部長の処分通知書（写し）記載のとおり教示がありました。」と記載します。

キ 審査請求の年月日

審査請求書を支部審査会に直接提出する場合は提出日を、郵送する場合は当該郵便物を投函する日を記載します。

(3) 代理人による審査請求

ア 代理人による審査請求

審査請求は、代理人によってすることができます（行服法第12条第1項）。

代理人は、審査請求人のために、当該審査請求に係る一切の行為をすることができます。ただし、審査請求の取下げについては、別に特別の委任を受けた場合に限ってすることができます（行服法第12条第2項）。

イ 委任状の作成・提出・様式例

代理人によって審査請求をする場合は、その時点で、審査請求人名による委任状を1部作成し、審査請求書に添付しなければなりません。委任状の様式例をP.334に示します。

委任状の委任年月日は、審査請求日より前の日付けとなります。また、委任状には委任者（審査請求人）の自署又は押印が必要です。これらは、審査請求人が、審査請求などの重大な行為を自らの意思により他人（代理人）に任せたとを確認するためのものです。

ウ 代理人を解任した場合

審査請求の途中で、審査請求人が代理人を解任した場合には、審査請求人は代理人解任届を支部審査会に提出しなければなりません（行服法施行令第3条第2項）。

(4) 添付書類等

審査請求書の添付書類としては、前述の処分通知書（写し）のほか、理由書（審査請求の理由を別紙に述べる場合）、委任状（代理人により審査請求をする場合）があります。

なお、認定請求時に提出した書類等については、支部審査会が支部長に提出を求めることになり

ます。他方、審査請求人が、自らの主張を裏付けるため、審査請求人のみが所有する資料を提出する場合は、その写しを提出する必要があります。

添付書類等は、審査請求書の記載内容を補充するものとして、委任状以外は2通提出します。

(5) 審査請求期間

ア 審査請求期間

審査請求は、支部長の処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければなりません（行服法第18条第1項本文）。

審査請求期間の満了日が土曜日、日曜日、国民の祝日等、支部審査会の執務日でない日に当たるときは、その翌日をもって満了するものと解されています（民訴第95条・民法第142条参照）。

「処分があったことを知った日」とは、社会通念上、被処分者が当該処分を了知し得べき客観的状态になった日と解されています。通常は、支部長が配達証明付郵便により被処分者あてに処分通知書を送付しますので、配達された日がその日に当たります。したがって、受領後放置し、又は返送したとしても、配達された日に処分があったことを知ったこととなります。

なお、処分通知書が郵送された場合は、被処分者が不在であったとしても同居する家族などが郵便物を受領すれば、到達したこととなります。

イ 郵送による審査請求

審査請求は、郵送で行う場合、発信主義が採用されています。そのため、郵送に要した日数は審査請求期間（3か月）に算入されません（行服法第18条第3項）。

したがって、審査請求書を投函した日（消印日）をもって「審査請求をした日」となります。特に、3か月満了日で発送する場合は、最寄りの郵便ポストに投函せず、郵便局の窓口に出し出し、発送を証明する方法をとっておくと発送日の証拠となります。

ウ 審査請求期間の例外

審査請求をしなかったことについて正当な理由があるときは、3か月を超えても審査請求をすることができます（行服法第18条第1項ただし書）。

また、これとは別に審査請求は、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときはすることができません。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません（行服法第18条第2項）。

審査請求期間経過後に提出された場合であっても適法な審査請求とみなされる場合の「正当な理由」とは、審査請求期間内に審査請求を提起しなかったことについての社会通念上相当と認められる理由が必要です。例えば、行服法第82条に基づく教示がなされず、審査請求人が他の方法でも審査請求期間を知ることができなかつたような場合、あるいは誤って長期の審査請求期間が教示され、当該期間内に審査請求がされた場合などは、法定の審査請求期間を徒過したことの「正当な理由」になりますが、他方で法定の審査請求期間よりも短い審査請求期間を教示された場合には、その誤りをもって、法定の審査請求期間を徒過したことの正当な理由とはならないものとされます。

審査請求人の業務の繁忙、病気、出張などの事情は、上記の「正当な理由」には該当しないと考えられています。

(6) 審査手続の承継

審査請求人が死亡したときは、法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者（相続人等）は、審査請求人の地位を承継します（行服法第15条第1項）。

(7) 審査請求の取下げ

審査請求人は、支部審査会の裁決があるまでは、いつでも書面により審査請求の取下げができます（行服法第27条）。「裁決があるまで」とは、裁決書の謄本が送達されるまでをいいます。

審査請求人が自ら提出する取下書には、審査請求人の自署又は押印が必要です。また、代理人により取下書を提出する場合には、取下げのための特別の委任状を添付してください（行服法第12条第2項ただし書き。上記(3)ア参照）。

6 審理の手続

(1) 審査請求書の審査（形式審査）と審理手続の開始（受理）

ア 審査請求書が提出されても、行服法で定める「審査請求書の記載事項」に不備がある場合（記名・押印、理由の欠落、あて先不明等）には、受理されないことがあります。

このような記載事項に不備がある場合には、支部審査会は、直ちに審査請求人に対して、補正を命じることとなります（行服法第23条）。審査請求人が命令に従って補正すれば、当該審査請求は適法なものとして受理されることとなります。

イ 審査請求が形式要件を具備し、適法と認められるときは、これを受理し、審査請求人（代理人）、支部長、支部審査会委員及び参与に対して、受理の通知を行います。

(2) 処分の当否に関する調査審理（本案審理）

ア 審理関係人の主張や関係資料の収集と検討

審査請求人、支部長など審理関係人の主張を明らかにするため、書記は、提出された審査請求書、弁明書、反論書等のほか、会長の指示を受けて、必要に応じて関係資料の収集を行います。

○弁明書

支部審査会は、審査請求書を適法なものとして受理後、支部長に対し、審査請求書（副本）を送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めるものとします（行服法第29条第2項）。

審査請求書（副本）の送付を受けた支部長から、支部審査会が定めた相当の期間内に弁明書の提出があったときは、その副本を審査請求人及び参加人に送付します（行服法第29条第5項）。

○反論書

支部長から提出された弁明書（副本）に対し、審査請求人（参加人）は支部審査会が定めた相当の期間内に反論書（参加人の場合は「意見書」）を提出することができます（行服法第30条第1項及び第2項）。この場合、正本のほか、反論書副本は当該反論書を送付すべき参加人及び処分庁の数に相当する部数を、意見書副本は当該意見書を送付すべき審査請求人及び処分庁の数に相当する部数を、提出します（行服法施行令第7条）。

反論書・意見書の提出があったときは、支部審査会は、その副本を参加人及び支部長（「意見書」については審査請求人及び支部長）に送付します。

都支部審査会の場合、同期間内に反論書又は意見書の提出がない場合には、反論書又は意見書の提出がないものとして審理を進めることとしています。

なお、審査請求人から、支部審査会に、書面により反論書の提出期間延長の申立てがあった場合、延長理由と延長期間を審査し、相当であれば必要な範囲での延長を承認しています。

○再弁明書・再々弁明書及び再反論書・再々反論書

上記(2)と同様に反論書（副本）又は意見書の送付を受けた支部長から、再弁明書が提出された場合には、支部審査会は、その副本を審査請求人及び参加人に送付します。そして、上記(3)と同

様に審査請求人（参加人）は、これに対し、再反論書（意見書）を提出することができます。以降も、同様に手続は、繰り返すことになります。

イ 支部審査会による調査（証拠調べ）

○法第 60 条の調査権

支部審査会は、審査のために必要があるときは、審査請求人又はその関係人に対して、一定の報告、文書又はその他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができることとされています（法第 60 条第 1 項）。

○参考人による陳述又は鑑定

支部審査会は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、相当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができます（行服法第 34 条）。

○物件の提出要求

支部審査会は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めその物件の提出を求め、留め置くことができます（行服法第 33 条）。

○検証

支部審査会は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができます（行服法第 35 条）。

○質問

支部審査会は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、質問することができます（行服法第 36 条）。

○証拠書類等の提出

審査請求人又は参加人は、支部審査会に証拠書類又は証拠物を提出することができます（行服法第 32 条第 1 項）。

証拠書類等は、反論書や意見書の主張を裏付けるものですから、その写しを反論書・意見書の提出部数と同じ数提出します（上記ア参照）。

なお、支部長も、当該処分の原因となった事実を証する書類その他の物件を支部審査会に提出することができます（行服法第 32 条第 2 項）。

○証拠書類等の閲覧等

審査請求人又は参加人は、支部長から支部審査会に提出された書類その他の物件について閲覧又は写し等の交付を求めることができます。この場合、支部審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができません（行服法第 38 条第 1 項）。

なお、本件でいう「閲覧請求権」は行服法に基づくものであり、情報公開制度とその根拠を異にするものです。

ウ 口頭による意見陳述

審査請求の審理においては、審査請求人又は参加人による申立てがあったときは、支部審査会は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければなりません（行服法第 31 条第 1 項）。

これは、書面では十分に意を尽くせなかった審査請求人又は参加人に、口頭で意見を陳述することによって内容を補完する機会を付与し、その権利・利益を保障しようとするもので、書面審

理主義の例外として位置づけられています。

口頭意見陳述は、全ての審理関係人（審査請求人、参加人、支部長（処分庁の職員））を招集して行われ、申立てを行った審査請求人又は参加人は支部審査会の許可を得て、支部長（処分庁の職員）に対し質問を発することができます。

支部審査会は、審査請求人又は参加人から口頭意見陳述の申立てがあった場合には、申立人と日程を調整し、全ての審理関係人に文書で開催日時を通知しています。

なお、口頭意見陳述には、委員、参与、審査請求人、参加人及び支部長（処分庁の職員）のほか書記及び速記者が出席します。

エ 審理手続の終結

支部審査会は、必要な審理を終えたと認めるときは、事案に対する審理手続が終結したことを委員の間で確認し、審査請求人、参加人及び支部長にその旨を通知します（行服法第41条）。

オ 支部審査会による裁決書審理

7 裁 決

(1) 裁決とは

支部審査会は、審理の結果として、委員の合議により裁決を行います。

裁決は「却下」・「棄却」・「取消し（全部、一部）」の3種類に区分されます。

(2) 却下の裁決（いわゆる「門前払い」）

却下の裁決は、審査請求が、①法定期間経過後になされたものであるとき、②補正命令に応じなかったとき、③審査請求の対象外の事項であるとき、④審査請求をする資格のない者がしたとき、⑤処分が存在しないとき、⑥審査請求の利益がなくなっているとき、に本案の審理を拒絶する判断です（行服法第45条第1項、第24条第1項、第2項を参照）。

(3) 棄却の裁決（処分の是認）

棄却の裁決は、審査請求が理由がない、つまり支部長が行った処分を取り消す理由は認められないと判断したときに行われます（行服法第45条第2項）。

なお、処分が違法又は不当ではあっても、当該審査請求を認容することが公共の福祉に適合しないと判断される場合は、棄却の裁決ができるとされ、この場合、支部審査会は、裁決で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければなりません（行服法第45条第3項）。

(4) 取消しの裁決（請求の認容）

取消し（認容）の裁決は、審査請求が理由がある、つまり、支部長が行った処分を取り消す理由が認められると判断したとき、当該処分の全部又は一部を取り消すものです（行服法第46条）。

なお、支部審査会は、支部長の上級行政庁（行政組織・行政手続において上位にある行政庁で、その行政目的のため、当該行政事務に関し一般的・直接的な指揮監督権限を有するもの）ではないので、補償に関する決定を「変更する裁決」はできません（行服法第46条第1項ただし書）。

(5) 裁決の方式及び効力

裁決は、主文、事案の概要、審理関係人の主張の要旨及び理由が記載された裁決書により行われます（行服法第50条第1項、法第54条第3項、第55条第1項、第3項）。

裁決は、審査請求人に裁決書（謄本）を送達することによって、その効力が生じます（行服法第51条第1項、第2項）。

裁決は、裁決書（謄本）が送達を受けるべき者に送付され、その者が知り得べき状態に置かれた

ときに送達されたものとされ、通常は配達証明付郵便の配達日がこれに当たります。

なお、裁決書（謄本）は、参加人及び支部長（処分庁）に対しても送付されます（行服法第51条第4項）。

(6) 裁決の拘束力

裁決は、「補償に関する処分（決定）」を行った支部長を拘束します（行服法第52条第1項）。

原処分が支部審査会の裁決で取り消された場合、支部長は、その裁決の趣旨に従い、改めて補償に関する決定をしなければなりません（行服法第52条第2項）。

8 審査請求の効果

審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては裁判上の請求とみなされます（法第51条第4項）。したがって、審査請求をした場合は、補償を受ける権利の消滅時効は、完成しません。時効は、裁決が確定したときから新たに進行します（民法第147条第2項）。ただし、審査請求の却下の裁決又は取下げがあった場合は、裁決により権利が確定しないので、時効の完成猶予の期間は審査請求の終了の時から6か月を経過するまでとなります（民法第147条第1項括弧書き）。

なお、審査請求が提出されても、処分の効力、処分の執行又は手続の続行は妨げられません（行服法第25条第1項）。

第3 本部審査会に対する再審査請求

1 再審査請求の根拠と審査機関

支部審査会の裁決に不服がある審査請求人は、さらに本部審査会に対して再審査請求をすることができます（法第51条第2項）。

本部審査会は、支部審査会と同じく合議制の機関です。委員は6人で、学識経験を有する者のうちから基金理事長が委嘱し、会長は委員の互選により決定します（法第53条第1項、第2項、第5項）。

なお、本部審査会は、審理の迅速化等を図るため、再審査請求の事件の取扱いに当たっては2部制を採用し、委員を3人ずつの2合議体に分けて事案審理をするとされています（法第53条の2）。

2 再審査請求の対象と再審査請求人

(1) 本部審査会に再審査請求をすることができる処分等は、次のとおりです（行服法第6条、法第51条第2項）。

- ①支部審査会による棄却の裁決に係る支部長がした補償に関する決定
- ②支部審査会による却下又は棄却の裁決（「原裁決」といいます。）

(2) 再審査請求ができる者は、支部審査会の裁決に係る審査請求人又は承継人です（法第51条第2項、行服法第66条、第6条第1項、第15条第1項）。

3 再審査請求手続と審理手続

再審査請求期間は、審査請求期間が3か月以内であるのに対し、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して、1か月以内とされています（行服法第62条）。

本部審査会は、再審査請求を受理したときは、支部審査会に対して裁決書の送付を求めるものとされています（行服法第63条）。

また、審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても支部審査会による裁決がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、審査会に対して再審査請求をすることができます（この場合、支部審査会は棄却したものとみなされるため、審査請求に対する裁決は行われません（P.319「1 地方公務員災害補償制度と審査請求」参照））。

その他の審理手続は、弁明書、反論書等の書面による主張のやりとりがないこと以外は、おおむね支部審査会の審理手続と同様です（行服法第66条）。

第4 訴訟の提起

1 訴訟提起の対象となる処分等

裁判所に取消訴訟をすることができる処分等は、次のとおりです（法第56条、行服法第45条、第64条、行訴法第3条第2項、第3項、第8条第1項ただし書）。

- ① 支部審査会による棄却の裁決に係る支部長がした補償に関する決定

支部審査会に対して審査請求をすることなく、裁判所に対して支部長の補償に関する決定の取消訴訟を提起することはできません。

- ② 支部審査会による却下又は棄却の裁決
- ③ 本部審査会による却下又は棄却の裁決

2 訴訟を提起できる者と取消理由の制限

(1) 上記の決定又は裁決を不服としてその取消しを求めて訴訟を提起できる者は、当該決定又は裁決の取消しを求めることについて法律上の利益を有する者に限られます（行訴法第9条）。

したがって、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由としてその取消しを求める訴訟を提起することはできません（行訴法第10条第1項）。

なお、行訴法第9条の規定及び行服法第52条の規定（P. 327「(6)裁決の拘束力」参照）で明らかのように、取消しの裁決を受けた支部長は当該取消裁決について訴訟を提起することはできません。

(2) 行訴法は、第10条第2項で「処分（法の場合では、支部長の補償に関する決定。以下同じ。）の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを提起することができる場合には、裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができない。」と規定しています。

3 出訴期間

審査請求人が裁決を不服として取消訴訟を提起する場合は、正当な理由があるときを除き、支部審査会又は本部審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（行訴法第14条第3項、第7条、民事訴訟法第95条第1項、民法第140条）。

ただし、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することが可能です（この場合、審査請求を棄却したものとはみなされないため、支部審査会における審査が継続されます（P. 319「1 地方公務員災害補償制度と審査請求」参照）（行訴法第8条第2項第1号））。

また、再審査請求をした場合には、審査会の裁決を経る前にも同様に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

4 管轄裁判所

取消訴訟の管轄裁判所は東京地方裁判所となります（定款第2条、行訴法第12条第1項、裁判所法第24条、第33条第1項）。

第5 福祉事業の決定に対する不服の申出

休業援護金の支給や障害特別支給金の支給のような、基金が行う被災職員に対する療養生活の援護等は「福祉事業」とされており（法第47条、規則第38条）、補償のように法定の権利として認められていないため、福祉事業の実施に関する支部長の決定は行政処分に該当せず、行政不服審査制度による審査請求をすることはできません。しかし、福祉事業が権利のように運用されている状況を考慮し、受益者の保護と実施機関における公正、迅速な実施の確保を図るため、支部長の福祉事業の決定に不服の申出があった場合の取扱いについて、理事長通知（昭51.6.10付地基審第30号）が定められています。

以下、福祉事業に対する不服の申出とその手続の概要を理事長通知に基づき説明します。

1 不服の申出

福祉事業の決定に対する不服の申出は、福祉事業の決定に不服のある者が当該決定を行った支部長に対して行うことができます。

この申出は、支部長が行った福祉事業の決定を、職権で変更又は取り消すことを求めるものであって、申出に対して支部長が決定又は裁定をすることを求めるものではありません。

(1) 申出ができる者

この申出ができる者は、福祉事業の決定に不服のある者であり、具体的には、その決定を受けた者のみです。

(2) 申出の対象となる事項

具体的には、福祉事業の不支給、金銭給付に係る福祉事業の金額、アフターケアの実施におけるその範囲等の決定となります。

(3) 申出の期間

福祉事業の決定は、行政処分ではないため、申出についての特段の期間的制限はありません。

2 申出の方式

申出は、申出をする者の氏名及び住所並びに申出の趣旨・理由及び年月日等を記載し、押印した書面を提出します。

(1) 申出は、紛議を避けるため、書面によることとされています。

(2) 申出書の記載事項

- ・申出者の氏名、住所、被災職員との続柄又は関係
- ・被災職員の被災当時の所属部名及び職名
- ・福祉事業の決定の要旨及び通知の年月日
- ・申出の趣旨及び理由
- ・申出の年月日

申出書の記載事項について、支部長が自ら補正できないものについては、適宜補正を求めるべきであるとされています。

(3) 申出は、代理人によってすることもできますが、この場合には、代理人の資格及び代理権の範囲について、書面で証明を求めておくべきであるとされています。

3 申出の審査

申出の審査は、書面によります。ただし、申出者の申立てがあったときは、支部長は、申出者に口頭で意見を述べる機会を与えるものとされています。

(1) 審査は、簡易迅速を旨として、書面審査とされています。したがって、審査は公開されていません。

申立てにより、口頭で意見を述べる機会を与えることとしているのは、申出者に申出の趣旨及び理由を口頭で説明させる機会を与えることによってこれらを明確にしようとするものです。

(2) 支部長は、審査のため、必要があれば、申出者、その他の関係者の協力を得て、これらの者に質問をし、報告を求め、証拠書類の提出を求め、又は実地調査を行うことができます。

(3) 申出の性質上、審査の期間は設けていません。

4 申出の審査の結果の措置

(1) 支部長は、申出に理由がないと認めるときは、その旨及び理由を書面で申出者に通知します。

これは、申出の却下又は棄却の処分ではなく、既になされた福祉事業の決定を事実上確認するというものです。したがって、この行為について、更に不服の申出をすることはできません。

(2) 支部長は、申出に理由があると認めるときは、その申出に関し適切な措置をとります。

適切な措置とは、申出に係る福祉事業について、既にされた決定の変更又は取消しであって、福祉事業について新たに決定を行い、決定通知書によって申出者に通知することになります。

通知書には、既にされた決定を取り消す旨、その他新旧の決定の関係や所要の調整措置の内容等が記載されます。

なお、この新たな決定については、更に不服の申出をすることができます。

(3) 申出は、支部長にその権限の属する福祉事業の決定に関して、処理の適否を見直させるという意味のものであり、見直しの結果、申出者が主張していない事項について不当な点が見出されて、新たな決定が申出者にとって不利なものとなっても、やむを得ないものであって、いわゆる不告不理の原則・不利益変更の禁止は、適用されません。

5 その他

(1) 支部長は、福祉事業の決定の通知をするに当たっては、当該福祉事業の決定通知書の枠外下方に、福祉事業の決定に不服がある場合には、支部長に対して不服の申出ができる旨を付記し、通知します。

この付記は、福祉事業の決定に不服があれば申出ができることを示し、申出の活用を図らせるために行うものであって、行服法による教示ではありません。

(2) 支部長は、申出があったときは、直ちに書面で理事長に報告し、申出の審査の結果の措置についても、書面で理事長に報告しなければならないとされています。

申出の報告は、申出書の写し、既になされた福祉事業の決定の概要を記載した書類を添付し、措置状況の報告に際しては、申出に理由があるときの新たな決定通知書の写し、申出に理由がないときの申出者に対する通知書の写しを添付することとされています。

(様式例① 審査請求人本人が提起する場合の審査請求書)

審 査 請 求 書	
	令和_____年_____月_____日
地方公務員災害補償基金 東京都支部審査会会長 殿	
審査請求人	〒_____—_____
住所又は居所	_____
氏 名	_____
下記 1 の処分について、不服があるので審査請求します。	
1 審査請求に係る処分の内容	
	地方公務員災害補償基金東京都支部長が 令和_____年_____月_____日付けで行った 「_____」という処分 (「 」内には、別添支部長の処分通知書(写し)に記載された処分を記載してください。)
2 審査請求の趣旨	
	「上記 1 に記載した処分を取り消す。」との裁決を求めます。
3 審査請求の理由	
	別紙「審査請求の理由書」のとおり (支部長の判断に違法または不当な点があると考ええる理由(例: 処分理由書に記載された○ ○という点が事実と異なる)を、具体的に記載してください。)
4 当該処分があったことを知った日	
	令和_____年_____月_____日 (郵便の場合は、配達された日となります。)
5 処分庁の教示の有無及びその内容	
	別添支部長の処分通知書(写し)に記載のとおり教示がありました。
6 添付書類等	
(1) 処分通知書(写し)	
	(送付された処分通知書の全部の写しを提出してください。)
(2) 審査請求の理由書	
(3) その他	

※ 本様式は審査請求人本人による審査請求の場合です。

※ 下線部にそれぞれ必要事項を記入してください。

※ 提出にあたっては、A4判(本紙と同形)のものを2部作成してください。

※ 証拠書類等を提出する場合は、写しを2部提出してください。(なお、返還はいたしません)

※ 証拠書類等の原本は、別途確認のため提出をお願いする場合がありますので、お手元で保管してください。

(様式例② 代理人により提起する場合の審査請求書)

審 査 請 求 書	
	令和____年____月____日
地方公務員災害補償基金 東京都支部審査会会長 殿	
審査請求人	〒____—____
住所又は居所	_____
氏 名	_____
上記代理人	〒____—____
住所又は居所	_____
氏 名	_____

下記 1 の処分について、不服があるので審査請求します。

- 1 審査請求に係る処分の内容
地方公務員災害補償基金東京都支部長が 令和____年____月____日付けで行った
「_____」という処分
(「 」内には、別添支部長の処分通知書(写し)に記載された処分を記載してください。)
- 2 審査請求の趣旨
「上記 1 に記載した処分を取り消す。」との裁決を求めます。
- 3 審査請求の理由
別紙「審査請求の理由書」のとおり
(支部長の判断に違法または不当な点があると考えた理由(例: 処分理由書に記載された○
○という点が事実と異なる)を、具体的に記載してください。)
- 4 当該処分があったことを知った日
令和____年____月____日
(郵便の場合は、配達された日となります。)
- 5 処分庁の教示の有無及びその内容
別添支部長の処分通知書(写し)に記載のとおり教示がありました。
- 6 添付書類等
 - (1) 委任状
 - (2) 処分通知書(写し)
(送付された処分通知書の全部の写しを提出してください。)
 - (3) 審査請求の理由書
 - (4) その他

※ 本様式は代理人による審査請求の場合です。次頁の「委任状」が必要になります。

※ 下線部にそれぞれ必要事項を記入してください。

※ 提出にあたっては、A4判(本紙と同形)のものを2部作成してください。

※ 証拠書類等を提出する場合は、写しを2部提出してください。(なお、返還はいたしません)

※ 証拠書類等の原本は、別途確認のため提出をお願いする場合がありますので、お手元で保管してください。

(様式例③ 代理人により提起する場合、審査請求書に添付する委任状)

委 任 状

私は、下記1の者を代理人と定めて、下記2の権限を委任します。

記

1 代 理 人

住所又は居所 〒 _____

氏 名 _____

(審査請求人との関係 _____)

2 委任する権限

私が、令和_____年_____月_____日付けで提起した審査請求に関する一切の権限

令和_____年_____月_____日

審 査 請 求 人

住所又は居所 〒 _____

氏 名 _____ 印

※ 下線部にそれぞれ必要事項を記入してください。

※ 提出にあたっては、A4判(本紙と同形)のものを1部作成し、押印してください。

※ 委任状の年月日は、審査請求書記載の年月日と同じ日か、それ以前の日としてください。委任状の年月日が審査請求書記載の年月日以降である場合は、その日から代理人としての効果が生じることになります。

参 考

参考 1 傷病等級早見表

部 位	傷 病 等 級		
	第 1 級	第 2 級	第 3 級
眼	1 両目が失明しているもの	1 両目の視力が 0.02 以下になっているもの	1 1眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になっているもの
口	2 咀嚼 ^{そしゃく} 及び言語の機能を廃しているもの		2 咀嚼又は言語の機能を廃しているもの
神経系統の機能又は精神	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
胸腹部臓器	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
上 肢	5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃しているもの	4 両上肢を手関節以上で失ったもの	5 両手の手指の全部を失ったもの
下 肢	7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃しているもの	5 両下肢を足関節以上で失ったもの	
そ の 他	9 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	6 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	6 第3号及び第4号に定めるもののほか、常に労務に服することができないもの、その他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

参考2 障害等級早見表

申請手続の際の参考として参照してください。複数の障害がある

障害系別		第1級 年金 313日	第2級 年金 277日	第3級 年金 245日	第4級 年金 213日	第5級 年金 184日	第6級 年金 156日	
部位	障害種別							
眼	眼 球 (両眼)	視力障害	(1) 両眼が失明したものの	(1) 1眼が失明し他眼の視力が0.02以下になったもの (2) 両眼の視力が0.02以下になったもの	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	(1) 両眼の視力が0.06以下になったもの	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	(1) 両眼の視力が0.1以下になったもの
		調節機能障害						
		運動障害						
		視野障害						
	まぶた (右又は左)	欠損障害						
		運動障害						
耳	内耳等 (両耳)	聴力障害				(3) 両耳の聴力を全く失ったもの	(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	耳かき (右又は左)	欠損障害						
鼻	欠損及び機能障害							
口	そしゃく及び言語機能障害	(2) そしゃく及び言語の機能を廃したものの		(2) そしゃく又は言語の機能を廃したものの	(2) そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの		(2) そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの	
	歯牙障害							
神経系統の機能又は精神	神経系統又は精神の障害	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの		(2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの		
頭顔類	醜状障害							
胸腹部臓器 (外生殖器を含む)	胸腹部臓器の障害	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの		(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの		

[注] () 内数字は号数を表します。

場合などは、併合や準用等の考え方によって等級を決定する場合があります。(P.185)

第 7 級 年金 131 日	第 8 級 一時金 503 日	第 9 級 一時金 391 日	第 10 級 一時金 302 日	第 11 級 一時金 223 日	第 12 級 一時金 156 日	第 13 級 一時金 101 日	第 14 級 一時金 56 日
(1) 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.6 以下になったもの	(1) 1 眼が失明し、又は 1 眼の視力が 0.02 以下になったもの	(1) 両眼の視力が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼の視力が 0.06 以下になったもの	(1) 1 眼の視力が 0.1 以下になったもの			(1) 1 眼の視力が 0.6 以下になったもの	
				(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの	(1) 1 眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの		
			(2) 正面視で複視を残すもの	(1) 両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	(1) 1 眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	(2) 正面視以外で複視を残すもの	
		(3) 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの				(3) 1 眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	
		(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		(3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの	(1) 1 眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの
				(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	(2) 1 眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの		
(2) 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの		(7) 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	(5) 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	(5) 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1 耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの			(3) 1 耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
					(4) 1 耳の耳かくの大部分を欠損したものの		
		(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの					
		(6) そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの	(3) そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの				
			(4) 14 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(4) 10 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(3) 7 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(5) 5 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(2) 3 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
(4) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの		(10) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの			(13) 局部にがん固な神経症状を残すもの		(9) 局部に神経症状を残すもの
(12) 外貌に著しい醜状を残すもの		(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの			(14) 外貌に醜状を残すもの		
(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (13) 両側のこう丸を失ったもの		(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの		(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの		(6) 胸腹部臓器に障害を残すもの	

障害系列		第1級 年金 313日	第2級 年金 277日	第3級 年金 245日	第4級 年金 213日	第5級 年金 184日	第6級 年金 156日
部位	障害種別						
体幹	せき柱	変形障害					(5) せき柱に著しい変形を残すもの
	せき柱	運動障害					(5) せき柱に著しい運動障害を残すもの
	その他の体幹骨	変形障害 (鎖骨、胸骨、 ろっ骨、肩こ 骨又は骨盤骨)					
上肢 (右又は左)	欠損障害	(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの		(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの	(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの	
	機能障害	(6) 両上肢の用を全廃したもの				(6) 1上肢の用を全廃したもの	(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの
	変形障害 (上腕骨又は前腕骨)						
	醜状障害						
手 (右又は左)	欠損障害			(5) 両手の手指の全部を失ったもの			(8) 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの
	機能障害				(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの		
下肢 (右又は左)	欠損障害	(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの		(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの	
	機能障害	(8) 両下肢の用を全廃したもの				(7) 1下肢の用を全廃したもの	(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの
	変形障害 (大腿骨又は下腿骨)						
	短縮障害						
	醜状障害						
足 (右又は左)	欠損障害					(8) 両足の足指の全部を失ったもの	
	機能障害						

第 7 級 年金 131 日	第 8 級 一時金 503 日	第 9 級 一時金 391 日	第 10 級 一時金 302 日	第 11 級 一時金 223 日	第 12 級 一時金 156 日	第 13 級 一時金 101 日	第 14 級 一時金 56 日
				(7) せき柱に変形を残すもの			
	(2) せき柱に運動障害を残すもの						
					(5) 鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの		
	(6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したものの		(10) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの		(6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの		
(9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの	(8) 1 上肢に偽関節を残すもの				(8) 長管骨に変形を残すもの		
							(4) 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
(6) 1 手の母指を含み 3 の手指又は母指以外の 4 の手指を失ったもの	(3) 1 手の母指を含み 2 の手指又は母指以外の 3 の手指を失ったもの	(12) 1 手の母指又は母指以外の 2 の手指を失ったもの		(8) 1 手の示指、中指又は環指を失ったもの	(9) 1 手の小指を失ったもの	(8) 1 手の母指の指骨の一部を失ったもの	(6) 1 手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
(7) 1 手の 5 の手指又は母指を含み 4 の手指の用を廃したものの	(4) 1 手の母指を含み 3 の手指又は母指以外の 4 の手指の用を廃したものの	(13) 1 手の母指を含み 2 の手指又は母指以外の 3 の手指の用を廃したものの	(7) 1 手の母指又は母指以外の 2 の手指の用を廃したものの		(10) 1 手の示指、中指又は環指の用を廃したものの	(7) 1 手の小指の用を廃したものの	(7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
(8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの							
	(7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したものの		(11) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの		(7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの		
(10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの	(9) 1 下肢に偽関節を残すもの				(8) 長管骨に変形を残すもの		
	(5) 1 下肢を 5 センチメートル以上短縮したものの		(8) 1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したものの			(9) 1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したものの	
							(5) 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
	(10) 1 足の足指の全部を失ったもの	(14) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの	(9) 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指を失ったもの		(11) 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの	(10) 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指を失ったもの	
(11) 両足の足指の全部の用を廃したものの		(15) 1 足の足指の全部の用を廃したものの		(9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したものの	(12) 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指の用を廃したものの	(11) 1 足の第 2 の足指の用を廃したものの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものの又は第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したものの	(8) 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指の用を廃したものの

参考3 主な指定医療機関及び指定福祉事業機関一覧表

※診療科目等については医療機関に確認の上、受診してください。

◆東京都支部指定医療機関◆

- ◇ 公益社団法人東京都医師会に加入している会員が開設又は管理する病院及び診療所
(東京都医師会 〒101-8328 東京都千代田区神田駿河台 2-5
Tel 代表 03-3294-8821)

- ◇ 地方独立行政法人 東京都立病院機構

名 称	所 在 地 等
広 尾 病 院	〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 2-34-10 Tel 03-3444-1181
大 久 保 病 院	〒160-8488 東京都新宿区歌舞伎町 2-44-1 Tel 03-5273-7711
大 塚 病 院	〒170-8476 東京都豊島区南大塚 2-8-1 Tel 03-3941-3211
駒 込 病 院	〒113-8677 東京都文京区本駒込 3-18-22 Tel 03-3823-2101
豊 島 病 院	〒173-0015 東京都板橋区栄町 33-1 Tel 03-5375-1234
荏 原 病 院	〒145-0065 東京都大田区東雪谷 4-5-10 Tel 03-5734-8000
墨 東 病 院	〒130-8575 東京都墨田区江東橋 4-23-15 Tel 03-3633-6151
多摩総合医療センター	〒183-8524 東京都府中市武蔵台 2-8-29 Tel 042-323-5111
多摩北部医療センター	〒189-8511 東京都東村山市青葉町 1-7-1 Tel 042-396-3811
東 部 地 域 病 院	〒125-8512 東京都葛飾区亀有 5-14-1 Tel 03-5682-5111
多摩南部地域病院	〒206-0036 東京都多摩市中沢 2-1-2 Tel 042-338-5111
神 経 病 院	〒183-0042 東京都府中市武蔵台 2-6-1 Tel 042-323-5110
小児総合医療センター	〒183-8561 東京都府中市武蔵台 2-8-29 Tel 042-300-5111
松 沢 病 院	〒156-0057 東京都世田谷区上北沢 2-1-1 Tel 03-3303-7211
がん検診センター	〒183-0042 東京都府中市武蔵台 2-9-2 Tel 042-327-0201

◇ 東京都職員共済組合

名 称	所 在 地 等
シティ・ホール診療所	〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 17F Tel 03-5320-7358

◇ 公立学校共済組合

名 称	所 在 地 等
関東中央病院	〒158-8531 東京都世田谷区上用賀 6-25-1 Tel 03-3429-1171

◇ 公益社団法人東京都教職員互助会

名 称	所 在 地 等
三楽病院	〒101-8326 東京都千代田区神田駿河台 2-5 Tel 03-3292-3981

◇ 一般財団法人東京消防協会

名 称	所 在 地 等
東京消防協会診療所	〒100-8119 東京都千代田区大手町 1-3-5 東京消防庁内 Tel 03-3218-3005

◇ 公益社団法人東京都柔道整復師会の会員が開設する接骨院等

(東京都柔道整復師会 〒113-0033 東京都文京区本郷 1-11-6 Tel 03-3815-0811)

◇ 公益社団法人埼玉県柔道整復師会の会員が開設する接骨院等

(埼玉県柔道整復師会 〒331-8681 埼玉県さいたま市北区宮原町 1-166-6 Tel 048-651-1211)

◆本部指定医療機関及び指定福祉事業機関◆
 (東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・山梨県)
 (令和3年4月1日現在)

◇ 東京都

名 称	所 在 地 等
国立精神・神経医療 研 究 セ ン タ ー	〒187-8551 東京都小平市小川東町 4-1-1 Tel 042-341-2711
国立国際医療研究 セ ン タ ー 病 院	〒162-8655 東京都新宿区戸山 1-21-1 Tel 03-3202-7181
国 立 療 養 所 多 磨 全 生 園	〒189-8550 東京都東村山市青葉町 4-1-1 Tel 042-395-1101
東 京 医 療 セ ン タ ー	〒152-8902 東京都目黒区東が丘 2-5-1 Tel 03-3411-0111
災 害 医 療 セ ン タ ー	〒190-0014 東京都立川市緑町 3256 Tel 042-526-5511
東 京 病 院	〒204-8585 東京都清瀬市竹丘 3-1-1 Tel 042-491-2111
村 山 医 療 セ ン タ ー	〒208-0011 東京都武蔵村山市学園 2-37-1 Tel 042-561-1221
東 京 労 災 病 院	〒143-0013 東京都大田区大森南 4-13-21 Tel 03-3742-7301
立 川 病 院	〒190-8531 東京都立川市錦町 4-2-22 Tel 042-523-3131
九 段 坂 病 院	〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-6-12 Tel 03-3262-9191
虎 の 門 病 院	〒105-8470 東京都港区虎ノ門 2-2-2 Tel 03-3588-1111
三 宿 病 院	〒153-0051 東京都目黒区上目黒 5-33-12 Tel 03-3711-5771
東 京 共 済 病 院	〒153-8934 東京都目黒区中目黒 2-3-8 Tel 03-3712-3151
関 東 中 央 病 院	〒158-8531 東京都世田谷区上用賀 6-25-1 Tel 03-3429-1171
東 京 警 察 病 院	〒164-8541 東京都中野区中野 4-22-1 Tel 03-5343-5611
中 央 病 院	〒108-0073 東京都港区三田 1-4-17 Tel 03-3451-8211
向 島 病 院	〒131-0041 東京都墨田区八広 1-5-10 Tel 03-3610-3651
日 本 赤 十 字 社 医 療 セ ン タ ー	〒150-8935 東京都渋谷区広尾 4-1-22 Tel 03-3400-1311

名 称	所 在 地 等
武蔵野赤十字病院	〒180-8610 東京都武蔵野市境南町 1-26-1 Tel 0422-32-3111
大森赤十字病院	〒143-8527 東京都大田区中央 4-30-1 Tel 03-3775-3111
葛飾赤十字産院	〒124-0012 東京都葛飾区立石 5-11-12 Tel 03-3693-5211
東京新宿メディカル センター	〒162-8543 東京都新宿区津久戸町 5-1 Tel 03-3269-8111
東京山手メディカル センター	〒169-0073 東京都新宿区百人町 3-22-1 Tel 03-3364-0251
東京高輪病院	〒108-8606 東京都港区高輪 3-10-11 Tel 03-3443-9191
東京城東病院	〒136-0071 東京都江東区亀戸 9-13-1 Tel 03-3685-1431
東京蒲田医療センター	〒144-0035 東京都大田区南蒲田 2-19-2 Tel 03-3738-8221

◇ 神奈川県

名 称	所 在 地 等
横浜医療センター	〒245-8575 神奈川県横浜市戸塚区原宿 3-60-2 Tel 045-851-2621
久里浜医療センター	〒239-0841 神奈川県横須賀市野比 5-3-1 Tel 046-848-1550
箱根病院	〒250-0032 神奈川県小田原市風祭 412 Tel 0465-22-3196
相模原病院	〒252-0392 神奈川県相模原市南区桜台 18-1 Tel 042-742-8311
神奈川病院	〒257-8585 神奈川県秦野市落合 666-1 Tel 0463-81-1771
関東労災病院	〒211-8510 神奈川県川崎市中原区木月住吉町 1-1 Tel 044-411-3131
横浜労災病院	〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町 3211 Tel 045-474-8111
虎の門病院分院	〒213-8587 神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷 1-3-1 Tel 044-877-5111
横須賀共済病院	〒238-8558 神奈川県横須賀市米が浜通 1-16 Tel 046-822-2710
横浜南共済病院	〒236-0037 神奈川県横浜市金沢区六浦東 1-21-1 Tel 045-782-2101
横浜栄共済病院	〒247-8581 神奈川県横浜市栄区桂町 132 Tel 045-891-2171
平塚共済病院	〒254-8502 神奈川県平塚市追分 9-11 Tel 0463-32-1950

名 称	所 在 地 等
けいゆう病院	〒220-8521 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-7-3 Tel 045-221-8181
相模原協同病院	〒252-5188 神奈川県相模原市緑区橋本台4-3-1 Tel 042-761-6020
伊勢原協同病院	〒259-1187 神奈川県伊勢原市田中345 Tel 0463-94-2111
JA健康管理センター あ つ ぎ	〒243-0022 神奈川県厚木市酒井3132 Tel 046-229-7115
JA健康管理センター さがみはら	〒252-0143 神奈川県相模原市緑区橋本6-1-14 ザ・ハシモトタワー4階 Tel 042-772-3296
横浜市東部病院	〒230-8765 神奈川県横浜市鶴見区下末吉3-6-1 Tel 045-576-3000
神奈川県病院	〒221-0821 神奈川県横浜市神奈川区富家町6-6 Tel 045-432-1111
横浜市南部病院	〒234-0054 神奈川県横浜市港南区港南台3-2-10 Tel 045-832-1111
若草病院	〒236-8653 神奈川県横浜市金沢区平潟町12-1 Tel 045-781-8811
東神奈川 リハビリテーション病院	〒221-0822 神奈川県横浜市神奈川区西神奈川1-13-10 Tel 045-324-3600
湘南平塚病院	〒254-0036 神奈川県平塚市宮松町18-1 Tel 0463-71-6161
横浜市立みなと 赤十字病院	〒231-8682 神奈川県横浜市中区新山下3-12-1 Tel 045-628-6100
秦野赤十字病院	〒257-0017 神奈川県秦野市立野台1-1 Tel 0463-81-3721
相模原赤十字病院	〒252-0157 神奈川県相模原市緑区中野256 Tel 042-784-1101
相模原赤十字病院附属 相模原市立青野原診療所	〒252-0161 神奈川県相模原市緑区青野原2015-2 Tel 042-787-0004
相模原赤十字病院附属 相模原市立千木良診療所	〒252-0174 神奈川県相模原市緑区千木良852-8 Tel 042-684-2046
相模原赤十字病院附属 相模原市立藤野診療所	〒252-0184 神奈川県相模原市緑区小淵1656-1 Tel 042-687-2229
湯河原病院	〒259-0396 神奈川県足柄下郡湯河原町中央2-21-6 Tel 0465-63-2211
横浜中央病院	〒231-8553 神奈川県横浜市中区山下町268 Tel 045-641-1921
横浜保土ヶ谷中央病院	〒240-8585 神奈川県横浜市保土ヶ谷区釜台町43-1 Tel 045-331-1251
相模野病院	〒252-0206 神奈川県相模原市中央区淵野辺1-2-30 Tel 042-752-2025

◇ 埼玉県

名 称	所 在 地 等
西 埼 玉 中 央 病 院	〒359-1151 埼玉県所沢市若狭 2-1671 Tel 04-2948-1111
埼 玉 病 院	〒351-0102 埼玉県和光市諏訪 2-1 Tel 048-462-1101
東 埼 玉 病 院	〒349-0196 埼玉県蓮田市黒浜 4147 Tel 048-768-1161
防 衛 医 科 大 学 校 病 院	〒359-8513 埼玉県所沢市並木 3-2 Tel 04-2995-1511
川 口 総 合 病 院	〒332-8558 埼玉県川口市西川口 5-11-5 Tel 0570-08-1551
鴻 巣 病 院	〒365-0073 埼玉県鴻巣市八幡田 849 Tel 048-596-2221
栗 橋 病 院	〒349-1105 埼玉県久喜市小右衛門 714-6 Tel 0480-52-3611
な で し こ メンタルクリニック	〒365-0038 埼玉県鴻巣市本町 1-1-3 エルミこうのす (エルミ 2) 4 階 Tel 048-598-6600
済生会内牧クリニック	〒344-0051 埼玉県春日部市内牧 3149 Tel 048-755-2118
さいたま赤十字病院	〒330-8553 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-5 Tel 048-852-1111
小 川 赤 十 字 病 院	〒355-0397 埼玉県比企郡小川町小川 1525 Tel 0493-72-2333
深 谷 赤 十 字 病 院	〒366-0052 埼玉県深谷市上柴町西 5-8-1 Tel 048-571-1511
さいたま北部医療 セ ン タ ー	〒331-8625 埼玉県さいたま市北区宮原町 1-851 Tel 048-663-1671
埼 玉 メ デ ィ カ ル セ ン タ ー	〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 4-9-3 Tel 048-832-4951

◇ 千葉県

名 称	所 在 地 等
国立国際医療研究センター 国 府 台 病 院	〒272-8516 千葉県市川市国府台 1-7-1 Tel 047-372-3501
千 葉 医 療 セ ン タ ー	〒260-8606 千葉県千葉市中央区椿森 4-1-2 Tel 043-251-5311
千 葉 東 病 院	〒260-8712 千葉県千葉市中央区仁戸名町 673 Tel 043-261-5171
下 総 精 神 医 療 セ ン タ ー	〒266-0007 千葉県千葉市緑区辺田町 578 Tel 043-291-1221
下 志 津 病 院	〒284-0003 千葉県四街道市鹿渡 934-5 Tel 043-422-2511
千 葉 労 災 病 院	〒290-0003 千葉縣市原市辰巳台東 2-16 Tel 0436-74-1111
千 葉 大 学 医 学 部 附 属 病 院	〒260-8677 千葉県千葉市中央区亥鼻 1-8-1 Tel 043-222-7171
千 葉 県 済 生 会 習 志 野 病 院	〒275-8580 千葉県習志野市泉町 1-1-1 Tel 047-473-1281
成 田 赤 十 字 病 院	〒286-8523 千葉県成田市飯田町 90-1 Tel 0476-22-2311
千 葉 病 院	〒260-8710 千葉県千葉市中央区仁戸名町 682 Tel 043-261-2211
船 橋 中 央 病 院	〒273-8556 千葉県船橋市海神 6-13-10 Tel 047-433-2111

◇ 茨城県

名 称	所 在 地 等
水 戸 医 療 セ ン タ ー	〒311-3193 茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 280 Tel 029-240-7711
霞ヶ浦医療センター	〒300-8585 茨城県土浦市下高津 2-7-14 Tel 029-822-5050
茨 城 東 病 院	〒319-1113 茨城県那珂郡東海村照沼 825 Tel 029-282-1151
水 府 病 院	〒311-4141 茨城県水戸市赤塚 1-1 Tel 029-309-5000
総 合 病 院 水 戸 協 同 病 院	〒310-0015 茨城県水戸市宮町 3-2-7 Tel 029-231-2371
県 北 医 療 セ ン タ ー 高 萩 協 同 病 院	〒318-0004 茨城県高萩市大字上手綱上ヶ穂町 1006-9 Tel 0293-23-1122

名 称	所 在 地 等
総 合 病 院 土 浦 協 同 病 院	〒300-0028 茨城県土浦市おおつ野 4-1-1 Tel 029-830-3711
J A と り で 総 合 医 療 セ ン タ ー	〒302-0022 茨城県取手市本郷 2-1-1 Tel 0297-74-5551
茨 城 西 南 医 療 セ ン タ ー 病 院	〒306-0433 茨城県猿島郡境町 2190 Tel 0280-87-8111
土 浦 協 同 病 院 なめがた地域医療センター	〒311-3516 茨城県行方市井上藤井 98-8 Tel 0299-56-0600
土 浦 協 同 病 院 附 属 真 鍋 診 療 所	〒300-0053 茨城県土浦市真鍋新町 2-17 Tel 029-826-3221
茨城西南医療センター 病院附属八千代診療所	〒300-3572 茨城県結城郡八千代町菅谷 1170-1 Tel 0296-48-2001
水 戸 済 生 会 総 合 病 院	〒311-4198 茨城県水戸市双葉台 3-3-10 Tel 029-254-5151
神 栖 済 生 会 病 院	〒314-0112 茨城県神栖市知手中央 7-2-45 Tel 0299-97-2111
済生会土合クリニック	〒314-0343 茨城県神栖市土合本町 1-9108-3 Tel 0479-21-3321
済生会波崎診療所	〒314-0408 茨城県神栖市波崎 8968 Tel 0479-44-0253
茨 城 県 立 こ ど も 病 院	〒311-4145 茨城県水戸市双葉台 3-3-1 Tel 029-254-1151
龍ヶ崎済生会病院	〒301-0854 茨城県龍ヶ崎市中里 1-1 Tel 0297-63-7111
常陸大宮済生会病院	〒319-2256 茨城県常陸大宮市田子内町 3033-3 Tel 0295-52-5151
水 戸 赤 十 字 病 院	〒310-0011 茨城県水戸市三の丸 3-12-48 Tel 029-221-5177
古 河 赤 十 字 病 院	〒306-0014 茨城県古河市下山町 1150 Tel 0280-23-7111

◇ 山梨県

名 称	所 在 地 等
甲 府 病 院	〒400-8533 山梨県甲府市天神町 11-35 Tel 055-253-6131
山 梨 大 学 医 学 部 附 属 病 院	〒409-3898 山梨県中央市下河東 1110 Tel 055-273-1111
山 梨 赤 十 字 病 院	〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津 6663-1 Tel 0555-72-2222
山 梨 病 院	〒400-0025 山梨県甲府市朝日 3-11-16 Tel 055-252-8831

索 引

事項索引

あ 行

後始末行為中の負傷	28
アフターケア	7, 246
医師の同意書	112, 145
移送	114
移送費	116
遺族特別援護金	8, 214, 219
遺族特別給付金	8, 214, 219
遺族特別支給金	7, 214, 219
遺族補償	6, 208
遺族補償一時金	6, 212
遺族補償請求書の添付書類一覧	220
遺族補償年金	6, 208
——の支払停止	211
遺族補償年金前払一時金	6, 216
一部休業	151, 152, 154, 156
一部負担金→通勤災害に係る一部負担金	
逸脱	64
怨恨による負傷	31
温泉療法	112
温浴療法	111

か 行

介護補償	5, 203
概算負担金	18
加害者請求	312
確定負担金	18
加算率→特殊公務災害に係る加算率	
過重負荷	41
看護	112
機械運動療法	111
記載例	
移送費明細書の——	143
遺族補償一時金請求書(様式第 23 号)	
の——	224, 226, 230
遺族補償年金請求書(様式第 14 号)の——	221
一部休業した日に支払われた給与の算定内訳書	
の——	166, 177
委任状(休業補償の受領)の——	165
介護補償請求書(様式第 13 号の 2)の——	207
看護証明書の——	144
休業補償請求書(一部休業)(様式第 7 号)	
の——	163
休業補償請求書(全部休業)(都支部様式第 2 号)	
の——	160
休業補償請求書(差額)(都支部様式第 2 号の 2)	
の——	173
休業補償請求書(離職者用)(様式第 8 号)	
の——	169
公務災害認定請求書(一般災害の場合)	
(様式第 1 号)の——	74
公務災害認定請求書(再発の場合)	
(様式第 1 号)の——	96

公務災害認定請求書(追加の場合)	
(様式第 1 号)の——	94
公務災害認定請求書(腰部疾患の場合)	
(様式第 1 号)の——	79
個室・上級室証明書の——	147
障害補償一時金請求書(様式第 11 号)の——	200
障害補償年金請求書(様式第 9 号)の——	197
傷病特別支給金等申請書(様式第 49 号)	
の——	182
葬祭補償請求書(様式第 25 号)の——	235
第三者行為による災害届書の——	99
治ゆ報告書(都支部様式第 8 号)の——	149
通勤災害認定請求書(兼業及び単身赴任者の	
住居間の移動の場合)の——	92
通勤災害認定請求書(住居と勤務場所	
との間の往復の場合)の——	87
転医届の——	146
同意書の——	145
取下書の——	55
福祉事業(奨学援護金)申請書(様式第 47 号)	
の——	274
福祉事業(アフターケア)申請書(様式第 42 号)	
の——	275
福祉事業(補装具)申請書(様式第 44 号)	
の——	273
補装具証明書の——	148
未支給の補償請求書(様式第 26 号)の——	237
療養の給付請求書(様式第 5 号)の——	126
療養費請求書(都支部様式第 1 号)の——	127
療養費請求書(柔道整復師用)(都支部	
様式第 1 号の 2)の——	129
療養補償請求書(診療費)(自己負担	
した場合)(様式第 6 号)の——	139
療養補償請求書(その他の療養費)(自己負担	
した場合)(様式第 6 号)の——	141
療養補償請求書(診療費)(受領委任の場合)	
(様式第 6 号)の——	131
療養補償請求書(薬局)(受領委任の場合)	
(様式第 6 号)の——	136
きゅう	112
休業援護金	7, 155
休業補償	5, 150
——の支給要件	150
——の内容	150
休業補償との内払い	179
休業補償請求時のチェックポイント	159
救助行為中の負傷	28
急性症状	37
急性症状消退	118
給与	151
給与水準の改定	154, 156
給与を受けていない	151
共済組合員証	116, 125
金銭補償	109
勤務することができない	150

勤務のため	62
勤務場所	63
組合せ等級	187
軽自動車届出済証	311
外科後処置	7, 245
けんか	31
原則計算	280
現物補償	109
高原療法	111
控除計算	284
交通事故証明書	69, 310
交通費	114
口頭による意見陳述	325
公務起因性	25
公務災害	25
公務災害の認定	25
公務災害防止事業	8, 269
公務上の疾病の認定	32
公務上の障害又は死亡の認定	36
公務上の負傷に起因する疾病	32
公務上の負傷の認定	26
公務遂行性	25
公務に起因することが明らかな疾病	36
合理的行為中の負傷	27
合理的な経路及び方法	63
個室	113
個人賠償責任保険	313
個人番号(マイナンバー)	22

さ 行

災害性の原因によらない腰痛	38
災害性の原因による腰痛	37
災害発生状況見取図	77, 82
災害発生状況見取図 (第三者加害事案・交通事故用)	90, 101
裁決	326
再審査請求	328
在宅介護を行う介護人の派遣	7, 264
最低保障計算	282
再任用短時間勤務職員	2
再発	72
再発認定請求の手続	72
私怨 <small>えん</small>	31
紫外線療法	111
歯科補綴 <small>ほてつ</small>	110
事故(事実)証明書	105
時効	14
自己の職務遂行中の負傷	26
示談	313
示談書	69, 315
示談書見本	316
示談先行	307
失格	210
失権	209
疾病	32
指定医療機関	115, 119
指定医療機関等一覧表	340
自動車損害賠償責任保険	311
支払停止→遺族補償年金の支払停止	

支部審査会	15, 319
住居	62
柔道整復	111
就労保育援護金	7, 268
宿舍の管理上の不注意による負傷	31
宿舍の不完全による負傷	31
出勤又は退勤途上の負傷	29
出訴期間	329
出張又は赴任の期間中の負傷	26, 28
受領委任	116
準備行為中の負傷	28
準用→障害等級の準用	
障害系列表	186
障害差額特別給付金	8, 194
障害等級	185
——の準用	185
——の併合	185
障害等級早見表	336
障害特別援護金	7, 189
障害特別給付金	8, 190
障害特別支給金	7, 189
障害の程度	178
障害補償	5, 185
障害補償年金差額一時金	6, 193
障害補償年金前払一時金	6, 192
奨学援護金	7, 219, 266
上級室	113
常勤職員	1
常勤的非常勤職員	2
症状固定	117, 185
消退→急性症状消退	
傷病等級	178
傷病等級早見表	335
傷病特別給付金	8, 180
傷病特別支給金	7, 180
傷病補償年金	5, 178
職員	1
職員区分	19
審査請求	319
——の効果	327
——の提起・承継・取下げ	321
審査請求期間	323
審査請求書	321, 332
——の委任状	322, 334
審査請求人	321
診察	109
人身事故証明書入手不能理由書	103
人身傷害補償保険	312
診断書等の文書料	110
審理の手続	324
設備の管理上の不注意による負傷	30
設備の不完全による負傷	30
船員である職員の特例	240
全部休業	152, 156
葬祭補償	6, 234
相当因果関係	25, 31, 32
訴訟の提起	328
損害賠償との調整	14

た 行

第三者	305
第三者加害事案	305
——の成立要件	305
第三者行為による災害届書	69, 99, 313
地方公務員災害補償基金	4
地方公務員災害補償制度	1
——の概要	1
——の適用関係	1
——の目的及び特色	1
——の適用範囲及び実施機関	3
地方公務員災害補償の内容	5
中断	64
治ゆ	117
治ゆ報告書	118
長期家族介護者援護金	8, 265
治療材料	110
追加認定請求の手続	72
通勤災害	60
通勤災害に係る一部負担金	158
通勤災害認定基本図	61
通勤災害の認定	60
通勤による疾病	68
通勤による障害又は死亡	68
通勤による負傷	68
通勤の「始点」、「終点」	63
通勤の範囲	62
転医	117
転医届	117
転給	209
同意書→医師の同意書	
特殊公務災害	238
——に係る加算率	239
特別負担金	17
特別負担金割合	18
特別補償経理	17
特例遺族	219

な 行

日常生活上必要な行為	65
日光療法	111
入院	113
任意保険	312
認定基準	25
公務上の災害の——	25
上肢業務に基づく疾病の——	39
心・血管疾患及び脳血管疾患の——	41
精神疾患等の——	43
石綿による健康被害にかかる——	47
腰痛等の——	37
認定請求書添付資料一覧(公務災害)	57
認定請求書添付資料一覧(通勤災害)	70
認定請求の手続(公務災害)	53
認定請求の手続(通勤災害)	68
認定請求の取下げ	55, 69
認定請求時のチェックポイント(公務災害)	59
認定請求時のチェックポイント(通勤災害)	71
認定及び結果の通知(公務災害)	56

認定及び結果の通知(通勤災害)	69
熱気療法	111
念書	69
念書(第三者交通事故用)	107
念書(第三者交通事故以外用)	108
念書(被災職員用)	106
念書入手不能理由書	104

は 行

賠償先行→示談先行	
はり	112
針刺し事故等血液汚染事故	50
反論書	324
被害者請求	312
比較計算	290
非常勤職員	2
標識交付証明書	311
標準処理期間	10
費用の負担	17
福祉事業	7, 245
福祉事業の支給の制限	244
福祉事業の種類	7
普通負担金	17
普通負担金割合	18
普通補償経理	17
不服の申出	16, 330
不服申立て	15, 319
補償に関する決定に対する——	15, 320
不法行為	305
文書料→診断書等の文書料	
文書(情報)の開示制度	22
平均給与額	277
——の最低限度額及び最高限度額	293, 294
——の最低保障額	293
——の算定方法の種類	277
——のスライド率早見表	298
平均給与額算定書の記入留意事項	300
併合→障害等級の併合	
弁明書	324
防護行為中の負傷	28
放射線療法	111
ホームヘルパー派遣事業→在宅介護を行う	
介護人の派遣	
補償制限	244
補償先行	307
補償の種類	5
補償の流れ	12
補償を受ける権利	14
補償を受ける手続	9
補装具購入	116
補装具の支給	7, 246
本部審査会	15, 328

ま 行

マッサージ	112
未支給の福祉事業	271
未支給の補償	236
メリット制	19

	や 行		療養の現状等に関する報告書 …………… 23, 117
			療養補償 …………… 5, 109
薬剤 …………… 110			療養補償請求書(様式第 6 号)の
行方不明補償 …………… 241			チェックポイント …………… 122
腰痛 …………… 37			療養補償請求書に添付する書類一覧 …………… 121
予後補償 …………… 240			療養補償請求書類の流れ …………… 120
			療養補償の請求手続 …………… 119
	ら 行		療養補償の内容 …………… 109
			旅行費 …………… 265
離職後の休業補償 …………… 153			令第 1 条職員 …………… 2
リハビリテーション …………… 7, 246			レクリエーション参加中の負傷 …………… 30

災害補償の手引
(公務災害・通勤災害の手引)

昭和 50 年 3 月	初版発行
昭和 54 年 3 月	第 1 次改訂版発行
昭和 56 年 3 月	第 2 次 //
昭和 58 年 3 月 25 日	第 3 次 //
昭和 59 年 11 月 10 日	第 4 次 //
昭和 61 年 11 月 10 日	第 5 次 //
昭和 63 年 11 月 1 日	第 6 次 //
平成 2 年 4 月 1 日	第 7 次 //
平成 4 年 10 月 1 日	第 8 次 //
平成 6 年 9 月 30 日	第 9 次 //
平成 9 年 3 月 28 日	第 10 次 //
平成 11 年 3 月 29 日	第 11 次 //
平成 13 年 2 月	改訂初版発行
平成 15 年 3 月	第 1 次改訂版発行
平成 17 年 2 月	第 2 次 //
平成 19 年 2 月	第 3 次 //
平成 21 年 2 月	第 4 次 //
平成 23 年 8 月	第 5 次 //
平成 26 年 12 月	新訂初版発行
平成 29 年 11 月	第 2 次新訂版発行
令和 6 年 3 月	第 3 次改訂版発行

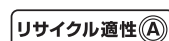
編集発行 地方公務員災害補償基金東京都支部

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1
都庁第一本庁舎北塔 35 階
電話 03-5320-7362

印刷 東京都同胞援護会事業局



古紙配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

